

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.10.2	札幌市洪水ハザードマップ配布業務(北区・東区版)(単備契約)	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	12,426,152	R1.8.21	R1.8.21 ~ R1.12.27	障害者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障害者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	危)危機管理対策課 001-211-3062
R1.10.2	札幌市洪水ハザードマップ配布業務(白石区・厚別区版)(単備契約)	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	7,806,568	R1.8.21	R1.8.21 ~ R1.12.27	障害者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障害者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	危)危機管理対策課 001-211-3062
R2.4.15	札幌市本庁舎清掃業務4	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	71,390,000	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	就労を希望する母子家庭の母又は寡婦に対して、その就労の機会及び就労に必要な知識等の習得に寄与し、自立を支援するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総)行政庁舎管理課 011-211-2052
R2.4.1	公文書館ホームページ所蔵資料検索閲覧システムweb公開・運営業務	株式会社マイクロフィッシュ	1,936,000	R2.3.26	R2.4.1 ~ R3.3.31	下記の理由により、上記システムの開発を担当した左記業者を選定する。 1 開発業者以外の者がこのシステムの当該業務を行うことは、業者のシステム構築ノウハウ等の保護の観点や既存システムの安定運用の観点から実施すべきでないため。 2 システムの内容(データ構造等)を熟知している左記業者が業務を行うことが、不具合等の発生を最小限にすることにつながるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)行政部公文書館 011-521-0205
R1.11.27	札幌市多言語総合相談窓口(仮称)整備業務	公益財団法人札幌国際プラザ	9,676,700	R1.10.7	R1.10.7 ~ R2.3.31	○(公財)札幌国際プラザ(以下、「国際プラザ」という)は、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。 ○本業務は、政府が策定した「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、指定都市等に設置が求められている外国人生活者等を対象とした一元的相談窓口の整備業務である。 ○相談窓口の設置場所については、利用促進や円滑な窓口運営の観点から、以下の理由により国際プラザの施設内(北1西3札幌MNビル)が最も適していると考えられる。 ・同施設は、これまでも地域の外国人はもとより多くの関係機関から外国人に係る相談ができる場所として広く認知されている。 ・運営主体となることが見込まれている国際プラザのオフィスと同一の場所に相談窓口を設置することにより、多文化共生施策に知見を有する職員の協力を効率的に取り付けることができるほか、国際プラザが実施する他の多文化共生事業との連携も強固なものとなる。 ○当該業務は、窓口設置場所となる国際プラザ施設内のレイアウトやネットワーク整備等を行うものであり、円滑かつ効率的に業務を進めること、さらには相談者にとって利用しやすい窓口となるようレイアウト・整備することが求められるが、これを実施できるのは、窓口設置先となる施設を保有し、その内容を熟知し、さらにこれまでも同施設内で外国人の相談に対応してきた国際プラザしかない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)国際部交流課 011-211-2032
R1.11.27	札幌市多言語総合相談窓口(仮称)運営業務	公益財団法人札幌国際プラザ	10,844,900	R1.10.7	R1.10.7 ~ R2.3.31	○(公財)札幌国際プラザは、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。 ○本業務は、政府が策定した「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、指定都市等に設置が求められている外国人生活者等を対象とした一元的相談窓口の運営業務である。 ○本業務については、外国人特有の問題を解消することが求められるといった業務の性質や品質確保の観点から、これまでも外国人の相談に対応している経験があり高いノウハウがあること、外国人が抱える問題を解決するために欠かせない関係公的機関や専門機関とのネットワークを有していること、外国人が抱える問題、共生施策に精通する職員を多数有する、あるいは育成能力を有することが求められる。 ○これらすべての条件を満たす者は、これまで地域国際化協会として、相談対応をはじめとした外国人の暮らしやコミュニケーション支援を目的とする数々の事業に取り組み、高い評価を得てきた(公財)札幌国際プラザしかない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)国際部交流課 011-211-2032
R1.8.28	イベント冊子配布業務(単備契約)	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	1,809,276	H31.4.15	H31.4.15 ~ R2.4.30	障がい者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に準ずる者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者を契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総)広報部広報課 011-211-2036
R1.8.28	広報誌一部指定地域配布業務(単備契約)	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	9,832,320	R1.5.17	R1.5.17 ~ R2.5.31	障がい者に対して、自立訓練または就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に該当する者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者に委託することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総)広報部広報課 011-211-2036
R1.8.7	札幌市公式ホームページ自動翻訳・音声読み上げ機能導入等業務	株式会社大塚商会	5,672,106	R1.7.23	R1.7.23 ~ R1.9.30	本業務は、札幌市公式ホームページ及び「札幌市公式ホームページ運用システム(以下、システムという。)」に自動翻訳・音声読み上げ機能(以下、翻訳機能等という。)の導入及び翻訳機能等の運用保守を行うものである。 札幌市公式ホームページは、市民に対し直接情報を届けられることができるとともに、市民が必要とする情報をすばやく提供できるという、高い即時性を持つ媒体であり、市民への円滑かつ速やかな情報提供を確保するために、非常に高い安定性と確実性が求められる。 システムはパッケージ製品に本市独自の機能を追加しているため、翻訳機能等の導入を確実に実施し、かつ安定した運用を実現するためには、受託者がシステムの特長、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する必要がある。 受託者がシステムを理解するためには、本市がシステムの詳細情報を開示する必要があるが、当該情報はパッケージ製品の著作権の関係から一般に開示することはできない。 そのため、システムの特長、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する業者は、平成22年度に実施した「札幌市公式ホームページ再構築業務」を受託し、システムの設計・開発を行い、かつシステムの運用保守業務も受託している(株)大塚商会札幌支店のみであり、本業務を履行できる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)広報部広報課 011-211-2036
R1.8.7	令和元年度「おもてなし」の視野拡大に向けた市民向けシティプロモーション業務	株式会社東急エージェンシー	7,480,000	R1.7.25	R1.7.25 ~ R2.3.27	本業務は、「おもてなしに係る市民の意識醸成や実践及び本市の魅力発信につなげるための事業を企画立案、進行管理するものであり、効率的かつ効果的に実施するためには、本市のシティプロモートの指針である「魅力都市さっぽろシティプロモーション戦略」や観光産業の現状、交流人口拡大に向けた取り組みなどへの予備知識のほか、高度な企画能力、高い創造性、プロモーション業務への専門的な知識や豊富な経験が必要になることから、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところである。当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)広報部広報課 011-211-2036

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.10.16	地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務	札幌テレビ放送株式会社	44,629,200	R1.8.30	R1.8.30 ~ R4.9.30	<p>本業務は市のイベントなどのお知らせ情報について、地上デジタルテレビのデータ放送により配信する業務であり、現在は札幌テレビ放送株式会社(STV)と平成28年10月1日から令和元年9月30日までの3年間の契約を締結しているところである。</p> <p>本業務は、広報さっぽろの誌面にイベント情報を掲載しなくなったこと代替手段でもあるため、これまで市民に対し、当該放送局でのお知らせ情報を配信していることや、お知らせ情報を見るための操作方法などについて、広報さっぽろや出前講座などを通じて丁寧に周知してきたところである。これにより、データ放送によるお知らせ情報配信の認知度・利用率は少しずつ向上しているが、今後も引き続き取り組んでいかなければならない課題となっている。</p> <p>このようなか中で、お知らせ情報を配信する放送局を変更した場合、これまで周知してきたSTVの「5チャンネル」から違うチャンネルに変更となり、それ自身が市民に大きな混乱を招くこととなる。また、データ放送画面のレイアウト等は放送局によって異なるため、操作方法が変わってしまい、現在の操作に慣れた市民にはさらなる混乱が生じることとなる。以上のことから、必要としている人に確実に情報を届けるため、現在のチャンネルや操作方法などは現状のまま変更せず、利用者の定着・増加を図っていく必要がある。</p> <p>したがって、現在のチャンネルや操作方法などを変更することなく、データ放送でのお知らせ情報を配信することができる唯一の事業者である札幌テレビ放送株式会社を本業務の参加資格者として選考する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 広報部広報課 011-211-2036
R1.12.11	広報システム移行業務	株式会社北海道キューブシステム	1,056,000	R1.11.28	R1.11.28 ~ R2.1.10	<p>広報システムは、広報誌や地デジ・アプリに掲載する情報や報道機関提供用の情報などの重要な情報が格納されることから、その運用管理には高い安定性と確実性が求められる。そのため、万が一障害が発生した場合には即時に復旧対応を行うことが不可欠である。</p> <p>本業務は、広報システムを社内クラウド環境へ移行することが目的であり、本業務の実施にあたっては同システムの特性、各機能の実態などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握しているとともに、システム全体を総合的に理解していることが必須要件である。</p> <p>本業務においては、広報システムを停止させることとなるが、本業務を別の業者が受託し、万が一不具合が発生した場合、その原因の特定と解決のための各種調整に必要以上に時間がかかることが想定される。これにより、予定よりシステムの停止時間が長期化する可能性もあり、各広報担当部署におけるデータ入力作業が停滞することで、市民へすばやく安定的に確実に情報提供することができなくなってしまう恐れがある。</p> <p>当該業者は、広報システムの初期開発業者から技術移転を受けている唯一の業者であるとともに、18年度から現在まで保守業務を受託し、かつ20年度と26年度にはシステム移行業務を、18年度と21年度、28年度、29年度にはシステム改修業務を受託していることから、同システムに関する特性、その機能の実態などを詳細かつ総合的に理解しており、上記要件を満たし、本業務を確実かつ円滑に遂行できる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 広報部広報課 011-211-2036
R2.1.8	札幌市公式ホームページ運用システムサーバOS更新業務	株式会社大塚商会	4,620,000	R1.12.20	R1.12.20 ~ R2.1.31	<p>本業務は、札幌市公式ホームページ運用システム(以下、システムという。)のサーバOSのサポート切れに伴うサーバOS更新を実施するものである。</p> <p>札幌市公式ホームページは、市民に対し直接情報を届けることができるとともに、市民が必要とする情報をすばやく提供できるという、高い即時性を持つ媒体であり、市民への円滑かつ速やかな情報提供を確保するために、非常に高い安定性と確実性が求められる。</p> <p>システムはパッケージ製品に本市独自の機能を追加しているため、サーバOSの更新を確実に実施し、かつ更新後の安定したシステム運用を実現するためには、受託者がシステムの特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する必要がある。</p> <p>受託者がシステムを理解するためには、本市がシステムの詳細情報を開示する必要があるが、当該情報はパッケージ製品の著作権の関係から一般に開示することはできない。</p> <p>そのため、システムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する業者は、平成22年度に実施した「札幌市公式ホームページ再構築業務」を受託し、システムの設計・開発を行い、かつシステムの運用保守業務も受託している(株)大塚商会札幌支店のみであり、本業務を履行できる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 広報部広報課 011-211-2036
R2.4.22	令和2年度広報テレビ番組「NORDのさっぽろキラキライブ」制作放送業務	株式会社ノヴェロ	10,890,000	R2.3.23	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務の実施にあたっては、テレビを通じて、札幌市が伝えたい情報を的確に伝えるとともに、市民がいかに番組に興味・関心を持ち、親しみをもって視聴してもらえるかが重要である。限られた予算内で、より広報効果の高い番組を制作・放送する必要がある当該業務は、価格競争による契約相手方の選定になじまないことから、公募型企画競争を実施したところである。</p> <p>当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 広報部広報課 011-211-2036
R2.4.22	令和2年度広報テレビ番組「札幌ふるさと再発見」制作放送業務	株式会社北海道博報堂	11,605,000	R2.3.23	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務の実施にあたっては、テレビを通じて、札幌市が伝えたい情報を的確に伝えるとともに、市民がいかに番組に興味・関心を持ち、親しみをもって視聴してもらえるかが重要である。限られた予算内で、より広報効果の高い番組を制作・放送する必要がある当該業務は、価格競争による契約相手方の選定になじまないことから、公募型企画競争を実施したところである。</p> <p>当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 広報部広報課 011-211-2036
R2.4.22	令和2年度広報テレビ番組「いっとこ! SAPPORO」等制作放送業務	株式会社電通北海道	16,225,000	R2.3.23	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務の実施にあたっては、テレビを通じて、札幌市が伝えたい情報を的確に伝えるとともに、市民がいかに番組に興味・関心を持ち、親しみをもって視聴してもらえるかが重要である。限られた予算内で、より広報効果の高い番組を制作・放送する必要がある当該業務は、価格競争による契約相手方の選定になじまないことから、公募型企画競争を実施したところである。</p> <p>当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 広報部広報課 011-211-2036
R2.4.22	令和2年度広報ラジオ番組制作放送業務	株式会社アド・ビューロー岩泉	2,030,160	R2.3.23	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務の実施にあたっては、ラジオを通じて、札幌市が伝えたい情報を的確に伝えるとともに、市民がいかに番組に興味・関心を持ち、親しみをもって視聴してもらえるかが重要である。限られた予算内で、より広報効果の高い番組を制作・放送する必要がある当該業務は、価格競争による契約相手方の選定になじまないことから、公募型企画競争を実施したところである。</p> <p>当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 広報部広報課 011-211-2036

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.8	令和2年度札幌市公式ホームページ運用等業務	株式会社大塚商会	10,905,180	R2.3.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、札幌市公式ホームページ及び「札幌市公式ホームページ運用システム(以下、システムという。)」の運用管理を安定的かつ確実に行うことを目的としている。 札幌市公式ホームページは、市民に対し直接情報を提供できるとともに、市民が必要とする情報を素早く提供できるという、高い即時性を持つ媒体である。 市公式ホームページ及びシステムに障害等が発生すると、市民への円滑かつ速やかな情報提供が著しく損なわれる恐れがあることから、市公式ホームページ及びシステムの運用管理には、非常に高い安定性と確実性が求められるとともに、万が一障害が発生した場合には、即時に復旧対応を行うことが不可欠である。 システムはパッケージ製品に本市独自の機能を追加しているため、本業務を遂行するためには、受託者がシステムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する必要がある。 受託者がシステムを理解するためには、本市がシステムの詳細情報を開示する必要があるが、当該情報はパッケージ製品の著作権の関係から一般に開示することはできない。 そのため、システムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する業者は、平成22年度に実施した「札幌市公式ホームページ再構築業務」を受託し、システムの設計・開発を行い、かつシステムの運用保守業務も受託している(株)大塚商会札幌支店のみであり、本業務を履行できる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R2.4.15	令和2年度広報誌レイアウト制作業務(単価契約)	総合商研株式会社	9,125,600	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	広報さつばろは、幅広い世代の方々を読むことを想定して作成しており、特に特集・企画記事を市民が読み進めるような誌面にするためには、レイアウトが親しみやすく、文字や写真、イラストなどを駆使して作成することが重要である。 そのため、高度な技術と経験を要するデザイン会社に制作を委託しているが、契約の相手方の選定に当たっては、技術力を価格による競争で判断することが困難であることから、公募による企画競争を実施している。 企画競争実施委員会が実施した企画提案審査会において、各委員の採点により、最低基準点(選考委員の総合点の5割)を超えたため、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R2.7.8	令和2年度法律相談業務	札幌弁護士会	10,318,000	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務の実施にあたっては弁護士への派遣が必要であり、札幌市内で当該業務を履行可能な者は、札幌弁護士会以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部市民の声を聞く課 011-211-2045
R1.6.12	令和元年度札幌市職員健康管理システム保守業務(月額契約)	株式会社HBA	1,555,200	R1.5.31	R1.6.1 ~ R2.3.31	本件は、再構築を行っている新システムの運用支援や障害対応業務である。 本件システムの運用支援や障害対応を行うにあたっては、システム全体の整合性を保ち、正常稼働が保証されなければ、職員の健康管理事務に重大な支障をきたす恐れがあるものである。したがって、本件業務の履行にあたっては、本件システムを熟知している者以外は非常に困難である。 左記の者は、本件再構築中のシステム開発を専属的に行っており、同じく再構築中である人事給与、庶務事務システム等の他システムとの連携情報についても熟知している。また、左記の者は、システム間連携も含めたシステム全体を熟知しているため、調査分析・設計工程が必要最小限で済み、費用を抑えることが可能である。 仮に、他の者が本件業務を受託した場合、システムの詳細分析や動作確認等の作業に要する期間や経費が膨大となるとともに、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、職員の健康管理業務に重大な支障をきたす恐れがある。 したがって、本件は、左記の者以外が業務を履行することは適当でない判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とし、左記の者を見積業者として指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務局職員部職員健康管理課 011-211-2086
R2.3.18	会計年度任用職員制度移行に伴う職員健康管理システム改修業務	株式会社HBA	3,062,400	R2.3.6	R2.3.6 ~ R2.3.31	特定者は、職員健康管理システムの設計開発事業者かつ運用保守事業者であり、当該システムについて唯一熟知した事業者である。本件改修業務は運用保守に係る役割と密接に関連する業務であり、特定者に業務を実施させた場合、履行品質の確保、期間の短縮、経費の節減が確保できる等、競争に付するよりも有利と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	総) 職員健康管理課 011-211-2086
R2.4.15	令和2年度札幌市職員健康管理システム保守業務	株式会社HBA	1,584,000	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	本件は、令和元年度に再構築を行った札幌市職員健康管理システムの運用支援や障害対応業務である。 本件システムの運用支援や障害対応を行うにあたっては、システム全体の整合性を保ち、正常稼働が保証されなければ、職員の健康管理事務に重大な支障をきたす恐れがあるものである。したがって、本件業務の履行にあたっては、本件システムを熟知している者以外は非常に困難である。 特定者は、本件システムの開発業務を専属的に行っており、同じく人事給与、庶務事務システム等の他システムとの連携情報についても熟知している。また、システム間連携も含めたシステム全体を熟知しているため、調査分析・設計工程が必要最小限で済み、費用を抑えることが可能である。 仮に、他の者が本件業務を受託した場合、システムの詳細分析や動作確認等の作業に要する期間や経費が膨大となるとともに、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、職員の健康管理業務に重大な支障をきたす恐れがある。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本件は特定者以外が業務を履行することが適当でない判断されることから、特定随意契約とし、特定者を契約の相手方として指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員健康管理課 011-211-2086
R2.4.30	令和2年度会計年度任用職員システム運用保守業務	富士通株式会社	1,089,000	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達の相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。以上より、本契約は、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082
R2.4.30	令和2年度会計年度任用職員システム用機器等保守業務	富士通リース株式会社	3,160,080	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、既に契約を締結した借受物品会計年度任用職員システム用サーバ機器等の賃貸借の保守業務である。当該借受物品の故障等により修理・交換が必要が発生した際には、所有者を介する必要があるが、本契約の相手方は当該借受物品の所有者である富士通リース(株)に限定される。以上より、本契約は、競争性を考慮する必要がないため、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.6.12	令和元年度マネジメント研修指導業務	株式会社日本マンパワー	3,308,040	R1.5.29	R1.5.29 ~ R1.7.31	先に実施した公募型企画競争「札幌市職員研修指導業務企画競争区分G(マネジメント研修)」により、所定の手続きを経て選定された受託候補者である。 なお、本業務の概要は、以下のとおり。 1 部長職研修「マネジメント」 部長職の役割を認識し、必要な知識を身に付けることを目的として、部下育成に係るマネジメントの在り方について再確認し、組織経営マネジメントを学ぶ。 2 新任課長のためのマネジメント研修 課長職として効果的に組織をマネジメントするとともに、部下との信頼関係を構築しながら、組織目標の達成を図れるようになることを目的として、組織のマネジメントに必要な知識や目標管理を通じた部下育成の方法を学ぶ。 3 課長職3年目研修 管理職(課長職)の管理監督能力を高め、職場のリスクを管理しながら、より良い職場風土づくりを進めていくための管理職の役割を強化することを目的として、課長職としてのマネジメントの在り方を再確認しながら、職場における不祥事を含むリスクの「未然防止」、「発生時の対応」について、必要な考え方や手法を学ぶ。また、部下の個性や生活環境の多様性を生かした育成方法についても学ぶ。 4 新任係長のためのマネジメント研修 係長としてのマネジメント力を発揮しながら、部下と同僚、上司との信頼関係を構築して効果的に仕事に取り組めるようになることを目的として、円滑な職場運営に向けて、マネジメントの基本やコミュニケーションスキル、日常業務を活用した基本的な部下育成について学ぶ。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務局職員部自治研修センター 011-866-3666
R1.7.10	令和元年度出前型研修「市民応対力向上編」指導業務	株式会社パトス	1,799,840	R1.7.1	R1.7.1 ~ R1.11.27	先に実施した指名型企画競争「札幌市職員研修指導業務企画競争区分A(市民応対・接遇研修)」により、所定の手続きを経て選定された受託業者である。 なお、本業務の概要は、市民の期待に応え、信頼される職員となるために、市民の視点に立ち、適切で思いやりのある市民応対ができるようになることを目的・ねらいとして、これまでの市民応対を振り返り、接遇・電話応対・クレーム対応の手法を指導するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務局職員部自治研修センター 011-866-3666
R1.9.18	令和元年度新採用職員後期研修(仕事の基礎知識)指導業務	株式会社ビーコンラーニングサービス	3,742,200	R1.9.9	R1.9.9 ~ R2.1.16	先に実施した公募型企画競争「札幌市職員研修指導業務企画競争区分B(新採用職員向け業務基礎研修)」により、所定の手続きを経て選定された受託候補者である。 なお、本業務の概要は、以下のとおり。 1 新採用職員1後期研修 ・これまでの業務経験を振り返りながら、前期研修で学んだことを再確認する。 ・自身の課題や目標を明確にし、組織の一員としてとるべき行動を認識する。 ・札幌市職員として職務に従事することの自覚を再確認する。 2 新採用職員2後期研修 「1 新採用職員1後期研修」に同じ。 3 さっぽろ連携中核都市圏市町村職員向け新採用職員後期研修 ・これまでの業務経験を振り返る。 ・自身の課題や目標を明確にし、組織の一員としてとるべき行動を認識する。 ・市町村職員として職務に従事することの自覚を再確認する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)研修センター研修担当課 011-866-3666
R1.10.16	令和元年度「整理力アップ研修」「分かりやすい資料作成・資料説明研修」「講師力養成研修」指導業務	株式会社インソース	1,689,600	R1.10.9	R1.10.9 ~ R1.12.4	先に実施した公募型企画競争「札幌市職員研修指導業務企画競争区分E(業務遂行能力向上研修)」により、所定の手続きを経て選定された受託候補者である。 なお、本業務の概要は、以下のとおり。 1 整理力アップ研修 身の回りの整理・整頓の手法や効率的な時間管理、論理的な思考方法などについて学ぶ。 2 分かりやすい資料作成・資料説明研修 分かりやすい資料を作るとともに、様々な場面・相手に応じて要点を伝えるために必要な考え方や説明手法について学ぶ。 3 講師力養成研修 講義内容の組み立て方、資料の作成や講義の方法のポイントなど、より効果の高い研修や説明会を実施するために必要となる考え方や手法を学ぶ。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)研修センター研修担当課 011-866-3666
R1.12.4	eラーニングシステム構築及び運用保守業務	株式会社大塚商会	1,666,500	R1.11.26	R1.11.26 ~ R2.3.31	本件業務は、既存のeラーニングシステムを、現在使用している物理サーバから、札幌市情報システム部がインターネット上で運用する庁内クラウド環境に構築(移行)すること及び構築後の保守・管理を行うことを目的とする。 現在使用している物理サーバはOSにWindows Server 2008 R2を使用しているため、マイクロソフト社によるサポートが終了する令和2年1月14日までの移行が必要である。 本件業務の履行に当たっては、受託者には、対象システムの機能、機器構成、各種設定情報のほか、職員情報を利用するための関連システムとの連携に係る仕組み、庁内クラウド環境等を熟知していることが求められる。 当該選定事業者は、本システムの開発、納入を行っていることから、開発工程において、システムの運用の詳細を熟知しているのは同社以外にない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、株式会社大塚商会を本業務における契約の相手方に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)研修センター研修担当課 011-866-3666
R2.4.8	令和2年度新採用職員前期研修(市民応対)指導業務	株式会社パトス	4,035,075	R2.3.18	R2.3.18 ~ R2.4.15	先に実施した公募型企画競争新採用職員向け市民応対研修(区分A)により、所定の手続きを経て選定された受託候補者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)研修センター研修担当課 011-866-3666
R2.4.8	令和2年度新採用職員前期研修(仕事の基礎知識)指導業務	株式会社ビーコンラーニングサービス	5,459,103	R2.3.18	R2.3.18 ~ R2.4.15	先に実施した公募型企画競争「新採用職員向け業務基礎研修【区分B】」により、所定の手続きを経て選定された受託候補者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)研修センター研修担当課 011-866-3666

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額 (円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 4. 15	令和2年度e-ラーニングシステム保守業務	株式会社大塚商会	1,287,000	R2. 3. 26	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本件業務は、e-ラーニングシステムの安定的な稼働を確保するために、システムの保守及び管理を行うことを目的とする。 本件業務の履行に当たっては、受託者には、対象システムの機能、機器構成、各種設定情報のほか、職員情報を利用するための関連システムとの連携に係る仕組み、庁内クラウド環境等を熟知していることが求められる。 当該選定事業者は、本システムの開発、納入を行っていることから、開発工程において、システムの運用の詳細を熟知しているのは同社以外にない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、株式会社大塚商会を本業務における契約の相手方に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R1. 6. 12	平成31年度情報セキュリティポリシー研修業務	株式会社大塚商会	3,348,000	R1. 5. 24	R1. 5. 24 ~ R2. 1. 31	初度の入札では応札者がおらず不調となり、二度目の入札では株式会社大塚商会1者からの応札があったものの、再度の入札を2回実施したが落札されなかった。これ以上競争入札を継続することが困難であるため随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)	総務局情報システム部システム調整課 011-211-2184
R1. 7. 24	行政情報系ネットワークレイヤ2スイッチ更新業務	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	1,220,346	R1. 7. 17	R1. 7. 17 ~ R1. 9. 30	行政情報系ネットワークは、イントラネットをはじめ総合行政システム、基幹系情報システム、戸籍システム等の原局システムなど、本市の行政情報系システムの通信基盤となる非常に重要な設備であり、万が一不具合が発生した場合は各種システムの稼働に支障をきたし、行政事務の執行に多大な影響を及ぼすこととなる。 本業務は、行政情報系ネットワークで使用している機器の交換、設定や作業完了後の試験を行うものである。設定及び試験を実施するにあたっては、既存ネットワーク全体の構成、設定内容等を総合的に把握し、作業による万が一の不具合発生時にも迅速かつ確実に対処できる必要がある。 左記業者は、当該ネットワークの構築当初より設備の保守業務に携わり、ネットワークの全体設計及び運用状況を熟知しているため、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たしていると判断される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務局情報システム部システム調整課 011-211-2184
R1. 9. 4	住民基本台帳ネットワーク機器設定変更業務	株式会社北海道日立システムズ	1,009,800	R1. 8. 27	R1. 8. 27 ~ R1. 11. 28	本業務は、住民基本台帳ネットワークに接続するネットワーク機器の設定変更及び通信確認等の試験を行うものである。 「住民基本台帳ネットワーク」は、他自治体と連携し、ネットワーク上に住民基本台帳データを伝送している情報通信回線網であり、本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、万が一の故障発生時にも、一部の事象によるものだけでなく、障害状況によってはネットワーク全体の稼働状態から故障の原因を類推し、そのうえで迅速かつ確実に対処できる必要がある。 上記内容が可能な業者は、当該ネットワーク構築の当初より運用支援、設備保守を誠実にやり、システムの安定運用に寄与してきた実績があり、かつ必要な知識、技術的要件をすべて兼ね備えた特定者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-211-2184
R1. 10. 23	札幌市エクストラネット更改業務	札幌総合情報センター株式会社	24,354,000	R1. 8. 28	R1. 8. 28 ~ R2. 3. 27	本業務は「(総合行政) 共通基盤システム」の再構築における要件分析を行うものであるため、履行するには下記の条件が必須である。 ・既調達役務である「総合行政情報システム共通基盤設計・開発業務」及び「総合行政情報システム共通基盤再構築調査業務」の成果を熟知していること。 ・本市が独自に開発を行った「総合行政情報システム」の特性、制約条件等の仕様を熟知していること。 ・本システムと密接な関係を有する各業務システムとの関連性についても熟知していること。 これらの条件を満たす業者は札幌総合情報センター株式会社のみであると判断される。 仮に本業務を他業者へ委託した場合、本システム、総合行政及び各業務システムの特性等を習得するために時間を要することが想定される。迅速に業務を遂行できない場合、本業務は現在再構築を行っている総合文書管理システム及び財務会計システムの要件定義に多大な影響を及ぼす恐れがある。 以上から、本業務は札幌総合情報センター株式会社他に委託が可能な業者は無い。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-211-2184
R1. 11. 27	モバイルワーク実証実験に係る共有資源基盤サービス受入業務	株式会社大塚商会	1,452,000	R1. 9. 12	R1. 9. 12 ~ R2. 1. 31	本業務の履行にあたっては、 ・共有資源基盤のサーバ及びネットワーク等の機器、ソフトウェアの構成、設定内容並びにセキュリティ対策の詳細を熟知し、これらに整合させながら、新規システムが必要とする仮想サーバ及び仮想ネットワークを構築できる。 ・共有資源基盤上で稼働中の既存システムの設定内容や運用等に影響を及ぼさず、また障害等が発生させずに業務を遂行できる。 の要件を満たせることが不可欠である。 当該業者は共有資源基盤の構築及び運用保守を受託しており、同基盤を構成する機器及びソフトウェア、セキュリティ対策の詳細並びに稼働中システムの構成、設定及び運用方法等を熟知している唯一の業者である。 仮に同要件を他業者が満たすためには、本市のネットワーク分離にかかるシステム構成及びセキュリティ対策の詳細等について情報開示が必要となり、本市全体のセキュリティ確保の観点で著しい不利益がある。 以上により、本業務を履行できるのは左記業者をおいて他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-211-2184
R2. 3. 25	札幌市WESTGATE再構築業務	札幌総合情報センター株式会社	6,666,000	R1. 9. 25	R1. 9. 25 ~ R2. 3. 31	(業務履行上の要件) 本市DMZの構成内容・制約条件・環境特性を理解しており、稼働しているシステム群の安定性を保ちつつ、効率的で安全、確実な作業計画を作成し実施できること (随意契約とする理由) 左記業者は、毎年度継続している調達役務「インターネット接続及び公式IP等運用保守業務」並びに随時実施、完了してきた各システムサーバ更新・構築業務等を受託した実績があり、上記の業務履行上の要件を満たしている。 仮に同要件を他業者が満たすためには、これらに関する知識と情報の開示が必要となるが、DMZの構成内容等の情報を開示することはセキュリティ確保の観点からも不利益であると判断される。したがって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.3.25	札幌市職員認証基盤CAサーバ再構築業務	札幌総合情報センター株式会社	12,155,000	R1.12.23	R1.12.23 ~ R2.3.31	(業務履行上の要件) 本市職員認証基盤の構成内容・制約条件・環境特性を理解しており、稼働しているシステム群の安定性を保ちつつ、効率的で安全、確実な作業計画を作成し実施できること (随意契約とする理由) 左記業者は、毎年度継続している調達業務「札幌市職員認証基盤運用保守業務」並びに随時実施・完了してきた各システムサーバ更新・構築業務等を受託した実績があり、上記の業務履行上の要件を満たしている。 仮に同要件を他業者が満たすためには、これらに関する知識と情報の開示が必要となるが、札幌市職員認証基盤の構成内容等の情報を開示することはセキュリティ確保の観点からも不利益であると判断される。 したがって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-26-6479
R2.4.15	札幌市地理情報システム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	30,085,000	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市地理情報システムの構築、運用保守業務を受託し、構築及び運用に一貫して携わってきたのは上記の業者であり、システムの内部構造に関する情報は、唯一同業者が熟知している。また、本システムは同業者の経験や知識に基づく独自の技術により構築されており、現に稼働しているシステムの運用に影響を与えず、かつ既存のデータとの整合性を保った状態でデータを変換・搭載する方法は、同業者のみが把握している。 従って、同業者は本業務の履行に必要な要件をすべて満たしており、これを履行できるのは同業者をおいて他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R2.4.1	HARP施設予約サービス利用業務	株式会社HARP	24,574,000	R2.3.11	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務において本市が利用する施設予約システムは、左記業者が提供するASP(Application Service Provider)サービス(ネットワークを通して遠隔からソフトウェアを利用させるサービス)であり、左記業者がプログラム等の著作権を所有しているため、他者が保守、運用等を行うことはできない。従って、当該契約の相手方は左記業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6279
R2.4.15	札幌市エクストラネット運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	13,475,000	R2.3.11	R2.4.1 ~ R3.3.31	ア 業務履行上の要件 「札幌市エクストラネット」は、札幌市イントラネットと外部ネットワークとの間を安全に接続する中間的なネットワーク基盤として存在している。 本業務を履行するにあたっては、ネットワーク基盤という特性から情報セキュリティを確保しつつ高い可用性を維持する必要があり、そのためには、札幌市エクストラネットの技術仕様に加えて、相互に接続する札幌市イントラネットと外部ネットワークとの接続仕様を熟知している必要がある。 イ 当該業者を指名する理由 当該業者は、札幌市エクストラネットの構築を行った実績があり、その技術仕様を熟知している。また、札幌市イントラネットと外部ネットワークの接続口にあたるインターネットシステムの運用保守業務を受託している業者でもあり、相互に接続するための接続仕様も熟知している。よって、「業務履行上の要件」を満たす唯一の業者となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R2.4.15	札幌市職員認証基盤運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	9,295,000	R2.3.11	R2.4.1 ~ R3.3.31	ア 業務履行上の要件 (ア) 「札幌市職員認証基盤」の設計思想及び開発成果を熟知し、安定的なサービスの提供が可能なこと (イ) 「札幌市職員認証基盤」の構成要素を熟知し、障害発生時においては迅速かつ確実な対応が可能なこと イ 当該業者を指名する理由 当該業者は、イントラネットのセキュリティ確保における重要な基盤である「札幌市職員認証基盤」を設計・開発した業者であり、安定的な認証サービスの提供に必要な運用保守作業を熟知している。また、構築業者であることからその構成要素も熟知し、障害発生時においては障害ポイントを特定して迅速かつ確実な対応が可能である。よって、「業務履行上の要件」を満たす唯一の業者となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R2.4.1	札幌市菊水庁舎自動制御設備保守点検業務	ジョンソンコントロールズ株式会社	4,840,000	R2.3.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務の対象となる設備はジョンソンコントロールズ株式会社製であり、当該業務を安全かつ確実に履行し、また、故障発生等の緊急時において交換部品を確保し、同設備の修理に迅速かつ安全確実に対応できるのは、これまで保守点検業務を受託し、誠実に履行してきた実績があり、かつ必要な知識及び技術的要件を兼ね備えた左記業者をおいて他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6279
R2.4.8	菊水庁舎CVCF保守業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	2,035,000	R2.3.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	左記業者は、CVCFの製造元である三菱電機(株)の系列会社であり、保守専門会社としてCVCFの保守・修理・整備一任されており、交換用部品等の調達、修繕に必要な知識及び技術的要件を兼ね備え、安全確実に本業務を実施できる唯一の業者である。以上のことから、故障等の際、迅速に交換部品を調達し、修理作業を安全確実に行えるのは、同業者において他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6879
R2.4.8	情報通信伝送路保守業務	東日本電信電話株式会社	14,322,000	R2.3.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市情報通信伝送路は、職員イントラネットシステムを始めとした種々の行政情報や、市民への各種サービスを取り扱う行政情報系ネットワーク等を構築する情報通信回線網であり、本業務は、同設備の設備点検、運用調整、障害対応、技術支援、資料整備を行うものである。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐に渡る札幌市情報通信伝送路の全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、万が一の故障発生時にも、一部の事象によるものだけでなく、障害状況によっては、伝送路全体の稼働状態から故障の原因を推し、そのうえで迅速かつ確実に対応する必要があるが、その実現のためには多大な時間と知識が必須となり、新規参入業者が契約当初からこれを満たすのは非常に困難である。 履行に必要な要件が満たされないまま本業務に携わるとは、ネットワークの安全稼働を保障する上で極めて問題であり、結果として市民への影響も計り知れないものとなる。 したがって、本業務を履行するためには、札幌市情報通信伝送路の構築当初から、関連設備の詳細設計、運用支援、設備保守を誠実にやり、安定運用に寄与してきた実績があり、かつ必要な知識、技術的要件をすべて兼ね備えた本特定業者をおいて他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6879
R2.4.15	電子計算機用空調機保守業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	5,676,000	R2.3.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	左記業者は空調機の製造元である三菱電機(株)の系列会社であり、保守専門会社として空調機の保守・修理・整備を一任されており、交換用部品等の調達及び修繕に必要な知識及び技術的要件を兼ね備え、安全確実に本業務を実施できる唯一の業者である。 以上のことから、故障等の際、迅速に交換部品を調達し、修理作業を安全確実に行えるのは、同業者において他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6879

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	情報通信ネットワーク保守業務	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	67,047,552	R2.3.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	情報通信ネットワークは、行政情報系ネットワーク、LGWAN及び住民基本台帳ネットワークからなる本市の通信基盤となる非常に重要な設備である。本業務は、上記3ネットワークの安定稼働を目的とし、各拠点の設備点検、運用調整、障害対応、技術提案、資料整備を行うものである。 本業務を安全かつ確実に履行するために、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、万が一の故障発生時にも、一部の事象によるものだけではなく、障害状況によっては、ネットワーク全体の稼働状態から故障の原因を推し、そのうえで迅速かつ確実に対応する必要性があるが、その実現のためには、多大な時間と知識が必須となる。 一方、職員への各種サービス提供を停滞させることなく継続していく上では、本業務仕様が求める安定性、可用性を業務着手後速やかに確保できることが非常に重要な要件となる。 左記業者は、当該ネットワークの構築当初より保守業務に携わっており、全体設計及び運用状況を熟知しているため、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たしていると判断される。 したがって、地方自治法第234条第2項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、当該業者から見積書を徴して随意契約することが妥当である。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム調整課 011-826-6879
R2.4.22	庁内クラウド基盤運用保守業務	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	13,530,000	R2.3.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	(1) 調達形態 地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約による業務委託 (2) 委託業者名 パナソニック システムソリューションズ ジャパン(株) 北海道支社 社長 古神 和也 豊平区月寒中央通1丁目7-4 0 (3) 随意契約とする理由 (業務履行上の要件) ア 庁内クラウド基盤の安定運用を保証しつつ、効率的で安全、確実な作業計画を作成し、本業務を履行できる必要十分な知識、技術を有していること。 イ 庁内クラウド上の各サーバが庁内クラウド外と安全かつ確実に通信できるよう、適切なネットワーク設定及び通信制御設定ができること。 (随意契約とする理由) 当該業者は、平成29年度に庁内クラウド基盤の構築及び運用保守業務を受託し、システム構築及び運用保守を確実に遂行している。また、平成30年度においても運用保守業務を受託し、その業務を確実に遂行しており、庁内クラウド上のサーバ及びネットワークの構成、基本設定、運用ポリシー、環境条件等を熟知し、高品質かつ確実な業務履行についての信頼性を有する。 また、当該業者は本市行政系情報ネットワークの運用保守業務の受託業者でもあり、イントラネット、エクストラネット、データ連携ネットワーク等、各種論理ネットワークの構成及び運用状況について熟知しており、各ネットワーク上のサーバに対して、セキュリティを保ちつつ適切に相互接続する知識・技術に精通している。 当該業者は上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たしている唯一の業者であり、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム調整課 011-826-6479
R1.5.8	総合行政情報システム共通基盤再構築要件定義業務	札幌総合情報センター株式会社	29,862,000	H31.4.23	H31.4.23 ~ R2.3.31	本業務は「(総合行政)共通基盤システム」の再構築における要件分析を行うものであるため、履行するには下記の条件が必須である。 ・既調達役務である「総合行政情報システム共通基盤設計・開発業務」及び「総合行政情報システム共通基盤再構築調査業務」の成果を熟知していること。 ・本市が独自に開発を行った「総合行政情報システム」の特性、制約条件等の仕様を熟知していること。 ・本システムと密接な関係を有する各業務システムとの関連性についても熟知していること。 これらの条件を満たす業者は札幌総合情報センター株式会社のみであると判断される。 仮に本業務を他業者へ委託した場合、本システム、総合行政及び各業務システムの特性等を習得するために時間を要することが想定される。迅速に業務を遂行できない場合、本業務は現在再構築を行っている総合文書管理システム及び財務会計システムの要件定義に多大な影響を及ぼす恐れがある。 以上から、本業務は札幌総合情報センター株式会社の他に委託が可能な業者は無い。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務局情報システム部システム管理課 011-211-2204
R1.7.3	基幹系-介護保険、後期高齢システム保守追加(品質改善)業務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	5,086,800	R1.5.7	R1.5.7 ~ R1.7.31	本業務は、介護保険、後期高齢システムにおいて瑕疵担保期間を経過して発生している障害を解消することで、システムの品質向上及び安定した運用保守を目指すものである。この作業は、当該業者とすでに契約している「基幹系情報システム-介護保険、後期高齢システム運用保守業務」(契約期間：平成29年4月1日～平成31年8月31日)で定義している「保守的システム改修等の作業」である「瑕疵担保期間が終わった障害対応」及び「システムの運用を維持する上で必要となる作業」に該当する保守作業である。保守作業は、定常・定量的に想定できない作業であり、工数の上限を設けた上で契約しているが、本作業を実施する場合、この上限を超える工数であるため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務局情報システム部システム管理課 011-211-2204
R1.6.12	手当システム(児童)改修業務(制度改正対応)	株式会社北海道日立システムズ	4,737,960	R1.6.5	R1.6.5 ~ R2.3.31	本業務は、手当システム(児童)の一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「高齢・障がい福祉システム等改修業務(マイグレーション対応)」(以下、「先行業務」という。)(契約期間：平成31年4月4日～令和2年3月31日)において、同システムの改修を行っており、本件によるシステム改修でプログラムが回帰しないように、先行業務と併せて監視、調整しながら実施しなければならないなど、極めて密接な連携性を有している。 仮に、本業務を別の業者に委託した場合、先行業務の全容と修正内容を把握したうえで本業務を行わなければならないが、先行業務にて成果物に修正が発生した場合、その内容を取り込み影響の再調査を行わなければならないため、多大な作業を要するとともに、相互に齟齬が生じるおそれがある。 このような状況は、本業務を市民サービスに影響がないように極めて短期間に迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができないこととなり、かつ無駄なコストが増加することが明らかであるため、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務局情報システム部システム管理課 011-211-2204

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.7.3	インフラ更改に伴う現行インフラ移行業務(国保・福祉)	日本ユニシス株式会社	24,467,400	R1.6.21	R1.6.21 ~ R2.3.31	本業務は基幹系情報システムの国保・福祉系のサーバを次期インフラへ移行することである。これを遂行するには稼働中の各システムに影響を与えないよう作業計画を立てる必要があり、システム全体の機能、機器構成、各種設定情報、ネットワーク構成及び通信経路など各種機器間の連携における仕様等、現行インフラや基幹系情報システムの構成などを熟知してはならない。 また、本業務で実施する作業は現行インフラの運用保守業務の範囲に影響を与えるため、本業務と現行インフラの運用保守業務は密接不可分となる。 仮に他業者が実施した場合は責任の範囲が不明瞭となり、障害発生時には速やかな復旧に支障をきたすことが想定される。 したがって、現在、現行インフラの運用保守を行っている当該業者以外に本業務を履行できる業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務局情報システム部システム管理課 011-211-2204
R1.7.3	財務会計システム改修業務(電子納税データ等取込対応)	富士通株式会社	3,402,000	R1.6.25	R1.6.25 ~ R1.9.27	1 業務履行上の要件 本業務の履行にあたっては、(1)既調達役務である「財務会計システム開発業務」の成果を熟知し、効率的で的確な業務の履行が可能なこと、(2)本システムの運用について熟知し、現に稼働しているシステムの運用に影響を与えることなく的確に業務を履行できること、(3)本市が独自に開発を行った札幌市総合行政情報システムの仕様、機能・特性・制約条件、データベース構造等を熟知し、確実な業務履行について高い信頼性を有することが不可欠である。 2 当該業者を指名する理由 当該業者は、既調達役務である「財務会計システム開発及び運用保守業務」(契約期間：平成17年8月1日～平成24年3月31日)を受託し、本システムの開発工程における業務分析、設計、製造及び職員認証機能や電子決裁システム等との連携機能を構築しており、運用も携わっている唯一の業者である。また、本システムは同業者の経験や知識に基づく独自の技術により構築されており、同業者は現に稼働しているシステムの運用に影響を与えることなく本業務を履行するために必要なシステムの内部構造を熟知している。従って、本システムを開発し運用保守業務を受託した実績のある同業者において、これを履行する業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務局情報システム部システム管理課 011-211-2204
R1.7.24	基幹系-国保・年金・医療助成システム保守追加(品質改善)業務	株式会社流研	6,793,200	R1.7.18	R1.7.18 ~ R1.8.27	本業務は、国保、年金、医療助成システムにおいて取替担保期間を超過して発生している障害を解消することで、システムの品質向上及び安定した運用保守を目指すものである。この作業は、当該業者とすでに契約している「基幹系-国保、年金、医療助成システム運用保守業務」(契約期間：平成29年4月1日～令和元年8月31日)で定義している「保守的システム改修等の作業」である「取替担保期間が終わった障害対応」及び「システムの運用を維持する上で必要となる作業」に該当する保守作業である。保守作業は、定常・定量的に想定できない作業であり、工数の上限を設けた上で契約しているが、本作業を実施する場合、この上限を超える工数であるため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提においた場合、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがあり、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総務局情報システム部システム管理課 011-211-2204
R1.8.7	介護保険システム等改修業務(制度改正対応等)	株式会社北海道日立システムズ	9,115,200	R1.7.25	R1.7.25 ~ R2.3.31	本業務は、介護保険システムおよび後期高齢システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「介護保険システム等改修業務(マイグレーション対応等)」(以下、「先行業務」という。)(契約期間：平成31年4月4日～令和2年3月31日)において、同システムの改修を行っており、本件によるシステム改修でプログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて監理、調整しながら実施しなければならないなど、極めて密接な接続性を有している。 仮に、本業務を別の業者に委託した場合、先行業務の全容と修正内容を把握しただけで本業務を行わなければならない、先行業務にて成果物に修正が発生した場合、その内容を取り込み影響の再調査を行わなければならないため、多大な作業を要するとともに、相互に齟齬が生じるおそれがある。 このような状況は、本業務を市民サービスに影響がないように極めて短期間に迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができないこととなり、かつ無駄なコストが増加することが明らかであるため、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.8.21	金融機関・財務連携代行システム改修業務(保育無償化対応)	株式会社北海道日立システムズ	6,112,800	R1.8.6	R1.8.6 ~ R1.10.31	本業務は、金融機関・財務連携代行システムの一部を改修する業務であるが、本システムにおいては、既に当該業者に委託している「税収管理システム等改修業務(地方税共通納税システム対応)」(契約期間：平成31年1月23日から令和元年9月30日まで。)により、現在システム改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて整理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 したがって、本業務を履行できる業者は当該業者の他にはいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.9.4	基幹系-国保・年金・医療助成システム運用保守引継業務	株式会社流研	17,160,000	R1.8.26	R1.9.1 ~ R1.11.29	本業務は、基幹系情報システムの安定稼働を維持し、市民影響等の問題が発生しないように、現在の運用保守作業のノウハウや知見を熟知している業者が新規受託業者に対して運用保守作業を適切かつ確実に引き継ぐ業務である。 このノウハウや知見については、対象となるシステムの運用保守業務を受託し、実際の運用保守作業を行っている当該業者しか持ちえない技術に該当するため、本業務を受託できるのは当該事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.9.11	医療助成システム改修業務(対象者年齢拡大(小三)対応)	株式会社北海道日立システムズ	10,604,000	R1.8.28	R1.8.28 ~ R2.3.31	本業務は、医療助成システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「医療助成システム改修業務(マイグレーション対応等)」(以下、「先行業務」という。)(契約期間：平成31年4月4日～令和2年3月31日)において、同システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等については、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて監理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.9.11	後期高齢システム改修業務(軽減特例割合見直し対応)	株式会社北海道日立システムズ	1,494,900	R1.8.30	R1.8.30 ~ R2.3.31	本業務は、後期高齢システムの一部を改修する業務であるが、本システムにおいては、既に当該業者に委託している「介護保険システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」(以下、「先行業務」という。)(契約期間:平成31年4月4日~令和2年3月31日)により、現在システム改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて監理・調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.9.25	基幹系-住民記録等システム運用保守引継業務	株式会社北海道日立システムズ	6,050,000	R1.9.19	R1.10.1 ~ R1.12.31	本業務は、基幹系情報システムの安定稼働を維持するために、現在の運用保守作業のノウハウや知見を熟知している業者が新規受託業者に対して運用保守作業を適切に引継ぐ業務である。このノウハウや知見については、対象となるシステムの運用保守業務を受託し、実際の運用保守作業を行っている当該業者しか持ちえない技術に該当するため、本業務を受託できるのは当該業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.10.2	手当システム(児童)改修業務(制度改正追加対応)	株式会社北海道日立システムズ	1,636,800	R1.9.24	R1.9.24 ~ R2.3.31	本業務は、手当システム(児童)の一部を改修する業務であるが、本システムにおいては、既に当該業者に委託している「高齢・障がい福祉システム等改修業務(マイグレーション対応等)」(以下、「先行業務」という。)(契約期間:平成31年4月4日~令和2年3月31日)により、現在システム改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理・調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 したがって、本業務を履行できる者は当該業者の他にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.10.2	高齢・障がい福祉システム改修業務(幼児教育無償化対応)	株式会社北海道日立システムズ	17,050,000	R1.9.25	R1.9.25 ~ R2.3.31	本業務は、高齢・障がい福祉システムの一部を改修する業務であるが、本システムにおいては、既に当該業者に委託している「高齢・障がい福祉システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」(以下、「先行業務」という。)(契約期間:平成31年4月4日~令和2年3月31日)により、現在システム改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理・調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 したがって、本業務を履行できる者は当該業者の他にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.10.9	総合行政情報システム再構築に係る開発監理支援業務(文書管理)	札幌総合情報センター株式会社	40,293,000	R1.9.27	R1.9.27 ~ R3.10.31	本業務は文書管理システムの再構築において本市が実施する開発監理の補助であり、各工程の進捗管理、リスク管理、品質管理等を支援するものである。本業務の監理対象となる文書管理システムは、総合行政情報システム上で動作する業務システムの一つとして新たに設計、開発されるが、総合行政情報システム全体の土台部分となる共通基盤については現在、再構築の要件定義を札幌総合情報センター(株)が行っており、詳細な仕様を今後確定していく状況である。そのため、新文書管理システムの開発監理を実施していくにあたっては、新共通基盤が求める技術的要件を新文書管理システムが満たすよう指示しながら、設計開発内容の妥当性を検証したり、技術的課題を早期に発見したりする必要があり、この要件を満たすのは、「総合行政情報システム共通基盤再構築要件定義業務」を受託している札幌総合情報センター(株)において他にない。 したがって、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第11条第1項第2号に基づき左記業者との随意契約とした。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.10.30	基幹系-インフラ提供サービス-令和元年度サービス追加業務	日本ユニシス株式会社	10,454,400	R1.10.18	R1.10.18 ~ R2.3.31	札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャー(以下、インフラ)は、「基幹系-インフラ提供サービス業務」(以下、サービス業務)により提供されたものを利用している。 当該サービス業務は、前インフラにおける「突発的な開発・運用業務の業務量増減によるリソースの余剰や不足に対して柔軟に対応できない」という課題を解決するため、追加調達・契約変更によって柔軟にコスト適正化を図ることができ業務形態となっている。 本業務はサービス業務の契約に基づき「インフラ提供サービス」「運用・保守サービス」を追加するものであることから、サービス業務を受託している当該業者以外に本業務を受託できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.11.6	国保システム改修業務(制度改正対応)	株式会社北海道日立システムズ	3,256,000	R1.10.25	R1.10.25 ~ R2.3.31	本業務は、国保システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」(以下、「先行業務」という。)(契約期間:平成31年4月4日~令和2年3月31日)において、同システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理・調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.11.6	住民記録システム改修業務(旧氏追加対応)	日本ユニシス株式会社	7,920,000	R1.10.29	R1.10.29 ~ R2.3.31	本業務は、令和元11月5日施行の住民基本台帳法施行令及び住民基本台帳法施行規則による、旧氏併記に対応するため、住民記録システムの一部を改修する業務である。 施行日までの対応が必須であった市民へ交付する帳票類に関わる改修を「住民記録システム改修業務(旧氏併記登録証明書対応)」(契約期間:令和元年8月21日~、以下、「既契約業務」という。)として先行で調達し、改修を行っているところであるが、本業務では画面や内部帳票等に関わる改修を対象としている。 本業務は、既契約業務と一連の制度改正対応であり、既契約業務での改修内容も踏まえた作業が必要であり、同一業者以外の者に委託するとプログラムの回帰などの支障が生じる恐れもある。 したがって、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.11.27	基幹系-介護保険システム等保守追加(品質改善その2)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	11,110,000	R1.11.18	R1.11.18 ~ R2.3.31	本業務は、介護保険、後期高齢システムにおいて瑕疵担保期間を経過して発生している障害を解消することで、システムの品質向上及び安定した運用保守を目指すものである。この作業は、当該業者とすでに契約している「基幹系-介護保険、後期高齢システム運用保守業務」(契約期間:令和元年9月1日~令和4年9月30日)で定義している「保守的システム改修等の作業」である「瑕疵担保期間が終わった障害対応」及び「システムの運用を維持する上で必要となる作業」に該当する保守作業である。保守作業は、定常・定量的に想定できない作業であり、工数の上限を設けた上で契約しているが、本作業を実施する場合、この上限を超える工数であるため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.11.27	国保系取滞納システム等改修業務(補助システム連携対応)	株式会社北海道日立システムズ	13,145,000	R1.11.18	R1.11.18 ~ R2.3.31	本業務は、国保系取滞納システム、国保システム、介護保険システム、後期高齢システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保系取滞納システム改修業務(マイグレーション関連対応等)」、「国保システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」、「介護保険システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」(契約期間:平成31年4月4日~令和2年3月31日)(以下、「先行業務」という。)において、各システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.12.11	基幹系-住民税システム運用改善業務	株式会社北海道日立システムズ	4,268,000	R1.12.2	R1.12.2 ~ R2.3.27	本業務で行う作業は、左記業者と既に契約している「住民税等システム運用保守業務」の「作業量の上限を設けて実施する作業(保守的システム改修等の作業)」に該当するものである。この作業は、定常・定量的に想定できないものであり、契約上、工数の上限を設けているが、この上限を超える作業が必要となったため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提におき、仮に、本業務を既契約業務の受託者とは別の業者に委託した場合、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、運用保守性の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、左記業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.12.11	財務会計システム改修業務(歳出節7節削除対応等)	富士通株式会社	5,445,000	R1.12.4	R1.12.4 ~ R2.3.31	1 業務履行上の要件 本業務の履行にあたっては、(1)既調達業務である「財務会計システム開発業務」の成果を熟知し、効率的で的確な業務の履行が可能なこと、(2)本システムの運用について熟知し、現に稼働しているシステムの運用に影響を与えることなく的確に業務を履行できること、(3)本市が独自に開発を行った札幌市総合行政情報システムの仕様、機能・特性・制約条件、データベース構造等を熟知し、確実な業務履行について高い信頼性を有することが不可欠である。 2 当該業者を指名する理由 当該業者は、既調達業務である「財務会計システム開発及び運用保守業務」(契約期間:平成17年8月1日~平成24年3月31日)を受託し、本システムの開発工程における業務分析、設計、製造及び職員認証機能や電子決裁システム等との連携機能を構築しており、運用も携わっている唯一の業者である。また、本システムは同業者のパッケージを基に開発しており、同業者は現に稼働しているシステムの運用に影響を与えることなく本業務を履行するために必要なシステムの内部構造を熟知している。従って、本システムを開発し運用保守業務を受託した実績のある同業者において、これを履行する業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.12.11	基幹系-固定資産税システム等運用改善業務	株式会社HBA	17,424,000	R1.12.5	R1.12.5 ~ R2.3.27	本業務で行う作業は、左記業者と既に契約している「固定資産税・諸税等システム運用保守業務」及び「税宛名・取納滞納等システム運用保守業務」の「作業量の上限を設けて実施する作業(保守的システム改修等の作業)」に該当するものである。この作業は、定常・定量的に想定できないものであり、契約上、工数の上限を設けているが、この上限を超える作業が必要となったため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提におき、仮に、本業務を既契約業務の受託者とは別の業者に委託した場合、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、運用保守性の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、左記業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.12.18	文書管理システム再構築に係るデータ移行業務	日本電気株式会社	12,559,800	R1.12.10	R1.12.10 ~ R3.9.30	本業務は現行文書管理システム(以下「現行システム」という。)のデータを次期文書管理システムへ移行することである。これを遂行するには稼働中の現行システムに影響を与えないように作業計画を立てる必要があり、システム全体の機能、機器構成、各種設定情報等、現行システムを熟知していなくてはならない。 また、本業務で実施する作業は現行システムの運用保守業務の範囲に影響を与えるため、本業務と現行システムの運用保守業務は密接不可分となる。 仮に他業者が実施した場合は責任の範囲が不明瞭となり、障害発生時には速やかな復旧に支障をきたすことが想定されるため、本業務を迅速かつ確実に履行するという委託契約の利便を享受できなくなる。 したがって、現行システムの設計・開発業務及び運用保守業務を受注した当該業者以外に本業務を履行できる業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R1.12.18	国保システム改修業務(制度改正追加対応)	株式会社北海道日立システムズ	3,340,700	R1.12.11	R1.12.11 ~ R2.3.31	本業務は、国保システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」(契約期間:平成31年4月4日~令和2年3月31日)(以下、「先行業務」という。)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.1.8	国保系取滞納システム改修業務(事務改善対応)	株式会社北海道日立システムズ	5,973,000	R1.12.19	R1.12.19 ~ R2.3.31	本業務は、国保系取滞納システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保系取滞納システム改修業務(マイグレーション関連対応等)」(契約期間:平成31年4月4日~令和2年3月31日)(以下、「先行業務」という)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.1.8	基幹系-AIST包括FW札幌市版適用支援業務(追加業務)	ピースミール・テクノロジー株式会社	12,540,000	R1.12.23	R1.12.23 ~ R2.3.31	本業務は国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)が独自に開発した、産総研包括フレームワーク(以下「AIST包括FW」という。)を本市向けに変更した、AIST包括FW札幌市版を基幹系情報システムに継続して適用していくための支援活動となり、この活動ではAIST包括FWの修正及び改変する作業が発生する。 AIST包括FWの修正及び改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐため、産総研及び産総研からAIST包括FWを活用した事業展開を認められている唯一の企業であるピースミール・テクノロジー(株)(以下「PMT」という。)の二者のみが保有しているが、このうち産総研は、法の規定(国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条)により本業務を受託することはできないことから、当該業務を受託できるのはPMTのみとなる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.1.8	基幹系情報システム用サーバ等(平成26年度分)保守業務	日本ユニシス株式会社	75,900,000	R1.12.24	R2.1.1 ~ R2.3.31	本業務は、「基幹系情報システム用サーバ等(平成26年度分)再リース」で契約する機器に対する保守業務である。 現在、当該リース機器の保守は当該業者が「基幹系情報システム用サーバ等(平成26年度分)」の受託業者である株式会社JECCと保守契約を結んだうえで実施しているが、再リース契約によって株式会社JECCと当該業者の保守契約が解消するため、別途保守業務の調達が必要となる。 機器の保守を安定して実施するには対象機器の構成などの専門知識を有している必要があるため、現在対象機器に対して保守業務を実施している当該業者以外に本業務を履行できる業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.1.8	基幹系情報システム用サーバ等(平成26年度分)再リース(月額契約)	株式会社J E C C	1,570,978	R1.12.25	R2.1.1 ~ R2.3.31	当調達にて対象となる機器は、「基幹系情報システム用サーバ等(平成26年度分)」で当該業者より借り受けているものであり、令和2年2月末に新機器へのデータの移行が完了するまでは継続利用が必要な機器である。 機器の継続利用は再リースによって契約するため、現在、対象機器をリース契約している当該業者以外に実施できるものはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.1.15	住民税システム改修業務(6月データ標準化アウト変更対応)	株式会社H B A	1,925,000	R2.1.6	R2.1.6 ~ R2.3.31	本業務は、住民税システムの一部を改修する業務であるが、本システムにおいては、既に当該業者に委託している「住民税システム改修業務」(契約期間:平成31年4月26日から令和2年1月31日まで。以下、「先行業務」という。)により、現在システム改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて整理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 したがって、本業務を履行できる業者は当該業者の他にはいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.1.22	国保・福祉系システムマイグレーション追加対応	株式会社北海道日立システムズ	3,501,300	R2.1.17	R2.1.17 ~ R2.3.31	本業務は、基幹系情報システムのうち「国保システム」、「年金システム」、「医療助成システム」、「国保系取滞納システム」、「介護保険システム」、「後期高齢システム」、「高齢・障がい福祉システム」、「手当てシステム(児童)」、「母子父子寡婦福祉資金貸付システム」、「障がい児入所給付費管理システム」、「市中間サーバ」、「団体内統合宛名システム」、「社会保障宛名システム」の13システムについて、次期インフラストラクチャ更改に伴うマイグレーション対応を実施する業務であるが、これらのシステムについては、既に当該業者に委託している「国保システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」、「医療助成システム改修業務(マイグレーション関連対応等)」、「介護保険システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」、「国保系取滞納システム改修業務(マイグレーション関連対応等)」、「高齢・障がい福祉システム等改修業務(マイグレーション対応等)」、「市中間サーバ等改修業務(マイグレーション関連対応等)」の6業務(いずれも契約期間:平成31年4月4日~令和2年3月31日)(以下、「先行業務」という)においてマイグレーション対応を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム、変更ドキュメント等の成果物について、先行業務と密接不可分の関係があり、成果物が回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながら作業を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.1.29	基幹系-国保システムの品質改善に係る調査業務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	7,425,000	R2.1.22	R2.1.22 ~ R2.3.31	本業務は、国保システムで起きている障害について、根本的な問題を解決するための対応策をまとめ、システムの品質向上及び安定した運用保守を目指すものである。 今回特定する業者は、すでに契約している「基幹系-国保、年金、医療助成システム運用保守業務」(契約期間:令和元年9月1日から令和4年9月30日まで)で保守作業を行っている業者であり、日々起る障害を対応していることから障害の内容について熟知している。 本業務を迅速かつ安全、確実に履行し、品質の低下を招くことなく行える業者は当該業者以外にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.2.5	医療助成システムインフラ移行コンティンジェンシー発動時対応	株式会社北海道日立システムズ	2,059,200	R2.1.23	R2.1.23 ~ R2.3.31	本業務は、医療助成システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「医療助成システム改修業務(マイグレーション関連対応等)」(以下、「先行業務」という。) (契約期間:平成31年4月4日~令和2年3月31日)において、同システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.2.5	財務会計システム改修業務(会計年度任用職員システム連携対応)	富士通株式会社	2,508,000	R2.1.28	R2.1.28 ~ R2.3.31	財務会計システム(以下「本システム」という。)は当該業者が開発し、著作権を有するパッケージソフトに、本市独自の要件を追加して開発したものである。 今回のシステム改修のシステム画面・帳票画面についてはパッケージ部分と密接に連携したプログラム改修が含まれていることから、本システムの根幹部分を把握しており、かつパッケージソフトの著作権を有している同業者において、これを履行できる業者は他にない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 2. 19	令和元年度契約基本システム改修業務(メール送信機能追加)	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	1,477,300	R2. 2. 7	R2. 2. 7 ~ R2. 3. 27	契約基本システムは本市独自のイントラネット、エクストラネット及びインターネットの3セグメント間での連携機能を構築しており、「契約基本システム開発業務」(契約期間:平成18年1月6日~平成19年3月31日)及び「契約基本システム運用保守業務」(契約期間:平成31年4月1日~平成32年3月31日)の成果を熟知している必要がある。 左記業者は「契約基本システム開発業務」を受託し、契約基本システムの開発工程における業務分析、設計、製造、職員認証機能及び上記3セグメント間の連携機能を構築した実績があり、また、契約基本システムは左記業者の経験や知識に基づく独自の技術により構築されている。 さらに、左記業者は契約基本システム運用当初より契約基本システムの運用保守業務を継続して受託しており、現に稼働しているシステムに影響を与えることなく、本業務を履行するために必要なシステムの内部構造を熟知している、唯一の業者である。 よって、本業務については左記業者において、これを履行する業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 2. 26	税滞納整理システム改修業務(軽自動車条文変更対応等)	株式会社北海道日立システムズ	9,878,000	R2. 2. 12	R2. 2. 12 ~ R2. 3. 31	本業務は、税滞納整理システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「税収管理システム等改修業務(税制改正対応)」(契約期間:令和元年12月16日から令和2年3月31日まで。以下、「先行業務」という。)において、各システムの改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが帰属しないよう先行業務と併せて整理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業者間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。したがって、本業務を履行できる業者は当該業者の他にはいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 3. 11	基幹系-国保系収滞納システム保守追加(品質改善)業務	株式会社北海道日立システムズ	3,824,700	R2. 2. 28	R2. 2. 28 ~ R2. 3. 31	本業務は、国保系収滞納システムにおいて取組担保期間を経過して発生している障害の解消と性能の改善に向けた改修作業をし、システムの品質向上及び安定した運用保守を目指すものである。この作業は、当該業者とすでに契約している「基幹系-国保系収滞納システム運用保守業務」(契約期間:令和元年9月1日~令和4年9月30日)で定義している「保守的システム改修等の作業」である「取組担保期間が終了した障害対応」及び「システムの運用を維持する上で必要となる作業」に該当する保守作業である。保守作業は、定常・定量的に想定できない作業であり、工数の上限を設けた上で契約しているが、本業務を実施する場合、この上限を超える工数であるため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 3. 11	国保システム改修業務(オンライン資格確認等システム対応)	株式会社北海道日立システムズ	50,059,900	R2. 3. 2	R2. 3. 2 ~ R3. 2. 26	本業務は、国保システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保システム改修業務(制度改正追加対応)」(契約期間:令和元年10月25日~令和2年3月31日)「国保システム改修業務(制度改正追加対応)」(契約期間:令和元年12月11日~令和2年3月31日) (以下、「先行業務」という。)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが帰属しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 3. 18	市中間サーバ保守追加業務(データ標準レイアウトの改版対応)	株式会社北海道日立システムズ	3,234,000	R2. 3. 2	R2. 3. 2 ~ R2. 8. 31	本業務は、令和2年6月に予定されているデータ標準レイアウトの改版に対応する作業であり、当該業者と既に契約している「基幹系-団体内統合宛名等システム運用保守業務」(契約期間:令和元年10月1日~令和5年9月30日)の作業量の上限を設けて実施する作業「保守的システム改修等の作業」に該当するものである。本業務は、この上限を超える作業が必要となったため、追加で別途調達するものである。 仮に、本業務を既契約業務の受託者とは別の業者に委託した場合、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、運用保守性の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、左記業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 4. 15	医療助成システム改修業務にかかわる変更管理対応	株式会社北海道日立システムズ	3,923,700	R2. 3. 5	R2. 3. 5 ~ R3. 3. 31	本業務は、医療助成システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「医療助成システム改修業務(マイグレーション対応等)」(以下、「先行業務」という。) (契約期間:平成31年4月4日~令和2年3月31日)において、同システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが帰属しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 3. 25	国保系収滞納システム改修業務(事務改善追加対応)	株式会社北海道日立システムズ	2,745,600	R2. 3. 10	R2. 3. 10 ~ R2. 3. 31	本業務は、本業務は、国保系収滞納システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保系収滞納システム改修業務(補助システム連携対応)」(契約期間:令和元年11月18日~令和2年3月31日)「国保系収滞納システム改修業務(事務改善対応)」(契約期間:令和元年12月19日~令和2年3月31日) (以下、「先行業務」という。)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが帰属しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 3. 18	国保システム改修業務(特定健診システム連携対応)	株式会社北海道日立システムズ	2,068,000	R2. 3. 12	R2. 3. 12 ~ R2. 3. 31	本業務は、国保システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保システム改修業務(制度改正追加対応)」(契約期間:令和元年10月25日~令和2年3月31日)「国保システム改修業務(制度改正追加対応)」(契約期間:令和元年12月11日~令和2年3月31日) (以下、「先行業務」という。)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが帰属しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 4. 1	システム基盤改修業務(特定検診システム変更対応)	ピースミール・テクノロジー株式会社	1,435,500	R2. 3. 18	R2. 3. 18 ~ R2. 3. 31	本業務で実施する基盤FWの設計・開発は、(国)産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)が独自に開発した産総研包括フレームワーク(以下、「AIST包括FW」)を修正及び改変する作業が含まれている。 AIST包括FWを修正及び改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐため、産総研及び産総研からAIST包括FWを活用した事業展開を認められている唯一の企業であるピースミール・テクノロジーの二者のみが保有している。 このうち産総研は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により本業務を受託することができないため、当該業者が本業務を受託できる唯一の相手方となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 3. 25	令和2年度 総合文書管理システム運用保守業務	日本電気株式会社	41,580,000	R2. 3. 19	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	総合文書管理システム(以下、「本システム」と言う。)は、「セキュリティ、コスト、組織/業務連携」の最適化を図るため、共通の機能等を中心として様々なシステムが共存しているマルチベンダー環境で構築されている「総合行政情報システム」の一システムである。同環境では、複数の企業製品からそれぞれ優れたものを選んで組み合わせ安価に効率的なシステムを構築しているが、一方ではそれぞれのシステム特性を考慮しなければならないため、運用保守には高度な専門的知識と技術が必要とする。 上記に掲げる業者は、既調達業務である「札幌市総合文書管理システム開発業務」(契約期間:平成17年3月15日~平成18年3月31日)を受託した業者であり、本システムの開発工程において業務分析、設計、製造等を行い、総合行政情報システムの職員認証機能や電子決裁システム等と連携する機能も構築した実績がある。 また、毎年度実施の「総合文書管理システム運用保守業務」(契約期間:平成31年4月1日~令和2年3月31日)を受託しており、総合行政情報システムの他システムと連携を保ちながら、本システムを安定して稼働させた実績があり、高品質で確実な業務履行について高い信頼性を有している。 これら既調達業務の実績から、本システムを熟知し、本システムと密接な関係を有する他システムと連携する機能も構築した左記業者が、本システムにおいて最適な環境を選択・提案できる唯一の業者である。 よって、本業務については左記業者においてこれを履行する業者は他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 4. 1	令和2年度 (総合行政) 共通基盤システム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	116,028,000	R2. 3. 19	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務を履行するには、 ・効率的で的確な業務の履行を可能とするため、既調達業務である「総合行政情報システム共通基盤設計・開発業務」の成果を熟知していること ・高品質で確実な業務の履行を必要とするため、本市が独自に開発を行った「総合行政情報システム」の特性、制約条件等の仕様を熟知していること ・システム間の連携に必要な最適なハードウェア及びソフトウェア構成並びにその他のシステム構成要素を管理するため、本システムと密接な関係を有する基幹システム(「共通基盤システム」を根幹とする各システム群)との関連性についても熟知していること 以上3点の要件が不可欠である。 当該業者は、「総合行政情報システム共通基盤設計・開発業務」(契約期間:平成17年6月9日~平成18年3月31日)を受託し、本市が必要とする機能を実現すると共に、「総合行政情報システム」を構成する基幹システムの共通部分を担う役割から基幹システム群との連携機能を完成させた。 また、毎年度実施の「(総合行政) 共通基盤システム運用保守業務」(契約期間:平成31年4月1日~令和2年3月31日)を受託しており、本システムを安定して稼働させた実績があり、高品質で確実な業務履行について高い信頼性を有している。 本システムを安定して稼働させるためには、本システムのみならず総合行政情報システム一般及び基幹システムとの関連性などその仕様を熟知している必要があり、前述のとおり、本システムの開発業務を受託した実績のある同業者は、これを満たす唯一の業者となる。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 4. 1	令和2年度契約基本システム運用保守業務	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	12,391,500	R2. 3. 19	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	契約基本システムは本市独自のイントラネット、エクストラネット及びインターネットの3セグメント間での連携機能を構築しており、「契約基本システム開発業務」(契約期間:平成18年1月6日~平成19年3月31日)及び「平成31年度契約基本システム運用保守業務」(契約期間:平成31年4月1日~令和2年3月31日)の成果を熟知している必要がある。 左記業者は「契約基本システム開発業務」を受託し、契約基本システムの開発工程における業務分析、設計、製造、職員認証機能及び上記3セグメント間の連携機能を構築した実績があり、また、契約基本システムは左記業者の経験や知識に基づく独自の技術により構築されている。 さらに、左記業者は契約基本システム運用当初より契約基本システムの運用保守業務を継続して受託しており、現に稼働しているシステムに影響を与えることなく、本業務を履行するために必要なシステムの内部構造を熟知している、唯一の業者である。 よって、本業務については左記業者において、これを履行する業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 4. 1	令和2年度 財務会計システム運用保守業務	富士通株式会社	56,100,000	R2. 3. 19	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	財務会計システム(以下「本システム」という。)は、選定業者が著作権を有するパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものである。このため、パッケージソフトの著作権を有する当該業者において、本システムの保守業務を実施できる業者は他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 4. 8	基幹系-基盤保守業務	ピースミール・テクノロジー株式会社	137,214,000	R2. 3. 26	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)が独自に開発した産総研包括フレームワーク(以下、「AIST包括FW」という。)の構成要素の一つである基盤フレームワークをメンテナンスするもので、AIST包括FWの修正及び改変する作業が発生する。 AIST包括FWを修正及び改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐため、産総研及び産総研からAIST包括FWを活用した事業展開を認められている唯一の企業であるピースミール・テクノロジーの二者のみが保有している。 このうち産総研は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により本業務を受託することができないため、当該業者が本業務を受託できる唯一の相手方となる。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.8	基幹系-AIST包括FW札幌市版適用支援業務	ピースミール・テクノロジー株式会社	105,066,720	R2.3.26	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)が独自に開発した産総研包括フレームワーク(以下、「AIST包括FW」という。)を本市向けに変更したAIST包括FW札幌市版を基幹系情報システムに継続して適用していくための支援活動となり、この活動ではAIST包括FWの修正及び改変する作業が発生する。 AIST包括FWを修正及び改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐため、産総研及び産総研からAIST包括FWを活用した事業展開を認められている唯一の企業であるピースミール・テクノロジーの二者のみが保有している。 このうち産総研は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により本業務を受託することができないため、当該業者が本業務を受託できる唯一の相手方となる。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R2.4.8	基幹系-基盤運用および運用全体統括業務	札幌総合情報センター株式会社	135,300,000	R2.3.26	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務では国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)が独自に開発した産総研包括フレームワーク(以下、「AIST包括FW」という。)を本市向けに変更したAIST包括FW札幌市版を修正及び改変する作業が発生する。 AIST包括FW札幌市版は産総研、本市及び札幌総合情報センター(以下、「SNET」という。)の三者共同研究により開発されたもので、これを修正及び改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐため、三者のみが保有している。また、産総研からAIST包括FWを活用した事業展開を認められている唯一の企業であるピースミール・テクノロジー(以下、「PMT」という。)も修正及び改変を行うことが可能である。 このうち産総研は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により本業務を受託することができないこと、PMTは「AIST包括FWの保守サービスならびに、AIST包括FWを用いた情報システム開発の各種支援」を行う企業として産総研から許諾を受けていることを鑑み、当該業務を受託することはできない旨の意思表示があったことから、当該業者が本業務を受託できる唯一の相手方となる。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2.4.8	令和2年度住基ネット及び地方税ポータルシステム等運用保守業務	日本ユニシス株式会社	40,840,800	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業者は、本市の委託により本システムの開発、改修及び保守業務を受託してきた実績があり、この役務で、本システムの一連の開発工程における業務分析、設計、製造等を行っており、対象システムの機能、機器構成、各種設定情報及び搭載アプリケーションの動作特性、各種関連システムとの連携における仕様等を既に熟知している。本業務はこれらの仕様等の理解を前提に作業するものであり、極めて詳細な専門的知識を要する。また、当該システムが停止するなど障害が発生した場合、大きな市民影響がある。仮に、業務履行に必要な不可欠な知識がない業者が本業務を受託した場合、本市はシステムの安定的な稼働の提供を受けることが困難となる。これは、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるということであるため、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R1.8.7	首都圏におけるシティPR業務	株式会社読売エージェンシー	15,994,800	R1.6.1	R1.6.1 ~ R2.3.31	計画的かつ戦略的なシティPRを行うため、高度な創造性・技術力等を有する業者との契約が不可欠であることから、公募型企画競争実施委員会より選定した左記業者を特定随意契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)東京事務所 03-2616-6090
R1.5.15	平成31年度Kitaraファースト・コンサート事業	公益財団法人札幌交響楽団	5,112,720	H31.4.26	H31.4.26 ~ R1.6.26	公益財団法人札幌交響楽団は、北海道における唯一のプロフェッショナルオーケストラとして、高品質のオーケストラ音楽を提供することが可能な圏域内唯一の団体であり、児童を対象とする楽曲選定や楽器紹介など音楽学習プログラムの作成及び進行に秀でた実績がある。 また、当該楽団は、当事業会場であるKitara内に活動拠点を置き、同会場の音質特性等を十分に把握していることから、効果的かつ効果的に事業を実施することが可能な団体である。 以上のことから、業務の性質上、競争入札に適さない案件として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1.6.5	AIを活用した公共事業の最適化に関する研究業務	公立大学法人 札幌市立大学	33,000,000	R1.5.24	R1.5.24 ~ R2.3.31	本事業は、公共事業の分野、特に除排雪、ごみ収集等における人件費高騰、将来的な担い手不足の改善に向け、人工知能(AI)の技術を用いて、「交通・経路」に着目した作業効率の向上・適正化、作業環境の改善、ひいては、経費の節減に資する仕組みの調査・研究を行うという、高度な知識・知見を要するもの。 また、本研究は、除排雪、ごみ収集作業の効率向上・適正化等を図る上での効果的な「手法」から調査・検討を進めることとしており、研究項目である除排雪等の所管部局と密に連絡を取り合い、現状・課題を共有しながら改善手法を研究していくことが求められる。 このようなか、札幌市立大学は、札幌で唯一の市立大学として、札幌市の行政施策との緊密な連携によって、地域課題の解決に積極的に取り組み、その成果を広く市民に還元して地域貢献を実現することを教育研究上の目的に掲げ、札幌市政課題解決に向けた受託研究を行っている。 また、札幌市立大学学長である中島孝之氏は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が発行する「AI白書2019」の編集委員を務めるなど、日本におけるAI研究の第一人者であり、特に本研究の根幹となるAIを用いた「交通・経路の最適化」の専門家として、豊富な研究実績やノウハウ、民間企業等とも広範なネットワークを有している。 以上のことを総合的に勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、専門的な知識・知見を活用し、本市の課題解決に向けた効果的な仕組みを調査・研究できる機関として、札幌市立大学を委託先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1.6.12	2019年度いとなみの軸関連検討業務	株式会社ノーザンクロス	4,290,000	R1.5.30	R1.5.30 ~ R2.3.27	本業務は、創成東地区における回遊性・交流を生み出す魅力的な街並み形成のための基礎となる業務であり、特に実証実験については、地域に根差した持続的な取組となり、かつ、魅力的な街並み形成にもつながらるような手法や仕組みを検討する必要があることから、幅広く企画提案を求め、最も適切な事業手法を検討する必要がある。 また、実証実験の効果を検証・分析し、課題の洗い出しや解決策を検討することで次年度以降の取組につなげ、創成東地区の魅力・活力の創出及び地域の価値向上に資する手法や持続的な活用ができる体制を実現するためには、都市機能における空間活用やエリアマネジメント等に係る広範かつ専門的な知識と経験などが必要である。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、価格による競争入札には適さないと考えられる。このため、複数の者から、地区の魅力・活力の創出や地域価値の向上に資する空間活用手法と、研究会の持続的な活動を果たす体制に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争により契約候補者を決定し、随意契約を締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局政策企画部政策推進課 011-211-2139

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.6.26	平成31年度大通・創世交流拠点のまちづくり推進支援業務	株式会社ノーザンクロス	2,860,000	R1.6.11	R1.6.11 ~ R2.3.27	様々な意向を持つ地権者に研究会の活動へ積極的に参加してもらい、空間形成等の地権者間でのルールの取りまとめや推進体制の検討などを行うには、多様な企画提案から最も適切な手法を検討する必要があることから、競争入札には適さないものと判断される。 また、本業務を円滑に進めるためには、都市計画や他都市のまちづくりに関する事例など、専門的な知識や高度な創造性が必要となることから、これらの経験と実績を有するコンサルタントに委託する必要がある。 このため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当することから、複数の者から実施方針、体制等に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、提案能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用することとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1.6.26	道内地域活性化のための札幌市ふるさと応援隊(仮)運営等業務	特定非営利活動法人 e z o r o c k	3,993,000	R1.6.11	R1.6.11 ~ R2.3.31	本事業は、道内市町村を応援したい市民と道内市町村のニーズをマッチングし、市民が直接道内市町村を訪れ、そ地域の魅力を知ることにより、関係人口の増加による道内市町村の地域活性化を目的としている。 本事業の実施にあたっては、市町村のニーズを満足すると同時に市民が応援したくなるような魅力的なプログラムを市町村と共同で構築することや、より多くの市民に関心を持ってもらい応募につながるための工夫が必要である。 したがって、その事業効果は企画・運営能力の優劣により大きく変わるものであり、より効果的に企画・運営を行うためには、観光や、プロモーションなどに関する高度な創造性や技術力が必要であることから、本事業は競争入札には適さず、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下、「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用することとし、地方自治法第167条の2第1項第2号による特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1.6.26	さっぽろ圏「学生による課題解決プログラム2019」企画・運営業務	株式会社K I T A B A	2,992,000	R1.6.18	R1.6.18 ~ R2.3.27	本業務は、1 さっぽろ圏における地域課題を抱えている者又は団体(札幌市及び連携市町村を含む。)の発掘等を行い、地域課題を抽出しその明確化を図ること、2 抽出し明確化した地域課題について、実際に、学生等(大学生、大学院生及び専門学校生をいう。以下同じ。)が解決策の実施・検討を行うべき課題(以下「取組課題」という。)として設定すること、3 学生等の取組課題の選択における必要な支援や、取組課題の解決策の検討・実施過程における伴走型の支援等を行った上で、解決策等をさっぽろ圏全体に共有する等を行うことを内容とするものである。 すなわち、本業務は、1 課題を抱える多様な主体との関係を構築し、調整等を行う能力、2 学生等の解決意欲等を促進するような企画能力、3 学生等の活動を円滑に、かつ実効的に支援する運営能力等が求められる。 このため、本事業の効果は、受託者の企画・運営等の能力の優劣により大きく左右されるものであり、より効果的な企画・運営等を行うためには、高度な創造性並びに専門的な知識及び経験を必要とするものであることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日付け財政局契約管理担当局長決裁。以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、公募型企画競争を実施することが相当である。以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」であることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1.7.17	令和元年度 次期中期計画策定に伴う市民意見聴取業務	株式会社ノヴェロ	5,940,000	R1.7.11	R1.7.11 ~ R1.10.31	本業務は、限られた期間の中で、シンポジウム及びワークショップの運営準備をするとともに、議論が円滑に進むようファシリテーションを行い、議論内容をテーマごとに集約することが求められる。また、参加者を効果的に募集し、効率的な受付によって円滑に行事を遂行する技術が求められる。そのため、これまで蓄積してきた広範な知識やノウハウに加え、効果的・効率的な業務運営能力が必要である。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」であることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1.7.24	札幌市ICT活用戦略改定支援業務	有限会社プランナーズ・インク	3,938,000	R1.7.18	R1.7.18 ~ R2.3.31	本業務は、今後の札幌市のICT活用の方向性を検討していくという高度かつ専門的な業務であり、委託業務を実施するに当たっては、本業務に関する諸課題の抽出及び対応に関する専門知識を持ち、優れた企画内容、業務遂行を担保しうる一定の実績などが必要である。 このため、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、公募型企画競争により契約候補者を決定する。 以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」であることから、契約候補者に対する特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1.8.21	LEED for Cities 認証取得に関する業務	株式会社 ヴォンエルフ	8,800,000	R1.8.5	R1.8.5 ~ R2.2.28	LEED for Citiesの認証取得については、アメリカの運用機関であるGBCI (Green Business Certification Inc.) と協議を行う必要があり、さらにArcと呼ばれるデータ収集、共有、モニタリングのためのプラットフォームを利用して行わなければならない。その取扱業者は許可制で、日本で許可を得ているのは当該一社のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項ウ「役務の提供を行う者が1人に特定される場合」に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1. 8. 21	札幌都心プラットフォーム構築支援業務	株式会社フロントヤード	4,400,000	R1. 8. 14	R1. 8. 14 ～ R2. 3. 27	プラットフォームの構築に当たっては、国内他都市の事例を札幌にそのまま移植・導入することは困難であり、札幌及び札幌都心が直面する課題や地域特性を十分に踏まえながら、多様な関係主体との検討を行い、札幌都心にふさわしいプラットフォームを新規かつ創造的に構築することが必要である。 加えて、本業務の遂行にあたっては、「イノベーションが創出されるまちづくり」という観点において、世界的な潮流を捉えながら、それを札幌の都心における課題を解決するためのプロジェクトという形に落とし込む必要がある。 上記より、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験、および人的ネットワークを有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、札幌都心プラットフォームとして共有されるべき「都心におけるまちの将来像」の案の作成手法や、都心における課題解決プロジェクトの企画案概要および運営方法等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用することとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1. 9. 25	令和元年度都心エネルギーアクションプラン関連プロジェクト調整業務	株式会社日本設計	6,157,800	R1. 9. 9	R1. 9. 9 ～ R2. 3. 26	本業務を通じ調整を行う各プロジェクトはそれぞれに検討すべき内容が異なるものであり、各プロジェクトの関係者毎に調整を行うものである。 本業務にて検討する熟供給事業や地域新電力事業の事業計画やスキーム、また都市開発の誘導推進制度については、各関係主体の意向把握、事業収支の試算、フィージビリティスタディ等を専門的な知識と技術に基づき行い、そのうえで高度かつ複合的な視点で整理し、検討していく必要がある。 また、各プロジェクトの実施に向けて新たな関係者の参画を募るには、環境エネルギー分野やまちづくりにおいて多様な人的ネットワークを有している必要がある。 上記より、その遂行には専門的な知識や高度な技術力、優れた創造性や、さらには豊富な経験や実績が不可欠であることから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下、「実施要領」という。）」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識または経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者からアクションプランのプロジェクトに関する提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用することとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1. 9. 25	令和元年度さっぽろ連携中核都市圏移住促進業務	株式会社読売エージェンシー	5,885,000	R1. 9. 13	R1. 9. 13 ～ R2. 3. 19	本業務は、限られた期間の中で、1. さっぽろ圏の魅力や暮らしやすさをわかりやすく伝える暮らしガイドの作成、2. さっぽろ圏の認知度向上及び移住意識創出をはかるための効果的なPRの実施、3. さっぽろ圏への移住意欲喚起を目的とした首都圏での移住フェアの開催・運営、を求めるものである。 そのため、本業務は、移住意識に関する現状認識及び広報活動の広範な知識やノウハウに加え、さっぽろ圏の魅力や暮らしやすさなどの情報を集約しアピールする技術力、首都圏の幅広い方にさっぽろ圏への移住意識させる企画力及び効果的かつ円滑に移住イベントを実施する業務運営能力などが必要である。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市契約に係る企画競争実施要領（平成27年3月25日付け財政局契約管理担当局長決裁。以下「実施要領」という。）第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を実施することが相当である。 以上より、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」であることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1. 10. 9	令和元年度SAPICA電子マネーによる証明手数料等収納業務	札幌総合情報センター株式会社	1,034,000	R1. 9. 30	R1. 10. 1 ～ R2. 3. 31	本業務を履行するに当たっては、SAPICA電子マネーを利用した収納を実施することが不可欠であるが、左記事業者は市が現在用意する現行端末にてSAPICA電子マネーの利用システムを運用可能な唯一の事業者である。 以上のことから、業務の性質上、競争入札に適さない案件として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1. 11. 27	北5東1地区事業化検討支援業務	株式会社ノーザンクロス	3,410,000	R1. 11. 12	R1. 11. 12 ～ R2. 3. 19	本業務は、北5東1地区において、この後の都市計画手続等に向けて、利害関係の輻輳する関係地権者の調整を行いながら、検討を進める必要がある。この業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識と経験が必要であり、複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、価格による競争入札には適さないものと判断される。 以上のことから、公募型企画競争により契約候補者を決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、契約候補者に対する特定随意契約を締結することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1. 12. 25	札幌市ごみ収集可視化基礎調査業務	公立大学法人 札幌市立大学	3,905,000	R1. 12. 13	R1. 12. 13 ～ R2. 3. 31	札幌市では本年度から、人工知能（AI）の技術を用いて、公共事業の分野における作業効率の向上等に資する仕組みの調査・研究を行う「AIを活用した公共事業の最適化に関する研究」を実施しており、本研究はAIに関する高度な知見を要することなどから、日本におけるAI研究の第一人者である中島秀之氏が理事長を務める公立大学法人札幌市立大学（以下、「札幌市立大学」という。）と特定随意契約にて実施しているところ。 本業務は「AIを活用した公共事業の最適化に関する研究」に係る追加調査業務として、札幌市のごみ収集の現状についての更なる調査・分析を行うため、収集車の位置情報や積載量を随時把握できるように作業の可視化に向けた基礎調査を行うとともに、得られたデータについてAIの技術を用いて基礎分析を行うもの。 札幌市立大学は、上記のとおりAIに関する高度な知見を要することはもとより、札幌市のごみ収集について、委託事業者における平成30年度の搬送実績データの分析を進めるなど、札幌市のごみ収集の現状等について熟知しており、本業務の遂行に不可欠な知見、分析経過の蓄積を併せ持っている。また、人件費等の経費縮減が図られるほか、調査・研究の継続性の確保により、本業務を確実かつ円滑に遂行できる。 以上のことを総合的に勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、専門的な知識・知見を活用して本業務を遂行できる機関として札幌市立大学を委託先に選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.1.8	令和元年度 身体活動を促進する都市空間の構築に関する基礎調査業務	株式会社日建設計総合研究所	4,730,000	R1.12.20	R1.12.20 ~ R2.3.24	本業務は、限られた期間の中で、歩行を中心とした身体活動を促進するまちという観点から、独自に評価指標を設定したうえで、全地域交流拠点を評価し、その結果を踏まえ各拠点の課題や特性を明らかにするとともに、それらに基づき、まちの目標像やその実現に向けた効果的な手法等を考察するものである。業務の実施に当たっては、まちづくりに関する調査・分析や計画策定について高度かつ専門的な知識・知見が求められるとともに、効果的・効率的な業務運営能力などが必要である。そのため、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験と必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を実施することが相当である。以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.1.8	大通東1街区のオープンスペース創出に向けた調査・検討業務	株式会社北海道日建設計	3,025,000	R1.12.20	R1.12.20 ~ R2.3.27	本業務は、大通東1街区にふさわしいオープンスペースの創出に向けて、当地区に求められる機能や、周辺街区との連携を含めた調査・検討を行う必要がある。そのためには、幅広く企画提案を求め、最も適切な事業手法を検討するため、競争入札には適さないものと判断される。また、業務遂行にあたっては、この地区の特性や他都市の事例など、広範かつ専門的な知識と経験、高度な創造性が必要となる。以上のことから、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下、実施要領)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験と必要とするもの」に該当することから、複数の者から推進計画の検討手法や関係地権者との協議に係る進め方等に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、契約候補者に対する特定随意契約を締結することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.1.29	統計調査支援システム電子地図ライセンスの購入	株式会社ゼンリン	1,397,000	R2.1.16	R2.1.30 ~ R2.3.31	「統計調査支援システム」は、株式会社ゼンリンが著作権を有しており、この者以外の電子地図には対応していない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用のうえ、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.2.12	ビッグデータを活用した市民意識の調査・分析業務	株式会社ノーザンクロス	4,950,000	R2.1.30	R2.1.30 ~ R2.3.27	本業務は、限られた期間の中で、ビッグデータから市民等のニーズ・意識を抽出・分析し、今後の活用方法やアンケートの設計方針のほかまちづくりの方向性を検討することが求められるため、これまで蓄積してきた広範な知識やデータ、ノウハウに加え、効果的・効率的な業務運営能力などが必要である。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験と必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用することが相当である。以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.4.15	令和2年度防災情報共有システム保守・運用業務	インフォ・ラウンジ株式会社	2,968,900	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	上記委託予定業者は平成29年度に受託した「札幌都心部地下空間における防災情報共有システム実証業務」において、その経験や知識に基づく独自の技術により構築し、その機能の有効性はチ・カ・ホで行われた防災訓練でも確認しており、本業務を遂行するために必要なシステムの内部構造を熟知している。また、当該事業者は、システムにおけるセンサー等の機器及びサーバー・システムの保守・運用業務及び改修業務を平成30・31年度に受注した実績もある一方、当該業者以外から調達した場合、システム構造の知識・技術を新たに習得する必要があることから、障害発生時等に迅速かつ適正な対応が行えない可能性が高く、円滑な業務の遂行に多大な影響を及ぼすおそれがある。さらに、当該業者へ随意契約することによって、プログラム構成を一切把握する必要がないことから、経費の節減及び工期の短縮にもつながる。以上のことから、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため、上記委託予定業者と随意契約を締結することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R1.7.3	解析システム運用保守業務	日本データサービス株式会社	1,430,000	R1.6.12	R1.6.12 ~ R2.3.31	本業務は、都市計画部に設置している都市計画基礎調査解析システム(通称「解析システム」。以下「システム」という。)で使用される主運用データに関し、修正等が必要な箇所について、フォーマット変換、システムへのインストールを行い、運用サポートを実施するものである。当該システムは日本データサービス株式会社(以下「同業者」という。)が著作権を保有しており、この使用にあたっては、札幌市と同業者の間で平成19年9月28日付けにて、システムの使用権に係る覚書が交わされている。また、同業者はシステムの著作権者としてプログラムの構造等を完全に把握しているとともに、業務の履行に必要な技術者等の体制を有する唯一の法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局都市計画部都市計画課 011-211-2506
R1.9.25	令和元年度(仮称)真駒内駅前地区まちづくり計画策定支援業務	株式会社ドーコン	11,000,000	R1.9.18	R1.9.18 ~ R2.3.25	真駒内駅前のまちづくりについては、平成25年に策定した「真駒内駅前地区まちづくり指針」(以下「指針」という。))の実現に向けて、真駒内駅前地区の土地利用再編を具体化するものとして、「(仮称)真駒内駅前地区まちづくり計画」(以下「まちづくり計画」という。))を策定する予定である。本業務は、昨年度に引き続き有識者等から成る検討委員会の運営支援を行うとともに、関係主体との合意形成に向けた支援や、これらと相互に関連させた施設配置計画や交通計画等に関する調査・検討を実施し、まちづくり計画の案の作成支援を行うものである。業務の遂行にあたっては、指針に掲げる基本方針や検討委員会等からの意見、必要となる調査等を相互に関連付けながら実施する必要がある。高度な創造性のほか、専門的な知識や経験が必要となる。また、具体的な施設配置計画や交通計画の作成には、双方に精通した高度な技術力も併せて求められる。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適しないと考えられることから、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施し、特定随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)都市計画部都市計画課 011-211-2506

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.12.25	令和元年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務	日本データサービス株式会社	7,920,000	R1.12.16	R1.12.16 ~ R2.3.23	篠路駅周辺地区では、地区の特色を活かした活力ある地域交流拠点の形成を図るため、社会基盤の整備を進めるとともに民間開発等による都市機能の集積を目指している。本業務は、土地区画整理事業の実施が予定されている篠路駅東側の駅前を対象地とし、民間開発等を進めるにあたっての適切な手法(市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、PPP/PFI事業など)や事業規模を検討するために、民間事業者との意見交換などを通じて複合施設開発に係る基本計画の素案を作成するものである。こうした検討を進めるにあたっては、社会基盤整備事業による効果や地域のポテンシャル、社会情勢を的確に把握した上で、民間企業の開発ニーズとまちづくりの展開をすり合わせながら開発を誘導していく必要があり、実効性の高い取り組みを実現するためには、様々な手法を比較衡量し、選択する必要があることに加え、高度な技術力と専門的な知識が必要である。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適しないと考えられることから、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施した。日本データサービス(株)は「令和元年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務企画競争実施委員会」における審査の結果、最も評価の高い提案者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)都市計画部都市計画課 011-211-2506
R1.7.10	平成31年度路面電車延伸に係る概略検討業務	公益社団法人日本交通計画協会	8,987,000	R1.5.14	R1.5.16 ~ R2.3.19	本業務は、「札幌市路面電車活用計画」に基づき、延伸検討を進めるものであり、今後交通事業者や関係機関等との協議・調整を図り、延伸の方向性を判断するベースとなるものである。これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 011-211-2492
R1.8.7	LRT都市サミット札幌2019企画運営業務	株式会社ノヴェロ	13,860,000	R1.5.15	R1.5.15 ~ R2.3.19	本業務は、「LRT都市サミット札幌2019」と題したイベントの企画・運営を行うものであり、記念講演の講師・関係機関等との協議・調整や、札幌市民はもとより広く全国に向けた様々なPR活動などを行っていく必要がある。これらの確実な履行に当たっては、専門的な知識・創造性、及び企画力が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)総合交通、都市交通課 011-211-2492
R1.7.24	令和元年度丘珠空港利用促進支援業務	株式会社アド・ビューロー岩泉	3,993,000	R1.5.21	R1.5.21 ~ R2.3.23	本業務は、札幌丘珠空港の利用促進を目的としたPRやイベントを実施するものであることから、高度な企画力が求められる役割であり、その性質上、競争入札に適しないものである。特に、本業務においては、「各種広告媒体等を活用したPR」「利用促進イベント」を連動させ、より効果的に丘珠空港の利用促進を図ることを目的としていることから、高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、これらの確実な履行能力を有する適任者を選定する必要がある。このため、本業務の実施に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 011-211-2492
R1.7.31	平成31年度札幌市総合交通計画検討業務	株式会社ドーコン	5,995,000	R1.6.4	R1.6.4 ~ R2.3.26	本業務は、札幌市総合交通計画の見直しに向けて、計画の見直し検討、交通需要予測の見直し、札幌市総合交通計画検討委員会の開催、市民ワークショップ及びパブリックコメントの実施・取りまとめを行うものである。これらの確実な履行に当たっては、高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 011-211-2492
R1.7.24	2019年度北海道新幹線啓発活動業務	株式会社電通北海道	4,983,000	R1.6.21	R1.6.21 ~ R2.3.20	本業務は、2030年度末とされている札幌までの全線開業を一日も早く実現するために、早期開業に向けた札幌市民の機運醸成や開業効果拡大への取組を推進するものである。本業務の実施にあたっては、札幌市民や道民、札幌を訪れる観光客等に向けて、北海道新幹線の北海道乗り入れに伴う効果や利便性、札幌市や北海道新幹線沿線地域の魅力等の情報を効果的・効率的に発信する必要があり、様々なPR手法の活用や複合的な展開、年間を通じての総合的・一体的なPR活動の提供など、専門的な手法や知識等を有するとともに、確実な履行能力を有する適任業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 011-211-2492
R1.7.31	生活交通確保方針検討業務	日本データサービス株式会社	4,565,000	R1.6.21	R1.6.21 ~ R2.3.13	本業務は、前年度に実施した生活交通の在り方検討業務の検討結果を基に、バス事業者との協議や外部有識者等による検討会議の開催を通じ、生活交通確保方針案及び生活交通確保ガイドライン案の作成を行うものである。これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 011-211-2492
R1.7.24	札幌らしい交通環境学習プロジェクト支援業務	一般社団法人 北海道開発技術センター	1,980,000	R1.6.25	R1.6.25 ~ R2.3.31	本業務は、プロジェクトの運営を補助し、研究授業の支援や副読本及び教師向け指導書の編集等を行うものである。これらの確実な履行に当たっては、札幌市教育委員会学校教育部及び札幌市小学校教諭と連携して業務を行うため、交通や教育における広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 011-211-2492
R1.7.31	令和元年度札幌駅交差点基盤整備基本検討業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	8,998,000	R1.7.22	R1.7.22 ~ R2.3.19	本業務は、昨年度に策定された札幌駅交差点まちづくり計画の方針及び目的の実現を目指すほか、その後の都市計画決定手続き等につながり、交通事業者や関係団地権者等との協議・調整を図る基礎となるものであるため、精緻かつ高水準の成果を確実に得なければならない。そのためには複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、本業務はその性質上、競争入札に適さないものと判断される。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 011-211-2492

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1. 8. 28	令和元年度札幌市地下歩行ネットワーク充実方針検討業務	株式会社三菱地所設計	5,940,000	R1. 8. 22	R1. 8. 22 ~ R2. 3. 23	本業務は、公民連携による地下歩行ネットワークの構築を視点とした(仮称)地下歩行ネットワーク充実方針の作成、その後の技術的なガイドラインの作成につながり、精緻かつ高水準の成果を確実に得なければならず、そのためには複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、本業務はその性質上、競争入札には適さないものと判断される。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R1. 9. 11	令和元年度丘札幌空港の利活用の在り方検討業務	日本工営株式会社	14,993,000	R1. 9. 4	R1. 9. 4 ~ R2. 3. 27	本業務は、丘札幌空港の利活用の在り方について、過年度までの検討内容及び本業務の委員会等での議論を踏まえて、丘札幌空港の「(仮称)丘札幌空港の利活用の在り方」を作成するものであり、さらに、住民説明会やワークショップを通じて、市民への広い情報提供や幅広い意見聴取を効果的に行うものである。これらの確実な履行に当たっては、広域かつ専門的な知識・経験や高度な企画力が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適さない。そのため、本業務の実施に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R1. 12. 11	PFU社製マルチ電子マネーチャージ機へのSAPICA実装及び検定業務	トッパン・フォームズ株式会社	3,300,000	R1. 12. 5	R1. 12. 5 ~ R2. 1. 30	本業務は、マルチ電子マネーチャージ機へのSAPICAの実装を行い検定等を行うものであるが、マルチ電子マネーチャージ機は、少なくとも国内ではトッパン・フォームズ株式会社が運営を行うクラウド型決済サービスであるThinecloudをプラットフォームに採用したPFU社のマルチ電子マネーチャージ機が唯一となっており、当該チャージ機にSAPICAの実装を行い、決済サーバシステム等の検定を行うことが可能な事業者は当該事業者において他にない。 よって、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R2. 3. 4	大通バスセンターエスカレーター(地下2階)保守業務	株式会社日立ビルシステム	1,848,000	R2. 2. 26	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は、不特定多数の市民が利用する当該昇降機の機能を良好に維持するとともに安全・安心な昇降機の稼働を確保するため、定期的な保守点検を行うとともに、万が一の故障の際の緊急対応を行うものである。 保守にあたっては、当初の設計仕様に基づく点検を行い、昇降機性能を確保するとともに、故障時の原因究明及び部品交換等による迅速かつ確実な機能回復が必要である。 当該昇降機は、株式会社日立製作所が設計・製作および据付を行ったものであり、左記業者でなければ、保守点検に必要な技術情報や専用部品等の提供が円滑に受けられず、故障等の発生時の迅速な復旧に支障をきたすほか、製造者との責任の所在が不明確となる。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R2. 3. 4	大通バスセンターエスカレーター(1階・地下1階)保守業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	2,362,800	R2. 2. 26	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は、不特定多数の市民が利用する当該昇降機の機能を良好に維持するとともに、安全・安心な昇降機の稼働を確保するため、定期的な保守点検を行うとともに、万が一の故障の際の緊急対応を行うものである。 保守にあたっては、当初の設計仕様に基づく点検を行い、昇降機性能を確保するとともに、故障時の原因究明及び部品交換等による迅速かつ確実な機能回復が必要である。 当該昇降機は、三菱電機株式会社が設計・製作および据付を行ったものであり、左記業者でなければ、保守点検に必要な技術情報や専用部品等の提供が円滑に受けられず、故障等の発生時の迅速な復旧に支障をきたすほか、製造者との責任の所在が不明確となる。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R2. 6. 3	札幌市公共交通情報提供システム(えきバスナビ)運用・保守業務	株式会社メディア・マジック	11,880,000	R2. 3. 24	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本システムは、多様で複雑な札幌市の交通網におけるバス乗換を含む経路や乗継割引料金などの検索を正確に行えるものであり、本業務を履行するうえで、本システムの全体構成、設計仕様、システム特性、制約条件等を熟知していることに加え、バス事業者のバスロケーションシステムとの関連性を熟知し、安定的に運用できることが要件となる。 当該業者は、本システムの要件定義、設計、開発等を行い、バス事業者側のバスロケーションシステムと連携する機能も構築しており、業務要件を満たすのは当該業者に置いて他にない。 よって、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R2. 6. 3	「札幌いま・むかし探検ひろば」等総合管理業務	札幌丘珠空港ビル株式会社	3,630,000	R2. 3. 24	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	1 「札幌いま・むかし探検ひろば」管理業務について 札幌丘珠空港ビル株式会社は、札幌丘珠空港ビルを所有・管理している。空港内は高度なセキュリティの確保が必要な施設であることから、当該ビルの開館時間内には必ず職員又は警備員を常駐させている。「札幌いま・むかし探検ひろば」についても、高度なセキュリティの確保のためには、館内他施設との一体的な警備の必要性があることから、当該施設の管理業務を行える業者は、同社のみである。 2 空港にぎわいイベントの企画実施について 「札幌いま・むかし探検ひろば」を活用する業務であるため、上1と同様に、高度なセキュリティの確保の必要性がある。この確保が可能なのは管理元である札幌丘珠空港ビル株式会社のみであるため、本業務を行える業者は同社のみである。 3 「札幌丘珠空港運航情報モニター」管理業務について 札幌丘珠空港運航情報モニターに表示する運航情報データは、札幌丘珠空港ビル株式会社が各航空会社から提供を受けて作成し、空港内のモニターで表示しているデータを活用するシステムとなっている。また、同社はモニターを設置している栄町駅交通広場の近傍に所在していることから、故障などトラブルが発生した際に迅速な対応が可能なのは、同社のみである。 以上の1~3のいずれも、業務を適切に実施できる者は、札幌丘珠空港ビル株式会社以外には存在しない。よって、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適しないため、特定による随意契約を行うこととしたし、(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R2. 3. 25	証明書コンビニ交付システム(税証明書)運用保守業務	富士通株式会社	3,960,000	R2. 3. 19	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本システムは富士通株式会社が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その運営保守を他社が履行することは不可能である。以上のことから、本業務の調達は競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、富士通株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 税政部税制課 011-211-2282

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 4. 15	軽自動車税原動機付自転車申告受付事務(単備契約)	北海道自転車軽自動車商業協同組合	3,415,500	R2. 3. 31	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は、原動機付自転車の取得、譲渡(受)及び廃車それぞれに係る申告書の受理、標識(ナンバープレート)の交付及び返納に係る事務の委託を行うものである。 現在札幌市内において本業務を行っているのは中央市税事務所軽自動車税係のみとなっている。利用者に対して公平なサービスを提供できるよう網羅的に取扱店を設置する必要がある、そのためには各区少なくとも1か所(計11か所)の取扱店を設置することができる者に委託する必要がある。 また、本業務は軽自動車税の課税根拠と直結するものであり、履行にあたり取扱店には利用者による原動機付自転車の車名・型式・排気量等を正確に申告させることが必要である。 北海道自転車軽自動車商業協同組合(以下「当該組合」という。)は、組合員の事業に関する調査研究、経営及び技術の改善向上等を主たる事業として組織されている組合であり、現在市内における78店舗の自転車及び原動機付自転車販売事業者が加盟しており、日頃から販売店として申告を行っている取扱店も加盟している。 当該組合を除いて、上記条件を満たす者がいないことから、本業務は競争入札に適さないものとして、当該組合と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 税政部市民税課 011-211-2272
R1. 8. 14	令和3基準年度土地価格比率表の作成及び仮路線価の計算業務	一般財団法人 日本不動産研究所	12,312,000	R1. 8. 6	R1. 8. 6 ~ R2. 3. 31	(1) 本件役務は、平成30年度に同法人に委託した「平成33基準年度評価替えのための価格形成要因調査等業務(平成30年9月26日契約締結。以下、「前年業務」という。)」の継続業務であり、前年業務で実施した土地価格形成要因調査や用途地区区分の検証等に係る検討の結果について、令和3基準年度評価替えに向けた比率表の作成に適切に反映させる必要がある。 (2) また、本件役務は、平成30基準年度の評価替え時に同法人に委託した「平成30基準年度土地価格比率表の作成及び仮路線価の計算業務(平成28年7月4日契約締結。以下、「前年業務」という。)」において更新した「札幌市土地価格比率表」を令和3基準年度の評価替えに適合させるため、関係する諸要因についての調査・検討等を行うものであり、前年業務において更新した当該比率表との整合性を図る必要がある。 (3) 固定資産税における土地の価格はその性質上、価格調査基準日における地価公示価格や鑑定価格を踏まえた上で、過去の本市における各土地の価格バランスなどを考慮し算定されるものであることから、本件役務においても、平成30基準年度以前の評価替えにおいて決定された価格と、極端に価格バランスを損なうことのないよう、前年業務及び過去に実施した当該業務と連続性を保つ必要がある。 (4) 本件役務では、過去に行った評価替え業務と同一の観点や考え方に基いて見直しを行わなければ、過去の土地の価格との連続性を保つことができない。 (5) 本市では、平成9基準年度の評価替えから前回契約に至るまで、継続して土地価格比率表の作成及び仮路線価の計算業務を同法人へ委託しており、また、前年業務も同法人へ委託していることから、過去に実施した評価替え業務との連続性を保ちつつ、前年業務による調査結果を踏まえ、適切に土地価格比率表を作成することができる事業者は同法人において他にない。 (6) 以上から、本件役務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、当該事業者と随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R1. 11. 20	固定資産税地理情報システムのハードウェア更新業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	3,212,000	R1. 10. 16	R1. 10. 16 ~ R2. 3. 27	本業務は、固定資産税地理情報システム(以下「GIS」という。)の運用に求められる環境を構築するものであるが、本市で使用しているGISは日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現日立ソリューションズ株式会社)が開発したソフトを本市に合わせてカスタマイズしたものであり、そのプログラムソースが非公開であったため、GISの運用に求められる環境要件を把握できない上記以外の業者では適切な環境を構築することができない。 以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、左記業者と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R2. 4. 1	令和2年度札幌市固定資産税地理情報システム保守業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	79,264,680	R2. 3. 24	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本システムは日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ)が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その保守を他者が履行することは不可能である。 以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R2. 4. 1	令和2年度札幌市固定資産税地理情報システムデータ検査・構造化業務	株式会社ティー・ユー・シー	48,510,000	R2. 3. 24	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) 本業務は、不動産登記から取得する土地情報(地目、地積、辺長等)を基に別事業者が作成する地番データの検査を実施するとともに、検査後の地番データや都市計画予定地など評価における各種補正に必要な計測図形データを札幌市固定資産税地理情報システム(以下「GIS」という。)に対応するよう加工(=構造化)する業務である。 GISは札幌市の統合型地理情報システムにおける基幹システムの一つであり、その開発にあたっては、分析調査からシステム構築までの全てを、他基幹システムを手掛けた札幌総合情報センター株式会社に委託していた。 その後、地番データ検査及び構造化に係る業務については、業務の精度向上等を図る観点から、株式会社ティー・ユー・シーに再委託され、GISの開発が進んだ。 そして、GISが稼動した平成20年度以降、現在に至るまで株式会社ティー・ユー・シーが地番データ検査及び構造化業務を受託している。 GISで土地評価の自動計算を行うには、地番データや計測図をGISが保持する路線価図や隣接地と接合させることが必須であり、地番データ等にGISで使用する構造化点を付設、削除等を行う「構造化」が不可欠である。 また、構造化は、別事業者が作成した地番データが不動産登記を正しく反映し、かつ、GISに対応できる状態であるか、本市仕様に基づき適正に作成されていることを事前に検査した上で実施しなければならない。 GISにおける土地評価の自動計算は、前述の開発の経緯から株式会社ティー・ユー・シーが構築したプログラムにより作成された構造化後の地番データを取り込むことで可能となる仕様となっている。 そして、本プログラムについては、プログラムソース等が非公開となっているため、当該業務を他者が履行することは不可能である。 以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社ティー・ユー・シーと特定随意契約を締結する必要がある。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.3.18	北海道市税事務所清掃業務	北海道メディカルサービス株式会社	5,446,036	R2.3.10	R2.4.1 ~ R3.3.31	事務所の利用に当たって賃貸人と締結している賃貸借契約書に館内規則の遵守に係る規定があり、その館内規則によって清掃事業者が指定されている。このため、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、北海道メディカルサービス株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 北海道市税事務所納税課 011-207-3912
R1.7.24	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,645,000	H31.4.11	H31.4.11 ~ H31.4.19	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であることと、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財政局管財部管財課 011-211-2222
R1.5.29	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,580,000	R1.5.17	R1.5.17 ~ R1.5.27	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であることと、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財政局管財部管財課 011-211-2222
R1.7.24	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,574,000	R1.6.12	R1.6.12 ~ R1.6.19	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であることと、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財政局管財部管財課 011-211-2222
R1.9.4	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,750,000	R1.7.19	R1.7.19 ~ R1.7.25	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であることと、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R1.9.4	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,965,000	R1.8.21	R1.8.21 ~ R1.8.29	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であることと、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R1.10.16	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,530,000	R1.9.12	R1.9.12 ~ R1.9.20	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であることと、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R1.11.20	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,550,000	R1.11.7	R1.11.7 ~ R1.11.14	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であることと、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R1.12.25	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,540,000	R1.12.12	R1.12.12 ~ R1.12.18	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であることと、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R2.1.22	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,665,000	R2.1.15	R2.1.15 ~ R2.1.24	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であることと、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R2.4.22	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,675,000	R2.2.13	R2.2.13 ~ R2.2.25	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であることと、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
H31.4.10	電子入札コアシステムプログラム・サポートサービス	一般財団法人 日本建設情報総合センター	3,525,251	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	電子入札コアシステムは、当該事業者が製造したパッケージソフトであり、プログラムソース等が非公開であるため、他社の履行が不可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財政局管財部契約管理課 011-211-2152
R1.11.13	電子入札システムの脱Java対応業務	富士通株式会社	20,050,800	R1.10.29	R1.10.29 ~ R2.9.30	本システムは富士通株式会社が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、本業務を他者が履行することは不可能である。以上のことから、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、富士通株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	財) 管財部契約管理課 011-211-2152
R2.4.8	土木工事積算システム運用管理業務	東芝デジタルソリューションズ株式会社	52,800,000	R2.3.26	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務の対象となる「土木工事積算システム」は、当該業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、当該システム利用に伴う運用管理を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。したがって、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、当該事業者と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	財) 工事管理室技術管理課 011-211-2462

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.5.15	(仮称)中央区複合庁舎PFIアドバイザー業務	株式会社日本総合研究所	55,880,000	H31.4.16	H31.4.16 ~ R3.3.31	本業務は、(仮称)中央区複合庁舎整備事業におけるモデルプランの検討・作成及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて行う実施方針等の作成から民間事業者との契約締結に至るまでの各種行程において、金融、法務、技術等の多岐に渡る分野に関して支援を行う高度かつ専門的な業務である。 そのため、本業務の受託者には、PPP/PFIの性格や仕組みに精通するとともに、民間の同種事業や経営、資金調達等に関する高度かつ専門的な知見を有すること、及びそれに基づく優れた企画内容、業務遂行を担保しうる一定程度の実績などが求められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務であることから、公募型企画競争により契約候補者を決定し、その者と随意契約を締結することとした。 企画提案者の総合的な能力を「(仮称)中央区複合庁舎PFIアドバイザー業務」企画競争実施委員会で審査した結果、左記事業者の評価が最も高かったことから、随意契約の相手方として選定。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局地域振興部政課 011-211-2176
R2.1.15	もみじ台管理センターにおける施設管理・駐車場管理システム更新業務	北海道オフィス・マシン株式会社	1,100,000	R1.12.27	R1.12.27 ~ R2.3.30	本システムは、平成23年度までもみじ台管理センターを所有し管理運営を行っていた一般財団法人札幌市住宅管理公社により平成11年に導入されたものである。 また、本システムの開発は、北海道オフィス・マシン株式会社により行われ、導入後の改修や機能追加なども当該業者が行ってきたところであり、当該業者のみが本システムを熟知している。 一方、本業務を迅速かつ確実に履行するためには、本システムの仕組みや改修経緯等を熟知していることが不可欠であるが、仮に他業者に本業務を委託した場合、プログラム分析が必要になるなど、当該業者が履行するよりも時間と経費がかかる。 したがって、当該業者のほかには本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部政課 011-211-2252
R2.3.11	大通西2丁目ビル設備運転保守管理点検等業務	日本メックス株式会社	6,930,000	R2.2.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、本市がH29年度末に取得した大通西2丁目ビルについて、設備の日常運転管理及び点検等を行うことを目的としている。 当該建物は、現在行われている改修工事が完了した後、中央区役所の仮庁舎として供用予定であったが、第32回オリンピック競技大会(2020/東京)のマラソン及び競歩の札幌開催決定に伴い、改修工事が完了直後から9月までの間、競技運営に係る施設として使用されることとなり、当初の想定になかった使用方法で暫定的な維持管理を行う必要が生じている。 また大会の性質を考慮すると、競技運営に係る施設としての使用中は本市も当該建物に対する入りが制限されることが想定されるため、そうした中で本業務の指示監督等を適切に行っていくことは、困難を伴うこととなる。 そこで、本市が現地で直接監督できない状況になった場合でも、適切に維持管理を行うことができるよう、受託者には当該建物に対する保守点検等のノウハウの蓄積があり、かつ直近の当該建物の状況に精通していることが求められる。 したがって、現在当該建物における設備の保守点検等の業務を受託しており、かつ改修工事の連絡調整に係る定例会議にも保守点検等の現受託者として参加している本事業者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定随意契約を行うこととする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部政課 011-211-2176
R2.4.1	札幌市コミュニティ施設予約システム運用・保守業務	株式会社HBA	5,095,200	R2.3.26	R2.4.1 ~ R3.3.31	本システムは、本市が独自に開発したコミュニティ施設のインターネット予約のためのシステムであり、開発業者である株式会社HBAが所有するサーバーセンターに専用サーバーを設置し、インターネットを経由して利用する仕組みである。 本業務の効率的で的確な履行のためには、既調達役務である「札幌市コミュニティ施設予約システム開発業務」及び「札幌市コミュニティ施設予約システム改修業務」の成果を熟知していることが必要不可欠である。 当該業者は、これまで本システムの一連の開発工程における業務分析、設計、運用・保守業務を受託しており、機能、機器構成、各種設定情報及び動作特性等を既に熟知している。 仮に他業者に本業務を委託した場合、これを履行するために、システム開発時の要求仕様、システム改修時の仕様変更業務等の内容及び運用環境等の知識・技術の習得並びに専用サーバ移行等の業務が発生し、正常かつ安定稼働に向けて多大な時間と経費が必要となり、本業務を迅速かつ確実に履行することが困難となる。 したがって、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部政課 011-211-2252
R1.9.25	札幌市戸籍総合システム更新業務	リコージャパン株式会社	20,520,000	R1.5.29	R1.5.29 ~ R1.9.30	札幌市戸籍総合システムは、リコージャパンが自社製戸籍総合システム「Civic Station」を基に開発・構築したものである。 本件更新業務は、当該システムを新たな機器上でも正常に動作するよう、データの移行や、設定等の業務を行うこととなるため、当該システムの開発・構築メーカー以外では対応が不可能である。 よって、上記法令に基づき、左記事業者との随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部戸籍住民課 011-211-2296
R1.10.2	戸籍総合システム保守及び稼働支援業務	リコージャパン株式会社	40,352,424	R1.8.30	R1.9.1 ~ R2.3.31	当該業務を行うことができるのは、システムの制作会社である左記事業者のみである。 よって、左記事業者との随意契約とした。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	市) 地域振興部戸籍住民課 011-211-2296
R1.10.2	戸籍総合システムソフトウェアライセンス	リコージャパン株式会社	7,544,448	R1.9.13	R1.9.17 ~ R2.3.31	札幌市戸籍総合システムは、リコー製戸籍総合システム「Civic Station」をカスタマイズしたものであり、これを提供できるのは左記事業者のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部戸籍住民課 011-211-2296
R2.4.8	戸籍総合システム保守及び稼働支援業務	リコージャパン株式会社	64,956,980	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務を行うことができるのは、システムの制作会社である左記事業者のみである。 よって、左記事業者との随意契約とした。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	市) 地域振興部戸籍住民課 011-211-2296
R2.4.15	戸籍総合システム複合機保守点検業務(単備契約)	リコージャパン株式会社	9,249,260	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該機器は、戸籍システムの入出力機器であり、戸籍総合システムの一部である。そのため、設定作業等を行うには法務省の認容を受けている必要がある。 また、本市登録事業者で、当該機器の保守を行うことができるのは左記事業者及び左記事業者と代理店契約を結んでいる事業者のみである。 以上2つの条件を満たすのは、上記選定事業者のみである。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部戸籍住民課 011-211-2296
R2.4.15	戸籍総合システムソフトウェアライセンス	リコージャパン株式会社	14,018,400	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市戸籍総合システムは、リコー製戸籍総合システム「Civic Station」をカスタマイズしたものであり、これを提供できるのは左記事業者のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部戸籍住民課 011-211-2296

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.10.23	令和元年度地域まちづくり人材育成事業	株式会社石塚計画デザイン事務所	5,987,520	R1.7.18	R1.7.18 ~ R2.3.31	本事業はまちづくり活動を促進する上で、活動団体の課題解決能力の向上を図る人材を育成することを目的としており、そのために実施する研修等には、専門的な知識や技術、経験等を求められることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁)第3条第1項第1号の規定に基づき、公募型企画競争を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民自治推進課 011-211-2964
R1.10.9	まちづくり活動団体情報提供システムに係るコンテンツ制作業務	株式会社Mammy Pro	1,899,700	R1.9.25	R1.9.25 ~ R2.3.31	本事業は、まちづくり活動をわかりやすく紹介する情報コンテンツを継続的に制作するものであり、市民のまちづくり活動に対する理解・関心を高め、活動への参加を促進することを目的に実施するものである。事業の実施に当たっては、情報コンテンツなどの企画内容の良否により、その事業効果が大きく異なり、競争入札には適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。また、本業務の遂行にあたっては、まちづくり活動に関する専門的な知識や、経験が必須であり、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁)第3条第1項第1号の規定に基づき、公募型企画競争により契約候補者を選定し、随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民自治推進課 011-211-2964
R2.4.15	特定非営利活動促進法所轄庁事務補助業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	1,815,000	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務は、特定非営利活動促進法に基づく所轄庁事務に係る業務であることから、窓口対応に高い専門知識を持つ人材を確保することが求められる。そして、縦覧、閲覧等に係る書類を保管するためのスペース及び管理体制が必要となる。また、本業務における閲覧書類のPDF化についても、閲覧書類を外部に持ち出すことはできないことから、上記業務と一体的に業務を行わなければならない。当該業者は、指定管理者として札幌市市民活動サポートセンターの管理業務を行っており、同法及び市民活動について豊富な知識を有し、縦覧等書類の管理についても対応が可能である当該業者以外には業務の遂行は難しく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民自治推進課 011-211-2964
R1.8.14	令和元年度子どもの製品事故防止に係る出張講座等企画・実施業務	公益社団法人 札幌消費者協会	1,617,516	R1.8.2	R1.8.2 ~ R2.3.31	1. 同協会は、「消費生活支援事業関係業務」における講師派遣講座や消費生活セミナー等の講座運営を長年実施しているほか、子どもの製品事故防止に特化した親子向け消費者教育イベントや講座の実践経験があり、講座の企画や開催に関するノウハウを有しており、昨年度の講座参加者を対象に実施したアンケートにおいて、講座を受講して参考になったという回答が95%と高い評価を得ており、非常に優良な実績を有し、確実な履行が見込まれること。 2. 受講者から製品事故に関する相談の希望があった場合には、消費者センター消費生活相談室と連携して対応することが必要である。本市の消費生活相談業務や啓発業務を含む「消費生活支援事業関係業務」を受託しているのは、(公社)札幌消費者協会であり、消費生活相談室と連携した適切な対応が可能であること。 3. 講座を的確に実施するために消費者教育や子どもの製品事故防止についての豊富な知見やノウハウを有していること。また、令和2年3月までに市内10区において40回の講座を開催するための講師とされる職員等を確保していること。 4. 本業務は、製品事故に関する具体的な情報提供を含むため、製品事故等と直接的な利害関係を有するものは不適切であり、中立的立場からの情報発信が必要となることから、高い公益性が求められること。以上のことから、当該業務を履行できるのは、上記条件を全て満たす(公社)札幌消費者協会の他にない。 (札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項(随意契約ガイドラインII-2-(2)-(ア)-(エ)) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 民生生活部消費生活課 011-211-2245
R2.4.8	特定計量器定期検査等業務及び特定計量器定期検査手数料徴収業務	一般社団法人 北海道計量協会	23,870,000	R2.3.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	特定計量器の定期検査は、計量法第19条第1項の規定により特定市が行う業務となっているが、同法第20条に市長が指定する指定定期検査機関に定期検査を行わせることができると規定されている。一般社団法人北海道計量協会は、検査業務を行う申請をして札幌市長が指定した指定定期検査機関であり、この他に指定定期検査機関はないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 民生生活部消費生活課 011-846-6681
R1.5.8	アイヌの伝統的生活空間の再生事業自然素材育成事業業務	札幌アイヌ協会	1,918,450	H31.4.19	H31.4.19 ~ R2.3.31	本業務は、公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)から受託した業務(以下「受託業務」という。)の一部である。国の「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領」においては、「アイヌ文化伝承活動実践者又は団体等の協力を得て実施すること」とされており、受託業務の全部又は一部の再委託に当たっては財団の承諾が必要であることから、再委託先は国の実施要領の要件も踏まえて選定する必要がある。本業務は、アイヌの人々が伝統的文化活動を行う際に必要となる自然素材の育成、植栽物の維持管理を行うものであり、アイヌの伝統的な自然素材の育成について専門的な知識・技術・経験等を有するアイヌ民族が行う必要があること。また、植栽、除草及び収穫に際しては多くの人員が必要となり、維持管理については通年で継続して実施する必要があることから、多くの人材を適時に確保することができる十分な組織体制を備えた団体である必要がある。以上のことから、本業務の効果・効率的な執行を図るためには、必要なノウハウ及び組織体制を有している市内唯一の団体である札幌アイヌ協会で行うことができ、業務の提供を行う者が特定され競争入札には適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 (札幌市財政局管財部契約管理課 随意契約ガイドライン 物品・役務契約 2 随意契約の要件 (2) その性質又は目的が競争入札に適さないもの【想定事例】ア 契約の相手方が特定の者に限定されるもの(イ)に該当) なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、昨年度も当該業務を受託し、誠実に遂行している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R1.10.23	アイヌ文化交流センター庭園管理業務	札幌アイヌ協会	2,451,600	H31.4.23	H31.4.23 ~ R1.11.30	本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの庭園(歴史の里・自然の里)及びセンター敷地内の自然景観をアイヌ伝統文化にふさわしいものにし、また、アイヌ民族伝統の生活様式、生活空間を表現するために、アイヌ民族の伝統的手法と知識によって、樹木、芝、野草、薬草、山菜等、庭園全体の維持管理と植栽を一体的に行うものである。このような庭園の特殊性に鑑み、その管理については、手法等を熟知しているアイヌ民族の方が行うことが必須である。また、当該業務は長期に亘り、実施回数も多いことから、相当数の従事者を用意することも必要である。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらのことを充たすのは札幌アイヌ協会だけであり、競争入札に適さないため、また、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録ではないが、平成29・30年度において同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 民生生活部アイヌ施策課 011-596-5961

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.6.19	小中高校生団体体験プログラム提供事業(単備契約)	札幌アイヌ協会	5,138,244	R1.5.31	R1.5.31 ~ R2.3.31	本業務は、アイヌ民族の伝統的な講話・歌・踊り・民族音楽等を提供するプログラムを通して、児童・生徒等に体験・学習してもらい、アイヌ民族の歴史や固有の文化に対する理解を促進することを目的としており、そのためには、専門的な知識や技術を持ったアイヌ民族自らが提供し、児童・生徒等との交流を図ることが必要である。 また、当該業務は長期間に亘り、実施回数も多いことから、相当数の従事者を用意できることも条件となる。 さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらのことを充たすのは札幌アイヌ協会だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないことから、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、平成29、30年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R1.6.19	小中高校生団体出前体験プログラム提供事業(単備契約)	札幌アイヌ協会	3,257,029	R1.5.31	R1.5.31 ~ R2.3.31	当該業務は、アイヌ民族の伝統的な講話・歌・踊り・民族音楽等を提供するプログラムを通して、児童・生徒等に体験・学習してもらい、アイヌ民族の歴史や固有の文化に対する理解を促進することを目的としており、そのためには、専門的な知識や技術を持ったアイヌ民族自らが提供し、児童・生徒等との交流を図ることが必要である。 また、当該業務は長期間に亘り、実施回数も多いことから、相当数の従事者を用意できることも条件となる。 さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらのことを充たすのは札幌アイヌ協会だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないことから、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、平成29、30年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R1.6.19	アイヌ文化体験講座委託業務(単備契約)	札幌アイヌ協会	1,259,976	R1.5.31	R1.5.31 ~ R2.3.31	当該業務は、アイヌ民族の伝統的な講話・歌・踊り・民族音楽等を提供するプログラムを通して、児童・生徒等に体験・学習してもらい、アイヌ民族の歴史や固有の文化に対する理解を促進することを目的としており、そのためには、専門的な知識や技術を持ったアイヌ民族自らが提供し、児童・生徒等との交流を図ることが必要である。 また、当該業務は長期間に亘り、実施回数も多いことから、相当数の従事者を用意できることも条件となる。 さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらのことを充たすのは札幌アイヌ協会だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないことから、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、平成29、30年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R1.6.26	小中高校生団体出前体験プログラム提供事業(単備契約)	札幌アイヌ協会	3,257,029	R1.5.31	R1.5.31 ~ R2.3.31	当該業務は、アイヌ民族の伝統的な講話・歌・踊り・民族音楽等を提供するプログラムを通して、児童・生徒等に体験・学習してもらい、アイヌ民族の歴史や固有の文化に対する理解を促進することを目的としており、そのためには、専門的な知識や技術を持ったアイヌ民族自らが提供し、児童・生徒等との交流を図ることが必要である。 また、当該業務は長期間に亘り、実施回数も多いことから、相当数の従事者を用意できることも条件となる。 さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらのことを充たすのは札幌アイヌ協会だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないことから、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、平成29、30年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R1.9.4	アイヌの伝統的生活空間の再生事業体験交流及び空間活用事業業務	札幌アイヌ協会 会長 阿部 一司	1,744,200	R1.8.28	R1.8.28 ~ R2.3.31	本業務は、公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)から受託した業務(以下「受託業務」という。)の一部である。国の「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領」においては、「アイヌ文化伝承活動実践者又は団体等の協力を得て実施すること」とされており、受託業務の全部又は一部の再委託に当たっては財団の承諾が必要であることから、再委託先は国の実施要領の要件も踏まえて選定する必要がある。 本業務は、上記の実施要領の規定及び「アイヌの伝統文化」に触れ、市民の関心を高めるとともに、理解を深めようという事業の目的から、アイヌ民族が実施する必要があること、また、幅広い分野にわたる文化体験・普及啓蒙に係る企画立案及び実施が可能であり、かつ、緊急時に備えてそれぞれの事業において複数名の講師又は踊り手の確保ができるなど、多くの人材を適時に確保することができる十分な組織体制を備えた団体である必要がある。 以上のことから、本業務の効果・効率的な執行を図るためには、必要なノウハウ及び組織体制を有している市内唯一の団体である札幌アイヌ協会で行うことができ、役務の提供を行う者が特定され競争入札には適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、昨年度も当該業務を受託し、誠実に遂行している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R1.10.23	アイヌ民族衣装制作等委託業務	札幌アイヌ協会	1,577,400	R1.10.4	R1.10.4 ~ R2.2.29	本業務は、アイヌ文化交流センター内において、新たに記念撮影コーナーを設置するにあたり、被撮影者がアイヌ民族衣装及び装飾品等を着用して撮影を行うことを目的として、制作業務の委託を行うものである。アイヌ民族衣装及び装飾品等の制作にあたっては、アイヌ伝統の知識・技術・技法を熟知している職人の確保が必要である。また、個々の物品の制作に時間がかかるほか、全体的な数量も多いため、納期内の業務完了を想定した場合、少人数での対応は困難と見込まれることから、受託後に相当数の従事者に制作を割り振ることのできる組織体制が必要である。これらのことを充たし、業務を確実に実施できるのは、市内では札幌アイヌ協会のみであり、競争入札に適さないため。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、当センター開設時の衣装等展示物品の制作を行っており、また、平成29、30年度における、市民参加型アイヌアートモニュメント制作委託業務においてアイヌ文様タペストリーを制作する等、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.10.23	札幌市アイヌ文化交流センター屋外展示施設「イヌタプ」建替等業務	札幌アイヌ協会	1,614,800	R1.10.4	R1.10.4 ~ R1.11.30	本業務は、アイヌ民族の伝統的な施設であるイヌタプ(精米施設)の建替えであり、アイヌ伝統の手法及び知識等ノウハウが必要である。また、札幌市では貴重な建替えの機会であることから、札幌市在住のアイヌ民族で経験のある指導者の指揮により、円滑に業務を遂行できる組織体制が必要であり、また、札幌市在住のアイヌ民族を促進することにより、アイヌ伝統技術の伝承を行うことができる。これらのことを充たし、業務を確実に実施させることが出来るのは、市内では札幌アイヌ協会のみであり、競争入札に適さないため。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録者ではないが、平成29年度において同種業務である「イタオマナブ、タンネチセ」の製作業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R1.12.4	第71回さっぽろ雪まつりにおけるアイヌ文化魅力発信イベント企画運営業務	株式会社北海道博報堂	73,040,000	R1.11.27	R1.11.27 ~ R2.3.13	本業務は、札幌の冬を代表する観光資源である「さっぽろ雪まつり」の大通会場2丁目において、アイヌ文化を主軸としたコンテンツを展開し、アイヌ文化の魅力を感じられる空間を形成することで、アイヌ文化に対する市民理解の促進はもとより、世界各地から訪れる海外観光客にアイヌ文化の魅力を広く発信することを目的として行うものである。 そのため、企画・運営に当たっては、情報発信効果を高める工夫が必要となるほか、高度な創造性や企画力、専門的な知識・経験が求められることから、契約の性質・目的が競争入札に適さず、公募型企画競争により業者を選定し、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R2.1.8	(仮称)ウボボイオープン直前イベント	北海道伝統文化振興会	6,600,000	R1.12.17	R1.12.17 ~ R2.3.19	本業務は、国が白老町に整備中の民族共生象徴空間(以下「ウボボイ」という。)の開設を間近に控え、市民・道民にウボボイ開設を広く周知し、音楽を通じてアイヌ文化になじみのない人にも親しんでもらえるよう、過去3回道内各地で実施されたイランカラプテ音楽祭を参考とするなど、アイヌ文化を発信するイベントを実施するものである。そのため、本業務の実施に当たっては、音楽祭の運営経験や過去の音楽祭より大幅に収容可能人員が大きくなることに伴う大規模イベントの運営管理経験、限られた期間内での広報、アイヌ伝統文化に対する指導・助言などを組み合わせて総合的に運営管理することが求められる。 契約の相手方とする選定事業者は、直近の第3回音楽祭の実行委員会の委員として運営企画に携わり、大規模イベントの運営管理経験や広報実績が豊富な北海道テレビ放送株式会社、札幌地域で最大のアイヌ民族団体として、アイヌ伝統文化に対する指導・助言はもとより、幅広い分野にわたる文化体験・普及啓発に係る企画立案及び実施経験があり、かつ、多くの人材を適時に確保することができる十分な組織体制を備えた団体である札幌アイヌ協会、1万9千社を超える会員数を有し、昨年度アイヌ文化に関連したミュージカルを開催したほか、札幌市立小中学校へミュージカル記録媒体を寄贈し、文化振興に寄与した札幌商工会議所によって組織されており、限られた準備時間の中、本業務を実施することができる相手方は、選定事業者の他にない。また、北海道テレビ放送株式会社は、官民応援ネットワークの構成員として、札幌商工会議所は副代表である北海道商工会議所連合会の会員団体として、札幌アイヌ協会は同構成員である北海道アイヌ協会の会員団体としてウボボイへの誘客促進やアイヌ文化振興の情報発信等、機運醸成に取組んできている企業、団体である。以上のことから、選定事業者は、札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、本業務の実施に必要なノウハウ及び構成メンバーを有している唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R2.1.15	「ユキ・チカ in さっぽろ雪まつり」におけるアイヌ文化PRイベント会場設営及び運営管理等業務	株式会社北海道博報堂	6,616,500	R2.1.9	R2.1.9 ~ R2.3.13	本業務は、札幌市アイヌ施策推進計画に掲げる施策のうち、「公共空間を利用した情報発信」及び「雪まつりなどのイベントにおいてアイヌ民族の伝統文化等を紹介」の実現に向けて、さっぽろ雪まつり期間中に札幌駅前通地下歩行空間(以下「チ・カ・ホ」という。)で行われる「ユキ・チカ in さっぽろ雪まつり」(以下「ユキ・チカ」という。)を活用し、市民や観光客がアイヌ文化に触れられる機会を創出するために実施するものである。 本業務の実施に当たっては、チ・カ・ホ歩行者が立ち寄りたくなくなるような様々な魅力や楽しさを味わうことのできる空間として、演説、体験、展示等の複数プログラムを同時に展開する必要があり、大規模イベントの実施が可能となる「北3条交差点広場(西)」の会場確保が必須となる。また、ユキ・チカは、「札幌・北海道の冬の観光等の魅力を広く発信するとともに、雪まつり会場の玄関口に相応しいおもてなし空間を充実させる」というコンセプトのもと、さっぽろ雪まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)が主催するものであり、イベントの実施に当たっては、実行委員会とも連携しながら、その意向に沿った企画運営を行うことが求められる。 当該法人は、実行委員会から「『ユキ・チカ in さっぽろ雪まつり』企画案作成及び管理運営業務」を受託し、事業企画及び事前調整、会場設営や運営管理、会場内装飾、広報等に関する業務を一括して行う会場管理者であることから、ユキ・チカのメイン会場となる「北3条交差点広場(西)」の会場確保が可能であり、また、実行委員会の意向を正確に把握し、その内容を着実に反映させることができる唯一の法人である。 よって、本業務の条件を満たす者は当該法人のみであることから、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R2.2.12	アイヌ民芸品に関する調査検証業務	株式会社ロフトワーク	8,580,000	R2.1.31	R2.1.31 ~ R2.3.31	本業務は、札幌市アイヌ施策推進計画に掲げる施策のうち、「民芸品展示販売スペースの設置」及び「アイヌ民芸品のブランド化」の実現に向けて、次年度から順次取り組むこととしている、新たな商品の開発、販売会・展示会へのデスト出展等によるマーケティング強化、販路の開拓や情報発信などのプロモーションの検討のために行う調査である。 本業務の実施に当たっては、令和2年度に実施する施策の検討を開始するまでに終える必要があり、極めて短期間での業務履行が求められることから、アイヌ民芸品作家やアイヌ関連団体との連携が必須となる。また、今後の展開に向けた効果的な提案が必要となるため、調査分析のみならず、ブランディングデザインのプロデュースから販路拡大までの高度なブランドプロデュース力が必要となる。加えて、ウボボイ(民族共生象徴空間)には民芸品販売ショップ等が整備されることとなるため、その動向も踏まえながら企画提案を行うことが求められる。 当該法人は、ウボボイ(民族共生象徴空間)お土産品開発に向けたコンサルティング業務を行い、道内各地のアイヌ民芸品作家等へのヒアリング調査を通じて関係性を構築しているほか、各地の民芸品関連の現状等についても熟知している。また、経済産業省の補助を受けてブランド確立に向けた事業を行うなど、本業務の遂行に不可欠な業務実績や知見、ノウハウの蓄積を併せ持っていることから、限られた時間の中で確実かつ円滑に遂行できる唯一の法人である。 よって、本業務の条件を満たす者は当該法人のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.2.12	アイヌ文化魅力PR映像制作業務	株式会社電通北海道	7,040,000	R2.1.31	R2.1.31 ~ R2.3.31	本業務は、アイヌ民族の歴史や文化への興味・関心を喚起するためのプロモーションツールとして、アイヌ民族が育んできた独自文化を分かりやすく魅力的に伝えるためのPR映像を制作することを目的とするものである。 本事業の履行に当たっては、情報発信効果を高める工夫が必要となるほか、高度な創造性や企画力、専門的な知識・経験が求められることから、価格により比較する競争入札には適さず、公募型企画競争により業者を選定し、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R1.5.8	「じんけんサポーターデー」実施に伴う運営業務	株式会社コンサドーレ	1,404,000	H31.4.16	H31.4.16 ~ R1.5.8	人権啓発においては、可能な限り多くの人の目に触れる事が重要であり、広く認知されているプロサッカーチームの試合と関連付けて実施することで、来場者等への高い波及効果が期待されるものである。 本市におけるプロサッカーチームは同社が運営する北海道コンサドーレ札幌のみであり、同チームの試合と関連付けてイベントを実施する場合、履行できるものは、同チームを運営する株式会社コンサドーレにおいて他にないことから、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局市民生活部男女共同参画室 011-211-2962
R1.6.19	平成31年度女性活躍・働き方改革に向けた啓発イベント企画運営業務	株式会社北海道博報堂	7,581,600	R1.5.31	R1.5.31 ~ R2.2.28	平成31年度女性活躍・働き方改革に向けた啓発イベント企画運営業務企画競争実施委員会において審査を行った結果、「株式会社北海道博報堂」を契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局市民生活部男女共同参画室 011-211-2962
R1.7.3	企業訪問によるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進業務	株式会社東京商工リサーチ	3,823,200	R1.6.11	R1.6.11 ~ R2.3.23	当業務は、市内企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の考え方や企業認証制度の周知とともに、各企業の実情に応じた取組が推進されるよう支援することを目的としており、そのためには、様々な媒体等による周知だけでなく、企業の情報や現状分析を基に、訪問や周知を行う企業の対象範囲の設定やそれに適したアプローチ手法の工夫などが求められる。 それらを効果的・円滑に行うには、企業情報に関する専門的・幅広い知識やその活用方法の経験などのほか、効率的な業務運営能力などが求められることから、公募型企画競争を実施して契約候補者を選定し、当該契約候補者と随意契約を行ったものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局市民生活部男女共同参画室 011-211-2962
R1.7.3	「家事シェアブック(仮称)」コンテンツ作成及び広報啓発業務	株式会社道新サービスセンター	1,387,800	R1.6.21	R1.6.21 ~ R2.2.28	「家事シェアブック(仮称)」コンテンツ作成及び広報啓発業務企画競争実施委員会において審査を行った結果、「株式会社道新サービスセンター」を契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局市民生活部男女共同参画室 011-211-2962
R1.9.18	札幌エルプラザ公共施設情報システム等仮想サーバ更改業務	東日本電信電話株式会社	4,856,500	R1.9.12	R1.9.12 ~ R2.1.31	札幌エルプラザ公共4施設(男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ)では、多岐にわたる各種業務を円滑に運営するため、複数のシステムから成る「札幌エルプラザ公共施設情報システム」を構築し、その利用により業務の効率化を図っている。 上記システム等は仮想サーバ上で動作しているが、これらの仮想サーバを動作させるためのハードウェア及び、関係するネットワーク機器が更改となることから、本業務は、新規ハードウェア機器等を使用して、更改前と同様の業務が利用可能となるように設置、設定及び、移行する業務であり、的確かつ迅速に作業を行う必要があることから、受託業者は現行のシステムについて十分に熟知している必要がある。 当該業者は現行システムの開発業者であるとともに、システム開発後の保守業務及びシステム改修業務をすべて受託しており、開発、保守及びシステム全体を十分に熟知しているため、的確かつ迅速なサーバ更改(構築)作業が可能である。一方で本業務を他業者に委託した場合、他業者は本システム及び運用環境について習得するまでに多大な時間と経費を要する。 以上のことから、当該業務を委託できるのは、当該業者の他にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 男女共同参画課 011-211-2962
R1.9.18	札幌エルプラザ図書システム更改業務	東日本電信電話株式会社	4,087,600	R1.9.12	R1.9.12 ~ R2.1.31	札幌エルプラザ内にある情報センターでは、札幌エルプラザ公共4施設(男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ)に関するそれぞれの分野の図書・ビデオ等を所蔵し、貸出を行っている。 本業務は、情報センターで行っている図書・ビデオ等の蔵書管理、貸出管理に関する業務を支援する図書システムのサーバ更改にあわせ、図書システムを最新バージョンへ更改する業務であり、的確かつ迅速に作業を行う必要があることから、受託業者は現行のシステムについて十分に熟知している必要がある。 当該業者は現行の図書システムの開発業者であるとともに、システム開発後の保守業務及びシステム改修業務をすべて受託しており、開発、保守及びシステム全体を十分に熟知しているため、的確かつ迅速なシステム更改作業が可能である。一方で本業務を他業者に委託した場合、他業者は情報システム及び運用環境について習得するまでに多大な時間と経費を要する。 以上のことから、当該業務を委託できるのは、当該業者の他にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 男女共同参画課 011-211-2962
R2.4.15	企業訪問によるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進業務	株式会社東京商工リサーチ	3,938,000	R2.2.26	R2.4.1 ~ R3.3.23	当業務は、市内企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の考え方や企業認証制度の周知とともに、各企業の実情に応じた取組が推進されるよう支援することを目的としており、そのためには、様々な媒体等による周知だけでなく、企業の情報や現状分析を基に、訪問や周知を行う企業の対象範囲の設定やそれに適したアプローチ手法の工夫などが求められる。 それらを効果的・円滑に行うには、企業情報に関する専門的・幅広い知識やその活用方法の経験などのほか、効率的な業務運営能力などが求められることから、公募型企画競争を実施して契約候補者を選定し、当該契約候補者と随意契約を行ったものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 男女共同参画課 011-211-2962
H31.4.24	平成31年度札幌市民交流プラザ公衆無線LAN運用業務	東日本電信電話株式会社	6,220,800	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	市民交流プラザでは、施設利用者が公衆無線LANを利用し、プラザで開催される公演情報や施設情報、札幌市で行われる文化芸術に関するイベント情報等を入手できるようにすることを目的として、札幌市が提供しているSapporo City Wi-Fi(以下SCWという。)の導入を行っている。 SCWは、経)観光・MICE推進課において平成27年度に実施した公募型企画競争にて選定されたものである。 このシステムは、当該事業者が専用システムを構築しているため、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。また、札幌ドームや札幌コンベンションセンターでのSCW環境構築および運用業務を行っている実績より、大規模施設に対して安定的なサービスの提供、適切な運用及び迅速な保守対応が期待できる。 以上により、本業務を適切に遂行できるのは左記事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局文化振興課 011-211-2261

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1. 6. 5	さっぽろ芸術文化の館設備保守管理業務(月額契約)	北海道ビルサービス株式会社	2,419,200	R1. 5. 22	R1. 6. 1 ~ R1. 12. 31	本業務は、さっぽろ芸術文化の館に設置している設備の維持及び運用に関する保守管理に係る業務を行うものである。平成31年度中の解体着工が予定されており、令和元年6月1日から施設解体までの期間、施設の設備について維持管理を行う。 北海道ビルサービス株式会社は、平成2年から現在に至るまで約30年間、ホテル棟とホール棟を有する当該大規模施設の設備運転保守等を適切に実施している業者であり、施設及び設備の特性を十分に理解しており、当該設備の取扱経験が豊富である。 当該施設の設備運転保守等を適切に履行し、かつ不良箇所発見時に適切で早急な処置を行うことができるのは、現在までの当該建物の維持管理を実施してきたことで経験及び知識、総合的なノウハウを有する、当該業者のみである。以上の理由から、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局文化部文化振興課 011-211-2261
R1. 6. 12	さっぽろ天神山アートスタジオ地域連携・国際交流事業企画運営業務	一般社団法人A I Sプランニング	4,698,000	R1. 5. 30	R1. 5. 30 ~ R2. 3. 25	本事業は、さっぽろ天神山アートスタジオのアーティスト・イン・レジデンス機能を活用して、アーティストを媒介とした地域交流の機会を増やし、幅広い層の参加を促すとともに、国外のアーティストの来日手続や滞在中の研究・制作活動の支援を含む国際招へいプログラムを企画立案し運営する高度かつ専門的な業務である。 したがって、さっぽろ天神山アートスタジオの施設機能を把握し、かつ札幌圏の地域活動団体、文化施設、教育機関等とのネットワーク、滞在アーティストに調査・創作活動に係るアドバイス等支援を行うための専門知識とともに、業務遂行を担保しうる一定の実績を有する事業者と契約する必要があり、価格による競争入札等には適さない。 一般社団法人A I Sプランニングは、平成26年度から受託している天神山アートスタジオ管理運営業務を通じてこれら2つの要件を満たす唯一の事業者である。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局文化部文化振興課 011-211-2261
R1. 10. 16	札幌市資料館(旧札幌控訴院)耐震・保全等改修水準検討支援業務	株式会社日本設計	21,450,000	R1. 7. 24	R1. 7. 24 ~ R2. 3. 31	本業務は、札幌市資料館(旧札幌控訴院)の耐震化、保全及びバリアフリー化の改修水準の検討を行うため、基本的な設計図面の作成、概算事業費の算出及び事業スケジュールの検討を行うものである。これらの検討は、一律の仕様による価格競争での実施に適さない内容の業務であることから、公募型企業競争により業者を選定を行うこととしている。そこで、札幌市資料館(旧札幌控訴院)耐震・保全等改修水準検討支援業務に係る企画提案の公募を行ったところ、株式会社日本設計から応募があり、札幌市資料館耐震・保全等改修水準検討支援業務企画競争実施委員会において審査を行った結果、同社が契約候補者として選定されたところである。このことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-211-2261
R1. 8. 14	(仮称)札幌博物館展示・事業内容に関する補足調査案	株式会社丹青社	4,320,000	R1. 7. 30	R1. 7. 30 ~ R2. 3. 31	本業務は、平成30年度に策定した「(仮称)札幌博物館展示・事業基本計画」で示した、想定諸室構成や展示物の展開について、今後の諸計画策定に必要な内容を補足調査するものである。 当該業務は、今後策定する諸計画の基礎となる資料として、令和2年度に実施予定のPPP/PFIに係る検討を開始するまでに終える必要がある。左記事業者は展示・事業基本計画策定に関する検討業務の受託事業者であり、展示・事業基本計画について熟知しており、本業務の遂行に不可欠な業務実績や知見、検討経過の蓄積を併せ持っていることから、限られた時間の中で遂行できる唯一の業者である。 また、経費の縮減が図られるほか、業務の継続性の確保等により、本業務を確実かつ円滑に遂行できる。 以上の理由により、当該業者への委託は契約の目的を達成させるために必要不可欠であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-374-5002
R1. 9. 11	さっぽろアートステージ2018運営業務	さっぽろアートステージ実行委員会	24,654,591	R1. 8. 13	R1. 8. 13 ~ R2. 3. 31	本業務は、本市が文化芸術月間と位置付ける11月に、舞台芸術部門、音楽部門、学生音楽部門、美術部門からなる、多彩な文化事業を複合的・総合的に実施するものである。 そのため、本業務の実施に当たっては、複数のジャンルを統一テーマのもとプランニングし、各事業の連携効果を生み出すことが必要であり、各部門(分野)を代表する法人等が、事業の実施主体として携わるとともに、総合的に運営の管理を行うことが求められる。 契約の相手方とするさっぽろアートステージ実行委員会は、市内で劇場を運営する法人・団体が組織された「札幌劇場連絡会」、地元音楽シーンを実行委員会、市内で劇場を運営する法人・団体が組織された「札幌劇場連絡会」、地元音楽シーンをリードする「(株)エフエム北海道」、中高生の文化活動を支える「札幌市中学校文化連盟」及び「北海道高等学校文化連盟」、市内の多くの芸術家と繋がりを持ちアートイベントをプロデュースする「C A I 現代芸術研究所」並びにイベントの総合プロデュース等を行う「(株)ノヴェロ」によって組織されており、多彩な文化事業を複合的・総合的に行う本業務を実施することができる相手方は、当該実行委員会他にはない。 このため、本業務は、当該実行委員会しか履行することができず、本業務に係る契約の目的が競争入札等に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-211-2261
R1. 10. 16	小金湯産クワリ化石3Dデータ制作業務(第2期・肋骨、左上肢及び欠損部)	特定非営利活動法人あしよの化石と自然	5,832,000	R1. 9. 11	R1. 9. 11 ~ R2. 3. 31	本業務は、これまで例を見ない大型の鯨類化石標本に関する業務であり、当該業務の遂行には、海生哺乳類化石に関する高度な学術的知見のほか、3Dデータ作製に係る専門スタッフや技術力、実績、作業環境・設備等が必要不可欠である。また、本業務の対象標本が難解な構造であることから委託者と頻りに協議が必要である。 左記事業者は、足寄動物化石博物館の指定管理者として、足寄町から指定を受けて同館の運営を担っている特定非営利活動法人である。古生物分野の研究スタッフ(学芸員)3名が常駐し、足寄町内から産出する海生哺乳類化石、東柱類と鯨類からなる「足寄動物群」の豊富な研究実績と成果を有している。内1名は、鯨類の研究者でありながら、道内唯一の3Dデータ作製に係る技術を持有した職員である。 くわえて、平成30年度に本市の同一標本に係る3Dデータ作製を受託しており、誠実に業務を履行し、当該化石についての知識を有していることから、業務期間の短縮や経費の見込まれるため、特定非営利活動法人あしよの化石と自然を契約の相手方とすることが最も合理的である。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者との特定随意契約とする。 なお、当該事業者は、本市登録事業者でないため、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第26条により申出書を徴求している(別添)。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-374-5002
R1. 10. 16	メディアアーツ都市札幌×厚別区30周年連携事業企画運営業務	クリプトン・フューチャー・メディア株式会社	3,990,000	R1. 9. 30	R1. 9. 30 ~ R2. 3. 10	本事業は、札幌圏域のメディア芸術分野の作家・企業等と連携して作品展示やワークショップを行う専門的かつ先進的な取組であり、これに係る最適なサービスの提供方法を定めることが困難であるため、価格による競争入札等には適さない。このことから、公募型企業競争により契約候補者を選定し、契約候補者に対する随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-211-2261

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.10.16	創成川公園彫刻作品メンテナンス業務	特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい	1,225,004	R1.10.4	R1.10.10 ~ R1.11.8	本業務は、創成川公園に設置している安田侃彫刻作品4点のコーティング、補修等のメンテナンスに係る業務を委託するものである。 特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいは、平成18年から現在に至るまで、安田侃氏制作の彫刻作品40点以上を収蔵する「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄」の管理運営を行っており、日常的に安田侃氏制作作品の保守管理を行っている。また、当該事業者には所属する研究員については、国内に設置されている安田侃氏制作作品のメンテナンスにも多数関わっており、対象作品である白大理石彫刻の取扱を熟知している。 加えて、安田侃氏より、対象作品のコーティングや補修の施工については、専用のコーティング剤を用い、かつ、作品に精通している必要があり、当該業者であれば施工可能である旨の助言があった。 以上より、本業務については、当該業者以外が施工することが困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するものとし、当該業者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化文化部振興課 011-211-2261
R1.12.11	文化資源を活用した体験型観光コンテンツ実証業務	株式会社JTB	2,999,557	R1.11.26	R1.11.26 ~ R2.3.31	本業務は、体験型観光コンテンツ案の策定に向け、札幌の文化資源の現状と、札幌観光を取り巻く社会環境等を踏まえ、市場ニーズの把握やターゲット層の特定等の市場分析を行い、札幌の文化資源に付加価値を付け、誘客につながる具体的なコンテンツ案の検討を行うなど、高度かつ専門的な知識を必要とする業務である。そのため、札幌の文化資源の現状や札幌観光を取り巻く社会環境等を熟知していることにより、調査・分析や誘客につながる観光コンテンツについての専門知識を持ち、優れた企画内容、業務遂行を担保しうる一定程度の実績などを持つ事業者と契約する必要があることから、価格による競争入札等には適さないと考えられる。 このことから、公募型企画競争を行ったところ、株式会社JTB法人事業本部北海道事業部外1社から応募があり、文化資源を活用した体験型観光コンテンツ実証業務に係る企画競争実施委員会において審査を行った結果、同社が契約候補者として選定されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、契約候補者との間で随意契約により契約を締結することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化文化部振興課 011-211-2261
R2.2.5	新文化芸術施設運営事業者公募に向けたアドバイザリー業務	株式会社日本総合研究所	4,780,264	R2.1.24	R2.1.24 ~ R2.3.31	本業務は、民間事業者への包括的委託に当たり、改修設計・施工、運営に係るリスク分担及びモニタリング事項の整理、発注仕様、契約内容等の検討・整理補助などを行い、事業者募集書類等を作成する業務である。 本業務の受託者は、民間活力の活用について、同種の事業や経営、資金調達等に関する高度かつ専門的な知見を有すること、また、それに基づく優れた企画力や業務遂行能力を担保する一定程度の実績などが求められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さないと考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化文化部振興課 011-211-2261
R2.2.5	市内大規模ホールに係る需給調査業務	日本データサービス株式会社	4,675,000	R2.1.28	R2.1.28 ~ R2.3.31	本業務は、適正な市内大規模ホール配置の検討に向け、市内ホール・劇場を取り巻く環境の変化を踏まえ、各施設の利用状況や利用者の属性を把握するとともに、公演主催者や市場の動向、他都市のホール数、規模などを参考にして、将来のホール需給状況を予測する業務であり、劇場・ホールという特殊な施設の役割や特徴の把握、市場分析など、高度かつ専門的な知識を必要とする業務である。 そのため、札幌の文化施設の現状や地域特性、札幌を取り巻く社会環境等を熟知し、調査・分析と将来需要予測を行う優れた企画力と業務遂行能力を持つ事業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、価格による競争入札等には適さないと考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化文化部振興課 011-211-2261
H31.4.24	札幌市教育文化会館冷水発生機修理業務	株式会社日立ビルシステム	2,110,320	H31.4.10	H31.4.17 ~ R1.6.28	本業務は、札幌教育文化会館の冷水発生機1号機及び2号機の部品交換を行うものである。 札幌市教育文化会館に設置している冷水発生機は株式会社日立ビルシステム製であり、2002年の設置後、当該業者が設備保守管理を行い、当該設備についての経験・知識が豊富である。 本業務は、当該設備の開発製造者である左記業者以外には有し得ない専門的な知識・技術等を必要とするほか、特定の部品や工具を用いて部品組立、交換、試験調整を行わなければならないため、開発製造者である左記業者でなければ実施できないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民文化局文化文化部文化財課 011-211-2312
H31.4.24	平成31年度カーリング普及促進業務	一般社団法人札幌カーリング協会	4,578,000	H31.4.2	H31.4.2 ~ R2.3.31	当該業務の実施には、利用者らと施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、公益社団法人日本カーリング協会が認定する公認上級指導員や公認指導員が多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人員数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ局スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.7.24	運動部活動アスリート派遣業務(単備契約)	一般社団法人A-bank北海道	9,600,000	H31.4.10	H31.4.10 ~ R2.3.31	一般社団法人A-bank北海道は、オリンピックをはじめとする国際大会やプロスポーツにおいて活躍した経験をもつアスリートの技術や知識を北海道の学校教育や地域の方として生かすことや、スポーツの活性化、アスリートのセカンドキャリアの創出等を目的に設立され、道内各地において小中学校等の授業や部活動、各種講演会へアスリートを派遣している団体である。 また、心身の成長期にある小中学生と接するに当たり、アスリートに対する研修等も継続的に行っており、その指導効果は十分期待できる。 なお、アスリートによる子どものスポーツ指導を実施している団体は国内において複数見られるものの、中学校の運動部活動に年間を通し複数のアスリートを定期的に派遣する実績を持つ団体で、札幌市の競争入札参加資格登録のある事業者は、当団体が道内において唯一であると認められる。 さらに当団体は市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整に柔軟な対応も可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌に居住しており、今回の業務実施にあたっては経費面及び業務遂行の確実性などから同団体が最も適していると考えられる。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきA-bank北海道との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ局スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.5.22	市民運動広場用地設計・調査・解析業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	45,650,000	R1.5.16	R1.5.16 ~ R2.3.31	本企画競争への応募者は4社であり、平成31年4月19日に開催した企画競争実施委員会において、企画提案の最終審査を実施した結果、採点が最高点である左記業者を委託候補業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ局スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.6.12	パラスポーツクラブ運営業務	一般社団法人HOKKAIDO ADAPTIVE SPORTS	3,092,362	R1.6.5	R1.6.5 ~ R2.3.11	本業務は、パラスポーツクラブにおいてあらゆる肢体不自由のある子どもを受け入れ、一貫した指導方針の下で多くの競技を経験させることを通じ、視野拡大から競技力向上までを図るものである。 一般社団法人HOKKAIDO ADAPTIVE SPORTSは、多くのパラスポーツ種目を取り扱う総合地域スポーツクラブの運営を目的に設立された市内で唯一の法人であり、あらゆる肢体不自由のある子どもの受け入れを行う方針をとっている。また同法人は、障がい者への指導プログラムに係る専門知識や実技指導能力に加え、パラスポーツクラブにおける組織運営のノウハウや、パラアシリート及び関係学識経験者等との幅広いネットワークを有しており、同様の能力等を有する法人は市内において他に無い。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同法人と特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ局スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.6.26	札幌ドームボウブリッジガラス調査業務	株式会社竹中工務店	1,026,000	R1.6.19	R1.6.19 ~ R1.7.19	本業務は、札幌ドームボウブリッジ部分に設置されているガラスの破損原因を調査する業務である。 本業務の遂行にあたっては、ガラスの取付方法やガラスへの荷重の伝わり方など、当該施設の構造を熟知している必要があるが、当該施設は、建築基準法旧38条に基づき、法令では対応できない革新的な技術や構造の採用について、大臣の認定を受けて特例的に建設された建築物であることから、構造等の検討を正確かつ効率的に行うには建設時に設計・施工を行った業者である必要がある。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ局スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.7.31	藤野野外スポーツ交流施設第2ロマンズリフト保全業務	東京索道株式会社	2,750,000	R1.7.22	R1.7.22 ~ R1.11.30	本業務は第2ロマンズリフト構成機器である脱索防止輪、原動滑車の整備業務で、脱索防止輪は索条の脱索防止用の索輪で、原動滑車はリフト起点で索条を駆動させる装置である。 上記装置を含む索道設備についてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能である。 そのため、同リフトのメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者への特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ局スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.7.31	スポーツ交流施設ラウンジ開き扉交換業務	ナブコシステム株式会社	7,150,000	R1.7.25	R1.7.25 ~ R1.11.29	本業務は既存開き扉の交換業務で、開き扉はナブコシステム株式会社によって製作された特殊な製品である。その構造・機能並びに耐久性について十分把握し、破損、故障時に迅速な対応が可能となる同社が、指定管理者から保守点検業務を受託されている。 今回の業務は、より一層の安全性を確保するため開き扉から自動ドアに交換するものであるが、この業務にあたっては、現在保守点検業務を受託している同社に委託することが、施設の一体的な運営管理が可能となり、保守点検業務の経費削減にもつながるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	スポーツ局スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.8.7	藤野野外スポーツ交流施設第1ベアリフト保全業務	安全索道株式会社	1,078,000	R1.8.1	R1.8.1 ~ R1.11.30	本業務は第1ベアリフト構成機器である圧索機の整備業務で、圧索機は索条を引き下げ保持する装置である。上記装置を含む索道設備についてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能である。 そのため、同リフトのメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないことから、左記業者への特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.8.28	札幌ドーム可動設備保全業務	川崎重工株式会社	29,029,000	R1.8.23	R1.8.23 ~ R2.3.10	札幌ドームのボウアリングステージ等可動設備の一括更新を行うことは、予算面及び工期の面から不可能であり、ドーム施設を稼働させながら段階的かつ部分的な更新が必要となる。また、同設備には、メーカー独自の部品や技術が使用されている。今回の本業務は、札幌ドームの可動設備の主要部品更新業務であり、上記のとおり、稼働させながらの更新であるため、既設使用部品との互換性を確保するには、製造メーカー品以外での代替が不可能であること、かつ、設計・製造メーカーの技術が必要となることから、左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないため、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.9.11	市民運動広場整備用地 地下水観測孔設置業務	株式会社公清企業	2,041,200	R1.9.2	R1.9.2 ~ R1.9.30	(株)公清企業へは、令和元年7月24日から「市民運動広場用地 試験盛土による周囲への影響観測業務」を委託している。その業務で、試験盛土による周囲への影響を観測するため、試験盛土の周囲に地下水観測孔を設置予定である。 本業務の作業内容は上記作業と同じであり、(株)公清企業へ委託することで、下記の利点があることから、(株)公清企業との特定随意契約とする。 1 試験盛土が9月より始まるため、盛土による影響が少ない時点の地下水を観測するためには、早期に観測孔を設置する必要がある。(株)公清企業であれば、観測孔を設置するための機械が現地に準備されており、すぐに作業を始めることができる。 2 別業務で観測孔設置に用いる機械を準備・撤去するため、準備・撤去費用がかからず、費用を削減することができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.9.11	大倉山ジャンプ競技場ほか2施設圧雪車整備業務	スノーシステム株式会社	5,077,600	R1.9.4	R1.9.4 ~ R1.12.6	当該圧雪車はケースローラー社製で、製造メーカー独自の技術が使用されている。 また、左記業者は日本国内で唯一のケースローラー社製圧雪車の輸入代理店として、販売及び保守サービス業務契約を締結している唯一の入札参加資格者であることから、左記業者への特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.9.25	札幌ドーム中央監視装置保全業務	アズビル株式会社	69,300,000	R1.9.17	R1.9.17 ~ R2.3.31	札幌ドームの中央監視システムは、メーカー独自の部品や技術が使用されており、また、ドーム施設を稼働させながら段階的かつ部分的な更新が必要となる。システムの一部装置の更新である本業務で、稼働させながらシステムとの互換性を確保するには、メーカー以外の部品では代替が不可能であること、かつ、設計・製造メーカーの技術が必要となることから、左記業者以外にこの業務を実施できるものがないため、左記業者への特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.10.2	第19回全国障害者スポーツ大会札幌市選手団派遣業務	一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会	13,937,000	R1.9.24	R1.9.24 ~ R1.12.25	本事業の実施にあたっては、選手である障がい者の容態に合わせた安全の確保、介助、競技用具の選択、技能指導等を適切に行い、各関係団体と連携を図る必要がある。 当該法人は、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第3条に規定する参加資格者ではないが、専ら大会への選手団派遣、選手・指導員の育成等の障がい者スポーツに係る普及活動を事業としており、障がい者スポーツに関する知識と経験の面において強い専門性を持つ。また、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の登録団体であり、各関係団体との緊密な協力関係を有する市内唯一の団体である。 市内において、当該法人以外に本事業で求められる運営体制を確保できる法人がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により当該法人との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.10.2	札幌ドーム自動ドア保全業務	フルテック株式会社	4,620,000	R1.9.26	R1.9.26 ~ R2.3.10	本業務は既存自動車の保全業務で、自動扉はフルテック(株)によって製作された製品である。その構造・機能並びに耐久性について十分把握し、破損、故障時に迅速な対応が可能となる同社が、指定管理者から保守点検業務を受託している。 この業務にあたっては、製造メーカー以外の部品の代替えが不可能である。また、本業務を効率的に完了することができ、さらに専門的知識があるのは同社のみであるため、左記業者への特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.10.2	平岸プール可変床保全業務	三菱重工機械システム株式会社	2,772,000	R1.9.27	R1.9.27 ~ R2.2.7	本業務は平岸プールに設置されている可変床の昇降するシリンダーを取外し、消耗部品の交換を行う業務である。 可変床についてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。 そのため、同可変床のメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にないことから、左記業者への特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.11.6	札幌ドーム遮光幕設備保全業務	太陽工業株式会社東北支店	3,960,000	R1.10.28	R1.10.28 ~ R2.3.31	本業務は、札幌ドームの遮光幕設備の各種部品交換を実施するものである。 本業務の対象となる遮光幕設備については、製造メーカー以外の部品の代替が不可能であり、部品供給も左記業者以外には行われず、本業務を効率的に完了することができ、さらに専門的知識があるのは左記業者のみである。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.12.25	令和元年度 朝里川温泉スキー場 「札幌市スキー学習支援業務」(単備契約)	株式会社Sasson	1,746,000	R1.11.7	R1.11.7 ~ R2.3.13	市内の12校から朝里川温泉スキー場でスキー学習実施に伴うインストラクター派遣の依頼があった。 株式会社Sassonは、当該スキー場において、小中学校のスキー学習の受け入れを積極的にっており、スキーの普及と振興のため、競技会開催、選手育成、指導者養成及び各種イベントを行っている。 また、当該スキー場直轄のスキー学校には、スキー場グレンデを熟知し、指導資格を保有するインストラクターが在籍し、スキー学習の受け入れと十分な指導態勢が整っている。 したがって、上記スキー場でスキー学習を実施するにあたっては、当該スキー場直轄のスキー学校の有資格インストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.11.27	シットスキー・バイスキー指導者養成講習会及び体験会運営業務	一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団	3,105,300	R1.11.19	R1.11.19 ~ R2.2.28	本業務は、シットスキー(下肢に障がいのある方のクロスカントリースキー)、バイスキー(下肢に障がいのある方のアルペンスキー)の指導者を養成する講習会及び体験会を開催する事業であり、コースの構成や難易度、座学会場からの動線等の観点から、シットスキー会場を中島公園(初級者向けの歩くスキーコース)、バイスキー会場を藤野野山スポーツ交流施設とするよう講師より指定されている。 会場設営や多数の参加者に対応するため、会場を熟知しており、障がい者スポーツの指導補助等の知識・経験を有するスタッフを多数配置する必要がある。 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団(以下「財団」という。)は、藤野野山スポーツ交流施設の指定管理者であり、中島公園の歩くスキーコースの管理運営団体である。このため、コース状況を熟知しており、障がいのある方が使用する競技用具を用いた事業の実施においても、安全性を確保することができる。 また、財団には中級・初級の障がい者スポーツ指導員が多数在籍しており、シットスキーの試走会や体験会、講習会、障がいのある方を対象としたスキー大会等を多数開催してきた実績があることから、障がい者スポーツの指導補助等の知識・経験及びイベント運営ノウハウを有したスタッフを適切に配置することができる。 以上の理由から、本業務を受託可能な団体は財団のみであるため、財団との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.11.27	中央体育館アリーナ手すり保全業務	株式会社フジタ	34,265,000	R1.11.19	R1.11.19 ~ R2.3.31	本業務は、既存手すりの枠を残して、ガラスに交換するものであり、安全性を考慮した構造強度を保って交換を実施する必要がある。それが可能なのは、建設施工を行い既存部分の構造を熟知している左記業者のみである。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.11.27	国営滝野すずらん丘陵公園青少年山の家における「歩くスキー出前授業」実施業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	1,453,100	R1.11.22	R1.11.22 ~ R2.3.31	当該事業は、青少年山の家において宿泊学習を行う市内小学校のうち、希望する小学校を対象に歩くスキーの実技指導を実施するほか、冬期間に山の家を利用する全ての学校のうち、希望する学校を対象とした歩くスキーの指導者研修会を行うこと、歩くスキーの指導プログラムを作成し市内小学校教員への普及、振興を図ることを業務内容とするものである。 一方、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、当該事業の実施会場である青少年山の家の指定管理者として、年間を通して市内小学校の宿泊学習を受け入れており、各学校のニーズに合わせた充実した自然体験プログラムや野外活動プログラムを提供するノウハウを有している。 このため、本業務については、青少年山の家の指定管理者である当該協会を契約の相手方とすることが最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、活動協会との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.12.4	ウィンタースポーツ塾事業 エントリーコース運営業務	一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団	9,458,071	R1.11.27	R1.11.27 ~ R2.3.27	本業務は、小学生を対象に冬季競技6種目を3コースに分け、それぞれ2種目を1日で体験してもらう事業である。会場については、各コースとも1日体験の中で競技に取り組む時間をできるだけ多くするため、集合場所であるJR札幌駅から遠方ではなく、午前と午後の競技会場が隣接している必要がある。かつ、カーリングとリュージュは市内に1か所ずつしか競技施設がないことから、カーリングは「どうぎんカーリングスタジアム」、フィギュアスケートは「月寒体育館」、スノーボードとリュージュは「藤野野山スポーツ交流施設」、クロスカントリースキーとスキージャンプは「厚別公園競技場」としている。これらの競技施設やそれぞれの競技用具を用意し、さらには各競技連盟などと連携をとって指導者を確保した上で、同じ日3コースを一体的に事業展開できる団体は各施設の指定管理者であり、競技団体と連携して自主事業で数多くのスポーツ教室を行っている「一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団」以外にはない。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、「一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団」との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.12.25	令和元年度 札幌国際スキー場「札幌市スキー学習支援業務」(単備契約)	株式会社札幌リゾート開発公社	2,421,000	R1.11.29	R1.11.29 ~ R2.3.13	市内の20校から札幌国際スキー場でのスキー学習実施に伴うインストラクター派遣の依頼があった。 (株)札幌リゾート開発公社は、当該スキー場において、市内の小中学校のスキー学習の受け入れを積極的に進めており、スキーの普及と振興を図るため、競技会開催、選手育成、指導者養成及び各種イベントを行っている。 また、当該スキー場直轄のスキー学校には、スキー場グレードを熟知し、指導資格を保有するインストラクターが在籍し、スキー学習の受け入れと十分な指導態勢が整っている。 したがって、上記スキー場でスキー学習を実施するにあたっては、当該スキー場直轄のスキー学校の有資格インストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.12.25	令和元年度 サッポロテイネスキー場「札幌市スキー学習支援業務」(単備契約)	加森観光株式	1,773,000	R1.12.5	R1.12.5 ~ R2.3.13	市内の19校からサッポロテイネスキー場でのスキー学習実施に伴うインストラクター派遣の依頼があった。 加森観光株式会社は、当該スキー場において、市内の小中学校のスキー学習の受け入れを積極的に進めており、スキーの普及と振興を図るため、競技会開催、選手育成、指導者養成及び各種イベントを行っている。 また、当該スキー場直轄のスキー学校には、スキー場グレードを熟知し、指導資格を保有するインストラクターが在籍し、スキー学習の受け入れと十分な指導態勢が整っている。 したがって、上記スキー場でスキー学習を実施するにあたっては、当該スキー場直轄のスキー学校の有資格インストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.12.25	坂くスキーコース管理運営業務	一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団	5,291,000	R1.12.12	R1.12.12 ~ R2.3.27	中島公園歩くスキーコースは、利用する市民の利便性・安全性への配慮及びその利用促進を図るため、地下鉄幌平橋駅及び中島公園駅から除雪された安全な道を通り利用できるよう、用具の貸出所(プレハブ)を中島体育センター敷地内に設置するとともにその隣接地にコースの発着場を設置している。 また、白旗山競技場歩くスキー常設コースでは、コース開放のための圧雪整備に加え、案内標識やスノーフェンスの設置、コース巡回等の安全管理が必要である。 当団体は ・自らが指定管理者となっている中島体育センターや白旗山競技場を拠点として、コースの安全管理や随時コースの巡回ができる。 ・中島公園、白旗山競技場で必要な案内標識やスノーフェンスを所有している。 ・中島公園で貸出を行っている歩くスキーを所有している。 ・白旗山競技場を発着場としていることから、コース全体を一体として整備することができる。 以上のことから、中島体育センター及び白旗山競技場の指定管理者である一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団は本業務を履行できる唯一の業者である。 なお、中島体育センター及び白旗山競技場の管理に係る特記仕様書において、当該業務は別途指定管理者に対して業務委託を行うこととしている。 以上の理由から、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.1.22	冬季バラスーツ体験会運営業務	一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団	1,083,500	R2.1.14	R2.1.14 ~ R2.2.28	本業務は、「月寒屋外競技場」、「月寒体育館」、「どうざんカーリングスタジアム」が隣接する立地を生かして、冬季バラスーツ4種目(シットスキー、パイスキー、パラアイスホッケー、車いすカーリング)を体験するものである。 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団(以下「財団」という。)は上記施設の指定管理者であり、自主事業として同時開催する「わくわくウィンターフェスタ」の運営主体であるため、会場確保・設営のほか、競技団体との調整やスタッフ・用具の手配や運営を効率的に実施することができる。 さらに、財団には、中級・初級の障がい者スポーツ指導員の資格所有者が多数在籍しており、障がい者スポーツや、障がいのある方への介助等の知識・経験及びイベント運営ノウハウを有したスタッフを適切に配置することができる。 以上の理由から、本業務を受託可能な団体は財団のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、財団との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.1.22	モエレ沼公園野球場改修基本検討業務	株式会社アーキテクトファイブ	4,070,000	R2.1.14	R2.1.14 ~ R2.3.27	モエレ沼公園野球場は、同公園のマスタープランを作成したイサム・ノグチ氏がデザインした施設であり、ノグチ氏の没後もイサム・ノグチ財団がマスタープランを継承し整備されたものである。今後もデザインコンセプトを継承し、引き続き、イサム・ノグチ氏の名を使った公園野球場として整備するためには、マスタープランの継承者の了承を得ながら進めていく必要がある。 株式会社アーキテクトファイブは同公園の設計総括・設計監理を行った団体であり、代表の川村氏は、マスタープランの継承者として、監修者である故ジョージ・サダオ氏とともに、これまで同公園並び園内施設の整備を監修してきており、本業務の受託が可能な唯一の事業者である。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.1.22	大倉山ジャンプ競技場吸気式冷水発生機保全業務	ダイキン工業株式会社	1,177,000	R2.1.14	R2.1.14 ~ R2.3.31	本業務は、大倉山ジャンプ競技場札幌オリンピックミュージアムの冷暖房設備の不具合箇所の特定と能力低下を復旧させるための業務である。 吸気式冷水発生機は化学反応を利用して冷水水を製造する機器で、複雑かつ、メーカー独自の機構を有している。また、本業務内容である漏れ箇所の確認は、この独自の機構を理解していないと判断ができない。以上のことから、同機器について、上記の作業を実施することができる者はメーカーの修理作業員のみである。 そのため、メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものがないことから、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.2.5	大倉山ジャンプ競技場アイスホッケー体験機器保全業務	株式会社乃村工藝社	4,015,000	R2.1.27	R2.1.27 ~ R2.3.31	本業務は、大倉山ジャンプ競技場札幌オリンピックミュージアム1階展示室に設置されているアイスホッケー体験機器を修繕する業務である。修繕に伴い制御装置部分をパソコンに変更し、また、既存動作ソフトウェアがパソコンで稼働するようにプログラムを行う。 本体験機器は、札幌オリンピックミュージアムのために独自に製作・設置されたものであり、オリジナルの機構・システムを有している。そのため、複雑かつ特有のソフトウェアの改修を含む本業務は、当初機器を導入した業者のみ実施可能であることから、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.3.4	大倉山ジャンプ競技場吸収式冷水発生機予防保全業務	ダイキン工業株式会社	6,732,000	R2.2.27	R2.2.27 ~ R2.3.31	<p>本業務は、大倉山ジャンプ競技場札幌オリピックミュージアムの冷暖房設備である吸収式冷水発生機について、経年による交換推奨部品を交換し、また、バーナーの火で熱せられる煙管部分に穴が開かないように溶接による肉盛り作業を実施する予防保全業務である。</p> <p>本業務は、当該設備の開発製造者である左記業者以外には有し得ない専門的な知識・技術等を必要とするほか、特定の部品や工具を用いて部品組立、交換、試験調整を行わなければならないため、開発製造者である左記業者でなければ実施できない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.3.25	札幌市スポーツ施設公衆無線LAN運用業務	東日本電信電話株式会社	13,464,000	R2.3.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、国際競技大会等が開催可能な札幌市スポーツ施設において、国内外からの観光客等に対し、公衆無線LANによるインターネット接続サービスを提供することを目的とするものである。</p> <p>本市では、市営地下鉄駅・コンベンションセンター・大通公園などの公共施設等にて、利用者の利便性向上の観点から統一の認証方法による公衆無線LANサービス『Sapporo_City_Wi-Fi』を提供しており、本業務は札幌市スポーツ施設においても、同一のサービス提供を求めているものである。</p> <p>『Sapporo_City_Wi-Fi』は、平成27年度に公募型企画競争により選定された左記事業者が専用システムを構築してサービス提供しているものであり、左記事業者は他の運用エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の事業者である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.4.8	令和2年度札幌市学校施設開放事業管理運営業務	一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団	361,185,000	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本市の学校体育施設開放事業は、昭和49年に「学校開放管理センター」を設立して、本市が直営で一元的な集中管理をしていた。その後、利用者の増加に伴う事務量の増加を受け、昭和59年に財団法人札幌市スポーツ振興事業団(現:一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団)が設立されたことから、同センターの運営、事業の実施について同事業団に委託し実施してきた。以降、同事業団は、各区体育館に事務局機能の一部を持たせることによって、地域での学校開放利用者へ、機動的かつきめ細かな体制を確立しながら円滑に本業務を遂行しており、本業務に精通している。</p> <p>また、本市では「札幌市公共施設予約情報システム(以下「システム」という。)」の業務端末を区体育館等窓口を設置していることから、区体育館等の指定管理者となっている財団は、利用者の利便性の向上や経費削減を図りながら、同システムを活用してセンター管理校の利用申込や利用調整を行うことができる唯一の事業者である。</p> <p>さらに、財団は、自らが指定管理者となっている区体育館等を活用することができ、各区体育館等に事務局機能の一部を持たせ、そこを拠点とした11の区域を設定して事業体制を敷くことで、市内290校以上の学校開放校や利用者へのきめ細やかな対応を行うことができる唯一の事業者である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.4.8	令和2年度スポーツ局清掃業務	オリックス・ファシリティーズ株式会社	5,379,000	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>スポーツ局の事務室があるORE札幌ビルの貸主であるオリックス・アセットマネジメント株式会社から、貸室内清掃についての管理会社が行うとの指定があることから(管理規則「D.衛生・清掃」記載)、本業務は同ビルの管理会社である左記業者のみが実施可能である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R1.6.12	北海道新聞朝刊へのラグビー普及記事掲載業務	株式会社北海道新聞社	1,984,500	R1.5.17	R1.5.17 ~ R1.5.31	<p>1 北海道新聞社における広告掲載理由</p> <p>(1) 販売部数の道内シェアは71.4%で、他の全国紙4紙の2.5倍であること。</p> <p>(2) 推定読者数は朝刊一部あたりの平均読回人数が2.4人であり、朝刊の発行部数約100万部を乗じると約240万人/日を読んでいる新聞であること。</p> <p>(3) 同時期にRWCチケット一般先着販売やトップリーグチームの試合開催を予定しており、効果的なラグビー普及啓発が期待できること。</p> <p>2 特命理由</p> <p>当該広告掲載は、株式会社北海道新聞社が保有している広告枠の中で行うものであることから、左記業者以外に本業務を実施できる者がいない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	スポーツ局招致推進部調整課 011-211-3042
R1.6.19	「スポーツ!北海道フォーラム」開催に係る新聞広告掲載業務	株式会社北海道新聞社	1,144,125	R1.5.22	R1.5.22 ~ R1.6.9	<p>当該広告掲載は、株式会社北海道新聞社と札幌市が共催で実施する「スポーツ!北海道フォーラム〜お話と歌の集い〜」に関して、同社紙面上にて行うものであることから、左記業者以外に本業務を実施できる者がいない。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	スポーツ局招致推進部調整課 011-211-3042
R1.6.5	RWC・ファイターズコラボ広報業務	株式会社北海道日本ハムファイターズ	1,155,600	R1.5.27	R1.5.27 ~ R1.5.30	<p>1 北海道日本ハムファイターズ戦における広報理由</p> <p>(1) ラグビー試合会場(6/2 パナソニックワイルドナイツ VS トヨタ自動車ヴェルブリッツ、ラグビーワールドカップ2019札幌開催)となる札幌ドームにおいて開催される試合であること。</p> <p>(2) プロスポーツチームの試合において広報することで、スポーツ観戦に関心のある客層に対して、ラグビーPRができること。特に、北海道内に多くのファンを有するファイターズと協力体制を築くことで、極めて高いPR効果が期待できること。</p> <p>2 特命理由</p> <p>当該業務は、株式会社北海道日本ハムファイターズによる自主運営企画に基づくものであることから左記業者以外に本業務を実施できる者がいない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	スポーツ局招致推進部調整課 011-211-3042
R1.6.26	ラグビーワールドカップ2019ファンゾーン運営業務	株式会社JTB	77,866,580	R1.6.7	R1.6.7 ~ R1.11.29	<p>本プロモーションへの応募者は4者あり、令和元年5月17日に開催したラグビーワールドカップ2019ファンゾーン運営業務に係る企画競争実施委員会において、企画提案の最終審査を実施した結果、採点値が最高得点である左記業者を委託候補業者として選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	スポーツ局招致推進部調整課 011-211-3042

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.7.24	新千歳空港装飾制作設置撤去業務(その2)	株式会社えんれいしや	1,485,000	R1.7.1	R1.7.1 ~ R1.10.13	<p>1. 新千歳空港における装飾理由 北海道の人・文化の玄関口であり、年間旅客数2,271万人を有する新千歳空港においてラグビーワールドカップ2019の空港装飾を実施することにより、広く大会告知や認知拡大が図れるものと考えられること。 また、新千歳空港を管理している北海道空港株式会社及び新千歳空港ターミナルビルディング株式会社より、装飾枠確保や装飾掲出料減免の全面協力が得られたことから、大掛かりな広報展開が期待できること。</p> <p>2. 特命理由 「株式会社えんれいしや」は空港所有者及び管理者である新千歳空港ターミナルビルディング株式会社から空港内の広告物制作取付撤去について唯一指定を受けている業者である。このため、今回の契約の目的を達成できる業者が1者に特定されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	スポーツ局招致推進部調整課 011-211-3042
R1.7.31	冬季オリンピック・パラリンピック競技大会開催概要計画検討業務	バシフィックコンサルタンツ株式会社	14,971,000	R1.7.4	R1.7.4 ~ R2.3.27	<p>本プロポーザルへの応募者は左記業者の1者のみであったが、令和元年6月21日に開催した冬季オリンピック・パラリンピック競技大会開催概要計画検討業務に係る企画競争実施委員会において、企画提案の最終審査を実施した結果、採点が最低基準点である各委員の持ち点を合算した値の6割を超えたため、上記業務の内容に適した委託候補業者として左記業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	スポーツ局招致推進部調整課 011-211-3042
R1.7.24	ラグビーワールドカップ2019札幌狸小路商店街店頭パナー掲出業務	株式会社ビーアールセンター	1,826,064	R1.7.10	R1.7.10 ~ R1.9.30	<p>1 札幌狸小路商店街にける店頭パナー掲出の理由について 札幌狸小路商店街は札幌の観光名所のひとつであり、店舗数は約200軒を抱える商店街で、多くの観光客や市民が通行・利用する場所である。また、大会期間中はファンゾーン会場である大通公園から飲食店街であるすすきの地区への動線にあることから、札幌開催期間中、多くの観戦客が通行・利用すると思われる、大会の周知・機運醸成に大きく寄与するものと期待できるため。</p> <p>2 特命理由 「株式会社ビーアールセンター」は札幌狸小路商店街店頭パナーの制作取付撤去について、通行禁止道路での高所作業・夜間作業が必要であり安全確保の観点から、狸小路商店街振興組合より唯一指定を受けている業者である。このため、今回の契約の目的を達成できる業者が1者に特定されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	スポーツ局招致推進部調整課 011-211-3042
R1.7.31	東京2020 1年前における機運醸成イベントに関する新聞広告掲載業務	株式会社北海道新聞社	1,144,125	R1.7.17	R1.7.17 ~ R1.7.21	<p>当該広告掲載は、札幌市と株式会社北海道新聞社が共催で実施する「東京2020 1年前における機運醸成イベント(1964/1972/2020 オリンピック・パラリンピック報道写真展～東京2020 開幕まであと1年!～)」に関して、同社紙面上にて行うものであることから、左記業者以外に本業務を実施できる者がいない。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	スポーツ局招致推進部調整課 011-211-3042
R1.8.28	ラグビーワールドカップ2019北海道電力地上機器装飾業務	北電興業株式会社	4,536,000	R1.8.19	R1.8.19 ~ R1.9.30	<p>1 北海道電力地上機器を装飾対象とする理由について 北海道電力が保有する地上機器を装飾対象とすることで、新たに看板等を設置することなく、既存の機器を活用して多くの装飾物を掲出することができ、加えて、地上に設置されている機器のため、人の目線の高さでPRが可能である。このような地上機器装飾を大会期間中多くの観戦客が通行する札幌駅前通及びプラストマイルで実施することで、大会の機運醸成に大きく寄与するものと期待できるため。</p> <p>2 特命理由 「北電興業株式会社」は北海道電力株式会社が保有する工作物や機器への広告掲出について、北海道電力株式会社より唯一指定を受けている業者である。このため、今回の契約の目的を達成できる業者が1者に特定されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R1.9.11	ラグビーワールドカップ2019日本大会に伴う簡易宿泊所運営業務	一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団	1,728,000	R1.8.28	R1.8.28 ~ R1.9.23	<p>ラグビーワールドカップ2019日本大会の札幌開催に伴い、多くの外国人観戦客が来札する見込みであり、本業務は、宿泊先を確保できない外国人に対し、中島体育センターを簡易宿泊場所として提供し、その設置及び運営を行うものである。 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団は、当該施設の指定管理者として日ごろより施設管理を行っており、本業務においても、施設の運営管理と一体となり実施することができる唯一の業者である。 以上のことから、当該業者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特定随意契約の相手方とするのが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R1.9.11	市民対話事業に係る2030年大会後の札幌のイメージ作成業務	株式会社K I T A B A	1,265,000	R1.8.30	R1.8.30 ~ R1.12.27	<p>市民対話事業の準備段階において、職員を対象とするプレワークショップを行ったところ、より効果的な対話を行い、その結果を多くの市民に伝えていくためには、当初想定していた文字を主とする情報提供のみならず、オリパラによって実現される将来の札幌のイメージをより見える化していく必要があるということが認識された。 当該業務は、市民対話の実施に向けて必要なこのイメージ図を作成するものであり、現在履行中の市民対話事業運営業務と密接に関連する付随的なものである。「株式会社K I T A B A」は、この市民対話事業運営業務を履行中であることに加え、企画案作成業務も履行していたことから、事業の目的やオリパラ招致の意義を既に熟知しており、当該業務を実施させた場合には、競争に付すこと比べ、履行品質の向上及び期間の短縮が期待できる。 さらに、当該業務で作成するイメージ図には、市民対話事業で出された市民の意見やアイデアをイラストで表現し、対話を重ねる度にイラストが追加されるという内容が含まれることから、当該業務を円滑に遂行することが出来るのは、市民対話事業運営業務を履行中である「株式会社K I T A B A」に限られる。 ついで、上記2点の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号に基づき「株式会社K I T A B A」と特定随意契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.9.25	北海道新聞朝刊へのラグビーワールドカップ関連イベント広告掲載業務	株式会社北海道新聞社	1,938,600	R1.9.13	R1.9.13 ~ R1.9.23	1 北海道新聞社における広告掲載理由 (1) 販売部数の道内シェアは71.4%で、他の全国紙4紙の2.5倍であること。 (2) 推定読者数は朝刊一部あたりの平均読回人数が2.4人であり、朝刊の発行部数約100万部を乗じると約240万人/日が読んでいる新聞であること。 (3) 掲載時期がラグビーワールドカップ開幕直後でラグビーに対する注目が高まることが予想され、効果的なイベント広報が期待できること。 2 特命理由 当該広告掲載は、株式会社北海道新聞社が保有している広告枠の中で行うものであることから、上記記者以外に本業務を実施できる者がいない。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R1.9.25	ラグビーワールドカップ2019 クリーンベニュー対応業務	株式会社札幌ドーム	19,400,169	R1.9.13	R1.9.13 ~ R1.9.25	本業務はラグビーワールドカップ2019開催基本契約に基づき実施する会場内のクリーン対応業務であり、非常に短期間で広告物等の遮蔽・撤去及び復旧を完了させることが求められるため、施設の構造及び設置物を熟知している必要がある。「株式会社札幌ドーム」は札幌ドームの指定管理者として、当該施設の管理運営を担っており、今回の契約の目的を達成できる唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R1.9.25	北海道新聞朝刊へのラグビーワールドカップ関連イベント広告掲載業務	株式会社北海道新聞社	3,575,000	R1.9.19	R1.9.19 ~ R1.10.31	当該広告掲載は、札幌市と株式会社北海道新聞社が共催で実施する冬季オリンピック・パラリンピックシンポジウムに関して、同社紙面上にて行うものであることから、左記記者以外に本業務を実施できる者がいない。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R1.10.9	北海道新聞朝刊へのラグビーワールドカップ2019&東京2020大会広告掲載業務	株式会社北海道新聞社	3,877,200	R1.9.27	R1.9.27 ~ R1.9.30	1 北海道新聞社における広告掲載理由 (1) 販売部数の道内シェアは71.4%で、他の全国紙4紙の2.5倍であること。 (2) 推定読者数は朝刊一部あたりの平均読回人数が2.4人であり、朝刊の発行部数約100万部を乗じると約240万人/日が読んでいる新聞であること。 (3) 掲載時期がラグビーワールドカップ開幕直後でラグビーに対する注目が高まることが予想され、効果的なイベント広報が期待できること。 2 特命理由 当該広告掲載は、株式会社北海道新聞社が保有している広告枠の中で行うものであることから、左記記者以外に本業務を実施できる者がいない。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R1.10.23	北海道新聞朝刊への国際大会に関する広告掲載業務	株式会社北海道新聞社	1,974,500	R1.10.16	R1.10.16 ~ R1.10.19	1 北海道新聞社における広告掲載理由 (1) 販売部数の道内シェアは71.4%で、他の全国紙4紙の2.5倍であること。 (2) 推定読者数は朝刊一部あたりの平均読回人数が2.4人であり、朝刊の発行部数約100万部を乗じると約240万人/日が読んでいる新聞であること。 (3) 掲載時期がラグビーワールドカップ開幕直後で国際大会に対する注目が高まることが予想され、効果的なイベント広報が期待できること。 2 特命理由 当該広告掲載は、株式会社北海道新聞社が保有している広告枠の中で行うものであることから、上記記者以外に本業務を実施できる者がいない。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R2.8.12	2030年冬季オリンピック・パラリンピック招致プロモーション動画作成業務	株式会社K I T A B A	11,990,000	R2.1.6	R2.1.6 ~ R2.3.31	左記記者は、令和元年12月17日に開催した2030年冬季オリンピック・パラリンピック招致プロモーション動画作成業務に係る企画競争実施委員会において企画提案の審査を実施した結果、最も高い評価を得たため、上記業務の内容に最も適した委託候補業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R2.8.19	2030年冬季オリンピック・パラリンピック招致プロモーション動画作成業務	株式会社K I T A B A	11,990,000	R2.1.6	R2.1.6 ~ R2.3.31	左記記者は、令和元年12月17日に開催した2030年冬季オリンピック・パラリンピック招致プロモーション動画作成業務に係る企画競争実施委員会において企画提案の審査を実施した結果、最も高い評価を得たため、上記業務の内容に最も適した委託候補業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R2.2.5	第71回さっぽろ雪まつりにおける東京2020大会札幌開催PR業務	株式会社北海道新聞社	3,300,000	R2.1.21	R2.1.21 ~ R2.2.14	「さっぽろ雪まつり」は、例年国内外から約200万人が訪れる世界的イベントである。当該イベントで東京2020大会札幌開催の機運醸成を目的としたPR展開を実施することは、多くの方々に東京2020大会を訴求することが可能となり、有効である。 そのため、当該イベントを主管している「さっぽろ雪まつり実行委員会」とPR展開について協議したところ、実施可能な会場として、大通会場5丁目「道新雪の広場」を提案された。 大通会場5丁目「道新雪の広場」は、株式会社北海道新聞社がその管理・運営を「さっぽろ雪まつり実行委員会」から一任されているものである。 このため、今回の契約目的を達成できる業者が左記記者以外に本業務を実施できる者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 2. 5	北海道新聞朝刊へのウインタースポーツイベントに関する広告掲載業務	株式会社北海道新聞社	1,974,500	R2. 1. 24	R2. 1. 24 ~ R2. 2. 1	<p>1 北海道新聞社における広告掲載理由</p> <p>(1) 販売部数の道内シェアは71.4%で、他の全国紙4紙の2.5倍であること。</p> <p>(2) 推定読者数は朝刊一部あたりの平均回読人数が2.4人であり、朝刊の発行部数約100万部を乗じると約240万人/日を読んでいる新聞であること。</p> <p>(3) 当該大会の開催直前に広告掲載することにより、より効果的なPRが期待できること。</p> <p>2 特命理由</p> <p>当該広告掲載は、株式会社北海道新聞社が保有している広告枠の中で行うものであることから、左記業者以外に本業務を実施できる者がいない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約としたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R2. 2. 26	東京オリンピック・パラリンピック札幌駅前通地下出入口上屋広告掲出業務	札幌大通まちづくり株式会社	1,375,000	R2. 2. 20	R2. 2. 20 ~ R2. 3. 28	<p>1 札幌駅前通地下出入口上屋広告掲出理由</p> <p>(1) 当該広告は、札幌市中心部のメインストリートである札幌駅前通に立地しており、地下鉄駅や市電停留所に隣接しているため通行量が多く、また、東京オリンピックのマラソン・競歩コース上に位置していることから大会機運の醸成に期待できること。</p> <p>(2) 今回の広告内容は大会の札幌開催に関する情報を紹介し、大会機運の醸成に繋げることを目的としており、札幌中心部において縦1.8m×横4.5m×12カ所という大型かつ複数の広告枠は他になく、本媒体でしか目的を達成できないため。</p> <p>2 特命理由</p> <p>当該広告枠は同社が保有しているものであり、当該業務を請負える者は同社以外にない。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
H31. 4. 10	平成31年度市民後見推進事業	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	5,397,840	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	<p>本事業では、成年後見制度における市民後見人の育成や活動支援を行うため、認知症高齢者や精神障がい者等の権利擁護に関する高い専門性が求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)は、地域福祉推進の役割を担う中心的な団体として、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体である。</p> <p>また、市社協は、成年後見制度と密接な関連性を有し、全国の都道府県及び政令市の社会福祉協議会だけが実施可能である「日常生活自立支援事業」、市長申立て手続等を行う「成年後見制度利用支援事業」の実施団体であり、法人後見活動を行う団体でもある。そのため、当該団体は権利擁護に関する高い専門性を有しており、成年後見制度に関連する事業は、市民後見の推進を含め、一体的に実施することが効果的であることから、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は、市社協であると認められる。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として市社協を選定したい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局総務部総務課 011-211-2932
H31. 4. 10	平成31年度札幌市中国帰国者生活相談室管理運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,046,000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	<p>本業務は、中国残留邦人等からの生活相談に対する情報提供や助言等を行うとともに、生活実態把握のための家庭訪問を行うものであるため、中国残留邦人等の言語や境遇を理解し、継続的に関わることが求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、平成12年度から当相談室の管理運営業務を実施し、中国残留邦人等に対する知識や相談経験が豊富な専任職員による支援を長期かつ継続的に行ってきた実績を有するほか、高齢者等を対象とする相談支援事業を幅広く行っている。</p> <p>対象者の生活状況や扶養義務者との交流状況等を細やかに把握し、中国残留邦人等の支援のためのノウハウを有しており、地域で孤立しやすい中国残留邦人等に対して包括的な支援を行うことが可能である市社協は本業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として市社協を選定したい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局総務部総務課 011-211-2932
R2. 4. 15	令和2年度市民後見推進事業	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	5,511,000	R2. 3. 23	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	<p>本事業は、成年後見制度における市民後見人の育成や活動支援を行うため、認知症高齢者や精神障がい者等の権利擁護支援に関する高い専門性が求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」)は、全国の都道府県及び政令市の社会福祉協議会のみが実施することができる「日常生活自立支援事業」を行い、日常生活を送るうえで支障がある認知症高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行っている。当該事業の利用者の中には、認知機能の低下により成年後見制度への移行を要するなど、当該事業と成年後見制度は密接な関係性を有し、さらに、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)においては、成年後見制度と日常生活自立支援事業は連携が強化されるべきことが明示されている。</p> <p>また、市社協は日常生活自立支援事業に加え、現状、市長申立て手続等を行う「成年後見制度利用支援事業」を行っているほか、法人後見の実施団体であるため、権利擁護支援に関する高い専門性を有しており、成年後見制度に関連する事業は、市民後見の推進を含めて一体的に実施することが効果的であると認められる。</p> <p>したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本業務は特定随意契約により実施し、委託先として市社協を選定したい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 総務部総務課 011-211-2932

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	令和2年度情報センター運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	17,220,500	R2.3.23	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、社会福祉総合センター3階の情報センターにおいて、福祉に関する図書等の貸出や管理等を行うとともに、地域福祉活動やボランティア活動などの福祉情報を市民へ提供するものである。</p> <p>情報センターは、蔵書の約4割が福祉に関するものであるという特徴をもち、その管理に当たっては、地域福祉のみならず、高齢や障がい、子どもなど幅広く福祉に精通し、専門的知識や経験を活かして各分野で必要とされる福祉情報を収集・提供することが求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」)は、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体である。市社協は、総合センター内に事務所を置き、様々な福祉関係団体の事務局を担うとともに、各種福祉団体やボランティア団体等が行う福祉活動の連絡・調整や、社会福祉事業についての総合的企画・調整など福祉活動の中心的役割を果たしており、他に同等の機能を果たしている団体はない。</p> <p>また、市社協は、地域福祉に関する専門的な知識を有し、各区社会福祉協議会を通じて地域福祉活動に関する情報やボランティアの要請、活動希望を随時把握する体制を構築し、日々、市民等からの相談を受けて対応を行うなど、その経験に基づき、効果的な福祉情報の収集・提供が期待できる。</p> <p>したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として市社協を選定したい。</p> <p>なお、市社協は本市の入札等参加資格を有する事業者ではないが、上記の理由のとおり、同会以外には事業実施を望めないため、申出書を確認の上選定したものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2932
R2.4.15	令和2年度地域福祉推進支援業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	2,761,000	R2.3.23	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、地区社会福祉協議会の事業実施部門である福祉のまち推進センターの活性化を目的としており、事業の実施にあたっては、地域福祉活動に関する高い専門性やノウハウを持ち、地域の実情を把握している必要がある。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」という。))は、本市における地域福祉推進の役割を担う団体として、社会福祉法上に位置付けられた民間の福祉団体であり、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を統括している。</p> <p>また、平成7年度の福祉のまち推進事業の立ち上げから現在に至るまでの活動支援に関わっており、福祉のまち推進センターにおける活動の実態を把握し、地域福祉活動のノウハウを蓄積している。</p> <p>したがって、市社協は、本委託業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として市社協を選定したい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2932
R2.4.15	令和2年度札幌市中国帰国者生活相談室管理運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,228,000	R2.3.24	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、中国残留邦人等からの生活相談に対する情報提供や助言等を行うとともに、通院の同行や生活実態把握のための家庭訪問を行うものであるため、中国残留邦人等の言語や境遇を理解し、継続的に関わることが求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、当該事業委託当初の平成12年度から当相談室の管理運営業務を実施し、中国残留邦人等に対する知識や相談経験が豊富な専任職員による支援を長期かつ継続的に行ってきた実績を有するほか、高齢者等を対象とする相談支援事業を幅広く行っている。</p> <p>対象者の生活、健康状況や扶養義務者との交流状況等を細やかに把握し、中国残留邦人等の支援のためのノウハウを蓄積している市社協は、高齢化が進み地域で孤立しやすい中国残留邦人等に対して包括的な支援を行うことが可能であり、本業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として市社協を選定したい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2932
H31.4.24	平成31年度生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務(単備契約)	一般社団法人 札幌市医師会	2,767,623	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>健康診査業務については、健診を受けようとする受診対象者が身近な地域で気軽に受診できる環境を整備することが必要であることから、市内全域にわたって十分な数の医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体でなければならず、かつ、健診単価や受診内容、健診方法を統一しなければならないことから、各医療機関を総括する窓口とならうものを相手方として委託する必要があるが、この条件を満たす者としては、本市においては、一般社団法人札幌市医師会のみである。</p> <p>また、同会は、平成20年3月まで札幌市が実施してきた「すこやか健診事業」において、健診のノウハウと実績を有しているとともに、平成20年度以降、生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務において、良好な実績をあげたことから、確実な契約の履行を期待できる。なお、札幌市国民健康保険も、特定健康診査の実施医療機関として同会との委託契約を行うことから、被保険者との健診内容等の整合性、均衡を維持しながら、的確な業務処理が期待できる。</p> <p>以上のことから、指名競争入札には適さないものと判断し、随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局総務部保護自立支援課 011-211-2992
H31.4.24	生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者の要介護・要支援認定調査業務	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	3,756,144	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>要介護(要支援)認定新規申請に関する認定調査(以下「認定調査」という。))は、介護保険法の規定により、市町村職員又は指定市町村事務受託法人のみが実施できるとされており、札幌市で指定市町村事務受託法人の事務受託の指定を受けている事業者は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」)のみである。</p> <p>以上のとおり、生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者における認定調査業務についても、公平・中立かつ円滑に執行できる体制が整っている事業者は社会福祉協議会のみであること、また、秘密保持の確保から指名競争入札には適しないものとして、随意契約(特定)を行うこととした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局総務部保護自立支援課 011-211-2992
R1.5.8	平成31年度生活保護電算事務システム等運用保守業務	株式会社アイネス	22,863,840	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>札幌市生活保護電算事務システム(以下「本システム」という。))は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、運用保守にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれることから、根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に保守を行えないため、</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局総務部保護自立支援課 011-211-2992

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.5.8	緊急一時宿泊(シェルター)事業(単価契約)	株式会社M&Sスパ・プロジェクト	1,851,600	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本事業については、ホームレス等の健康状態の悪化防止や野宿生活に至ることの防止を図るため緊急避難的に宿泊施設を提供することによって、地域社会のセーフティネット機能の強化を図ることを目的としている。こうした目的を達成するためには、貧困ビジネスを排除しつつ、常時女性を含めたホームレス等を受け入れる体制を整えることや、風評被害の恐れ等を含め、ホームレスに対する理解など、複数の条件を満たすことが必要となることから、これらの要件を満たすことを確認できた事業者を指名の上、業務の調達を行う必要がある。</p> <p>本事業の開始時に、札幌ホテル旅館協同組合に加入するホテル等宿泊業者33社を対象として、事業説明会を開催したが、参加したのはわずか3社のみで、その3社からも、ホームレスを宿泊させることによる風評被害等の悪影響のおそれや女性を含めた対象者を常時受け入れることが困難であるとの回答を受けた。また、平成30年8月に再度、札幌ホテル旅館協同組合に加入するホテル等宿泊業者社76社と札幌市内のカプセルホテル5社を対象に事業案内を行うも、事業の困難性に加え、昨今の宿泊需要の増による影響からか入札希望者はなく、問い合わせもない状況であった。一方、標記事業者からは、社会貢献のためにも、これまでの実施体制を維持しつつ、引き続き事業を実施する意向があるとの回答を得た。</p> <p>標記事業所は様々な事情を抱えるホームレスの状況に対する理解があり、平成22年より本事業を行ってきた実績もあることから、本事業の目的を達成するための条件を満たすのは標記事業者のみと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約とする。</p> <p>なお当該事業者は競争入札参加資格を有しないが、札幌市物品役務契約事務取扱要領第26条の規定に基づき、申出書及び法人概要を徴し本事業を実施するにあたり問題がない法人であると判断したものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局総務部保護自立支援課 011-211-2992
R1.9.18	札幌市生活就労支援センター運営業務	キャリアバンク株式会社	116,614,080	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務の目的は、生活困窮者の自立を促進することである。また、生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくりも、本業務の目的の一つである。</p> <p>目的達成のためには、生活困窮者を早期に把握し、課題を分析することで、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して適切な支援を提供する必要がある。そのため、生活困窮者支援に関するノウハウを適切に有する事業者と契約する必要がある。そのため、価格競争による競争入札等に不適切。</p> <p>当該法人は人材派遣業を主力とする株式会社であり、生活困窮者の自立促進において重要な要素である、就労支援についてのノウハウを十分に有している。また、当該法人は地域の雇用創造にかかわる公共事業を実施した経験があり、生活困窮者の生活支援に当たって重要な要素である。地域の関係機関とのネットワーク作りについてのノウハウも有している。</p> <p>以上より、当該法人は生活困窮者に対する就労支援及び生活支援のノウハウを併せ持っており、本業務を適切に履行できる唯一の事業者であると判断される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R1.9.18	札幌市ホームレス相談支援センター(基幹センター)運営業務	一般社団法人 札幌一時生活支援協議会	13,359,600	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(基幹センター)」の運営を行うものである。</p> <p>業務内容は、ホームレスに対する自立相談支援事業、一時生活支援事業及びその他の支援事業をあわせて実施するために設置される「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。))の連絡調整、ホームレスに向けた巡回相談や総合相談会の開催、札幌市ホームレス支援ネットワーク会議開催等を通じて、札幌市におけるホームレス支援事業を総合的に統括するものであり、本事業を実施する事業者は、ホームレスへの支援に関する理解及びノウハウを有するほか、ホームレス支援に関する活動を行う団体の連携、調整を行うための体制を備えていなければならない。</p> <p>当該事業者は、ホームレス支援に関する活動を行う団体の連携、調整を行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、分室で行う業務を担う能力と実績を持つ団体で構成された一般社団法人であり、上記の体制を備えた唯一の団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R1.9.25	札幌市ホームレス相談支援センター運営業務(分室「ベトサダ」)(単価契約)	特定非営利活動法人 自立支援事業所 ベトサダ	22,087,296	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。))の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障害等の状況を踏まえると、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務内容は、対象となるホームレスからの相談に応じて課題を把握するとともに、対象者の置かれている状況や意思を十分に確認することを通じて、状況に応じた支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による就労支援により、対象者が速やかに就労自立できるよう、包括的及び継続的な支援を行うものである。また、本業務を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えているほか、ホームレスへの生活支援及び就労支援に関するノウハウを有していなければならない。</p> <p>当該事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、一時生活支援事業を実施する相応の設備と人員体制を備えている。また、ホームレスの就労について理解がある複数の協力企業とのつながりがあり、ホームレスの速やかな就労自立に向け、支援を提供できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R1.9.25	札幌市ホームレス相談支援センター運営業務(分室「アジュール」)(単価契約)	特定非営利活動法人 女性サポートAsyl	16,349,472	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。))の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障害等の状況を踏まえると、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務内容は、女性のホームレスの相談に応じ、課題を把握するとともに、対象者の置かれている状況や意思を十分に確認することを通じて、状況に応じた支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活及び就労にかかる支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行うものである。本業務を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えているほか、女性のホームレスに対する支援のノウハウを有していなければならない。</p> <p>当該事業者は、平成27年度に本業務を受託した団体と連携した上で、準備期間を経てホームレス支援にかかる業務を引き継いでおり、一時生活支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者はDVや経済的困窮により行き場を失った女性のホームレスへの支援提供を目的に設立された法人であり、本業務を遂行できる唯一の事業者であると判断される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1. 9. 25	札幌市ホームレス相談支援センター運営業務(分室「みんなの広場」)(単備契約)	特定非営利活動法人 みんなの広場	17,709,084	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。)の運営を行うものである。 本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障害等の状況を踏まえ、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。 業務の内容は、高齢者等の就労可能なホームレスからの相談に応じて課題を把握するとともに、その置かれている状況や対象者の意思を十分に確認することを通じて、対象者の状況にあった支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行うものである。本事業を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えるほか、高齢等の理由により、直ちに就労可能なホームレスに対する支援に関するノウハウを有していなければならない。 当該事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者は法人設立時から高齢のホームレスや医療機関を受診する必要があるホームレスの支援を行っており、直ちに就労可能なホームレスに対する支援にかかるノウハウを十分に有していると判断される。以上より、当該事業者は本業務を適切に遂行できる唯一の事業者であると判断する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R1. 9. 25	札幌市ホームレス相談支援センター運営業務(分室「コミュニティハウスれおん」)(単備契約)	特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター	15,683,004	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。)の運営を行うものである。 本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障害等の状況を踏まえ、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。 業務内容は、対象となるホームレスからの相談に応じて課題を把握するとともに、対象者の状況や意思を十分に確認することを通じて、状況にあった支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活及び就労支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行うものである。本業務を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えているほか、精神障害や知的障害が疑われる若年層を中心としたホームレスへの支援に関するノウハウを有していなければならない。 当該事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者は法人設立時より、社会から孤立するホームレスを含む精神障害や知的障害が疑われる若年層への支援に取り組んでおり、本業務を遂行できる唯一の事業者であると判断される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
H31.4.17	生活保護電算事務システム法改正改修業務(調整納付)	株式会社アイネス	12,852,000	H31.4.10	H31.4.10 ~ R1.9.30	札幌市生活保護電算事務システム(以下「本システム」という。)は選定業者が開発し、著作権を有するパッケージソフトに、札幌市独自の要件を追加して開発したものである。 今回のシステム改修のシステム画面・帳票画面についてはパッケージ部分と密接に連携したプログラムの改修が含まれていることから、本システムの根幹部分を把握しており、かつ著作権を有している選定業者の他に改修を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局総務部保護自立支援課 011-211-2992
R1.8.21	生活保護電算事務システム法改正改修業務(児童扶養手当)	株式会社アイネス	1,892,000	R1.7.31	R1.7.31 ~ R2.3.31	札幌市生活保護電算事務システム(以下「本システム」という。)は選定業者が開発し、著作権を有するパッケージソフトに、札幌市独自の要件を追加して開発したものである。 今回のシステム改修のシステム画面・帳票画面についてはパッケージ部分と密接に連携したプログラムの改修が含まれていることから、本システムの根幹部分を把握しており、かつ著作権を有している選定業者のほかに改修を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R1.9.4	札幌市家計改善支援事業	キャリアバンク株式会社	2,310,000	R1.9.2	R1.10.1 ~ R2.3.31	本事業は、家計管理に問題を抱える者が、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援し、自ら家計管理を行う能力を身に付けることで、日常的・社会的・経済的自立に資することを目的とした事業である。 札幌市に居住する家計に課題を抱える生活困窮者で、家計収支の改善等を図るための継続的・専門的な支援を受けることが適当であると札幌市が認めたものに対し、家計表やキャッシュフロー表等を活用し家計の見え易化、出納管理債務整理、債務がある場合は解消のための支援等を行うものである。 家計に関する問題は、自立相談支援機関における就職活動を始めた自立した生活に直結する他の支援と密接な関係があり、双方の支援を同時並行かつ一体的に行う必要がある。 以上のことから、本市の生活困窮者自立相談支援事業を委託し自立相談支援機関を運営している当該法人が、本事業を履行可能な唯一の法人であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2.3.11	札幌市生活就労支援センター運営業務	キャリアバンク株式会社	124,190,000	R2.2.26	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務の目的は、生活困窮者の自立を促進することである。また、生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくりも、本業務の目的の一つである。 目的達成のためには、生活困窮者を早期に把握し、課題を分析することで、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して適切な支援を提供する必要がある。そのため、生活困窮者支援に関するノウハウを適切に有する事業者と契約をする必要があり、価格競争による競争入札等に適さない。 当該法人は人材派遣業を主力とする株式会社であり、生活困窮者の自立促進において重要な要素である、就労支援についてのノウハウを十分に有している。また、当該法人は地域の雇用創造にかかる公共事業を実施した経験があり、生活困窮者の生活支援に当たって重要な要素である、地域の関係機関とのネットワーク作りについてのノウハウも有している。 以上より、当該法人は生活困窮者に対する就労支援及び生活支援のノウハウを併せ持っており、本業務を適切に履行できる唯一の事業者であると判断される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2.3.18	令和2年度 札幌まなびのサポート事業委託業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	46,498,100	R2.3.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、生活に困窮する世帯の中学生を対象に、高校進学への促進や自尊感情・自己肯定感の向上による貧困の連鎖の解消を目的として支援を行うものである。 このため、これらの目的をより効果的に達成するためには、各事業者から実施の手法等についての企画提案を総合的に比較検討することが不可欠であり、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.1	札幌市ホームレス相談支援センター(基幹センター)運営業務	一般社団法人 札幌一時生活支援協議会	13,932,600	R2.3.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(基幹センター)」の運営を行うものである。</p> <p>業務内容は、ホームレスに対する自立相談支援事業、一時生活支援事業及びその他の支援事業をあわせて実施するために設置される「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。))の連絡調整、ホームレスに向けた巡回相談や総合相談会の開催、札幌市ホームレス支援ネットワーク会議開催等を通じて、札幌市におけるホームレス支援事業を総合的に統括するものであり、本事業を実施する事業者は、ホームレスへの支援に関する理解及びノウハウを有するほか、ホームレス支援に関する活動を行う団体の連携、調整を行うための体制を備えていなければならない。</p> <p>当該事業者は、ホームレス支援に関する活動を行う団体の連携、調整を行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、分室で行う業務を担う能力と実績を持つ団体で構成された一般社団法人であり、上記の体制を備えた唯一の団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2.4.1	札幌市ホームレス相談支援センター運営業務(分室「ベトサダ」)(単備契約)	特定非営利活動法人 自立支援事業所 ベトサダ	23,047,002	R2.3.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。))の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障害等の状況を踏まえると、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務内容は、対象となるホームレスからの相談に応じて課題を把握するとともに、対象者の置かれている状況や意思を十分に確認することを通じて、状況に応じた支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による就労支援により、対象者が速やかに就労自立できるよう、包括的及び継続的な支援を行うものである。よって、本業務を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えているほか、ホームレスへの生活支援及び就労支援に関するノウハウを有していなければならない。</p> <p>当該事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、一時生活支援事業を実施する相応の設備と人員体制を備えている。また、ホームレスの就労について理解がある複数の協力企業とのつながりがあり、ホームレスの速やかな就労自立に向け、支援を提供できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2.4.1	札幌市ホームレス相談支援センター運営業務(分室「アジュール」)(単備契約)	特定非営利活動法人 女性サポートA s y l	16,907,500	R2.3.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。))の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障害等の状況を踏まえると、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務内容は、女性のホームレスの相談に応じ、課題を把握するとともに、対象者の置かれている状況や意思を十分に確認することを通じて、状況に応じた支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活及び就労にかかる支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行うものである。本業務を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えているほか、女性のホームレスに対する支援のノウハウを有していなければならない。</p> <p>当該事業者は、平成27年度に本業務を受託した団体と連携した上で、準備期間を経てホームレス支援にかかる業務を引き継いでおり、一時生活支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者はDVや経済的困窮により行き場を失った女性のホームレスへの支援提供を目的に設立された法人であり、本業務を遂行できる唯一の事業者であると判断される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2.4.1	札幌市ホームレス相談支援センター運営業務(分室「みんなの広場」)(単備契約)	特定非営利活動法人 みんなの広場	18,574,000	R2.3.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。))の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障害等の状況を踏まえると、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務の内容は、高齢者等の就労可能なホームレスからの相談に応じて課題を把握するとともに、その置かれている状況や対象者の意思を十分に確認することを通じて、対象者の状況にあった支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行うものである。本事業を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えるほか、高齢等の理由により、直ちに就労不可能なホームレスに対する支援に関するノウハウを有していなければならない。</p> <p>当該事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者は法人設立時から高齢のホームレスや医療機関を受診する必要があるホームレスの支援を行っており、直ちに就労不可能なホームレスに対する支援にかかるノウハウを十分に有していると判断される。以上より、当該事業者は本業務を適切に遂行できる唯一の事業者であると判断する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 4. 1	札幌市ホームレス相談支援センター運営業務(分室「コミュニティハウスれおん」)(単備契約)	特定非営利活動法人 コミュニティワーク実践センター	16,452,000	R2. 3. 19	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。)の運営を行うものである。 本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障害等の状況を踏まえ、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。 業務内容は、対象となるホームレスからの相談に応じて課題を把握するとともに、対象者の状況や意思を十分に確認することを通じて、状況にあった支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活及び就労支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行うものである。本業務を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えているほか、精神障害や知的障害が疑われる若年層を中心としたホームレスへの支援に関するノウハウを有していなければならない。 当該事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者は法人設立時より、社会から孤立するホームレスを含む精神障害や知的障害が疑われる若年層への支援に取り組んでおり、本業務を遂行できる唯一の事業者であると判断される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2. 4. 1	ホームレス就労支援入所及び職場定着・自立継続業務	社会福祉法人 札幌明啓院	4,481,136	R2. 3. 23	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	ホームレス就労支援入所は、就労が可能な健康状態で生活保護を申請したホームレスを対象とし、基本的な生活上の処遇及び生活環境を確保した上で、求職活動や就労と併せて、居宅の確保に関する指導助等を行うものであり、業務実施に当たっては、相応の設備と専門的知識を備えた指導員を必要とする。 また、職場定着・自立継続業務は、ホームレスが退所した後、就労先への定着や自立した居宅生活、健康維持のため必要な相談援助を行うものであり、上記就労支援入所と一体的に実施する必要がある。 生活保護を申請したホームレスを直ちに入所させ、寝具等の貸与、給食、日用品の支給等、基本的な生活上の処遇及び生活環境の確保ができるのは生活保護法に基づく救護施設のみであり、救護施設を設置・運営し、かつ、求職活動・就労に関する指導等を行うための専門的知識を持つ指導員を有し指導体制を整えているのは同法人のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2. 4. 1	令和2年度就労ボランティア体験事業委託業務	特定非営利活動法人ワーカーズユニオン	26,620,000	R2. 3. 25	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本事業は、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している者など、複合的な課題をもち、支援に長期的な時間を要する者を対象としている。また、対人関係を含む環境の変化に適応するのが困難な者も多い状況となっている。 そのため、本事業の委託先は、事業における支援の質や積み上げてきた信頼関係の継続性を確保するとともに、質の高い支援を行うことができる従事者の育成と確保が出来る事業者でなければならない。 当該法人は、平成23年度から1,300人を超える生活保護受給者と生活困窮者の支援を行い、複合的な課題をもつ者の支援を行う専門的な技術及びノウハウを有しており、また、専門資格を有する人材を配置するとともに、厚生労働省主催の人材育成研修に定期的に参加するなど、これまで本事業を行う支援員の育成を行ってきた実績があり、本事業を履行可能な唯一の法人であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2. 4. 1	令和2年度生活保護電算システム等運用保守業務	株式会社アイネス	26,070,000	R2. 3. 26	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市生活保護電算システム(以下「本システム」という。)は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、運用保守にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれることから、根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に保守を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2. 4. 8	生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者の要介護・要支援認定調査業務(単備契約)	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	3,756,144	R2. 3. 26	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	要介護(要支援)認定新規申請に関する認定調査(以下「認定調査」という。)は、介護保険法の規定により、市町村職員又は指定市町村事務受託法人のみが実施できるとされており、札幌市で指定市町村事務受託法人の事務受託の指定を受けている事業者は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」)のみである。 以上のとおり、生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者における認定調査業務についても、公平・中立かつ円滑に執行できる体制が整っている事業者は社会福祉協議会のみであること、また、秘密保持の確保から指名競争入札には適しないものとして、随意契約(特定)を行うこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2. 4. 15	生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者の要介護・要支援認定調査業務(単備契約)	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	4,197,096	R2. 3. 26	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	要介護(要支援)認定新規申請に関する認定調査(以下「認定調査」という。)は、介護保険法の規定により、市町村職員又は指定市町村事務受託法人のみが実施できるとされており、札幌市で指定市町村事務受託法人の事務受託の指定を受けている事業者は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」)のみである。 以上のとおり、生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者における認定調査業務についても、公平・中立かつ円滑に執行できる体制が整っている事業者は社会福祉協議会のみであること、また、秘密保持の確保から指名競争入札には適しないものとして、随意契約(特定)を行うこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2. 4. 8	令和2年度生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務(単備契約)	一般社団法人 札幌市医師会	3,241,634	R2. 3. 31	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	健康診査事業については、健診を受けようとする受診対象者が身近な地域で気軽に受診できる環境を整備することが必要であることから、市内全域にわたって十分な数の医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体でなければならず、かつ、健診単価や受診内容、健診方法を統一しなければならないことから、各医療機関を総括する窓口となりうるものを相手方として委託する必要があるが、この条件を満たす者としては、本市においては、一般社団法人札幌市医師会のみである。 また、同会は、平成20年3月まで札幌市で実施してきた「すこやか健診事業」において、健診のノウハウと実績を有しているとともに、平成20年度以降、生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査事業において、良好な実績をあげたことから、確実な契約の履行を期待できる。なお、札幌市国民健康保険も、特定健康診査の実施医療機関として同会との委託契約を行うことから、被保険者との健診内容等の整合性、均衡等を維持しながら、的確な業務処理が期待できる。 以上のことから、指名競争入札には適さないものと判断し、随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
H31.4.10	札幌シニア大学運営業務	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会	5,680,800	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該業務は老人クラブや町内会等、地域活動のリーダー養成を目的としていることから、運営業務を行うに当たり、老人クラブ等が行う地域貢献活動の取組について把握しており、地域活動団体とのネットワークを全市規模で保有している必要がある。 当該法人は平成13年度から当該業務を担ってきた実績から業務遂行に係るノウハウを蓄積しており、当該法人が業務を行うことにより高い事業効果が期待できる。 当該法人は長年に渡って当該業務を担ってきた実績から、当大学卒業生とのつながりを有しており、卒業生への地域貢献活動に対する効果的な支援が期待できる。 以上の理由から、当該業務を確実に実施できる者は当該法人において他にいないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 011-211-2976
H31.4.10	平成31年度敬老ICカード及び福祉乗車証等の利用に伴うICカード共通利用センターシステム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	21,384,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	敬老優待乗車証制度、障がい者交通費助成制度(以下「両制度」という)では、SAPICA共通利用センター内のICカード利用に関わるシステムを経由し、両制度のICカードに関する情報連携及び管理等を行っている。 本業務では、両制度のICカードに係るサービス並びに記名SAPICAの利用に係るサービスを提供するため、SAPICA共通利用センター内に設置された札幌総合情報センター所有のシステム並びに本市所有のICカード情報の連携及び管理に係るシステムの安定稼働に向けた運用保守を行い、各種情報管理業務及び精算業務等を行うものである。 上記のシステムを所有し、SAPICA共通利用センターの運用保守を行っている選定事業者が本件業務を行う唯一の業者であり、事業開始以来、良好に運営されている。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。なお、当該選定事業者は平成30・31年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「一般サービス、情報」への登録事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 011-211-2976
H31.4.10	平成31年度札幌市敬老優待乗車証チャージ端末及び保守サポートセンターシステム運用保守業務	日本電気株式会社	47,563,200	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該業務は、平成27年度から平成28年度にかけて本市の敬老優待乗車証制度専用開発した「札幌市敬老優待乗車証チャージ端末」(以下、「チャージ端末」という)のハード及びシステムに関する各種障害対応、運用管理等を行う業務であり、これらのシステムを所有しているとともに熟知している必要がある。 当該業務の実施に必要なチャージ端末のシステムネットワーク環境や設備については、当該選定事業者が所有・管理しており、チャージ端末についても当該事業者が機器を開発し、平成29年度から利用していることから、選定事業者が当該業務を行える唯一の業者である。 また、システムの運用開始以降、良好に作動しており、他のシステムを開発する必要はなく、仮に他のシステムを開発するとした場合、膨大な費用を要することとなる。 よって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 なお、当該選定事業者については、平成30・31年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「一般サービス、情報」への登録事業者である。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 011-211-2976
H31.4.10	札幌市介護サポートポイント事業運営業務	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	7,253,280	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や登録受付、連絡調整等を行うものであり、ボランティアの活動及び派遣に関する知識や経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報と適切に管理することが求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、従前からボランティア活動センターとして運営を行っており、ボランティア活動希望者からの相談や登録、受入施設とのコーディネート、多くの登録者・受入施設の情報管理など、実績は十分であり、ボランティアの活動及び派遣業務に精通している。 また、施設内に研修室を有しており、必要な研修を行う体制が整っているほか、研修を視察したところ、その内容も十分なものとなっていた。 求める条件を満たし、年間を通じて、安定的に事業を遂行できる団体は、当該法人において他にいないと思われ、また、事業開始以来、良好に運営されていることから、当該法人との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 011-211-2976
R1.5.8	札幌市敬老優待乗車証チャージ等事務(単備契約)	日本郵便株式会社	27,145,414	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	札幌市敬老優待乗車証交付事業は、平成17年度の制度改正以降、利用者から負担金を徴収しており、札幌市敬老優待乗車証チャージ等事務(役務)により、負担金に応じて敬老ICカードへチャージ手続きを行っている。本業務を行うためには、(1)負担金を適切に収受・管理することができる体制、(2)チャージ手続きの利便性を考慮し、市内全域を網羅できる体制が必要である。 市内に227か所ある郵便局には、本人確認や公金の管理等を含め事務に必要な体制が整っていること、市内全域を網羅する形で場所を確保できることといった理由から、平成17年度から利用者負担金に関わる事務を選定事業者委託している。良好な運営が継続され実績は充分であることや、日本郵便株式会社法に基づき設立されているため、企業としての信頼性も高い。 このことから、現在委託している日本郵便株式会社との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 011-211-2976
H31.4.10	全国健康福祉祭参加選手派遣業務	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会	2,527,200	H31.4.2	H31.4.2 ~ R2.3.31	当該業務を遂行するにあたっては、市内の高齢者の健康増進や社会参加の促進という事業目的を十分に理解したうえで、各種競技団体と十分な連絡調整を行う体制が必要である。当該法人は、老人クラブの育成を通して、高齢者の健康増進や社会参加の促進に重要な役割を果たしており、事業目的を十分に理解してきた実績から、当該推進協議会の委員である競技団体との連絡調整等を円滑に進めることが可能である。さらに、当該団体は「札幌市高齢者ゲートボール決勝大会」等の受託団体として誠実に業務を遂行するなど、本市の委託業務に実績があり、過去の全国健康福祉祭への選手派遣にかかる業務をすべて受託し、適正に遂行している。 以上の理由から、当該業務を確実に実施することができる者は、当該法人において他にいないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 011-211-2976
R2.1.8	札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務(単備契約)	安全センター株式会社	214,406,000	R1.9.25	R1.10.1 ~ R4.9.30	利用者との信頼関係の構築、緊急通報を受信した際の適切な対応など、業務に求めるサービス水準は高く、金額に着目した競争入札では低価格で落札したものの、その分サービスの質が落ちるといった事態も懸念され、事業目的に沿った安定的な役務の提供が担保されない恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 高齢福祉課 011-211-2976
R2.4.1	札幌市保養センター駒園屋外ステージ前等人工芝更新業務	コウフ・フィールド株式会社	3,355,000	R1.10.23	R1.10.23 ~ R1.12.27	0 ()	(保) 高齢福祉課 011-211-2976
R2.4.1	豊平老人福祉センター・中の島児童館清潔業務	株式会社キャリアエディション	4,840,000	R2.3.17	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務を委託することで、就労を希望する障がい者に対して、就労の機会を提供し、社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与し、自立を支援することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	(保) 高齢福祉課 011-211-2976

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
H31.4.24	平成31年度札幌市短期集中予防型訪問指導事業運営業務	社会福祉法人 札幌社会福祉協議会	8,198,600	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本事業は、介護保険法第115条の45に基づき、市町村が実施主体として行う地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業において実施する短期集中予防型サービス事業のうち、健康管理のための支援が必要な高齢者等に対し、定期的な訪問により医療的な視点での支援や指導を行う事業である。 事業の実施にあたっては、全市を対象にサービス提供が可能で、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら活動できる保健師等を相当数確保する必要がある。専門職の確保、業務管理、指導、研修等を一括して担うことのできる事業者は、平成28年度までの札幌市訪問型介護予防事業、平成29年度以降、本事業を受託している事業者以外にはないことから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 011-211-2547
R1.8.7	札幌市特別児童扶養手当事務システム運用保守業務	株式会社HBA	10,082,500	H31.3.20	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該業務は、平成26年度に開発した「札幌市特別児童扶養手当事務システム」(以下「特児システム」という。)の運用スケジュール管理、システム定期保守及び各種障害対応等を行う業務である。 当該業務の実施にあたっては、特児システムの機器構成、ネットワーク環境やプログラム構造等に関する総合的かつ専門的知識が必要となるが、特児システムを開発した選定事業者以外に、そのような知識を持つ者は存在しない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適用しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
H31.4.24	札幌市地域ぬくもりサポート事業実施業務(中央エリア)	社会福祉法人 あむ	6,599,440	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務は、地域住民による有償ボランティアの活用を図るものであるため、委託法人は、障がい児者の障がい特性と地域生活のニーズを十分に把握し、障がい児者とその家族に対する相談支援のほか、町内会等の地域の社会資源との連携を含め、地域の人的資源の活用に関する豊富な実績を有していることが必要である。 その点、当該法人は、本市の相談支援事業を受託し、障がい児者に対する豊富な相談支援の実績を有しているほか、自主事業として、中央区を中心として、地域の町内会や商工会との交流を通して、ボランティアの獲得や育成を行うなど、地域に密着した福祉活動を積極的に展開しており、当該事業者の利用者である障がい児者の特性や家族の支援ニーズに関する専門的観点から、ボランティアの受入や調整に関する豊富な実績を有している。 さらに、子育て相談や遊びの紹介、交流の場の提供などにより、地域住民との繋がりが、障がい児者の支援に関する専門的観点からの助言等を行うことで、本事業の推進に直結するノウハウやネットワークを構築している。 また、平成24年度の当該事業の開始当初から、当該業務を受託しており、利用者や介助者の登録人数や支援件数を着実に延伸させ、利用者や介助者、関係機関等との信頼関係も構築し、誠実に業務を履行している。さらに、平成27年10月からは、他の2センターへの業務研修や助言、連絡調整業務、事業PRイベントの企画等の役割を担う「基幹センター」として、市内全域での安定的な事業展開に寄与するなど、良好な履行実績を有している。 当該法人は、「基幹センター」として、登録情報等の統括と他センターへの指導的役割を担うにあたり、委託相談支援事業所としての実績に加え、自主事業による地域住民や関係機関等との良好な関係性を構築してきた実績があり、制度開始当初から、利用者や支援の担い手となる地域住民との面談や簡単なマッチングなどにより、それぞれのニーズ等を詳細に把握してきた経験を有することから、本事業の推進に寄与反映することができる唯一の法人である。 よって、以上の要件を全て備え、円滑なボランティア調整業務等を遂行していくことができる法人は他になく、競争入札に付すことが適さない契約と考えられるため、地方自治法第167条の2第1項第2号により特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 011-211-2938
H31.4.24	札幌市地域ぬくもりサポート事業実施業務(東エリア)	特定非営利活動法人わーかーびいー	5,020,920	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務は、地域住民による有償ボランティアの活用を図るものであるため、委託法人は、障がい児者の障がい特性と地域生活のニーズを十分に把握し、障がい児者とその家族に対する相談支援のほか、町内会等の地域の社会資源との連携を含め、地域の人的資源の活用に関する豊富な実績を有していることが必要である。 その点、当該法人は、本市の相談支援事業を受託し、障がい児者に対する豊富な相談支援の実績を有しているほか、自主事業として、ピアサポート事業を実施し、当事者目線により、利用者及びその家族を含めたサポート体制の充実を図っている。また、障がいのある方に対する、就労や通学、通所等がない時間帯の余暇活動の充実のための支援等をボランティアとともに実践している。ボランティアの受入や調整に関する豊富な実績を有し、地域住民との協働による自主事業を積極的に行うなど、地域に密着した多岐に亘る福祉活動を積極的に展開している。 また、平成27年10月から、公募型プロポーザルにより本業務を受託し、実施エリアにおいて各種社会資源等との連携を積極的に行うなど、良好な履行実績を有しており、利用者や支援の担い手となる地域住民との面談などにおいて、障がい特性の理解やボランティア業務の豊富な経験から、ニーズ等を的確に把握し丁寧なマッチングを実践してきたことにより、支援件数を延伸させてきた実績がある。今後も円滑なボランティア調整業務等の実施が見込まれる本事業において、当該法人の必要性は極めて高く、他に代替することのできないものである。 よって、以上の要件を備え、今後も安定的な本事業の遂行が見込まれる法人は他になく、競争入札に付すことが適さない契約と考えられるため、地方自治法第167条の2第1項第2号により特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 011-211-2938

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
H31.4.24	札幌市地域めぐりサポート事業実施業務(北エリア)	社会福祉法人 HOP	5,022,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務は、地域住民による有償ボランティアの活用を図るものであるため、委託法人は、障がい児者の障がい特性と地域生活のニーズを十分に把握し、障がい児者とその家族に対する相談支援のほか、町内会等の地域の社会資源との連携を含め、地域の人的資源の活用に関する豊富な実績を有していることが必要である。</p> <p>その点、当該法人は、計画相談支援等の相談支援事業を実施しており、豊富な相談支援の経験を有しているほか、地域ボランティアの募集や活用などのボランティアに関する自主事業として、週に1回地域住民を交えた清掃活動をボランティアとともに展開している。また、東日本大震災や胆振東部地震などの大規模災害の際は、現地に赴き、復興支援活動として土砂の撤去やミニ児童デイサービスを開くなど、被災地でのボランティア活動にも尽力している。また、障がい児等に対する余暇活動の充実にも力を入れており、地域住民との協働や連携、ボランティアの受入や調整等に関する豊富な実績を有している。</p> <p>平成27年10月からは、公募型プロボナールにより本業務を受託し、実施エリアにおいて各種社会資源等との連携を積極的に行うなど、良好な履行実績を有しており、利用者や支援の担い手となる地域住民との面談などにおいて、障がい特性の理解やボランティア業務の豊富な経験から、ニーズ等を的確に把握し丁寧なマッチングを実践してきたことにより、支援件数を延伸させてきた実績がある。今後も円滑なボランティア調整業務等の実施が見込まれる本事業において、当該法人の必要性は極めて高く、他に代替することのできないものである。</p> <p>よって、以上の要件を備え、今後も安定的な本事業の遂行が見込まれる法人は他になく、競争入札に付すことが適さない契約と考えられるため、地方自治法第167条の2第1項第2号により特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 011-211-2938
R1.8.21	発達障がいに関する家族支援事業実施業務	特定非営利活動法人北海道学習障害児・者親の会クローバー	1,231,200	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務を受託するためには、発達障がい児(者)の子育て経験があり、その分野における専門的な知識・技術や相談経験を有することが必要である。</p> <p>当該法人は、発達障がい児(者)を持つ親が企画・運営している法人であり、昭和62年の設立時より多数の発達障がい児(者)を持つ家族の支援に当たってきており、本業務を遂行する専門的な知識及び技術を有している。</p> <p>以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められること、また、随意契約ガイドライン(H25.3.22契約管理担当局長決裁)2「随意契約の要件」の(2)アに該当する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1.8.21	発達障害者支援モデル事業実施業務	社会福祉法人はるにれの里	2,000,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本事業は、行動障害や二次障害のある発達障害児・者に対する支援手法、医療、保健、福祉、教育、司法等の各分野間での連携による切れ目のない支援手法の開発を目的とする。</p> <p>当該法人は、発達障害者支援では市内における他の相談事業所から相談及び助言を求められる指導的立場にある。あわせて、当該法人は、札幌市自閉症者自立支援センターおよび札幌市自閉症・発達障害支援センターの指定管理者として、発達障害者支援法が平成17年に施行された当時から10年間にわたり相談支援の経験をもち、他の相談事業所にはない専門的な知識・技術を有している。</p> <p>以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められること、また、随意契約ガイドライン(H25.3.22契約管理担当局長決裁)2「随意契約の要件」の(2)アに該当する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1.8.21	発達障害者支援センター地域支援機能強化事業実施業務	福)はるにれの里	4,989,999	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本事業は、二次障害を併発している、行動障害等があるなど、障がい福祉サービス事業所等だけでは対応が困難な事例について、発達障がい者支援に関する専門的助言、指導を行うことにより、発達障がいに対する支援機能の向上を図ることを目的としている。</p> <p>本業務を行う札幌市自閉症・発達障害支援センターは、当該法人が指定管理者として、発達障害者支援法が平成17年に施行された当時から10年以上にわたり相談支援の経験をもち、他の相談事業所にはない専門的な知識・技術を有している。</p> <p>あわせて、当該法人は、重度自閉症者等の地域での自立生活を目指し、入所施設、共同生活介護等の障害福祉サービス事業所を運営するほか、北海道強度行動障がい支援者養成研修の実施の受託を受けるなど、対応困難事例への支援実績があり、本業務についても確実に履行することが見込まれる。</p> <p>以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められること、また、随意契約ガイドライン(H25.3.22契約管理担当局長決裁)2「随意契約の要件」の(2)アに該当する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1.8.21	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(厚別区・清田区)	福) 輪の会	3,736,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。</p> <p>そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育に関する知識、経験を有していること、障がい児相談や関係機関調整に関する経験を有している必要がある。</p> <p>本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして最も実績が長く、療育について熟知している。</p> <p>あわせて、当該法人は札幌市障がい児等療育支援事業、相談支援事業所の支援業務、さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業を受託し誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。</p> <p>また、市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、厚別・清田区については当該法人の児発達支援センターが担当している。</p> <p>以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められること、また、随意契約ガイドライン(H25.3.22契約管理担当局長決裁)2「随意契約の要件」の(2)アに該当する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1. 8. 21	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(東区)	福) 妻の子会	3, 736, 000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。 そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育に関する知識、経験を有していること、障がい児相談や関係機関調整に関する経験を有している必要がある。 本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして実績が長く、療育について熟知している。 あわせて、当該法人は札幌市障がい児等療育支援事業、相談支援事業所の支援業務を受託し誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。 また、市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、東区については当該法人の児相発達支援センターが担当している。 以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められること、また、随意契約ガイドライン(H25.3.22契約管理担当局長決裁)2「随意契約の要件」の(2)アに該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1. 8. 21	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(南区・西区(一部))	特定医療法人 さっぽろ悠心の郷	3, 736, 000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。 そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育に関する知識、経験を有していること、障がい児相談や関係機関調整に関する経験を有している必要がある。 本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして実績が長く、療育について熟知している。 あわせて、当該法人はさっぽろ子どものころのコンシェルジュ事業を受託し誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。 また、市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、南区については当該法人の児相発達支援センターが担当している。 以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められること、また、随意契約ガイドライン(H25.3.22契約管理担当局長決裁)2「随意契約の要件」の(2)アに該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1. 8. 21	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(西区・手稲区)	社会福祉法人 はるにれの里	3, 736, 000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。 そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育に関する知識、経験を有していること、障がい児相談や関係機関調整に関する経験を有している必要がある。 本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして実績が長く、療育について熟知している。 あわせて、当該法人は札幌市障がい児等療育支援事業、相談支援事業所の支援業務を受託し誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。 また、市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、西区・手稲区については当該法人の児相発達支援センターが担当している。 以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められること、また、随意契約ガイドライン(H25.3.22契約管理担当局長決裁)2「随意契約の要件」の(2)アに該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1. 8. 21	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(北区)	社会福祉法人 札幌協働福祉会	3, 736, 000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。 そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育に関する知識、経験を有していること、障がい児相談や関係機関調整に関する経験を有している必要がある。 本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして実績が長く、療育について熟知している。 市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、北区については当該法人の児相発達支援センターが担当している。 以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められること、また、随意契約ガイドライン(H25.3.22契約管理担当局長決裁)2「随意契約の要件」の(2)アに該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1. 10. 23	札幌市障がい者虐待相談業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	7, 030, 800	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	当該法人は、地域における社会福祉の増進を図ることを目的とする団体であり、社会福祉事業に関する総合的企画・連絡調整、調査・研究、普及宣伝及び関係行政機関等との連携・協力等を業務としている。 また、法人内に「高齢者・障がい者生活あんしん支援センター」を設置し、障がい者の権利擁護に関する相談窓口である「障がい者あんしん相談」をはじめ、「高齢者虐待相談」や「日常生活自立支援事業」などの事業を実施している。 「障がい者虐待相談業務」については、平成24年10月から受託し、誠実に履行している。 当該業務の性質上、権利擁護に関する専門的な知識が必要となる。このため、同じく当該法人が実施している前述の事業と連携することで、専門的なノウハウを活用した効果的な事業の実施が可能となる。 当該法人の他に権利擁護に特化した支援の実績及び必要な体制のある法人がなく、当該業務を委託できる法人は当該法人のみと認められ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.10.23	夜間休日虐待通報受付、緊急受入先調整・一時保護業務	特定非営利活動法人わーかーびー	3,495,960	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務は、緊急一時保護が必要な虐待事案が発生した場合の受入先調整・確保及び夜間・休日の虐待通報等受付を行うものである。実施にあたっては、緊急受入の主体となる入所施設のネットワーク活用による空床の迅速な把握が必要となることから、障害者虐待防止法が施行当初の平成24年10月から、知的障がい者入所施設のネットワーク組織である</p> <p>「札幌市知的障がい福祉協会(以下「知的協会」という。)」に協力を依頼し、平成24年10月からの業務実施にあたっては、同協会の会員法人のうち、実施可能との申し出があった4法人の中から、外部委員を含む選定委員会の設置による総合点数方式による選定を行い、その結果、事業実績や実施体制等の面から、左記法人を選定したものである。</p> <p>また、平成25年度から身体障がい者入所施設のネットワーク組織である「札幌市身体障がい福祉事業連携協議会(以下「身障協議会」という。))とも連携し本業務を実施している。</p> <p>緊急受入では、対象となる障がい者は非常に不安定な状態になっていることが多く、受入を依頼する事業者との信頼関係が不可欠である。当該法人は、業務開始以来、関連団体と協力しながら誠実に業務を履行し、左記法人を軸とした各施設への緊急受入体制が構築されている。</p> <p>さらに、平成28年度からは、夜間休日等、契約による障害福祉サービスの利用ややむを得ない事由による措置ができない場合に、障害者総合支援法の指定外居室等を活用した緊急一時保護を実施することとしたが、夜間深夜の時間帯や休日対応となるため、本業務を実施する左記法人以外での対応は困難であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1.10.23	札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業ピアサポーター活用業務	社会福祉法人あむ	4,255,200	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本事業は、ピアサポーター及び相談支援専門員が精神科病院を訪問し、入院患者本人に対し退院に向けた支援を行う業務である。</p> <p>本事業の受託者には、精神障がい者支援についての知識及び経験を有し、ピアサポーターの意義を理解することが求められる。</p> <p>その上で、事業実施にあたっては札幌市内の相談支援事業所と協力・連携することが必要である。</p> <p>当法人は札幌市基幹相談支援センター事業を受託しており、当センターにおいて、ピアサポーターの活用事業を展開している。また、相談支援事業所の支援も業務としており市内相談支援事業所との連携協力体制についても整備している。</p> <p>さらに、今まで本事業を受託して誠実に履行しており、ピアサポーターの支援により退院者を出している実績もある。</p> <p>以上のことから、当該法人以外に確実に事業を履行する法人はないと認められること、また、随意契約ガイドライン(H25.3.22契約管理担当局長決裁)2「随意契約の要件」の(2)アに該当することから、当法人に本業務を委託することとする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1.11.13	誰もが住みやすいあんのまちコーディネート業務	社会福祉法人あむ	3,942,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務は、障がいのある方の避難支援に取り組む地域に対して、その地域の取り組みを側面支援するコーディネート者を派遣し、支援事例を蓄積することで、誰もが安心して住むことができる地域づくりを行う業務である。実施にあたっては、障がいのある方に対する知識及び支援経験を有し、地域づくりの意義を理解するとともに、その地域づくりにあたっては、札幌市内の相談支援事業所や札幌市自立支援協議会各区域地域部会と協力・連携することが必要とされる。</p> <p>当該法人が本業務を実施する事業所は、札幌市基幹相談支援センター(さっぽろ地域づくりネットワークワン・オール)を運営しており、障がい当事者による相談支援活動の支援や自立支援協議会事務局として各区域地域部会活動について熟知している。</p> <p>あわせて、札幌市唯一の基幹相談支援センターとして、相談支援事業所の後方支援や地域の関係機関との連携強化を業務として誠実に履行しており、本業務についても平成28年度の事業開始当初から受託し、確実に履行しており、今後の履行することが見込まれている。</p> <p>以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1.11.13	元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	24,624,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>当該事業は、市内200か所以上の障がい福祉サービス事業所等の状況等をきめ細かく把握し、企業・官公庁等からの業務の共同受注・受注調整等を専門的に行うものである。企業・官公庁等が障がい福祉サービス事業所等へ優先発注するにあたっては、その必要性、有効性の十分な認識なしに行われることはなく、また、それまで発注していた業者からの変更や、さらなる受注の拡大には、長期的な視点かつ強い意欲を持って営業活動に取り組む必要がある。当該法人は、平成21年度に公募による企画競争において、外部委員参加の選定委員会で選定された法人であるが、これまで適切に事業運営を行い、受注拡大・新規市場開拓に向け継続的に取り組んでいることが直近の事業実施報告からも確認できる。さらに障がい福祉サービス事業所等で提供可能な低価格サービスの情報はもちろんのこと、企業等のニーズも十分把握し、企業等や障がい福祉サービス事業所等との受発注調整実績も年々拡大させている。</p> <p>当該業務は、当該法人以外に、これらの条件を満たす法人がおらず、契約の性質または目的が競争入札に付すことが適さない契約と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者ITサポートセンター運営業務	特定非営利活動法人札幌チャレンジド	4,730,400	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本事業の業務内容は、障がい者のITに関する利用相談、情報提供及びパソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成・派遣等であり、障がい者のITに関する専門的知識と経験を有する障がい者福祉団体等である必要がある。当該法人は、厚生労働大臣が登録する在宅就業支援団体であり、障がい者に対し、パソコンを利用した各種ソフトウェア及びハードウェアなどの技術習得の援助、障がい者の社会参加や就労などに関する各種情報提供を行うとともに、企業や行政などと連携し、障がい者の社会参加の機会や就労の機会を拡大を図ることを目的として活動している。その活動を通じて、障がい者のITに関する幅広い知識と経験を有しており、当該法人の他に障がい者のITに関する利用相談等に特化した支援の実績及び必要な体制のある法人がなく、当該業務を受託できる法人は、当該法人のみ認められる。特にソフト面、ハード面どちらにも特別な配慮を必要とする視覚障がい者、聴覚障がい者、重度身体障がい者への支援には専門的な知識や経験が必要であり、経験実績から当該法人以外には対応困難であると考える。</p> <p>以上の理由から、当該法人以外に本事業を実施可能な団体がおらず、競争入札に適さないと認められることから、随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 8. 12	札幌市障がい者あんしん相談運営事業実施業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	4,790,880	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該法人は、地域における社会福祉の増進を図ることを目的とする団体であり、社会福祉事業に関する総合企画・連絡調整、調査・研究、普及宣伝及び関係行政機関等との連携・協力等を業務としており、「札幌市障がい者あんしん相談運営事業実施業務」を平成11年度の開始当初から受託し、誠実に業務を履行してきた実績がある。当該業務は、障がいのある方の権利擁護に関する相談という事業の性質上、実施にあたっては、専門的知識と経験及び弁護士等の専門職との効率的な連携が必要とされているが、当該法人の他に権利擁護に特化した支援の実績及び必要な体制のある法人がなく、当該業務を受託できる法人は、当該法人のみ認められる。 したがって、当該業務については、当該法人以外に本事業を実施可能な団体が存在しないことから、同法人に対して委託することが最も適当であると判断する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 12	成年後見制度利用支援事業(障がい者分)(単価契約)	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	6,262,640	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本事業は、成年後見制度に関しての高い専門性が求められるものであるが、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)は、全国の都道府県及び政令指定都市の社会福祉協議会だけが実施可能である「日常生活自立支援事業」の担い手であり、この事業は判断能力の不十分な者を対象としていることから、成年後見制度と一体的に事業運営が可能である。また、社協は、法人として後見業務を受任している団体であると同時に、市民後見人についての調査研究事業も実施してきた実績がある。 以上のことから、成年後見制度に関して強い専門性を期待できるのは社協だけであると判断したため、選定するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 12	札幌市障がい者元氣スキルアップ事業実施業務	キャリアバンク株式会社	6,696,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該法人は、当該事業を実施するにあたり開催した平成23年度の選定委員会にて、法人の状況、運営体制の基本方針が募集時に公表した「企画提案仕様書」の主旨に合致した内容を提示し、また、研修業務、職場実習業務、職業紹介業務、職場開拓業務等については、具体的な効果的な企画内容を提案している。事業実施後は、当該企画提案書に則して、適切かつ確実に業務を履行しており、業務実績からその成果が認められる。 また、当該事業は、第3次新まちづくり計画において、障がい者の就労支援施策の重要な一つとして位置づけられ、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015においても継続事業として掲載されているところである。事業の性質上、研修から就職、職場定着の効果等が現れるためには一定期間が必要であり、円滑な事業運営を行うためには、次年度についても、継続したスキームにより実施することが必要である。 以上の理由から、本市が当該業務の委託先として選定する法人は、当該法人において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 12	元氣ショップ管理業務	特定非営利活動法人さっされん	4,536,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該法人は、障がいの種別や本市からの補助金の交付の有無を問わず約80箇所の福祉事業所等が加入し、各事業所等との連絡調整、指導員研修、市民に対する啓発活動を行う団体であり、元氣ショップ開設当初から当該業務を受託し、適正に事業を執行してきている。 本業務の性質上、「元氣ショップ」の販売事業と併せて行うことが不可欠であることから、他に本事業を実施可能である法人がおらず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、当該法人を選定することが適当であると判断するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 12	地域活動支援センター等運営強化推進業務	特定非営利活動法人さっされん	6,480,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該法人は、障がいの種別や本市からの補助金等の交付の有無を問わず約80箇所の福祉事業所が加入し、各事業所等との連絡調整、指導員研修、市民に対する啓発活動を行う法人であることから、当該業務を行うための専門知識を有していると判断される。また、当該業務においては、当該法人が平成16年度からの業務継続によって構築した各事業所との信頼関係を活用することにより、大きな事業効果が得られるものと判断される。 したがって、当該法人の他に長期に渡る多数の事業所への運営指導等の実績及び専門知識を有する法人がなく、当該業務を受託できる法人は、当該法人のみ認められる。 以上の理由から、当該法人以外に本事業を実施可能な法人がおらず、契約の性質又は目的が、競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 12	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(拠点事業所業務、ジョブサポーター配置業務及び職業能力開発プロモーター配置業務の実施を含む。)	特定非営利活動法人きなはれ	29,472,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ楽創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性はない。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2935
R2. 8. 12	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務の実施を含む。)	特定非営利活動法人コミュニティ楽創	23,702,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ楽創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性はない。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 12	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務の実施を含む。)	社会福祉法人札幌報恩会	23,702,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ楽創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性はない。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.8.12	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務の実施を含む)	特定非営利活動法人スプラ	23,702,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務は、公弊による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ楽創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性はない。指定された法人全でと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R1.8.14	令和元年度(2019年度)札幌市障がい福祉サービス事業所管理者等研修企画運営業務	キャリアバンク株式会社	4,238,300	R1.7.30	R1.7.30 ~ R2.3.23	本業務は市内障がい福祉サービス事業所等の人材を安定的に確保するとともに、それら人材の定着を図るため、従業員を管理・監督する立場にある管理者等を要請する研修を実施し、市内事業所管理者等のコーチング技術等の向上、やりがい・魅力ある職場づくり及びキャリアアップの仕組みの構築に重点を置き、役職段階に応じて必要となる役割や能力の習得を目的として実施する。 当該目的をより高い水準で達成するため、人材確保等の手法に精通し、高度な企画力と専門的知識を持つ事業者による効果の高い研修を実施する必要があることから、プロポーザル方式により企画提案を公募し、企画提案者へのヒアリングを実施した。施委員会による審査の結果、総合で最高得点を獲得したキャリアバンク株式会社と特定随意契約により契約締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R1.9.4	令和元年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査業務	株式会社北海道二十一世紀総合研究所	6,996,000	R1.8.22	R1.8.22 ~ R2.3.31	将来的な共生社会イメージ構築は、国や他政令指定都市においても、事例がありません先進的な事業である。また、イメージ構築のためには、障がいのある方の生活のしづらさ、地域の潜在的な課題、ニーズ等を的確に捉える必要がある。先進的な事業である本事業においては、イメージ構築に加え、各種調査やワークショップ等の実施も含め、高度かつ専門的な知識・経験が必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.4.1	札幌市特別児童扶養手当事務システム運用保守業務	株式会社HBA	10,230,000	R2.3.16	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務は、平成26年度に開発した「札幌市特別児童扶養手当事務システム」(以下「特児システム」という。)の運用スケジュール管理、システム定期保守及び各種障害対応等を行う業務である。 当該業務の実施にあたっては、特児システムの機器構成、ネットワーク環境やプログラム構築等に関する総合的かつ専門的知識が必要となるが、特児システムを開発した選定事業者以外ではシステム全体の機能保全を確保することが出来ない。 以上のことから、他の業者においては業務の執行ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
H31.4.10	聴覚障がい者向け映像資料制作事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	7,710,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 聴覚障がい者にとって容易に理解できる配慮や工夫能力をもっていること 2 映像資料に適切な字幕、手話動画を付加する技術があること 3 ニーズを的確に把握した内容の映像資料を企画・制作できること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者、障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。 また、当該事業は平成17年度から当該事業者が実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と手話等の専門技術や経験、これまで蓄積した資料制作のノウハウを活かした業務の履行実績がある。 以上から、当該事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局障がい保健福祉部身体障害者更生相談所 011-631-6747
H31.4.10	聴覚障がい者向け映像資料等貸出事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	3,650,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションがとれる人材の確保ができること 2 安心して相談ができる障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の就労に必要な情報について適切な選択、提供が可能であること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者、障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。 また、当該事業について、ビデオ貸出は昭和62年度から、その他は平成17年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまで適正かつ誠実に履行されている実績がある。 以上から、当該事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局障がい保健福祉部身体障害者更生相談所 011-631-6747
H31.4.10	札幌市聴能言語訓練事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	1,250,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 聴覚障がい者と対話できる人材の確保ができること 2 聴覚障がい者が安心して訓練できるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の訓練による習得状況が判断できること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者、障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、本事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。 また当該事業は昭和62年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまで適正かつ誠実に業務を履行してきた実績がある。 以上から、当該事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局障がい保健福祉部身体障害者更生相談所 011-631-6747

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
H31.4.10	札幌市聴覚障がい者社会生活教室開催事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	1,252,800	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>当事業を実施するにあたり委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者とコミュニケーション可能な人材を有していること 2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等ができること 3 聴覚障がい者が地域で生活するために必要としている情報・技術について把握し、聴覚障がい者の立場から事業のテーマを企画・立案できること <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者、障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、手話通訳者を養成する技術や、当事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また当事業は昭和48年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績があり、教室開催にあたって、聴覚障がい者のニーズを的確に把握したテーマ設定ができています。</p> <p>以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、当事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局障がい保健福祉部身体障害者更生相談所 011-631-6747
H31.4.10	札幌市中途失明者社会適応訓練事業	公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	7,450,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障がい者が安心して訓練するための安全配慮や指導、説明ができる豊富な知識と経験を有していること 2 訓練を受ける視覚障がい者が容易に理解できるような配慮や工夫能力を持っていること <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。</p> <p>また、当事業の実施に係る、訓練を行う視覚障害者生活訓練専門職として、国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害者学科視覚障害者生活訓練専門職養成課程を修了した職員を有し、これまでも豊富な知識と経験、専門的技術を活かし、中途失明者が安心して訓練できるように、個々の障がいに合わせて安全配慮や工夫をした業務の履行実績がある。</p> <p>以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局障がい保健福祉部身体障害者更生相談所 011-631-6747
H31.4.10	点字即時情報ネットワーク事業	公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	1,280,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の点字データ化及び点字印刷を行うための機材が備わっていること 2 校正・編集・発送に関わる者が、視覚障がい者が容易に理解できるような配慮、能力を有していること 3 発行された点字情報の問い合わせ等について迅速な対応が可能であること <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。</p> <p>当事業の実施に係る豊富な知識と経験及び必要な機材、専門的技術を有し、市内の個々の視覚障がい者や障がい者団体とのネットワークがある等、当事業に必要な条件を満たしている事業者である。</p> <p>以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局障がい保健福祉部身体障害者更生相談所 011-631-6747
R2.3.25	視覚障がい者情報センター1階清掃業務	社会福祉法人 朝風	5,775,000	R2.3.11	R2.4.1 ~ R3.3.31	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う所在地が札幌市内にある社会福祉法人である。 2 当該事業者は知的障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有している。 3 平成17年度から当業務を受託しており、それぞれの施設、設備に適した清掃の手順を熟知し、効率的かつ誠実な業務を履行してきた実績がある。 4 同一施設で継続的に作業を行うことで、従事する知的障がい者の清掃技能の向上と労働に対する動機づけに寄与でき、習得した技能で効率的な作業を実施し衛生的な施設環境が維持できる。 <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第3号)</p>	(保) 身体障害者更生相談所 011-631-6747
R2.3.25	視覚障がい者情報センター2階及び別館清掃業務	特定非営利活動法人 ボトス会	6,160,000	R2.3.11	R2.4.1 ~ R3.3.31	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う所在地が札幌市内にある特定非営利活動法人である。 2 当該事業者は精神障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有している。 3 当該業務を平成29年度から受託し、職能訓練及び業務の技術、知識・経験を有する現場責任者が、適切な清掃方法と手順の指導を従事する精神障がい者に継続して行っており、従事者は技能を習得し誠実に業務を履行している。 4 今後も同一施設で継続的に作業を行うことにより、従事する精神障がい者の技能向上、労働に対する動機づけに寄与でき、習得した技能で効率的な作業を実施し衛生的な施設環境が維持できる。 <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第3号)</p>	(保) 身体障害者更生相談所 011-631-6747
R1.6.5	ゲートキーパー養成研修「札幌市ゲートキーパー研修会」運営業務(単備契約)	社会福祉法人北海道いのちの電話	4,212,000	R1.5.29	R1.5.29 ~ R2.3.31	<p>本業務の目的は、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、市民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を理解し、さらに得た知識、技術を再学習することで、日々の生活の中で実践できる人材を養成することである。本業務を遂行するには、自殺対策に関する豊富な知識と経験を有し、市民の悩みや不安に寄り添った相談支援の実績を持つとともに、相談員等を養成するための研修の実施について十分な実績を持つ事業者であることが必要である。左記法人は本市の入札参加資格者ではないが、死にたいほどつらい思いを持った市民に寄り添う「24時間眠らない電話」である「北海道いのちの電話」を昭和54年から運営し、毎年2万件近くの相談を受けている。電話相談に従事するのはボランティア相談員であり、相談員等を養成するにあたっては、長年において独自の研修事業(1人を養成するに当たり1年8カ月間のプログラム)を実施しており、講義形式及びロールプレイ形式ともに、ゲートキーパーの養成に必要な技能やノウハウを十分に備えている。また、平成24年10月には「いのちの電話相談員全国研修会さっぽろ大会」を主催する等、規模の大きなものから小さなものまで、幅広い研修会の運営や広報活動等の実績を有している。上記のことから、悩みを抱える市民に寄り添い、適切な対応をとるための人材(ゲートキーパー)を養成するための十分なノウハウを持ち、かつ本委託業務の目的を達成させることができるのは、当該法人において他になく、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター 011-622-5190

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 4. 1	令和2年度札幌市子ども発達支援総合センター(ひまわり)種別昇降機保守点検業務	中央エレベーター工業株式会社	1,161,600	R2. 3. 12	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	フルメンテナンス・遠隔点検・遠隔監視により(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R2. 4. 1	令和2年度札幌市子ども発達支援総合センター一般廃棄物収集運搬業務(単価契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,771,110	R2. 3. 12	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市における事業系一般廃棄物の収集・運搬に係る許可業者は、当該業者のみのため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R2. 4. 1	令和2年度札幌市子ども発達支援総合センターB種昇降機保守点検業務	フジテック株式会社	1,320,000	R2. 3. 16	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	フルメンテナンス・遠隔監視・遠隔点検により。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R2. 4. 15	令和2年度 札幌市子ども心身医療センター及び札幌市発達医療センター医事システムソフト保守管理業務	株式会社HBA	3,564,000	R2. 3. 24	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は札幌市子ども心身医療センター及び札幌市発達医療センターのシステムソフトの保守管理を行うものである。 当該システムは、NEC(日本電気株式会社)社が開発した医療事務システムパッケージ「MegaOak-IBARSII/LT」「MegaOak-IBARSII/LT KAGLA」を上記社が当センターの業務上で必要な機能を組み入れカスタマイズしたシステムであり、全体の構成を把握していない他社ではシステム全体の機能保全を確保することが出来ない。 以上のことから、他の業者においては業務の執行ができないことから、特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R2. 4. 8	令和2年度札幌市子ども発達支援総合センター自動制御設備保守点検業務	ジョンソンコントロールズ株式会社	4,290,000	R2. 3. 31	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	左記業者は、自動制御設備のメーカー及び保守点検業者であり、主要機器及び部品については、供給体制が完備されている。また、他社製品とは互換性がないため、他社では制御システムの機能を維持することはできない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R1. 7. 3	札幌市国民健康保険特定健康診査業務(集団方式)(単価契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	84,593,440	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	住民集団健康診査は、昭和33年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性や総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びすこやか健診(平成20年度から特定健康診査)、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。肺がん検診等を含めた住民集団健康診査業務については、保健所が公益財団法人北海道結核予防会に委託しており、本業務についても、肺がん検診等と一体的に住民集団健康診査として実施することから、契約の相手方は北海道結核予防会以外にはなく、契約の性質または目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保険医療部保険企画課 011-211-2944
R1. 7. 3	札幌市後期高齢者健康診査業務(個別医療機関方式)(単価契約)	一般社団法人 札幌市医師会	522,264,162	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	特定健診及び特定保健指導の実施にあたっては、できる限り多くの対象者に確実に実施する体制を構築する必要があることから、札幌市後期高齢者医療保険では、個別医療機関方式(個別健診)の実施に際しては「集合契約」の契約方法を採用している。契約にあたっては、健診等の対象者の居住地や勤務先に近い医療機関に確実に委託する必要があるが、市内全域にわたって医療機関から本事業に参加する同意を得ることが可能な団体は一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保険医療部保険企画課 011-211-2944
R1. 7. 3	札幌市国民健康保険特定健康診査業務(個別医療機関方式)(単価契約)	一般社団法人 札幌市医師会	522,224,162	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	特定健診及び特定保健指導の実施にあたっては、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要があることから、札幌市国民健康保険では、個別医療機関方式(個別健診)の実施に際しては「集合契約」の契約方法を採用している。契約にあたっては、健診等の対象者の居住地や勤務先に近い医療機関に確実に委託する必要があるが、市内全域にわたって医療機関から本事業に参加する同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保険医療部保険企画課 011-211-2944
R1. 7. 10	札幌市後期高齢者健康診査業務(集団方式)(単価契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	21,321,904	H31. 4. 1	H31. 4. 23 ~ R2. 3. 31	住民集団健康診査は、昭和33年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性や総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びすこやか健診(平成20年度から特定健康診査)、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。肺がん検診等を含めた住民集団健康診査業務については、保健所が公益財団法人北海道結核予防会に委託しており、本業務についても、肺がん検診等と一体的に住民集団健康診査として実施することから、契約の相手方は北海道結核予防会以外にはなく、契約の性質または目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保険医療部保険企画課 011-211-2944
R1. 7. 10	特定健診・特定保健指導システム機器保守業務	株式会社HBA	1,476,055	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R1. 12. 31	本業務は、運用中の特定健診・特定保健指導システムについて、安定的な稼働を確保するために行う機器の保守業務である。 特定健診・特定保健指導システム機器は、受診券再発行や特定保健指導業務など、区の窓口業務において使用しており、障害発生時には迅速かつ適切に障害原因を特定し、復旧することが求められる。 障害復旧に当たっては、システムの運用状況や改修内容を熟知したうえで、これらと連携して業務を遂行することが求められ、システムと機器の保守を別業者に委託した場合、責任の所在が明確でなくなる等の問題も発生する。 本システムの開発は株式会社HBAが行っており、当該事業者は本システムのプログラムや詳細設計について熟知しているとともに、対象システムの機能や各種設定情報等を詳細かつ総合的に理解している唯一の事業者であることから、本契約の相手方は当該事業者以外に存在しない。 よって、契約の性質または目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保険医療部保険企画課 011-211-2944
R1. 7. 10	特定健診・特定保健指導システム保守運用業務	株式会社HBA	3,936,148	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 12. 31	本業務は、特定健診・特定保健指導システムについて、安定的な稼働を確保するために行うシステムの保守業務である。 本システムは、平成20年度から実施している特定健診・特定保健指導業務を円滑に行うため、保健所において所管する「成人健康管理情報システム」を改修して使用しており、本システムの開発は株式会社HBAが行っている。当該事業者は、システムのプログラムや詳細設計について、詳細かつ総合的に理解している唯一の事業者であることから、本契約の相手方は当該事業者以外に存在しない。 よって、契約の性質または目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保険医療部保険企画課 011-211-2944
R1. 7. 10	保険サービス員健康診断業務(単価契約)	札幌市職員共済組合	1,642,371	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	本市が必要と認める、健診区分及び検査項目については多岐にわたるものである。最小限の受診機会でも効率的な健康診断を実施するためには、多数の受診者に対し、年間を通じて一般健診、特殊健診を同一日に実施することのできる体制を組み、健康診断日程の予約変更等の希望にも柔軟に対応できることが必要である。 また、保険サービス員の健康を保持するためには、個々の健診結果に応じた事後指導(保健師による生活指導、管理栄養士による栄養指導等)や、各種検査結果の統計を基にした健康教育等、健康診断の結果を踏まえた取組が必要である。 当該取組を効果的に実施するためには、保険サービス員の健康状態の特性や検査結果について、データの収集・蓄積をし、経年的な変化を把握することが求められる。 以上を全て満たし、一体的に健康管理業務の実施体制を組むことができるのは、札幌市職員共済組合だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保険医療部保険企画課 011-211-2944

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.5.15	特定健診・特定保健指導システム統計機能改修業務	株式会社HBA	2,374,900	R1.5.8	R1.5.8 ~ R1.10.31	<p>本業務は、特定健診及び特定保健指導の制度改正に伴い、特定健診・特定保健指導システムに対応させる業務である。</p> <p>国の制度改正により、特定健診における血清クレアチニン検査の詳細健診化、特定健診実施日に特定保健指導初回面接を実施することが可能になる等の変更があった。</p> <p>当該システムは、現在、上記変更点に対応していないため、交付金実績報告や、健診受診率・保健指導実施率の法定報告を正しく行うことができず、改修が必要。</p> <p>本業務を適切に実施するためには、本システムの初期設定からこれまでの改修についてすべて把握する必要がある。当該事業者は、本市の委託により本システムの初期設計を含め、すべての改修を実施するとともに運用保守業務についても受託してきた実績があり、本システムについての見識に優れている唯一の事業者であるといえる。</p> <p>よって、左記事業者に本業務を実施させた場合、履行品質が確保できるとともに期間短縮が可能になり経費の節減が確保でき、競争に付するよりも有利と認められるため、特定随意契約により左記事業者を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	保健福祉局保険医療部保険企画課 011-211-2944
R1.6.5	後期高齢者医療保険料額決定通知書同封物追加封入業務(単備契約)	トッパン・フォームズ株式会社	923,400	R1.5.24	R1.5.24 ~ R1.6.14	<p>当該業務は当初、システム管理課にてアウトソーシング契約していた「基幹系データ印刷及び事後処理業務」及び「【後期高齢】事後処理仕様書(封入封緘)」の事後処理業務(納付通知書及びチラシの封入封緘)部分に付随し、一体として行わなければならない業務である。</p> <p>よって、システム管理課が委託契約を締結したトッパン・フォームズ株式会社と随意契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき上記一社の選定とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局保険医療部保険企画課 011-211-2944
R1.9.4	特定健診・特定保健指導システムデータ移行業務	株式会社HBA	1,727,000	R1.8.26	R1.8.26 ~ R2.1.31	<p>本業務は現行の特定健診・特定保健指導システムから新システム(令和2年1月稼働)に移行するためのデータを出力するものである。</p> <p>現行システムの開発は、株式会社HBAが行っており、過去に実施した改修及び運用保守についても制度開始からこれまでの全期間に渡って同社が受託している。なお、新システムの開発についても同社が受託しており、現在開発中である。</p> <p>同社は、現行システムおよび新システムのプログラムや設計について、詳細かつ総合的に理解しており、本業務を期限までに的確に履行することができる唯一の事業者であるといえる。</p> <p>よって、左記事業者に本業務を実施させた場合、履行品質が確保できるとともに期間短縮が可能になり経費の節減が確保でき、競争に付するよりも有利と認められるため、特定随意契約により左記事業者を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R1.10.9	人工知能を用いた特定健康診査の受診勧奨業務	株式会社キャンサーキャン	23,100,000	R1.9.26	R1.9.26 ~ R2.2.29	<p>本業務は、札幌市国民健康保険の特定健康診査の未受診者に対して、文書にて受診勧奨を行うものである。</p> <p>受診勧奨の方法については、未受診の理由には様々な要因があるため、未受診者全員に一律に実施しても効率的ではない。未受診者の年齢、これまでの受診歴、過去の健診結果等の大量のデータを分析することで、勧奨通知することによって受信する可能性がある者を確度高く選定する必要がある。</p> <p>即ち、未受診者のデータをディープラーニングなどのアルゴリズムを持つ高度な人工知能で解析することで受診勧奨の対象者を選定し、受診勧奨後には効果検証を行い、次回以降より高い効果を生むよう改善を積み重ねる手法を使ったものであることが求められる。</p> <p>そのため本業務には大量のデータを科学的に分析する必要があることから、受診勧奨に関して高度な人工知能を活用できることが条件となる。</p> <p>株式会社キャンサーキャンは「健康診断受診率率計算方法及び健診勧奨通知支援システム」について特許(特許番号第6548243号)を保有しており、受診勧奨に関して高度な人工知能を活用できる唯一の事業者であるといえる。</p> <p>よって、本業務の調達については、契約の相手方が特定の者に限定され、競争入札に適用しないものと認められるため、特定随意契約により選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R2.3.4	特定健診・特定保健指導システム連携機能等改修業務	株式会社HBA	2,208,800	R2.2.25	R2.2.25 ~ R2.3.31	<p>本業務は、令和2年1月に稼働開始した「特定健診・特定保健指導システム」の国保システムとの連携に係る機能等について改修するものである。</p> <p>改修は、主に次の3点からなる。</p> <p>【1】 国保システムとの連携データに係るUTF対応</p> <p>【2】 国保システムから受け取る外国人住民コードの特殊変換の中止</p> <p>【3】 後期高齢者健診の簡易票の変更(令和2年4月)への対応</p> <p>いずれも、本システムの開発業務と深く関わるものである。</p> <p>なお、【1】及び【2】については、国保システムも同時に改修する必要があるが、本システムの開発時においては、国保システムがマイグレーションの準備中であつたため改修できなかった経緯がある。</p> <p>本システムの開発は、株式会社HBAが行っており、運用保守についても同社が受託している。</p> <p>同社は、本システムの設計、プログラム及び運用について、総合かつ詳細に把握しており、本業務を期限までに的確に履行することができる唯一の事業者であるといえる。</p> <p>よって、本契約の相手方は同社以外に適当なものはないと認められるため、競争入札に適用しないものと認められるため特定随意契約により同社を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
H31.4.10	平成31年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等普及啓発事業	一般社団法人 札幌市医師会	6,382,800	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>(1) 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本事業を確実かつ効率的に実施できる。</p> <p>(2) がん検診や特定健康診査など、本市からの受託業務を適正に履行している。</p> <p>(3) 本事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材(講師)を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができる。</p> <p>(4) これまでも各種事業において本市と十分連携を図ってきており、本事業を遂行するにあたって、本市との連携・調整が確実に行うことができる。</p> <p>以上の理由により、本事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適用しないため、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
H31. 4. 10	札幌市がん検診(個別方式)(単備契約)	一般社団法人 札幌市医師会	688,264,000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	札幌市がん検診は、市民が身近な医療機関で受診ができる利便性の高い環境を整備する必要があるため、市内全域に渡って十分な数の医療機関が検診機関として参加してもらうことが求められるものである。 札幌市は市内に1,000を超える医療機関を抱えていることから、市と各医療機関が個別に委託契約を締結する形態は極めて非効率であり、また、市においては、医学的知見に基づき、検診実施機関としての適格性を審査することも極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である当該医師会を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。 また、医師会は、これまで、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151
H31. 4. 10	札幌市がん検診(集団方式、一括方式及び個別方式)(単備契約)	公益財団法人北海道対がん協会	262,754,000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	公益財団法人北海道対がん協会(以下「対がん協会」という。)は、がん検診の専門機関であることから、集団検診に必要な検診車や医療スタッフが十分に整備されている。 本市のような大都市において集団検診を実施する場合は、市内の地区会館等を限らず巡回して、年間を通して万単位の検診に対応できる体制を整備する必要がある。 企業の職場検診など限定された区域・人に対する健康診査の集団検診を実施している民間の検診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の「がん検診」の集団検診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会において存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括検診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。 また、対がん協会は、これまでも検診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等検診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151
H31. 4. 10	札幌市肺がん検診等業務(単備契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	15,468,000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民検診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。 国の実施要領において肺がん検診は、原則として結核住民検診で撮影又はこれに準じて撮影した画像を活用して読影を実施することとし、併せて経年変化を観察すべき旨が定められており、平成30年度の結核住民検診は、公益財団法人北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)に委託している。 以上の理由により、平成31年度の肺がん検診及び住民集団健康診査事業については、業務の性質上、競争入札には適さないため、結核予防会と特定随意契約を結ぶものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151
H31. 4. 24	平成31(2019)年度札幌市後期高齢者歯科健診(単備契約)	一般社団法人札幌歯科医師会	24,914,150	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	本健診事業の対象者は約20万人であり、対象者の年齢が75歳以上であることから市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 本健診業務は「北海道後期高齢者歯科健診実施要綱」、「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」に沿って実施するため健診内容等について統一されている必要がある。 一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800件以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本健診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることが可能であり、市内全域で実施できる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151
H31. 4. 24	平成31(2019)年度幼児健康診査における歯科健診業務(単備契約)	一般社団法人 札幌歯科医師会	16,743,564	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	幼児健康診査における歯科健診業務は、疾病を早期に発見し早期治療に結びつけ、育児不安への対応や虐待予防などの育児支援を行い、保護者を含めた健康づくりに関する情報提供を行うこと等を目的に各区保健福祉部で実施している。 本業務は、上記の目的を理解し歯科健診および歯科保健指導を行うこと、また地域の歯科口腔保健の状況を把握し、医療・福祉の専門知識を備えた歯科医師が従事することが必要不可欠である。 一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務に必要な条件を満たす多数の歯科医師を擁し、健診内容や精度の統一を図ること、また、全ての業務に歯科医師に従事させることが可能な唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151
H31. 4. 24	平成31(2019)年度札幌市高齢者口腔ケア研修事業	一般社団法人札幌歯科医師会	3,456,000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務の履行に必要な専門的知識を有し、かつ介護職員等への指導経験が豊富な歯科医師・歯科衛生士を多数確保しており、市内全域において各種の研修・実習等を適切に実施できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151
H31. 4. 24	平成31年度札幌市歯周疾患検診業務(単備契約)	一般社団法人札幌歯科医師会	15,683,606	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	・本事業の対象者は約10万人であり、市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 ・本健診業務は「健康増進法」、「歯周病検診マニュアル2015」(厚生労働省)に沿って実施しており、検査内容等について統一されている。 ・一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本健診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることができる唯一の団体である。 ・過去における本健診業務を確実に履行していることから、今年度においても着実な履行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151
R1. 5. 8	働く世代のがん患者への支援事業	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	2,500,000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	本事業は札幌市に在任の、新規就労を希望するがん患者に対し、市内のがん診療連携拠点病院及び北海道がん診療連携指定病院に設置する相談支援センター(以下「相談支援センター」という)を窓口とし、ネットワークと連携した就労支援を行うものである。 本事業の実施に当たっては、がん治療に関する専門的な知識や就労支援に関する専門的知識を有すること、市内の各相談支援センター及びネットワークと連携できる体制が必要である。 当該業者は、北海道においてがん治療の中心的な役割を担う病院であることから、がん治療に関する専門的な知識を持つことに加え、就労支援に関する専門的知識、他の相談支援センター及びネットワークとの連携体制を持つ唯一の病院である。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151
R1. 5. 8	母子保健情報システム保守業務	日本コンピューター株式会社	9,066,222	H31. 4. 25	R1. 5. 1 ~ R2. 3. 31	母子保健情報システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「we1-mother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は同社が保有している。このため同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等は他社に公開することができない。よって本システムサーバ機器等の入替業務を実施できるのは、同社以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.7.24	乳がん超音波検査導入に伴う札幌市検診情報システムの改修業務	エス・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	2,030,400	R1.7.17	R1.7.17 ~ R1.9.30	本業務は、乳がん超音波検査導入に伴い、現在使用中の「札幌市検診情報システム」に機能を追加する業務であり、左記業者は、「札幌市検診情報システム構築業務」の受託者であることから、当該システムのプログラム設計、データ内容及びネットワーク等の当該システム全体を熟知している。 他業者に受託した場合、複雑な本システムの仕様調査・解析に係る事前協議に多大な時間がかかり、著しく非効率なものとなる。 仮に他業者が実施した場合は責任の範囲が不明瞭となり、障害発生時には速やかな復旧に支障をきたすことが想定される。 以上により、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所健康企画課 011-622-5151
R1.12.11	札幌市肺がん検診(集団方式、一括方式及び個別方式)(単備契約)	公益財団法人北海道対がん協会	1,521,000	R1.12.1	R1.12.1 ~ R2.3.31	本市の胃がん・大腸がんの巡回検診を受託している公益財団法人北海道対がん協会(以下「対がん協会」という。)は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括検診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体であり、集団検診に必要な検診車や医療スタッフが十分に整備されていることに加え、これまでも検診業務のほか、区保健センターとの日程、巡回検診会場の調整、各種統計資料の作成等の事務事業も誠実に円滑に履行している。 このたびの肺がん検診実施拡大に当たって、巡回検診のスタッフや検診機材の有効活用により肺がん検診のコストが抑えられ、かつ、肺がん検診の精度管理のために必要となる胸部エックス線画像の比較読影のための、予防会とのエックス線画像の相互提供体制の構築ができるのは対がん協会のみとなる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所健康企画課 011-622-5151
R1.12.11	母子保健情報の利活用に係る母子保健情報システムの改修業務	日本コンピューター株式会社	4,570,500	R1.12.2	R1.12.2 ~ R2.3.31	母子保健情報システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「wel-mother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は同社が保有している。このため同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等を他社に公開することができない。よって本システムの改修業務を実施できるのは、同社以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.4.1	母子保健情報システム業務ライセンス等調達	日本コンピューター株式会社	3,730,650	R2.3.23	R2.3.23 ~ R2.3.31	母子保健情報システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「wel-mother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は同社が保有している。同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等を他社に公開することができないことから、本システムのライセンス調達およびシステムにおける登録作業については同社以外に行うことができない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所健康企画課 011-622-5151
R1.6.5	令和元年度 生活衛生情報管理システム更新業務	株式会社ネクシス	15,840,000	R1.5.20	R1.5.20 ~ R1.10.31	生活衛生情報管理システムは、平成8年度から段階的に開発され、改修等も行われているが、これらの業務の全てを同事業者が受託している。従って、同事業者は、本システムの仕様及びその構築に関して、独自の高度なノウハウを有しており、本システム全般の改修に当たり、本システムの状況を的確に確認することができる。また、バージョンアップに必要なプログラム開発等の業務を短期間で迅速に実施することが可能であり、システム障害・不具合等の緊急時においても適切な対応を保障することができる。 一方、他の事業者が受託した場合、本システム分析に相当程度の時間(工数)を要し、定められた期間内に業務の履行完了ができず、業務に支障をきたすおそれがある。 このことから、本業務を迅速かつ的確に実施できる事業者は、当該事業者以外にない。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質または目的が競争入札に適さないものに該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所食の安全推進課 011-622-5170
R1.6.12	「令和元年度さっぽろ子ども食品Gメン体験事業」運営及び取材等業務	株式会社アドバコム	1,231,200	R1.5.27	R1.5.27 ~ R1.9.30	・当該事業者の発行している子ども向け情報誌「エコチル」は、毎月市内小学校201校のうち198校の児童に配布されており、その認知度は高く、「さっぽろ子ども食品Gメン体験事業」の対象である小学校中・高学年及びその保護者に広く定着している。このような発信力のある広告媒体を発行・配布しているのは、当該事業者以外にはない。 ・当該事業者の子ども向け情報誌を活用するとともに、本情報誌の発行事業を通じ、子どもの特性と需要を的確に把握している当該事業者に対し、広告原稿の作成、体験事業の企画、運営及び取材に係る業務を一括的に委託することで、効率的かつ効果的に事業を実施することが可能である。 ・業務内容に鑑み、確実に履行するための業務実績及び業務成績が良好であり、かつ本業務に精通している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所食の安全推進課 011-622-5174
R1.8.7	食の安全・安心発信ブース出展に係るオータムフェスト会場設営及び運営管理等業務	株式会社電通北海道	3,663,000	R1.7.24	R1.7.24 ~ R1.10.31	同社はオータムフェストの4丁目会場の会場管理者であり、4丁目会場の会場設営及び運営管理、装飾、同会場に係る広報等に関する業務については、会場管理者である同社が一括して行うようオータムフェスト実行委員会と委託契約を締結していることから、ブース設営及び付帯工事、店舗名称を掲示する看板等の制作及び設置等に関する業務を実施可能な唯一の業者であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適さないものに該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所食の安全推進課 011-622-5174
R1.9.4	生活衛生情報管理システム機器設定及びデータ移行業務	株式会社ネクシス	1,595,000	R1.8.26	R1.8.26 ~ R1.10.31	生活衛生情報管理システムは、左記事業者が開発及びカスタマイズしたものであり、本システムの仕様及びその構築に関して、独自の高度なノウハウを有している。従って、本システム全般の改修に伴うサーバー及びパソコン等の機器設定やデータ移行について、短期間で迅速に実施することができる。本システムの障害や不具合等の緊急時においても、適切な対応が可能である。 このことから、本業務を適切に実施できる事業者は、当該事業者以外にない。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適さないものに該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所食の安全推進課 011-622-5170
R1.11.20	生活衛生情報管理システム保守管理業務(11月～3月分)	株式会社ネクシス	1,457,500	R1.10.28	R1.11.1 ~ R2.3.31	生活衛生情報管理システムは、左記事業者が開発及びカスタマイズしたものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。仮に他の事業者に委託した場合、同システムは総合システムであることから、システム分析に時間を要するほか、システムのカスタマイズ及び不具合対応における正常稼働が保証されず、その際の責任の所在も不明瞭となる。 このことから、本業務を適切に実施できる事業者は、当該事業者以外にない。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適さないものに該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所食の安全推進課 011-622-5170
R1.11.20	食のまち・さっぽろフェストinチ・カ・ホ2020企画運営業務	株式会社アド・ビューロー岩泉	5,998,300	R1.11.11	R1.11.11 ~ R2.3.25	採点の結果、委員の合計点(700点満点)は、提案者(株)アド・ビューロー岩泉)522点で、平均得点が74.6点と、最低基準である60点を超過していた。 また、評価基準の全11項目で最低基準点を超過しており、企画内容が総合的に高く評価されるとともに、提案内容の実現性についても必要な業務遂行が期待できると判断した。 以上の結果から、本提案者を本業務の契約候補者として選定することに決定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所食の安全推進課 011-622-5174
H31.4.24	尿塚、平岸及び手稲平和公園一般廃棄物処理業務(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	3,239,000	H31.4.16	H31.4.22 ~ R1.12.20	本市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(平成4年12月)により定められた「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備することを目的に、平成6年4月より事業系一般廃棄物の収集運搬体制を当法人に一元化しているため、指名できる他の業者はなく、当法人一社を選考したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所生活環境課 011-616-2855

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.6.5	里塚斎場耐火台車取集運搬処理業務(単備契約)	株式会社東部清掃	1,360,800	R1.5.24	R1.5.24 ~ R2.3.31	平成30~32年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「産業廃棄物処理業」に登録されており、かつ札幌市産業廃棄物処分処理許可業者名簿において、中間処理品目に金属くず、陶磁器の破砕が含まれる3社(株)イーアンドエム、(株)東部清掃、北海道アオキ化学(株)に耐火台車の処理が可能であるか確認したところ、(株)東部清掃以外は対応できない旨回答があったため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所施設課 011-883-1561
R1.11.20	札幌市里塚斎場火葬炉修繕業務	富士建設工業株式会社	39,600,000	R1.11.14	R1.11.14 ~ R2.3.25	本施設の火葬炉設備は、当該業者が独自に開発したものであり、設備機器の部品交換及び分解整備を行うには、当該設備に関する専門的な知識や技術が必要とするため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	保)保健所施設課 011-883-1561
R2.3.4	里塚斎場待合棟清掃業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	25,586,000	R2.2.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	本市の制定する「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に則り、ひとり親家庭の就業機会の提供、就労技術習得の機会として地方自治法施行令に基づき随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	保)保健所施設課 011-883-1561
R2.3.4	里塚斎場待合棟給茶業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	16,500,000	R2.2.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	本市の制定する「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に則り、ひとり親家庭の就業機会の提供、就労技術習得の機会として、地方自治法施行令に基づき随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	保)保健所施設課 011-883-1561
R2.3.4	里塚斎場火葬炉設備補修業務(単備契約)	富士建設工業株式会社	45,760,000	R2.2.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	里塚斎場火葬炉設備は左記業者が独自に開発したものであり、設備開発者の専門的知識と技術が本業務の履行に必要不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所施設課 011-883-1561
R2.3.4	里塚斎場火葬炉設備及び建築付帯設備保守点検業務	富士建設工業株式会社	24,420,000	R2.2.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	里塚斎場火葬炉設備は左記業者が独自に開発したものであり、設備開発者の専門的知識と技術が本業務の履行に必要不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所施設課 011-883-1561
R1.5.22	犬の鑑札及びびん犬病予防注射済票交付並びに手数料収納事務(単備契約)	公益社団法人北海道獣医師会	20,831,040	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	厚生省の通知により「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」「予防注射を受けた犬の所有者が個々に保健所へ注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡し、おまその交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えないこと」とあることから注射実施と票交付を同時に行うことが合理的であり、また登録手続き当該が行うことは更に合理的であり当該業務に関して札幌市内では他に団体が存在しないことから特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保健福祉局保健所動物管理センター 011-736-6134
R2.8.19	ウォータース製高速液体クロマトグラフ質量分析計点検業務	北海道和光純薬株式会社	1,866,240	R1.7.25	R1.7.25 ~ R1.8.9	本機器は製造者であるウォータース社の独自の技術により製造されたものであり、点検には製造者のみが知り得る情報及び技術が必要である。 北海道和光純薬株式会社(札幌市競争入札参加資格者(物品・役務))は、ウォータース社から機器の点検、修理に必要な情報及び技術の供与を受け、かつ札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)である唯一の業者であり、役務の提供を行う者が一社に特定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)衛生研究所保健科学課 011-841-2341
R2.8.19	 newborn児・妊婦・乳児マスキングシステム改修業務	株式会社システム・ケイ	2,596,000	R1.12.11	R1.12.11 ~ R2.3.31	本件は、現在運用中の新生児・妊婦・乳児マスキングシステム(以下「本システム」という。)の改良を行うものであり、現在の本システムでは、2014年度に既存のシステムの機能を引き継いだWindows7対応パッケージソフトを用いてその一部を本市事業用に改修し、また、2015年度にも一部追加改修を行ったものである。 本業務は、本システムをWindows 10に対応化するとともに、2015年度改修以降に課題となった箇所について追加改修を行うものであることから、本システムの根幹部分を把握しており、かつ著作権を有している株式会社システム・ケイのほかは改修を行えないため随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)衛生研究所保健科学課 011-841-2341
H31.4.10	平成31年度若者ライフプランニング支援業務	株式会社インサイト	4,860,000	H31.4.2	H31.4.2 ~ R2.3.31	当業務は、対象に効果的に情報を伝達するためのセミナーやウェブサイトの運営を主たる業務としており、単に金額の多寡により事業者を選定すべきものではなく、目標の達成に効果的な業務の実施を求めるものであることから、競争入札には適さない。 また、業務の実施にあたっては、高い創造性、技術力、専門性を要することから、公募の企画競争により事業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子ども未来局子ども育成部子ども企画課 011-211-2982
H31.4.24	平成31年度若者出会い創出業務	株式会社ノヴェロ	3,920,400	H31.4.16	H31.4.16 ~ R2.3.31	当業務は、単に金額の多寡により事業者を選定すべきものではなく、目標の達成に効果的な業務の実施を求めるものであることから、競争入札には適さない。 また、業務の実施にあたっては、高い創造性、技術力、専門性を要することから、公募の企画競争により事業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子ども未来局子ども育成部子ども企画課 011-211-2982
R2.4.22	令和2年度札幌市放課後子ども教室「ロケットンオリ教室」管理運営業務	北海道朝鮮初中高級学校オモニ会	2,351,800	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	児童会館、ミニ児童会館のない小学校や地域において、子どもが安心して活動できる場の確保を図るため、放課後子ども教室モデル事業の一形態として、地域が主体となって運営する放課後子ども教室を実施している。 当該事業は、そのうち北海道朝鮮初中高級学校(以下「朝鮮学校」という。)に通う児童のための居場所づくりとして実施するものである。 朝鮮学校オモニ会は、より良い教育環境をつくるため、保護者が学校と協力、連携し、朝鮮学校児童の健全な育成を図るための諸活動を行うことを目的として、朝鮮学校の保護者で構成された組織である。 このことから、朝鮮学校オモニ会が本事業を最も効果的、効率的に実施することができる。 また、朝鮮学校が民族学校であるという特殊事情を考慮すると、当該学校児童の放課後の居場所づくりにおいて、学校、家庭が一体となって児童の健全な育成を図る取組のできる団体に当会に限られることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	子)子ども育、子ども企画課 011-211-2989
R2.4.22	令和2年度札幌市放課後子ども教室「とよたきこども館」管理運営業務	とよたきこども館運営委員会	3,135,000	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	「とよたきこども館運営委員会」は、南区豊滝地区における子どもの放課後の居場所である当該教室事業(とよたきこども館)の円滑な運営を図ることを目的に、地元の町内会(豊滝中央町内会)の会長や役員などの構成員で設立された組織である。 本委託業務では、児童の健全な育成を目的に地域の町内会館で事業を実施することとしているが、当該運営委員会は、地元町内会からの支援(運営委員会委員の推薦等)があり、また、地域ぐるみで、本事業の利用児童の健全な育成及び安全確保に係る取組のできる団体に当会に限られることから、契約の性質または目的が競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子)子ども育、子ども企画課 011-211-2989
R2.4.22	令和2年度札幌市放課後子ども教室「西こども館～PEACE～」管理運営業務	西こども館～PEACE～運営委員会	3,280,200	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	「西こども館～PEACE～運営委員会」は、新川西地区における子どもの放課後の居場所である当該教室事業(西こども館～PEACE～)の円滑な運営を図ることを目的に、地元の二つの町内会(新川西札幌町内会及び新川公園町内会)の会長や役員、地域の小学生の保護者などの構成員で設立された組織である。 本委託業務では、児童の健全な育成を目的に地域の町内会館で事業を実施することとしているが、当該運営委員会は、地元町内会からの支援(運営委員会委員の推薦等)があり、また、地域ぐるみで、本事業の利用児童の健全な育成及び安全確保に係る取組のできる団体に当会に限られることから、契約の性質または目的が競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子)子ども育、子ども企画課 011-211-2989

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.22	令和2年度札幌市ミニ児童会館等管理運営業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	1,928,740,000	R2.3.26	R2.4.1 ~ R3.3.31	ミニ児童会館等の管理運営については、維持管理のみならず、利用児童への指導を行ううえで、その業務の内容について充分熟知し、青少年の指導に関する専門的な知識、技術及び豊かな実践経験を有する人材やノウハウが必要とされ、さらに施設利用者や地域、学校との長期継続的な信頼関係も重要である。 また、ミニ児童会館等は児童会館とともに、札幌市の全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所として、児童の健全育成のため多様な交流事業等を実施する必要がある。このため、児童会館とミニ児童会館等は、綿密に連携を図りながら各館の交流事業等を実施するとともに、全館が同じノウハウで同一水準のサービスを提供する必要があります。 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、本市の青少年女性を中心とするグループ活動の振興を図るとともに、青少年の健全育成及び女性の社会参加を促進することを目的とした公益財団法人で、これまで長年にわたり児童会館の指定管理者として良好な管理運営を行っており、必要なノウハウや人材を有し、地域や学校との信頼関係を構築している唯一の団体である。 以上の理由から、当該業務における契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子ども育、子ども企画課 011-211-2989
R2.4.22	令和2年度札幌市「石山東小放課後子ども館」管理運営業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	4,279,000	R2.3.26	R2.4.1 ~ R3.3.31	放課後子ども館の管理運営については、利用児童への指導を行ううえで、その業務の内容について充分熟知し、青少年の指導に関する専門的な知識、技術及び豊かな実践経験を有する人材やノウハウが必要とされ、さらに施設利用者や地域、学校との長期継続的な信頼関係も重要である。 さらに、放課後子ども館を実施する小学校の児童については、当該事業だけでなく近隣児童会館も併せて利用しているため、このような利用が児童や保護者の混乱なく行われ、また、両館とも児童の安全・安心な放課後等の居場所となるためには、近隣児童会館と綿密に連携を図り、児童に係る情報を共有する必要があります。 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、本市の青少年女性を中心とするグループ活動の振興を図るとともに、青少年の健全育成及び女性の社会参加を促進することを目的とした公益財団法人で、こうした人材やノウハウを有しており、また、平成18年度以降、児童会館の指定管理やミニ児童会館の管理運営を受託しているため、当該小学校の近隣児童会館を通じて、すでに地域や学校との信頼関係を構築している。 以上の理由から、当該業務における契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子ども育、子ども企画課 011-211-2989
R1.5.22	ひきこもりに関する集団型支援拠点設置運営業務	特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク	1,715,739	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務については、ひきこもりに関する集団的支援及び家族支援の場としての居場所としての機能を持ちながら、必ずしも公的支援や専門相談窓口の利用を望まないひきこもり当事者及びその家族の支援ニーズを捉え、専門相談窓口や福祉・教育・医療等の支援機関に繋げる機能を併せ持つ支援拠点を運営することを目的としている。企画・運営に当たっては、ひきこもり当事者及びその家族が足を運ばずひきこもり当事者団体等の民間支援団体が実施主体となり、その団体が持つピアサポーター等の人的資源を活用しながら実施することとしているが、受託団体にはひきこもりの当事者支援及び家族支援に関する豊富な経験や知識、居場所運営のノウハウが不可欠であり、さらに福祉・教育・医療等の各支援機関とのネットワーク構築が求められる。 今回契約候補者とした特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワークは、平成11年にひきこもりピアサポートを行う任意団体として発足し、平成19年から現在まで10年以上にわたり当事者会を実践しており、居場所運営に関し高いノウハウを持っているほか、ひきこもりの理解啓発のための研修会や講演会を開催し、ひきこもり当事者、家族、支援者等に対する啓発活動を行っている。また、同団体のひきこもりに関する全国組織「KH」全国ひきこもり家族会連合会の北海道支部と一体となった運営が行われており、家族向けの居場所運営に関してのノウハウも持ち合わせている。 さらに、同団体は、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の構成機関として、札幌市内の医療・福祉・教育・就労等に関わる各構成機関とのネットワークを構築しており、本業務に求められる他支援機関との連携に関しても十分な実績を持っていると認められる。 よって、当法人の他に同等の対応が可能な団体が存在しないことから、本契約の相手方が当該法人に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 011-211-2942
R1.7.24	子どものくらし支援コーディネート事業	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	13,156,300	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務は、困難を抱えている子どもや家庭に働きかけを行いながら、様々な支援機関等につなげていくコーディネーターを配置することにより、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる体制の推進を図ることを目的としている。 事業の実施にあたっては、地域において子どもと関わる関係機関を積極的に巡回することで困難を抱えている子どもや家庭を発見し、支援につなげる仕組みとしており、児童会館をはじめNPOなどの支援団体、主任児童委員など地域における様々な関係機関との連携が極めて重要となることから、専門性を有する機関が中核となって進めていくことが適切である。 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会(以下「当該法人」という。)は、札幌市児童会館の指定管理者であることから、児童会館との連携を図る上で不可欠な団体であるとともに、困難を抱える子ども・若者を支援する「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の指定支援機関として、様々な支援機関のネットワークにおける主導的な役割を果たしている。 また、当該法人に対しては、平成30年8月から平成31年3月までの間、当該業務を委託しているところであり、これまでの実績から、当該法人が若者支援業務などを通じて築いた様々な支援機関や民間資源とのネットワーク、支援のノウハウ等を有効的に活用した事業も確認されているところである。 これらのことから、本業務の目的を達成する上で、他に同等の能力、経験等を有する団体は存在せず、当該法人が唯一の相手と認められることから、契約の相手方として特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 011-211-2947

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
H31.4.24	平成31年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務	公益財団法人札幌市公園緑化協会	4,000,300	H31.4.4	H31.4.4 ~ R2.3.31	<p>本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの要件が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。 2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。 3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。 4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。 <p>(公財)札幌市公園緑化協会は、大学や公共施設等からプレーパークに関する講演依頼を多数受ける等、プレーパークに関する深い専門知識を有している。</p> <p>また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園の管理運営や利用状況を熟知している。</p> <p>さらに、管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となりうる人材との人脈づくりを行っているほか、自主事業でプレーパーク実施団体向けの講座を主催するなど、プレーパーク実施団体との信頼関係も強固である。</p> <p>当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 011-211-2942
R1.5.15	札幌市ジュニアリーダー養成研修企画・実施業務	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会	111,725,000	H31.4.5	H31.4.5 ~ R2.3.31	<p>本業務は、子どもの権利条例の制定目的の一つである、「子どもが自立した社会性のある大人に育つ」ための支援の一つとして、地域の子どもの体験活動や住民組織による子ども関連行事などの充実を目的に、それら活動の中心となって活躍する「ジュニアリーダー」を養成する研修を実施するとともに、地域の大人、子どもが互いに顔が見える関係を形成するものであることから、本業務を受託する団体には以下のような条件が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ジュニアリーダーの養成にあたっては、基礎的な知識及び技術の習得を目的とする基本研修を実施することとしており、子どもの体験活動に関する専門的な知識、技術及び豊富な経験を有し、地域において必要とされる少年リーダーの資質を熟知した上で、その理想像に向けての研修を企画・運営できること。 2 当該事業には、地域の大人と子どもがともに活動し、互いに顔が見える関係を形成する内容を含むことから、地域の子どもの活動等の実状を熟知するとともに、町内会等の地域団体、地域の教育機関及び企業等と良好な信頼関係とともに、連携協力体制を構築できること。 3 青少年キャンプ場の事業用地は、主に基本研修の場として利用することとしており、研修の実施と事業用地の管理を一体的に行い、効果的かつ効率的に運用できること。 4 事業は市内各地で年間123回以上行うこととしており、加えて事業用地の管理は年間を通じて恒常的に行うこととしているため、全業務の品質等について、十分な信用とその能力があること。 <p>当該団体は、長年にわたり本市の子ども会活動の維持・発展のために必要なジュニアリーダーやボランティアの育成など様々な事業を継続的に実施してきたこと、また、全区において、さまざまな地域団体(子ども会、町内会、教育機関や地域企業等)及びボランティア(育成者、リーダー養成研修卒業生等)との長年にわたる協力関係、連携協力関係が構築されていることから、これらの条件をすべて満たす唯一の団体である。</p> <p>当該団体以外に上記の条件を満たす団体は存在しないことから本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定者を相手方とする随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 011-211-2942
R1.7.31	若者の社会的自立促進事業に係る業務	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	3,423,783	R1.7.1	R1.7.1 ~ R2.3.10	<p>本業務については、高等学校中退者等に対し、高等学校卒業程度認定試験への合格や高等学校への再入学に向けた学習相談及び学習支援を実施することにより、教育格差の解消を図り若者自身が望む将来像を実現できるような支援体制を構築することを目的としていることから、若者の自立支援事業に関する豊富な経験やノウハウを持つ職員を有すること、本市の実施する若者支援事業との連動及び関係機関との連携構築が不可欠である。</p> <p>当該法人は、平成22年度から若者支援施設の指定管理者として管理運営に関する高い業務実績を有し、若者の自立支援事業に関するノウハウの蓄積、人材の育成を行っており、これらの実績が評価され、現在まで引き続き指定管理者として若者支援施設の管理運営を行っているところである。</p> <p>特に、指定管理業務のうち「中学校卒業等進路支援事業」において、中卒時の進路未定者及び高校中退者について学校と連携し自立支援に繋げる取り組みを行っており、当該業務と組み合わせる事業展開が必要となる。</p> <p>よって、当該法人の他に同等の対応が可能な団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該法人に特定されるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 011-211-2947
R1.8.14	子どものくらし支援コーディネート事業(拡大部分)	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	5,913,000	R1.7.24	R1.8.1 ~ R2.3.31	<p>本業務は、困難を抱えている子どもや家庭に働きかけを行いながら、様々な支援機関等につなげていくコーディネーターを配置することにより、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる体制の推進を図ることを目的としている。</p> <p>事業の実施にあたっては、地域において子どもと関わる関係機関を積極的に巡ることで困難を抱えている子どもや家庭を発見し、支援につなげる仕組みとしており、児童会館をはじめNPOなどの支援団体、主任児童委員など地域における様々な関係機関との連携が極めて重要となることから、専門性を有する機関が中核となることが適切である。公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会(以下「当該法人」という。)は、札幌市児童会館の指定管理者であり、様々な支援機関のネットワークにおける主導的な役割を果たしており、平成31年4月から令和2年3月までの間、「子どものくらし支援コーディネート事業」について契約を締結しているところである。</p> <p>コーディネーターを新たに2名配置する「子どものくらし支援コーディネート事業(拡大部分)」は、本体業務と密接に関連する一体的なものであることから、当該法人に業務を実施させた場合、履行品質の確保、機関の短縮、経費の節減が確保でき、競争に付するよりも有利と認められ、契約の相手方として特定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子)子どもの権利推進課 011-211-2947

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	札幌市ひきこもり地域支援センター設置運営業務	公益財団法人北海道精神保健推進協会	14,595,900	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務については、ひきこもりの状態にある本人やその家族を支援するための第一次相談窓口の設置により、隙間のないひきこもり支援を実施することを目的としていることから、ひきこもり相談に関する豊富な経験や知識、専門的な資格を持つ職員を有し、本市の実施する精神保健福祉相談業務や、各種支援・サービスの連携、及び地域における関係機関とのネットワーク構築が不可欠である。</p> <p>今回契約候補者とした公益財団法人北海道精神保健推進協会は、平成21年度から北海道、平成27年度から本市が、厚生労働省の実施するひきこもり対策推進事業の委託を受けてひきこもりセンターを設置しており、ひきこもりの第一次相談窓口として高い業務実績を有するとともに、医療・披見・福祉・教育・就労等の関係機関とも連携し、ひきこもりに対する支援ネットワークを構築している。</p> <p>また、ひきこもり外来及び精神科デイケア施設「こころのリカバリー総合支援センター」を開設し、様々な理由から社会的な適応が困難な人たちの自立や社会参加の支援に当たること、相談・支援に関する多くのノウハウを蓄積している。</p> <p>さらに、北海道から委託を受け「ひきこもりサポーター養成事業」を実施しており、ひきこもり支援者やピアサポーター養成にかかるノウハウの蓄積や人材の育成に積極的に取り組んでおり、ひきこもりの支援技術の向上や支援者のスキルアップに貢献しているところである。このノウハウを活かし、本市に平成30年度から新たに実施している集団型支援拠点「よりどころ」においても、事業受託者と協同して事業の企画・運営に携わり、参加者と信頼関係を築きながらひきこもりセンターの個別相談に繋げることで、事業の円滑な運営及び参加者の定着に大きく寄与している。</p> <p>よって、当法人の他に同等の対応が可能な団体が存在しないことから、本契約の相手方が当該法人に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子どもの権利推進課 011-211-2942
R2.4.15	ひきこもりに関する集団型支援拠点設置運営業務	特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク	1,731,481	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務については、ひきこもりに関する集団的支援及び家族支援の場としての居場所としての機能を持ちながら、必ずしも公的支援や専門相談窓口の利用を望まないひきこもり当事者及びその家族の支援ニーズを捉え、専門相談窓口や福祉・教育・医療等の支援機関に繋げる機能を併せ持つ支援拠点を運営することを目的としている。企画・運営に当たっては、ひきこもり当事者及びその家族が足を運びやすいよう、ひきこもり当事者団体等の民間支援団体が実施主体となり、その団体が持つピアサポーター等の人的資源を活用しながら実施することとしているが、受託団体にはひきこもりの当事者支援及び家族支援に関する豊富な経験や知識、居場所運営のノウハウが不可欠であり、さらに福祉・教育・医療等の各支援機関とのネットワーク構築が求められる。</p> <p>今回契約候補者とした特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワークは、平成11年にひきこもりピアサポートを行う任意団体として発足し、平成19年から現在まで10年以上にわたり当事者会を実践しており、居場所運営に関し高いノウハウを持っているほか、ひきこもりの理解啓発のための研修会や講演会を開催し、ひきこもり当事者、家族、支援者等に対する啓発活動を行っている。また、同団体はひきこもりに関する全国組織「KH」全国ひきこもり家族会連合会」の北海道支部と一体となった運営が行われており、家族向けの居場所運営に関してのノウハウも持ち合わせている。</p> <p>さらに、同団体は、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の構成機関として、札幌市内の医療・福祉・教育・就労等に関わる各構成機関とのネットワークを構築しており、本業務に求められる他支援機関との連携に関しても十分な実績を持っていると認められる。</p> <p>よって、当法人の他に同等の対応が可能な団体が存在しないことから、本契約の相手方が当該法人に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子どもの権利推進課 011-211-2942
R1.9.25	令和元年度シングルママ&パパ スマイル Festa運営業務	キャリアバンク株式会社	7,700,000	R1.9.2	R1.9.2 ~ R2.3.31	<p>本事業は、雇用情勢やひとり親家庭等の多様なニーズを的確に把握し、企業にひとり親等の雇用を促すための様々な取組が必要である。このような本業務の性質及び目的を鑑み、業務を確実に履行できるものを選定するため公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において契約候補者として選定された当該事業者と随意契約を締結したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R1.12.11	子ども・子育て支援新制度システム改修業務(無償化に伴うシステム改修)一式	株式会社アイネス	64,647,000	R1.7.12	R1.7.12 ~ R2.3.31	<p>平成27年4月から子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という)が開始されたことにあわせて、平成26年に構築した「札幌市子ども・子育て支援新制度システム」(以下「本システム」という。)を利用して新制度に対応した多岐に渡る事務を行っているが、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年5月10日に可決成立し、同月17日に令和元年法律第7号として公布されたことにより、本システムにおいても、改正された法律に対応する新たなシステムを構築する必要がある。</p> <p>この新制度システムは(株)アイネスが開発したパッケージシステムを基本として本市の仕様へ改修を加えたものであるため、パッケージシステムそのものの著作権は(株)アイネスに帰属するものであり、他の業者がパッケージシステムの仕様、機能・特性・制約条件及びデータベース構造等を理解することは事実上不可能である。</p> <p>また、適用開発により札幌市独自に開発した機能、帳票及び他システムとの連携機能等についてもパッケージシステムを基盤として作成されたものであるため、その開発工程における業務分析、設計、製造等は(株)アイネス北海道支社が行っている。</p> <p>本業務はこれらのシステムの仕様等の理解を前提に進めるものであり、かつ、極めて詳細な専門的知識を要するものであることから、当該業務の履行可能業者は(株)アイネス北海道支社以外にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R1.12.11	子ども・子育て支援新制度システム改修業務(機器更新に伴うシステム改修)一式	株式会社アイネス	29,095,000	R1.7.12	R1.7.12 ~ R2.3.31	<p>平成27年4月から子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という)が開始されたことにあわせて、平成26年に構築した「札幌市子ども・子育て支援新制度システム」(以下「本システム」という。)を利用して新制度に対応した多岐に渡る事務を行っているが、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年5月10日に可決成立し、同月17日に令和元年法律第7号として公布されたことにより、本システムにおいても、改正された法律に対応する新たなシステムを構築する必要がある。</p> <p>この新制度システムは(株)アイネスが開発したパッケージシステムを基本として本市の仕様へ改修を加えたものであるため、パッケージシステムそのものの著作権は(株)アイネスに帰属するものであり、他の業者がパッケージシステムの仕様、機能・特性・制約条件及びデータベース構造等を理解することは事実上不可能である。</p> <p>また、適用開発により札幌市独自に開発した機能、帳票及び他システムとの連携機能等についてもパッケージシステムを基盤として作成されたものであるため、その開発工程における業務分析、設計、製造等は(株)アイネス北海道支社が行っている。</p> <p>本業務はこれらのシステムの仕様等の理解を前提に進めるものであり、かつ、極めて詳細な専門的知識を要するものであることから、当該業務の履行可能業者は(株)アイネス北海道支社以外にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
H31.4.10	平成31年度 札幌市社会的養護自立支援事業支援コーディネーター	社会福祉法人 北翔会	6,026,340	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該事業は都道府県、指定都市等が実施主体であるが、事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に対し事業の全部または一部を委託できるとされており、北海道が、本市に先駆けて平成30年11月30日付で、プロポーザルにより当該法人に事業を委託のうえ実施しているところである。 道内の児童養護施設等には札幌市措置児童と北海道措置児童が混在しているが、措置元によらず対象者に対する継続支援計画の内容や関わり方に差が生じた場合、対象者にとって非常に大きな不利益となる。このため、事業の実施方法や委託先を北海道と同一とし、事業の質を確保する必要があることから、当該法人を相手方とした随意契約とすることが適当である。 なお、当該法人は札幌乳児院の設置主体であり、社会的養護への理解が深く、また、各児童養護施設や里親等と密接に関わりがあるなど、社会的養護下にある者への支援について豊富な知識・経験を有しており、事業を適切に実施することができるものと認められる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子ども未来局児童相談所地域連携課 011-622-8620
H31.4.10	札幌市子育て短期支援事業(社会福祉法人札幌育児園)(単備契約)	社会福祉法人札幌育児園 外5者	16,868,784	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本事業は、札幌市子育て短期支援事業実施要綱の規定に基づき、平成8年度より各児童養護施設(札幌乳児院を除く)に委託し業務を実施しており、これまでの事業運営は極めて良好に行われ、各施設においては適切に運営するための経験も蓄積されている。 また、各施設(札幌乳児院を除く)は、児童福祉法に基づき「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための職員配置等から委託に当たって特に信頼性が高いと認められる。 また、札幌乳児院についても、平成21年11月より本事業を実施しており、これまで事業運営が極めて良好に行われている。さらに、乳児院は児童福祉法に基づき「乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させ、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う」ことを目的として設置された児童福祉施設であることから、施設の整備状況及び事業実施のための職員配置等から委託に当たって信頼性が高いと認められる。 以上のことから、上記の6施設について、平成31年度も事業施設として適切であると認められ、各施設の設置運営法人を特命により選定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子ども未来局児童相談所地域連携課 011-622-8620
R2.4.15	札幌市児童福祉総合センター清掃業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	19,910,000	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	就労を希望する母子家庭の母又は寡婦に対して、その就労の機会及び就労に必要な知識などの習得に寄与し、自立を支援するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	子) 児童相談所地域連携課 011-622-8620
H31.4.24	札幌市里親研修・トレーニング等事業	社会福祉法人 常徳会	5,559,000	H31.4.10	H31.4.10 ~ R2.3.31	公募型企画競争により契約候補者を選定したため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子ども未来局児童相談所相談判定課 011-622-8630
R1.8.14	個店の取組事例発信等に係る広報補助業務	株式会社インサイト	4,082,100	R1.8.5	R1.8.5 ~ R2.3.19	本事業は、魅力ある個店創出推進費(ストック活用型商い創出事業、さっぽろGood商い賞事業、個店改善モデル創出事業の3事業)について、新規の開業希望者及び既存の事業者等に対して、新規開業や業務改善の参考となる取組事例の普及啓発を行うための業務を行うものである。事業の実施にあたっては、ターゲットとなる開業希望者や既存事業者等に対し、より広く深く記事の内容を届けることが不可欠であり、普及啓発記事の訴求力向上及び費用対効果の高い広報媒体の選定等について、専門的な知識・技能及び類似業務に係る経験が求められることから、公募型企画競争により契約候補者を選定し、特定随意契約を締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 産業振興部経済企画課 011-211-2372
R1.8.28	令和元年度 スタートアップ創出支援事業委託業務	株式会社D2 Garage	18,911,000	R1.8.15	R1.8.15 ~ R2.3.31	本事業は、「スタートアップ」という先進的かつ専門的な分野を取り扱うため、広範かつ高度な知識と豊かな経験及びネットワークを必要とする業務であることから、札幌市役務契約に係る公募競争実施要領第3条第1項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 産業振興部経済企画課 011-211-2372
R1.12.11	札幌市スタートアップ支援ビジョン作成等に関する事業委託業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	5,170,000	R1.12.5	R1.12.5 ~ R2.3.31	本事業は、「スタートアップ」という先進的かつ専門的な分野を取り扱い、そのコンソーシアムを形成するため、広範かつ高度な知識と豊かな経験及びネットワークを必要とする業務であることから、札幌市役務契約に係る公募競争実施要領第3条第1項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 産業振興部経済企画課 011-211-2372
R2.1.8	事業承継マッチング支援事業委託業務	株式会社ビジネスマーケット	11,880,000	R1.12.27	R1.12.27 ~ R2.3.31	本事業は、「事業承継」という企業存続に関わる繊細かつ専門的な知識を有する必要がある分野を取り扱い、支援を行う業務であることから、受託業者の選定にあたっては、札幌市役務契約に係る公募競争実施要領第3条第1項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 産業振興部経済企画課 011-211-2372
R2.4.8	令和2年度事業承継マッチング支援事業委託業務	株式会社ビジネスマーケット	18,744,000	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、「事業承継」という企業存続に関わる繊細かつ専門的な知識を有する必要がある分野を取り扱い、支援を行う業務であることから、受託業者の選定にあたっては、札幌市役務契約に係る公募競争実施要領第3条第1項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 産業振興部経済企画課 011-211-2372
R2.5.20	令和2年度 スタートアップ創出支援事業委託業務	株式会社D2 Garage	29,865,000	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、「スタートアップ」という先進的かつ専門的な分野を取り扱うため、広範かつ高度な知識と豊かな経験及びネットワークを必要とする業務であることから、札幌市役務契約に係る公募競争実施要領第3条第1項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 産業振興部経済企画課 011-211-2372
R2.4.15	令和2年度札幌中小企業支援センター運営業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	28,464,700	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	一般財団法人さっぽろ産業振興財団(以下、「財団」という。)は、平成14年度より、中小企業支援法第7条に基づく「指定法人」として札幌市が主体的に設立した機関であり、15年以上にわたり中小企業支援センター(以下「支援センター」という。)を運営し、中小企業者や小規模事業者、個人事業者など様々な相談者に対し、合計7万件以上の経営・融資相談を行っている。 令和元年度の支援センターの運営においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、経営等に影響を受けている中小企業者等への相談等に対応するため、令和2年1月29日から緊急相談窓口を開設している。当窓口では、経営相談のほか、市融資制度である「新型コロナウイルス対応支援資金」や中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)及び第6項(危機関連保証)の認定受付を担っており、緊急相談窓口開設から3月24日まで、累計2,593件の相談に対応している。急増する相談者に対応するため、既存の支援センター職員に加え、財団職員や中小企業診断士の協力のもと、緊急相談窓口の体制を維持している状況である。新型コロナウイルスの影響は未だ収束の目途は立っておらず、相談件数も右肩上がりが増加している。このような状況の中、緊急相談窓口を円滑に運営し続けることは必須であり、運営にあたっては、市融資制度やセーフティネット等の申請受付業務ノウハウを有している現体制を維持すべきである。 以上のように、これまでの経営・融資等の相談実績や、新型コロナウイルス感染症に対する緊急相談窓口の運営実績を持つ財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 産業振興部経済企画課 011-211-2372

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.12.11	航空機産業参入に係る企業の課題調査業務	株式会社東京商工リサーチ	2,636,700	R1.11.15	R1.11.15 ~ R2.2.28	公募型企画競争実施委員会にて選定した契約候補者と契約するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 立地、ものづくり産業課 011-211-2362
R1.12.25	「札幌スタイル」プロモーション業務	株式会社ノヴェロ	2,992,000	R1.12.17	R1.12.17 ~ R2.3.31	公募型企画競争実施委員会にて選定した契約候補者と契約するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 立地、ものづくり産業課 011-211-2362
R1.5.8	「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム2019」運営業務	株式会社北海道二十一世紀総合研究所	5,951,400	H31.4.19	R1.7.9 ~ R2.3.13	本事業は、ヘルスケアビジネスの創出・成長を促すことを目的に、ハンズオン(伴走型)支援、専門家相談支援、市場ニーズ獲得支援等を行う事業であるが、その実施に際しては、対象となる支援対象者の掘り起こしや、各種専門家の紹介及び事業構築のアドバイス等、広範な知識とノウハウ、ネットワークおよび企画力を要することから、受託者の選定は、企画提案方式(プロポーザル方式)により、事業の効果的・効率的遂行が最も期待できる企画案を提示した業者を選定し、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経済観光局産業振興部国際経済戦略室 経済経済戦略推進課 011-211-2392
R1.8.14	「IT産業UI/UXターン、インターンシップ等支援事業」実施業務	株式会社パソナテック	6,677,000	R1.8.5	R1.8.5 ~ R2.3.31	本事業は道内学生に対する就職フェア、および首都圏におけるフェア開催など、新卒採用や就職といった雇用に関する専門的な知識、ノウハウが求められることから、専門的な知識を有し、かつ効果的・効率的に業務を担える業者を選定する必要がある。そのため、契約の性質・目的が競争入札に適合せず、公募型企画競争により業者を選定し随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 国際経、経済戦略推進課 011-211-2379
R1.10.16	札幌における健康医療関連ベンチャー起業促進・経営支援に関する調査	みずほ証券株式会社	9,829,050	R1.10.4	R1.10.4 ~ R2.3.16	本事業は医療関連産業振興という専門的なテーマを取扱い、広範かつ高度な知識と豊富な経験が必要とする業務であることから、専門的な知識を有し、かつ効果的・効率的に業務を担える業者を選定する必要がある。そのため、契約の性質・目的が競争入札に適合せず、公募型企画競争により業者を選定し随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 国際経、経済戦略推進課 011-211-2392
R1.11.6	「市内IT産業国内外向けPR等業務」実施業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	5,500,000	R1.10.30	R1.10.30 ~ R2.3.31	本事業では、本市産業の更なる活性化を目指し、本市や市内IT企業等の取組を効果的に発信し、投資を呼び込むため、市内のIT産業に対しての専門的な知識、ノウハウが求められることから、専門的な知識を有し、かつ効果的・効率的に業務を担える業者を選定する必要がある。そのため、契約の性質・目的が競争入札に適合せず、公募型企画競争により業者を選定し随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 国際経、経済戦略推進課 011-211-2379
R1.12.18	先端技術分野に取り組む市内IT企業群の振興に向けた観光・Maasビジネス創出の可能性に関する調査・研究業務	株式会社ドーコン	4,994,000	R1.12.12	R1.12.12 ~ R2.3.31	本事業は各専門事業者等へのヒアリング調査や事例調査をはじめ、専門的な知識、ノウハウが求められることから、専門的な知識を有し、かつ効果的・効率的に業務を担える業者を選定する必要がある。そのため、契約の性質・目的が競争入札に適合せず、公募型企画競争により業者を選定し随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 国際経、経済戦略推進課 011-211-2379
R2.4.15	「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム2020」運営業務	株式会社北海道二十一世紀総合研究所	5,940,000	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.26	本事業は、ヘルスケアビジネスの創出・成長を促すことを目的に、ハンズオン(伴走型)支援、専門家相談支援、市場ニーズ獲得支援等を行う事業であるが、その実施に際しては、対象となる支援対象者の掘り起こしや、各種専門家の紹介及び事業構築のアドバイス等、広範な知識とノウハウ、ネットワークおよび企画力を要することから、受託者の選定は、企画提案方式(プロポーザル方式)により、事業の効果的・効率的遂行が最も期待できる企画案を提示した業者を選定し、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 国際経、経済戦略推進課 011-211-2392
R2.4.15	令和2年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	5,753,000	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、北大ビジネス・スプリングに常勤のインキュベーションマネージャー(以下、「IM」という。)を配置して、北海道や中小機構と連携のうえ、それぞれの支援策やネットワークを効果的に活用しながら、入居企業等の支援を行うものであり、平成28年度は一般財団法人さっぽろ産業振興財団が受託のうえ、円滑に業務を遂行している。入居企業等は、基礎研究から応用研究・実用化研究・製品化を通じて事業化に至るまで、相当程度の期間を要することから、その支援にあたっては、長期的な視点とともに、企業に対する日常的な情報把握と信頼構築や、高度な専門知識や豊富な経験に基づく分析・判断、発展段階に合わせた密着型支援が必要となる。 このため、北海道及び札幌市がそれぞれ常勤のIMを配置するとともに、中小機構を含む各機関が協働して、平成34年度までの15年間、入居企業等の支援を行うよう覚書が締結されている。入居企業等は概ね5年間の事業計画で入居し、5年ごとに大きく入れ替わることから、北海道では、IMの配置について5年ごとにプロポーザルを行うこととしており、前回は平成26年度に公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを事業者として選定して以降、随意契約を継続している。また、札幌市においても、平成26年度にプロポーザルを実施し、一般財団法人さっぽろ産業振興財団を事業者として以降、随意契約を継続している。本市がIMを配置するにあたっては、一般競争入札等の実施により、受託事業者が頻繁に変われば、事業運営に支障をきたすことのみならず、入居企業の支援を行う上では、個々の企業の状況に応じて、国、道、市の支援施策を有効に活用する必要があり、北海道と同様に5年毎の選定を行い、支援機関同士の円滑な支援体制を保つことが不可欠である。よって、本業務を円滑に履行できる団体は他にないこと、本業務は競争入札に適合しない。以上より、地方自治法第234条第2項、同施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約(特定)の見積参加者として、一般財団法人さっぽろ産業振興財団を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 国際経、経済戦略推進課 011-211-2392
R2.1.29	平成31年度Sapporo City Wi-Fi運用業務	東日本電信電話株式会社	15,048,000	H31.3.29	H31.4.1 ~ R2.3.31	Sapporo City Wi-Fiは平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。当該事業者以外の者が、Sapporo City Wi-Fiを提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。以上により、本業務を適切に遂行できるのは上記事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 観光・MIC E推進課 011-211-2376
R1.6.12	次期札幌MIC E総合戦略策定支援業務	一般社団法人MIC E総研	13,943,820	R1.5.21	R1.5.21 ~ R2.3.31	本業務については、戦略の基本的な方向性や具体的な誘致施策を検討する前提として、一般的には公表されていないMIC Eの詳細な開催状況や他都市の具体的な誘致施策などの調査・分析に加え、公的機関等で実施されたものがないMIC Eの将来需要の推計などが含まれている。 このため、この業務を実施するにあたっては、非公表のMIC E開催情報等を把握する情報収集能力やそうした情報に対する高い分析能力、さらには国を含めた他の公的機関においても確立された手法がないMIC Eに係る将来推計を実施する発想力等が必要となる。 また、限られた期間の中で上記の分析や推計の他、戦略の原案作成の補助などを行うには、海外も含めたMIC Eの動向等に関する専門的な知識をあらかじめ有していることに加え、実績と経験に基づく確かな業務遂行能力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。 よって、本業務に関する委託事業者については、公募型企画競争実施委員会において最も優れた企画案を提案し、選定された者の他にないことと判断される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経済観光局観光・MIC E推進部 観光・MIC E推進課 011-211-2376

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.6.12	2019年度新MICE施設機能詳細検討業務	日本コンベンションサービス株式会社	10,638,000	R1.5.31	R1.5.31 ~ R2.3.31	本業務は、共同事業者が発注する新MICE施設の実施設計について、MICE運営の専門的知見により、施設の内容や設備・備品等について検討を行いながら、監修を行うとともに、共同事業者と協議・折衝等を行うものである。 実施設計は昨年度実施した基本設計に係る同様の監修等業務の成果を反映したものを基に行われるものであることから、本業務の受託者は、昨年度業務の成果はもとより、その検討過程や根拠、協議・折衝内容などについても十分把握する必要がある。また、本業務の業務内容は、設計業務等と異なり一律で仕様化されているものではないため、受託者独自の知見やノウハウによるところが大きい。さらに、共同事業者との協議・折衝に関しても、困難なものであるとともに、同一事業者との継続的なものとなることから、関係性や継続性が重要となる。 当該業者は、昨年度業務を公募型プロポーザルの結果受託し、確実に履行したことから、昨年度業務の成果や検討過程、協議内容等についても熟知しているとともに、知見やノウハウの継続性や共同事業者との関係性等も確保されるため、準備期間の短縮や経費の縮減が図られるほか、業務の継続性の確保等により、本業務を確実かつ円滑に遂行できる。 以上の理由により、当該業者への委託は契約の目的を達成させるために必要不可欠であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、左記業者を契約の相手方とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課 011-211-2376
R2.1.29	市内周遊バス運行実証業務	北海道中央バス株式会社	14,960,000	R1.6.3	R1.6.3 ~ R1.11.29	企画提案による。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R1.6.26	新MICE施設管理運営検討業務	株式会社日本総合研究所	21,060,000	R1.6.13	R1.6.13 ~ R2.3.31	本業務は、平成30年度に実施した「新MICE施設PPP/PFI導入可能性調査業務」において出された方向性や課題等を踏まえ、指定管理者制度とコンセッションの詳細検討も含め、管理運営について検討を行うものである。 今年度については、昨年度業務で出された課題検討やマーケットサウンディング調査等を行うものであり、本業務を的確かつ確実に行うには、昨年度業務で実施した調査・検討内容を十分に把握している必要がある。また、指定管理者制度とコンセッションの詳細検討については、コンセッションの国内事例も少なく、受託者独自の知見やノウハウによるところが大きい。そのため、昨年度と違う業者が受託した場合、知見やノウハウに齟齬が生じ、昨年度成果の検証、再検討が必要となる可能性があるなど、支障が生じることが懸念される。 当該業者は、昨年度業務を公募型プロポーザルの結果受託し、確実に履行したことから、これまでの検討内容、課題を熟知しているとともに、知見やノウハウの継続性も確保されるため、本業務を確実かつ円滑に遂行できる。 以上の理由により、契約の目的を達成させるために必要不可欠な条件は左記業者に特定され、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課 011-211-2376
R1.11.13	札幌コンベンションセンター直流通電源装置・無停電電源装置蓄電池交換業務	株式会社北海道ジーエス・ユアササービス	6,710,000	R1.10.31	R1.10.31 ~ R2.2.28	本業務の対象機器は、札幌コンベンションセンターの非常照明や施設監視制御設備等、瞬停も認められない重要な設備に電源を供給する非常電源設備である。 本業務内容は、対象機器の蓄電池を交換し、商用電源停電時に本来の機能を発揮するよう試験調整を行うものである。 本業務の対象機器は、株式会社ユアサコーポレーション(現、株式会社GSユアサ)製であり、左記業者は北海道内で保守サービスを提供するグループ会社であり、対象機器の定期点検も実行している。左記業者以外に現在の機器を正確に把握し、安全かつ確実に履行できる事業者は存在しないことから、当該業者と随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R2.4.1	スノーリゾート推進に係る基礎調査等業務	有限責任監査法人トーマツ札幌事務所	6,930,000	R1.11.15	R1.11.15 ~ R2.3.31	企画提案による。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R2.4.8	富裕層向けホテル誘致に関する基礎調査等業務	株式会社JTB	4,746,500	R1.12.2	R1.12.2 ~ R2.3.31	企画提案による。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R2.6.17	令和元年度札幌市総合案内板製造・設置等業務	表示灯株式会社	29,920,000	R1.12.23	R1.12.23 ~ R2.3.31	実施した公募型企画競争実施委員会のヒアリングにて優先契約者となったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R2.2.5	札幌コンベンションセンター非常用発電設備点検整備業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	4,015,000	R2.1.24	R2.1.24 ~ R2.3.27	本業務の対象となる非常用発電設備は、停電時に札幌コンベンションセンターの防災設備等に電源を供給するよう法令により設置を義務づけられている非常電源設備である。 本業務内容は、設置後17年経過している対象設備においてメーカー基準の点検を実施するとともに、経年劣化、動作不良が認められる部品を交換するものである。 本業務の対象設備は、製造業者独自の開発部分が多いため、製造業者のみが知り得る設備の仕様及び部品の詳細なデータを保有している業者でなければ点検整備を行うことが出来ない。 当該設備は三菱電機(株)製であり、左記業者は三菱電機(株)から保守・サービス対応、緊急時の対応等維持管理業務を移管されている業者である。 以上の理由から、本業務を的確に履行できる業者は左記業者以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R2.4.15	令和2年度Sapporo City Wi-Fi運用業務	東日本電信電話株式会社	15,048,000	R2.3.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	Sapporo City Wi-Fiは平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。当該事業者以外の方が、Sapporo City Wi-Fiを提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。以上より、本業務を適切に遂行できるのは左記事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R2.6.17	令和2年度北海道さっぽろ「食と観光」情報館管理運営業務	北海道さっぽろ観光案内所運営協議会	60,500,000	R2.3.29	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該施設の運営にあたっては、特定の観光事業者等に偏ることなく公平な観光案内が求められるため、北海道及び札幌市における観光関係団体を会員に持つ、公益社団法人北海道観光振興機構及び一般社団法人札幌観光協会の2団体で構成する「北海道さっぽろ観光案内所運営協議会」において実施している。ついでには、札幌市競争入札参加資格者には登録されていないが、下記の点をすべて満たす唯一の団体であることから、随意契約(特定)とする。 ア 発信する情報の公平性を担保することができる。 イ 市と道と緊密に連携し、各市町村等の観光情報の提供が可能である。 ウ 観光案内実績が豊富で知識等の蓄積がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.6.26	シニアワーキングさっぽろ2019開催業務	株式会社北海道アルバイト情報社	11,988,000	R1.6.14	R1.6.14 ~ R2.3.27	本事業は、高齢者の就業及び市内企業の人材確保を支援するため、高齢者と企業のマッチング機会の提供を目的としている。 事業実施にあたっては、高齢者及び企業側の双方のニーズを捉える必要があるとともに、高齢者雇用を検討しつつもなかなか雇用に踏み切れないなど、企業が抱える様々な課題に柔軟に対応することが求められていることから、高齢者就業支援に係る業務経験及び合同企業説明会等の開催実績及びノウハウが求められ、それらを有する民間事業者等への委託により実施することが、事業効果の最大化には適当である。 このことから、単に価格競争によることなく、公募型企画競争により民間企業等が有するノウハウやネットワーク等を活用した提案を募ったうえで、最も優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。 この度、「シニアワーキングさっぽろ2019開催業務」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経済観光局雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R1.9.11	令和元年度若年層職場定着支援業務	キャリアバンク株式会社	4,876,200	R1.8.15	R1.8.15 ~ R2.3.31	若年層職場定着支援業務は、若手社員の職場定着を目指す業務であり、若手社員が早期離職をせずに、職場で働き続けられる人材に育てることが必須であることから、人材育成や定着支援に係るノウハウ、関係団体とのネットワークや関連情報等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが最も適当である。 業者選定にあたっては、日々変化し続ける雇用情勢を的確に捉え、早期離職を防止し、将来にわたって安定的に就業を続けられる人材を育てる手法及び事業参加者を確保するための工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合うことが効果的であるとともに、公正・公平を期するため公募型プロポーザルにより受託者を選定することとした。 この度、当該事業者の企画提案が、若年層職場定着支援業務企画競争実施委員会において、最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.4.30	ローカルマッチプロジェクト事業運営業務	株式会社マイナビ	12,842,500	R2.2.12	R2.4.1 ~ R3.3.31	ローカルマッチプロジェクト事業は、市内の大学生が利用する就職支援サイトに、これまで経費上の問題などから掲載をしていなかった市内企業の情報を掲載することで学生の市内での就職を促進する事業である。 事業実施にあたっては、大学生に対し効果的に市内企業の魅力等を発信することが必須であることから、大学生の就職活動や企業の採用活動及び多数の学生が閲覧する就職サイトの運営、学生への情報発信方法等に係るノウハウを豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。 業者選定にあたっては、学生のニーズを理解し、企業の採用力を高めるための工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合わせるものが効果的である。さらに、公正・公平を期することが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとした。 この度、当該事業者の企画提案が、ローカルマッチプロジェクト事業運営業務企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.4.30	札幌U1ターン就職支援業務	株式会社パソナ	51,955,000	R2.2.28	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌U1ターン就職支援業務は、東京都内に大学生等と札幌市内企業等のマッチングを図る常設の拠点を設置するなどとして、東京都内のU1ターンを希望する学生及び社会人と道内で求人をする企業とのマッチングを促進する事業である。 事業実施にあたっては、札幌へのU1Jターン意識を醸成し、市内企業とU1Jターン希望者のマッチングをすることが必須であることから求職者への就職支援とU1Jターン就職支援に関する専門的な知識や経験を持つ民間企業のノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。 業者選定にあたっては、刻々と変化する雇用情勢を的確に捉える能力、U1Jターン希望者及び移住者の増加に向けての工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合わせるものが効果的である。さらに、公正・公平を期することが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとした。 この度、当該事業者の企画提案が、札幌U1ターン就職業務企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.3.18	ワークトライアル事業運営業務Bコース	キャリアバンク株式会社	45,408,000	R2.3.2	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、新卒者及びおおよそ14歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.3.11	労働問題・社会保険等に関する相談業務	北海道社会保険労務士会	2,376,000	R2.3.3	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、解雇や労働条件などに関する相談や、離職に伴う健康保険や年金、雇用保険等の相談を行うものであるが、労働・社会保険に関する申請書等の作成及び届出等の業務を行うことができるのは、法律により社会保険労務士のみと定められているため、本業務の実施に当たり適切な助言を行うためには、社会保険労務士を相談の実施者として配置することが最適である。 そのため、業者の選定にあたっては、社会保険労務士を週4日(月曜:あいワーク西、火曜:あいワーク清田、水・金曜:就業サポートセンター)安定的に派遣できることが条件となるが、左記団体は、社会保険労務士として業務を行う際に入会が必須条件の団体であり、道央支部だけでも約700人の社会保険労務士が登録しているとともに、必要な研修を随時行っており、研鑽を重ねた社会保険労務士を安定的に派遣することが可能な唯一の団体である。 また、社会貢献事業として無料の年金相談や労働相談を実施しており、同会に業務委託することは本市にとっても有益である。 以上より、上記選定事業者は参加資格者名簿登録者ではないが、左記団体を指名見積合せの参加者として選考する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)雇用推進部雇用推進課 011-211-2278

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.3.18	リンクトライアル事業運営業務Aコース	株式会社東京リーガルマインド	45,408,000	R2.3.10	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、新卒者及びおおむね45歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.4.15	令和2年度札幌市就業サポートセンター等運営事業	株式会社東京リーガルマインド	125,323,000	R2.3.23	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、求職者の就職支援のために、カウンセリング・セミナー・資格取得講座・職場体験・求人開拓・合同企業説明会に加え、各あいつワークの運営も行うなど、多岐にわたる事業である。実施にあたっては、求職者への適切な助言や求人紹介、多様な業種・職種の求人開拓を行うことから、有料職業紹介事業の実施許可を受けており、かつ、同種の事業実績を有する民間事業者等への委託により実施することが最も適切である。 事業者の選定にあたっては、雇用情勢を的確に捉える能力や職業紹介・企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク及び関連情報等を高い水準で有する事業者を選定することが、事業効果を高めることにつながるため、公募型企画競争により提案を募ったうえで、特に優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。 この度、「令和2年度札幌市就業サポートセンター等運営事業」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.4.1	就業サポートセンター求人情報システム等保守管理関連業務	株式会社HBA	2,535,720	R2.3.24	R2.4.1 ~ R3.3.31	選定事業者は、就業サポートセンターにおける「求人情報システム」及び「お仕事なうシステム」の開発事業者であるが、当該システムは選定事業者の独自プログラムにより開発され、選定事業者のインターネットデータセンター内にあるサーバにおいて、厳重かつ独自のセキュリティシステムにより管理されている。 仮に、当該システムに障害が生じた場合の復旧作業は、システムを構築した選定事業者以外には対応不可能であり、サーバに不具合等が発生した場合においても、復旧に向けた即時対応が求められる。 また、専用ホームページについては、上記インターネットデータセンター内のサーバにて管理されており、サイバーセキュリティリスクの観点から、付加するソフトウェアのバージョンアップに随時対応する必要があるとともに、システムと連動した柔軟性・拡張性を保てるような運用体制を維持する必要がある。 上記理由により、当該システム、サーバ及び専用ホームページの一体的運用・保守管理が不可欠であるが、選定事業者は必要十分な専門知識と体制を整えており、安定的かつ円滑な運用・保守及び迅速な対応が可能な唯一の事業者であることから、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.4.15	令和2年度女性活躍に向けた働き方改革サポート業務	株式会社Mammy Pro	19,910,000	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、女性が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりへのノウハウを市内企業へ広く普及させることを目的としている。 事業実施にあたっては、日々変化し続ける雇用情勢や女性社員の多様なニーズ、女性社員を雇用する企業等が抱える様々な課題に柔軟に対応することが求められており、女性の働き方に関する広い知見と職場環境改善のノウハウが必要で、それらを有する民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。 このことから、単に価格競争によることなく、公募型企画競争により民間企業等が有するノウハウやネットワーク等を活用した提案を募ったうえで、最も優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。 このたび、「令和2年度女性活躍に向けた働き方改革サポート業務」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R1.5.8	札幌市農業支援センター補償アライグマ等処理業務(単価契約)	株式会社札幌サニター	1,276,642	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務は、専用の機材と技術が必要とするものであり、アライグマの捕獲・運搬等の防除に従事できるのは、「札幌市特定外来生物防除事務取扱要領」第4に基づく防除従事者であることとされている。 当契約の相手方とした理由は、上記の防除従事者に該当し、平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、大分類「役務-一般サービス」の登録がある者は一人のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経済観光局農政課 011-211-2406
R2.4.1	札幌市農業支援センター警備業務	株式会社ベルックス	1,661,000	R2.2.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	警備業務は、本来競争入札に付すべき案件であるが、札幌市農業支援センターの警備業務は、同一敷地内にある指定管理施設「サッポロさとらんど」の警備システムと一体となっており、一元的に管理を行う必要があるため、指定管理者が機械警備・巡回警備を委託している(株)ベルックス以外の事業者が業務を行うことはできない。 また、これまでの実績からいって履行品質上問題もなく、令和2年度においても(株)ベルックスを随意契約の相手方と決定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 農政課 011-211-2406
R1.7.17	資源リサイクル施設排ガスタクト取替業務	鹿島建設株式会社	25,920,000	R1.5.23	R1.5.23 ~ R1.7.31	本市場の資源リサイクル施設は、本市場で排出される野菜・果物等の生ごみをリサイクルするための施設として、平成23年度に実施した公募型プロポーザルにより選定された左記業者が独自に設計したプラント施設である。 生ごみのリサイクル工程は、生ごみの前処理(破碎・圧搾)のほか、生ごみを乾燥させるため、燃料となる木製廃パレットの破碎、バイオマスボイラーによる燃焼、排熱ボイラーによる高温水蒸気の精製、水蒸気による生ごみの乾燥など、施設内各大型機器による数々の工程が連動した全体的にも事例がなく独自の方式が採用されている。 そのため、本施設内各機器の修繕にあたっては、各機器単体の構造・機能だけではなく、本施設全体の連動性についても深く精通していることが必要である。 左記業者は本施設整備の中心として、プラント施設の企画、設計、製造、施工の全てに携わり、施設整備の俯瞰的な役割を担ってきた業者であり、各機器のメーカーや施工業者との連携にも優れ、本プラント施設の全体の動きについて総合的な技術や情報・ノウハウが十分に蓄積されている唯一の業者である。 よって、他の業者では、本業務の履行が不可能であることから、競争入札に適さないものと判断され、左記業者を特定して選定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経済観光局中央卸売市場管理課 011-611-3111

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1. 7. 17	中央卸売市場資源リサイクル施設保守管理業務	鹿島建設株式会社	22,744,800	R1. 6. 28	R1. 7. 1 ~ R2. 3. 31	<p>本市場の資源リサイクル施設は、本市場で排出される野菜・果物等の生ごみをリサイクルするための施設として、平成23年度に実施した公募型プロポーザルにより選定された左記業者が独自に設計した施設である。</p> <p>生ごみのリサイクル工程は、生ごみの前処理(破碎・圧搾)のほか、生ごみを乾燥させるため、燃料となる木製パレットの破碎、バイオマスボイラーによる燃焼、排熱ボイラーによる高温水蒸気の精製、水蒸気による生ごみの乾燥など、施設内各大型機器による数々の工程が連動した全国的にも事例がなく独自の方式が採用されている。</p> <p>そのため、本施設内各機器の保守管理にあたっては、各機器単体の構造・機能だけでなく、本施設全体の運動性についても深く精通していることが必要である。</p> <p>左記業者は本施設整備の中心として、施設の企画、設計、製造、施工の全てに携わり、施設整備の俯瞰的な役割を担ってきた業者であり、各機器のメーカーや施工業者との連携にも優れ、本施設の保守管理における技術や情報・ノウハウが十分に蓄積されている唯一の業者である。</p> <p>よって、他の業者では、本業務の履行が不可能であることから、競争入札に適さないものと判断され、左記業者へ特定して選定することとする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	経済観光局中央卸売市場管理課 011-611-3111
R1. 12. 18	青果棟非常用発電設備保守点検業務	株式会社明電エンジニアリング	1,595,000	R1. 12. 6	R1. 12. 9 ~ R2. 3. 20	<p>本業務の対象機器である非常用発電設備は、中央卸売市場青果棟に設置された停電時に非常用電源を確保し防災設備のほか、市場機能を維持するための重要な設備である。</p> <p>この点検業務を行う際、対象機器の専門知識・技術力がなければ試験調整、機能回復が出来ず専門の保守データを保有していなければ機能回復ができない。</p> <p>左記業者は、対象設備の製造元である株式会社明電倉庫から保守業務を移管されている唯一の業者である。</p> <p>よって、他の業者では、本業務の履行が不可能であることから、競争入札に適さないものと判断され、左記業者へ特定して選定することとする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R1. 12. 18	水産棟非常用発電設備保守点検業務	富士電機株式会社	1,518,000	R1. 12. 6	R1. 12. 9 ~ R2. 3. 20	<p>本業務の対象機器である非常用発電設備は、中央卸売市場水産棟に設置された停電時に非常用電源を確保し防災設備のほか、市場機能を維持するための重要な設備である。</p> <p>この点検業務を行う際、対象機器の専門知識・技術力がなければ試験調整、機能回復が出来ず専門の保守データを保有していなければ機能回復ができない。</p> <p>左記業者は、対象設備の製造元である富士電機株式会社である。</p> <p>よって、他の業者では、本業務の履行が不可能であることから、競争入札に適さないものと判断され、左記業者へ特定して選定することとする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号)</p>	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2. 1. 8	資源リサイクル施設木くず投入機修繕業務	鹿島建設株式会社	1,518,200	R1. 12. 20	R1. 12. 20 ~ R2. 1. 22	<p>本市場の資源リサイクル施設は、本市場で排出される野菜・果物等の生ごみをリサイクルするための施設として、平成23年度に実施した公募型プロポーザルにより選定された左記業者が独自に設計した施設である。</p> <p>生ごみのリサイクル工程は、生ごみの前処理(破碎・圧搾)のほか、生ごみを乾燥させるため、燃料となる木製パレットの破碎、バイオマスボイラーによる燃焼、排熱ボイラーによる高温水蒸気の精製、水蒸気による生ごみの乾燥など、施設内各大型機器による数々の工程が連動した全国的にも事例がなく独自の方式が採用されている。</p> <p>そのため、本施設内各機器の保守管理にあたっては、各機器単体の構造・機能だけでなく、本施設全体の運動性についても深く精通していることが必要である。</p> <p>左記業者は本施設整備の中心として、施設の企画、設計、製造、施工の全てに携わり、施設整備の俯瞰的な役割を担ってきた業者であり、各機器のメーカーや施工業者との連携にも優れ、本施設の保守管理における技術や情報・ノウハウが十分に蓄積されている唯一の業者である。</p> <p>よって、他の業者では、本業務の履行が不可能であることから、競争入札に適さないものと判断され、左記業者へ特定して選定することとする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2. 1. 22	地下水浄水処理システム曝気装置充填材ほか交換業務	オルガノ株式会社	1,705,000	R1. 12. 24	R1. 12. 24 ~ R2. 1. 22	<p>本市場の地下水浄水処理設備は、市場敷地内における地下水の成分に合わせて、左記業者が浄水処理方式を策定し、設備機器の製造、設置したものである。</p> <p>市場内に安全な地下水を供給するため本設備の主要機器であるろ過装置には、除鉄・除マンガンを装置のほか、目が非常に微細なUF膜ろ過ユニットを設置し、ろ過を行っている。これらの設備は左記業者の製造によるものであり、その性能の維持管理を行うためには、本設備の構造・機能に深く精通し、各設備部品の安定調達可能な左記業者による履行が必要である。</p> <p>よって、他の業者では、本業務の履行ができないことから、競争入札に適さないものと判断され、左記業者へ特定して選定することとする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2. 1. 22	管理センター非常用発電設備保守点検	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,540,000	R1. 12. 24	R1. 12. 24 ~ R2. 3. 20	<p>本業務の対象機器である非常用発電設備は、中央卸売市場管理センターに設置された停電時に非常用電源を確保し防災設備のほか、市場機能を維持するための重要な設備である。</p> <p>この点検業務を行う際、対象機器の専門知識・技術力がなければ試験調整、機能回復が出来ず専門の保守データを保有していなければ機能回復ができない。</p> <p>左記業者は、対象設備の製造元である三菱電機株式会社から保守業務を移管されている唯一の業者である。</p> <p>よって、他の業者では、本業務の履行が不可能であることから、競争入札にも適さないものと判断され、左記業者へ特定して選定することとする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2. 3. 11	市場財務会計システム年間保守等業務	株式会社ルーセントスクエア	1,320,000	R2. 3. 3	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	<p>本業務は、平成12年度に左記の企業が業務を受託して構築した中央卸売市場独自の財務会計システムの保守等を行うものであり、システムに障害・故障等が発生した場合にはシステムの開発者以外では速やかな対応が困難であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2. 3. 11	水産棟・青果棟冷凍設備保守点検	株式会社前川製作所	6,160,000	R2. 3. 3	R2. 4. 1 ~ R2. 11. 30	<p>本業務は低温売場に設置している冷凍設備の保守点検を行うものであるが、当該設備は左記業者が製造元となっている。この設備は冷媒に様々な危険性のあるアンモニアを使用しており、また、冷凍設備は製造メーカーごとに特徴があるため、当該設備に関する専門的な知識と技術を有している左記業者以外では適切な履行が困難であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2. 3. 11	中央卸売市場地下水浄水処理システム保守管理業務	オルガノ株式会社	8,250,000	R2. 3. 3	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	<p>本業務は、左記の企業が市場の地下水の成分に合わせて、浄水処理方式を策定し、製造・設置した地下水浄水処理設備の保守管理を行うものであるが、同設備の主要機器であるろ過装置には、左記の企業が製造した除鉄・除マンガンを装置のほか、目が非常に微細なUF膜ろ過ユニットが設置されている。よって、本設備の構造・機能に深く精通し、各設備部品の安定調達可能な左記の企業以外では速やかな対応が困難であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.3.11	中央卸売市場資源リサイクル施設保守管理業務	鹿島建設株式会社	26,400,000	R2.3.3	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、公募型プロポーザルにより選定された左記の企業が独自に設計した廃棄する生ごみを飼料化するための施設の保守管理を行うものであるが、生ごみの飼料化までの工程は、生ごみの前処理(破碎・圧搾)のほか、生ごみを乾燥飼料化するため、燃料となる木製廃パレットの破碎、バイオマスボイラーによる燃焼、排熱ボイラーによる高温水蒸気の獲得、獲得した水蒸気による生ごみの乾燥など各大型機器による数々の工程が運動した全体的にも事例がない先進的な方式が採用されている。よって、本施設整備の中心として施設の企画、設計、製造及び施工のすべてに携わっていることにより、各機器のメーカーや施工業者との連携に優れている、本施設の保守管理における技術や情報・ノウハウが十分に蓄積されている、施設全体の運動性について深く精通している等の経験や能力を有している左記の企業以外では速やかな対応が困難であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経)中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2.3.11	札幌市中央卸売市場一般廃棄物収集運搬業務(単価契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	18,623,000	R2.3.3	R2.4.1 ~ R3.3.31	本市競争入札参加資格者名簿における事業系一般廃棄物収集搬出許可業者が左記の企業のみであることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経)中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2.3.11	市場見学・取材対応及び関連施設等管理業務	一般社団法人札幌市中央卸売市場協会	9,530,400	R2.3.3	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は市場の見学や取材対応、展示室や調理実習室の管理等を行うものであるが、これを履行するためには市場の業務や取引状況など市場運営全般に渡る専門的な知識を有していることが必要である。左記業者は市場内事業者によって構成されている団体であるが、これまで市場運営に関する様々な業務に携わっているなど市場運営全般に渡る専門的な知識を有する唯一の団体であり、左記業者以外の業者では円滑な履行が困難であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経)中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2.3.18	札幌市中央卸売市場展示室改修業務	株式会社札幌ウチダシステム	3,080,000	R2.3.10	R2.3.10 ~ R2.3.31	本業務は、平成18年度に株式会社北海道ウチダシステムズ(現、株式会社札幌ウチダシステム)が業務を受託して製作した札幌市中央卸売市場展示施設について、現行の展示パネルの更新及び展示物の移設などを行う業務である。 当市場の展示施設は、主役である「市場そのもの」への理解や関心を得るため、水産棟及び青果棟の「見学者通路」及び「展示室、資料室」から構成されており、展示室の改修に当たっては、「見学者通路」の展示との兼ね合いや相乗効果の出る構成、内容にする必要がある。 このため、現行の展示施設を設計・施行した業者である同社は、展示施設の展示物並びに展示室の構造、設備にも精通しており、設計費用等を抑え、作業を効率的に行うことが可能である。また、展示室の不具合にも適切な対応を保障することができ、かつ、短期間に行うことのできる唯一の業者である。 したがって、本契約の相手方は当該業者に特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経)中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2.8.12	使用済み蛍光灯等処理・処分業務(単価契約)	野村興産株式会社	14,614,600	R2.2.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	使用済み蛍光灯、廃乾電池、体温計、鏡及び血圧計については、旧厚生省の諮問機関である「生活環境審議会適正処理専門委員会」の答申に基づき、公益社団法人全国都市清掃会議が、昭和61年に適正処理困難物の広域的な適正処理を図るための体制を確立し、リサイクル処理を行っており、本市も当体制により処理している。当体制において、処理・処分業務の委託先として、左記選定業者が有する野村興産(株)イトムカ鉱業所が指定されている。以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)循環型社会推進課 011-211-2928
R2.8.12	使用済み蛍光灯等運搬業務(単価契約)	日本通運株式会社	10,164,000	R2.3.4	R2.4.1 ~ R3.3.31	使用済み蛍光灯、廃乾電池、体温計、鏡及び血圧計については、旧厚生省の諮問機関である「生活環境審議会適正処理専門委員会」の答申に基づき、公益社団法人全国都市清掃会議が、昭和61年に適正処理困難物の広域的な適正処理を図るための体制を確立し、リサイクル処理を行っており、本市も当体制により処理している。当体制において、運搬業務の委託先として、左記選定業者が指定されている。以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)循環型社会推進課 011-211-2928
R2.8.12	びん・缶・ペットボトル選別業務	一般財団法人 札幌市環境事業公社	863,500,000	R2.3.4	R2.4.1 ~ R3.3.31	本市においては平成8年の容器包装リサイクル法(以下、「法」という。)の制定に伴い、その取組を進めるため、家庭系ごみの処理責任を負う札幌市と、事業系のごみの市内唯一の処理許可業者である左記選定業者のそれぞれが相互に協調することが不可欠と判断し、協定を締結した。協定においてはその運用に当たって、品種別の選別業務(本件のびん・缶・ペットボトルを含む)を、家庭系・事業系を一括して左記選定業者の責任で行うことを定めており、具体的には選別施設を建設すること等が規定されている。左記選定業者は当該協定に基づき安定的かつ良好な運営体制を構築しているところであり、今後も法の趣旨を効果的・効率的に実施するためには協定に基づく事業の実施が不可欠である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)循環型社会推進課 011-211-2928
R2.8.26	雑がみ再資源化業務(単価契約)	札幌市製紙原料事業協同組合	190,080,000	R2.3.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、本市が収集する雑がみを民間古紙選別施設で再資源化し製紙工場に販売するものであるが、以下の理由により、選別処理・販売事務を左記選定業者(以下、「札幌協」という。)に一括して委託するものである。 1 選別処理により再資源化し製紙工場に納入する雑がみは、製紙工場の要求に応える品質水準等を満たさなければならないが、各選別施設における品質の統一及び維持向上を行うことができるのは、紙種の選別ノウハウを有し、製紙工場及び各選別施設との調整が可能な札幌協のみである。 2 製紙工場への雑がみの直納権は札幌協に集約されていることから、製紙工場へ雑がみを販売できるものは札幌協のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)循環型社会推進課 011-211-2928
R2.8.26	定山溪地域「枝・葉・草」堆肥化処理等業務(単価契約)	株式会社ばんけいリサイクルセンター	33,000,000	R2.3.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	1.株式会社ばんけいリサイクルセンターは札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)登載人(廃棄物処理業) 2.本業務は「札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想」に基づき、同地域内において、「草木類(枝・葉・草)」の循環利用を行うものであり、同地域内でこの堆肥化ができる施設は、選定業者が有する「定山溪環境生活」のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)循環型社会推進課 011-211-2928
R1.6.5	ゆめ広場日常管理業務	東米里町内会	1,004,400	H31.4.10	H31.4.10 ~ R1.10.31	「ゆめ広場」は、山本処理場及び白石清掃工場が稼働する東米里地区において、本市清掃事業に対する市民理解を深めるため、地元との協議のうえ設置した施設である。 当施設について、常時対応可能な地域の町内会に委託することにより、周辺地域住民の本市清掃事業に対するより一層の理解と協力が得られるほか、効率的かつ円滑な運営が図られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部施設管理課 011-211-2922

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.7.10	清掃工場等車両受付システム及びごみ処理管理システム元号表示改修業務	富士通株式会社	2,818,800	H31.4.10	H31.4.10 ~ R1.6.30	車両受付システム及びごみ処理管理システムは、本市全体のごみを各施設にて計量し、データを一元管理しているものであり、本市が行うごみ処理業務に欠かすことができないものである。当該システムの改修業務は安定的かつ確実な履行が求められる。当該システムは、本市からの発注に基づき、開発者である契約業者が作成した処理プログラムにより構築されているものであり、その改修業務を行うにあたって、当該システムに関する各種情報や運用寛容等に精通している必要がある。当該システムを速やかに改修し、確実な稼働までを含め業務を履行できるのは開発者である選定業者である。以上の理由から、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部施設管理課 011-211-2922
R1.7.31	自走式破砕機、移動式ふるい選別機、移動式選別機保守整備業務	緑産株式会社	2,754,000	H31.4.10	H31.4.10 ~ R1.6.14	山本処理場山本北地区「枝・葉・草」資源化ヤードで使用している当該機器類は、オーストリアのKomptech(コンプテック)社製であり、当該設備には同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。そのため、点検・整備においては、設計上の詳細情報や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。契約業者は、Komptech社の日本唯一の代理店であり、国内において当該設備を整備できるのは、設計上の詳細情報や構造等を熟知している契約業者のみである。以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、契約業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部施設管理課 011-211-2922
R1.7.10	弊署清掃工場及び弊署破砕工場車両受付システム及びごみ処理管理システム保守業務	富士通株式会社	2,247,750	R1.6.26	R1.7.1 ~ R2.3.31	本市の車両受付システム及びごみ処理管理システムは、本市独自の仕様に基づき左記選定業者が開発した処理プログラムにより構築されているものであり、その保守業務を行なうに当たっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等に精通している必要がある。これらの知識・技術は、開発者のみが有しているものであり、仮に他業者が当該入替業務を行う場合、当該システムに関する知識等の習得に多大な時間を要するとともに、障害発生時における迅速な対応にも支障をきたすおそれがある。このため、当該システムの円滑な稼働を確保する保守業務ができるのは、開発者である選定業者である。以上の理由から、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部施設管理課 011-211-2922
R1.7.31	ごみ処理管理システム入替業務	富士通株式会社	4,050,000	R1.7.18	R1.7.18 ~ R1.10.31	本市のごみ処理管理システムは、本市独自の使用に基づき、開発者である契約業者が作成した処理プログラムにより構築されているものであり、その入替業務を行うに当たっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等に精通している必要がある。これらの知識・技術は開発者のみが有しているものであり、仮に他業者が当該入替業務を行う場合、当該システムに関する知識等の習得に多大な時間を要するとともに、障害発生における迅速な対応にも支障をきたすおそれがあるため、当該システムの入替業務ができるのは開発者である契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部施設管理課 011-211-2922
R1.12.25	駒園清掃工場更新事業敷地造成実施設計修正業務	株式会社東亜エンジニアリング	5,379,000	R1.10.17	R1.10.17 ~ R2.1.15	平成30年度に実施した「駒園清掃工場更新事業敷地造成実施設計」に関し、追加調査及び実施設計の修正を行うものであり、実施設計と密接に関連する付帯的な業務である。実施設計の修正に当たっては、敷地造成の趣旨及び設計経緯を熟知している必要があるが、本業務発注時点においてその条件を満たすのは実施設計の履行業者である当該業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)環境事業部施設管理課 011-211-2922
R2.4.1	山本北計量所車両受付システム入替業務	富士通株式会社	2,576,200	R1.11.27	R1.11.27 ~ R2.3.6	本市のごみ処理管理システムは、本市独自の使用に基づき、開発者である契約業者が作成した処理プログラムにより構築されているものであり、その入替業務を行うに当たっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等に精通している必要がある。これらの知識・技術は開発者のみが有しているものであり、仮に他業者が当該入替業務を行う場合、当該システムに関する知識等の習得に多大な時間を要するとともに、障害発生における迅速な対応にも支障をきたすおそれがあるため、当該システムの入替業務ができるのは開発者である契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)環境事業部施設管理課 011-211-2922
R2.4.1	清掃工場等車両受付システム及びごみ処理管理システム保守業務	富士通株式会社	15,031,500	R2.3.11	R2.4.1 ~ R3.3.31	本市の車両受付システム及びごみ処理管理システムは、本市独自の仕様に基づき、開発者である左記選定業者が作成した処理プログラムにより構築されているものであり、その保守業務を行うにあたっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等に精通している必要がある。現状、これらの知識・技術は、開発者のみが有しているものであり、本市の廃棄物処理施設をネットワークで繋ぎ一体的なシステムになるよう独自に構築したものである。仮に他業者が当該保守業務を行う場合、当該システムに関する知識等の習得に多大な時間を要するとともに、障害発生時における迅速な対応にも支障をきたすおそれがある。このため、当該システムの保守業務ができるのは、開発者である左記選定業者のみである。以上の理由から、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)環境事業部施設管理課 011-211-2922
R2.4.1	プラスチック・雑がみ選別センター施設管理業務	一般財団法人 札幌市環境事業公社	65,670,000	R2.3.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該選別等を適正かつ円滑に行うために、別途発注する「運転業務」及び「残さ運搬業務」等の受託者を総括調整して行うものであり、当選別センターの意義・役割を十分に理解し、公平・公正な立場で履行する必要がある。したがって、本業務については、本市の廃棄物行政に精通し、かつ、これを補完する立場である当該業者以外はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)環境事業部施設管理課 011-211-2922
R1.5.29	山本処理場周辺道路清掃業務	札幌市厚別区山本町内会	1,405,080	R1.5.9	R1.5.15 ~ R1.10.31	理立地である山本処理場は、本市清掃事業に欠かさない重要な施設であり、その円滑な維持運営にあたっては、周辺地域住民の本市清掃事業に対する理解と積極的な協力が不可欠である。本業務については、地域事情に精通した地域の町内会と協力が得られるほか、効率的な履行が図れる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部処理場管理事務所 011-783-5314
R1.5.29	山口処理場周辺有害鳥獣駆除業務	札幌市農業協同組合	2,516,400	R1.5.9	R1.5.10 ~ R1.9.30	当該業務は、山口処理場周辺農家の私有地内で行うものであることから、地元農家により構成される同組合でなければ、理解と協力を得ることは困難である。また、同組合は農業団体であることから、農業の状況に応じた駆除業務を実施できるほか、地元農家と密接な関係にあり、被害への対応を円滑に行うことができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部処理場管理事務所 011-783-5314
R1.10.2	処理場管理事務所等車両受付システム及びごみ処理管理システム入替業務	富士通株式会社	7,914,500	R1.9.19	R1.9.19 ~ R2.1.31	車両受付システム及びごみ処理管理システムは本市全体のごみを各施設にて計量し、データを一元的に管理しているものであり、本市が行うごみ処理業務に欠かすことができない。このため、当該システムに不具合が出た場合はごみの受入体制に支障が生じ、ごみ収集に影響を及ぼす等、市民生活に多大な影響を与えかねないことから、当該システムの入替業務は確実な履行が求められる。同システムは左記選定業者が本市のごみ処理施設をネットワークで繋ぎ一体的になるよう独自に構築したものであり、そのシステムの一構成要素である処理場管理事務所のシステムを載せ替え、確実に稼働させるためには、ネットワーク内の通信内容等、本市の車両受付システム等システム全体の仕様を熟知している必要がある。以上の条件を満たす業者は既存システムの開発者である左記選定業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)処理場管理事務所 011-783-5314
R2.4.15	上尿収集運搬業務その2	豊平公益株式会社	59,793,565	R2.3.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	令和元年度においても委託契約を締結しており、委託基準第1項第1号に適合している。また、委託基準第1項第2号の規定に適合している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環)処理場管理事務所 011-783-5314

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	上屎収集運搬業務その1	株式会社公清企業	86,595,195	R2.3.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	前年度の委託けいやくの締結者であり、履行成績は「良」であることから、来年度も安定的かつ確実に業務を遂行することが見込まれる。なお当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、実施に関しても相当な経験を有する者という基準が挙げられており、当該業者の他に、本業務と同程度の規模の契約を締結した実績等を有し、札幌市内で業務を遂行できるものはいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 処理場管理事務所 011-783-5314
R2.3.11	寒寒清掃工場4分析計保守業務	株式会社堀場テクノサービス	2,970,000	R2.2.12	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該分析計は、(株)堀場製作所製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。左記選定業者は、(株)堀場製作所の系列会社として同社製品の保守管理部門を担っており、道内において本業務を履行できるのは、設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部寒寒清掃工場 011-667-5311
R2.3.25	寒寒清掃工場塩化水素・ばいじん濃度計保守業務	札幌施設管理株式会社	2,321,000	R2.2.12	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該濃度計は京都電子工業株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。左記選定業者は、当該濃度計の製造メーカーである京都電子工業株式会社の代理店であり、道内において本業務を履行できるのは製造メーカーの技術指導及び専門指導を受けた技術員による作業が可能である左記選定業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部寒寒清掃工場 011-667-5311
R2.4.1	寒寒清掃工場塩化水素濃度計整備部品	札幌施設管理株式会社	2,228,864	R2.3.9	R2.4.1 ~ R2.5.29	寒寒清掃工場で使用している塩化水素濃度計は京都電子工業株式会社の設計・施行により製作された設備である。京都電子工業株式会社より提出された「排ガス分析計部品の販売について」には、自社製品以外を使用する場合には、安定的な運転・稼働に支障をきたす恐れがあるとともに、保守メンテナンス上保証しえない旨が記載されている。 また、該当部品が入手できるのは販売店契約を交わしている札幌施設管理株式会社のみである。 以上の理由から、本件は京都電子工業株式会社製の部品を特定することとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、相手方を札幌施設管理株式会社にて特定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部寒寒清掃工場 011-667-5311
R2.4.1	駒岡清掃工場焼却設備定期整備業務(その2)	株式会社タクマ	6,160,000	R1.12.11	R1.12.11 ~ R2.3.31	当該業務の施工箇所は、左記選定業者が現在履行中である駒岡清掃工場焼却設備定期整備業務の対象設備内であり、他の業者が施工すると仮設資材や作業が幅狭し、定期整備業務が履行期間内に完了できない恐れがある。また、左記選定業者に委託することにより、定期整備業務内において設置済の仮設資材を活用することができ、経済的である。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、上記選定業者にて特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	環) 環境事業部駒岡清掃工場 011-582-9733
R1.5.29	ごみ・灰クレーン部品	株式会社日立プラントメカニクス	1,566,000	R1.5.14	R1.5.14 ~ R1.8.16	ごみ・灰クレーンについては、(株)日立プラントメカニクスが設計・製造している。部品についても同社製品が使用されており、他社製品を使用した場合は予期せぬ故障発生等により、工場の運転に支障をきたす可能性がある。 本部品はごみ・灰クレーンの巻上駆動装置に使用するものであり、メーカー独自の仕様となっているため、ほかに適合する汎用品はない。また、設計図面等の部品の詳細資料はメーカーが有しており、外部に公開されていないため、設計図の提供を受けて、本市で一般的な仕様を作成し、製造請負による発注を行うことは困難である。 なお、本部品は(株)日立プラントメカニクスの専売品である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R1.5.29	白石清掃工場灰処理設備整備用部品	株式会社タクマテクノス北海道	1,252,800	R1.5.15	R1.5.15 ~ R1.8.16	白石清掃工場灰処理設備は札幌市の性能発注により製造された設備であり、当該設備に使用される本件調達部品は、プラントメーカーが独自のノウハウに基づき製造したものであるため、そもそも汎用品が存在せず、仮に他社が製造した部品を用いて不具合等が生じた場合においてはプラントメーカーの保証対象外となること等から、清掃工場の運営、ひいては市民生活に大きな支障をきたす恐れがある。 上記の理由から、当該部品にて特定するものであるが、北海道内における当該物品の販売については、選定業者のみが行っており、他の入手経路は存在しない。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R1.7.3	白石清掃工場吸収冷凍機点検整備業務	川重冷熱工業株式会社	1,026,000	R1.6.19	R1.6.19 ~ R1.11.29	当該吸収冷凍機は川重冷熱工業株式会社製であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その点検、整備、調整等に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、選定業者でなければ業務の履行は困難である。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R1.7.10	白石清掃工場ガスタービン設備整備業務	敷島機器株式会社	6,102,000	R1.7.3	R1.7.3 ~ R1.10.18	当該設備は高速度で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施に当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められる。 選定業者は、製造メーカーである三菱重工業(株)製自家発電設備の代理店であり、北海道内において当該業務を履行できるのは、メーカーの技術指導、専門指導を受けた技術員による作業が可能である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R1.10.16	白石清掃工場蒸気タービン設備整備業務	JFEエンジニアリング株式会社	6,156,000	R1.7.3	R1.7.3 ~ R1.10.18	当該設備は、高速度で回転する精密機器であり、その性質上、点検整備の実施に当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められる。 選定業者は製造メーカーであり、当該業務を履行できるのは選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R1.9.25	白石清掃工場3号炉バグフィルタ修繕	協立設備株式会社	1,296,000	R1.9.2	R1.9.2 ~ R1.9.20	当該業者は、当該機器の点検整備を行った実績があるため、故障が発生したバグフィルタを熟知し、早急に修繕対応可能な者が他にいないため、また、現在進行中の「白石清掃工場1・2号焼却設備定期整備業務」の委託しており、現場事務所、作業用保護具等が共用可能となり、経費を節減できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.10.9	緑路破砕工場車両受付システム入替業務	富士通株式会社	6,517,500	R1.9.25	R1.9.25 ~ R2.1.3	車両受付システム及びごみ処理管理システムは本市全体のごみを各施設にて計量し、データを一元的に管理しているものであり、本市が行うごみ処理業務に欠かすことができない。このため、当該システムに不具合が出た場合はごみの受入体制に支障が生じ、ひいてはごみ収集に影響を及ぼす等、市民生活に多大な影響を与えかねないことから、当該システムの入替業務は確実な履行が求められる。 車両受付システムは本市からの発注に基づき、選定業者が本市のごみ処理施設をネットワークで繋ぎ一体的になるよう独自に構築したものであり、そのシステムの一構成要素である緑路破砕工場のシステムを載せ替え、確実に稼働させるためには、ネットワーク内での通信内容等、本市の車両受付システムの仕様を熟知している必要があるが、以上の条件を満たす者は既存システムの開発者である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R1.11.27	ごみ資源化工場車両受付システム入替業務	富士通株式会社	7,788,000	R1.11.20	R1.11.20 ~ R2.3.20	車両受付システム及びごみ処理管理システムは本市全体のごみを各施設にて計量し、データを一元的に管理しているものであり、本市が行うごみ処理業務に欠かすことができない。このため、当該システムに不具合が出た場合はごみの受入体制に支障が生じ、ひいてはごみ収集に影響を及ぼす等、市民生活に多大な影響を与えかねないことから、当該システムの入替業務は確実な履行が求められる。 車両受付システムは本市からの発注に基づき、選定業者が本市のごみ処理施設をネットワークで繋ぎ一体的になるよう独自に構築したものであり、そのシステムの一構成要素であるごみ資源化工場のシステムを載せ替え、確実に稼働させるためには、ネットワーク内での通信内容等、本市の車両受付システムの仕様を熟知している必要があるが、以上の条件を満たす者は既存システムの開発者である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R2.2.12	白石清掃工場排ガス4分析計保守業務	株式会社島津アクセス	4,790,852	R2.2.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該分析計は(株)島津製作所製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。 選定業者は、当該分析計の製造メーカーである(株)島津製作所の代理店であり、道内において本業務を履行できるのは、製造メーカーの技術指導及び専門指導を受けた技術員による作業が可能である選定業者のみである。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R2.2.19	白石清掃工場塩化水素・ばいじん濃度計保守業務	札幌施設管理株式会社	3,982,000	R2.2.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該濃度計は、京都電子工業(株)製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。 選定業者は、当該濃度計の製造メーカーである京都電子工業(株)の代理店であり、道内において本業務を履行できるのは、製造メーカーの技術指導及び専門指導を受けた技術員による作業が可能である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R2.3.11	白石清掃工場計装システム保守業務	アズビル株式会社	34,320,000	R2.2.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該システムは、アズビル株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。 選定業者は、アズビル株式会社の系列会社として同社製品の保守管理部門を担っており、当該業務を履行できるのは、システム設計上の詳細情報や構造等を熟知している選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R2.3.25	ごみ資源化工場ほか施設管理業務	一般財団法人 札幌市環境事業公社	82,060,000	R2.3.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、ごみ資源化工場及び緑路破砕工場を円滑かつ適正に管理するため、別途発注するごみ資源化工場の「施設運転業務」及び「固形燃料運搬業務」、緑路破砕工場の「施設運転業務」、「可燃物等運搬業務」、「付帯施設運転業務」及び「計量及び徴収業務」の受託者を総括調整して行うものであり、当該施設の意義・役割を十分に理解し、公平・公正な立場で履行する必要がある。したがって、本業務については、本市の廃棄物行政に精通し、かつ、これを補充する立場である選定業者を受託者とする必要がある。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R2.2.12	令和元年度被災家屋等の石綿含有に係る定量分析業務(平成30年度決定通知分)(単備契約)	株式会社環境リサーチ	1,108,728	R1.6.12	R1.6.12 ~ R1.9.30	本業務は、平成30年度に契約した「被災家屋等の石綿含有に係る定性分析業務」により石綿含有と判定された試料の定量分析を行うものである。定量分析の実施においては、「アスベスト分析マニュアル(1.20版)」(平成30年3月厚生労働省)等にあるとおり、試料調整に係る前過程として定性分析から行う必要があるが、当該業務の受託業者である左記業者が受託した場合、前過程である定性分析が不要となる。以上より、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあると認められるため、上記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環 環境部 環境対策課 011-211-2882
R1.5.8	平成31年度ゾウ専門家技術指導業務	エレファント・トーク	3,639,600	H31.4.10	H31.4.10 ~ R1.5.31	業務内容は、ゾウの亜種飼育を実施するため、職員に対しトレーニング理論の講習、飼育方法の指導及び職員との安全管理について指導を行うものであり、業務の履行には、1 専門知識に基づいた調査能力、分析能力及び動物に対する経験に基づく判断能力を有すること。2 ゾウの飼育管理について、豊富な経験を有すること。3 ゾウについて国内外の施設とのつながり、情報を持っていること。4海外のゾウ専門家とのつながりを有しており、技術指導を行う専門家の選定及び手配を行えることが必要となる。選定事業者であるエレファント・トークは、登録外業者ではあるが、過去にも発注実績があり、先の要件を満たす業者は当該業者以外にはない。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、左記業者に特命いただいた。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局円山動物園経営管理課 011-621-1426
R1.5.29	札幌市円山動物園シャトルバス運行業務	札幌はんけい株式会社	7,182,000	H31.4.26	H31.4.27 ~ R1.5.14	円山動物園では、ゴールデンウィーク期間中、当園周辺で交通規制を行うなどの対策をとっているが、例年、駐車待ちの車列が主な原因となる大規模な交通渋滞が発生しており、円山公園駐車場以外の駐車場の確保が必須である。必要な駐車台数及び利用者の利便性を勘案すると、さっぽろばいんスキーマの駐車場が最適であり、同駐車場を管理する札幌はんけい株式会社からも利用については了承を得ているが、駐車場からのシャトルバスの運行に当たっては、安全かつ円滑な運行のため、同社バスの利用を前提とする旨の通知があった。このため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、札幌はんけい株式会社へ随意契約(特定)することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局円山動物園経営管理課 011-621-1426

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.7.10	令和元年度ゾウ専門家技術指導業務	エレファント・トーク	2,808,000	R1.6.21	R1.6.21 ~ R1.7.31	業務内容は、ゾウの準間接飼育を実施するため、職員に対しトレーニング理論の講習、飼育方法の指導及び職員の安全管理について指導を行うものであり、業務の履行には、1 専門知識に基づいた調査能力、分析能力及び動物に対する経験に基づく判断能力を有すること。2ゾウの飼育管理について、豊富な経験を有すること。3ゾウについて国内外の施設とのつながり、情報を持っていること。4海外のゾウ専門家とのつながりを有しており、技術指導を行う専門家の選定及び手配を行えることが必要となる。選定事業者であるエレファント・トークは、登録外業者ではあるが、過去にも発注実績があり、先の要件を満たす業者は当該業者以外にはない。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、特命とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環境局円山動物園経営管理課 011-621-1426
R1.10.23	令和元年度第3回ゾウ専門家技術指導業務	エレファント・トーク	2,365,000	R1.9.26	R1.9.26 ~ R1.10.31	業務内容は、ゾウの準間接飼育を実施するため、職員に対しトレーニング理論の講習、飼育方法の指導及び職員の安全管理について指導を行うものであり、業務の履行には、1専門知識に基づいた調査能力、分析能力及び動物に対する経験に基づく判断能力を有すること。2ゾウの飼育管理について、豊富な経験を有すること。3ゾウについて国内外の施設とのつながり、情報を持っていること。4海外のゾウ専門家とのつながりを有しており、技術指導を行う専門家の選定及び手配を行えることが必要となる。選定事業者であるエレファント・トークは、登録外業者ではあるが、過去にも発注実績があり、先の要件を満たす業者は当該業者以外にはない。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-321-1426
R2.1.29	令和元年度第4回ゾウ専門家技術指導業務	エレファント・トーク	2,200,000	R2.1.17	R2.1.17 ~ R2.2.15	業務内容は、ゾウの準間接飼育を実施するため、職員に対しトレーニング理論の講習、飼育方法の指導及び職員の安全管理について指導を行うものであり、業務の履行には、1専門知識に基づいた調査能力、分析能力及び動物に対する経験に基づく判断能力を有すること。2ゾウの飼育管理について、豊富な経験を有すること。3ゾウについて国内外の施設とのつながり、情報を持っていること。4海外のゾウ専門家とのつながりを有しており、技術指導を行う専門家の選定及び手配を行えることが必要となる。選定事業者であるエレファント・トークは、登録外業者ではあるが、過去にも発注実績があり、先の要件を満たす業者は当該業者以外にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-621-1426
R2.4.1	円山動物園SapporoCityWi-Fi変更業務	東日本電信電話株式会社	1,375,000	R2.3.9	R2.3.10 ~ R2.3.31	業務内容は、園内の共通の公衆無線LANについてWi-Fiアクセスポイントの撤去、移設、新規設定を実施するものであり、経) 観光・MICE推進課において平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された東日本電信電話株式会社が専用システムを構築して提供している。このため、本システムを運用し、当該業務を履行できるのは選定事業者以外にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-621-1426
R2.4.1	円山動物園廃棄物等搬出業務(一般廃棄物)(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	6,110,500	R2.3.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市では、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備する事を目的に、収集運搬体制を一元化しており、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は、一般財団法人札幌市環境事業公社1社のみである。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、左記業者に特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-621-1426
R2.4.1	円山動物園飼育展示課業務システム保守業務	大丸株式会社	1,098,680	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	「円山動物園飼育展示課業務システム」は、個体の管理を行うシステムであり、本選定事業者が専用システムを構築したものである。このため、当該システムを運用及び保守することができるのは選定事業者のみであり、選定事業者以外の者では、継続的かつ安定的なシステム運用に支障をきたすおそれがある。以上により、本業務を適切に遂行できる者は、大丸株式会社に特定されるため、特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-621-1426
R2.4.8	円山動物園SapporoCityWi-Fi運用・保守業務	東日本電信電話株式会社	2,283,600	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	市内の主要観光エリアで提供しているSapporo City Wi-Fiは、経) 観光・MICE推進課において平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された本選定事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができるのは同事業者のみである。当園においても平成28年2月1日からSapporo City Wi-Fiの運用を開始しており、同Wi-Fi環境の整備・運用業務について、同事業者に委託している。また、前述のとおり、同事業者が専用システムを構築したものであることから、同事業者以外の者では、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。以上により、本業務を適切に遂行できる者は、東日本電信電話株式会社に特定されるため、特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-621-1426
R2.4.8	道路情報システム保守業務	富士通株式会社	3,146,396	R2.3.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	上記の者は、道路情報システムの設計及びプログラム作成を行ってきた業者である。また、道路情報システムは、富士通特有OSであるASP (Advances System Products) を搭載したオフィスコンピュータをメインサーバとして稼働しており、左記業者はシステムの細部にわたり精通しているのみでなく、プログラム変更等オフィスコンピュータを操作できる唯一の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部総務課 011-211-2444
R2.4.8	総合道路管理システム保守業務	札幌総合情報センター株式会社	29,810,000	R2.3.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	左記の者は、C/S版総合道路管理システム(平成14年度より運用)、Web版総合道路管理システム(平成19年度より運用)及び道路維持管理システム(平成26年度より運用)の開発を行った業者であり、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、システムにおける問い合わせ対応、障害対応等本業務の履行が唯一可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部総務課 011-211-2444
R2.4.30	令和2年度道路台帳図システム保守及びデータ検査変換業務	札幌総合情報センター株式会社	11,330,000	R2.3.23	R2.4.1 ~ R3.3.31	本役務は、札幌市の道路台帳をWeb版総合道路管理システム及び道路台帳図閲覧システムで運用するための保守作業を実施するとともに、両システムに取り込むために必要となるデータの論理検査及び変換業務を委託するものである。札幌総合情報センター(株)は、Web版総合道路管理システム(平成19年度より運用)及び市民向け道路台帳図閲覧システム(平成27年度より運用)の開発を行った事業者であり、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、同システムにおける問い合わせ対応、障害対応等本業務の履行が唯一可能であることから、同社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部道路認定課 011-211-2457
R1.6.5	不動産鑑定評価業務(苗穂駅周辺地区整備事業)	渡邊都市鑑定 株式会社	1,500,120	H31.4.26	H31.4.26 ~ R1.5.24	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないこと。また、当該事業の当初から上記のものに鑑定評価を依頼しており、現況や価格の変動に精通していることから、迅速かつ正確な鑑定評価が見込まれるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号に該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局総務部用地管理課 011-211-2552

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1. 6. 19	不動産鑑定評価業務(市道北2条線(東4丁目線交差部))	一般財団法人 日本不動産研究所 北海道支社	1,051,920	R1. 5. 9	R1. 5. 9 ~ R1. 6. 14	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないこと。 また、当該事業の当初から上記のものに鑑定評価を依頼しており、現況や価格の変動に精通していることから、迅速かつ正確な鑑定評価が見込まれるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号に該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局総務部用地管理課 011-211-2552
R1. 7. 31	不動産鑑定評価業務(3・3・31号南1条通(第2工区))	株式会社 北海道アドバイザーズ・ファーム	4,352,400	R1. 6. 11	R1. 6. 11 ~ R1. 7. 19	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないこと。 また、当該事業の当初から上記のものに鑑定評価を依頼しており、現況や価格の変動に精通していることから、迅速かつ正確な鑑定評価が見込まれるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号に該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局総務部用地管理課 011-211-2552
R1. 7. 31	不動産鑑定評価業務(3・3・7号西7丁目通(第2工区))	株式会社 北二条不動産鑑定	1,182,600	R1. 7. 8	R1. 7. 8 ~ R1. 7. 31	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないこと。 また、当該事業の当初から上記のものに鑑定評価を依頼しており、現況や価格の変動に精通していることから、迅速かつ正確な鑑定評価が見込まれるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号に該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局総務部用地管理課 011-211-2552
R1. 10. 16	残地補償の運用方針に関する調査検討業務	一般財団法人 日本不動産研究所	2,618,000	R1. 9. 11	R1. 9. 11 ~ R2. 1. 31	本件役務は、公共用地の取得に伴い生じる残地の標準的な土地利用が著しく困難又は不可能な規模小地となる場合における、残地補償の算定に用いる補正率の適切な運用を確保するため、令和2年度事業の実施に向けた補正率の適否判断に先立ち、関係する諸要因の調査と当該運用に係る見直し案の検討を行うものである。 役務の実施に当たっては、公共用地の取得に関する土地の評価、不動産鑑定、統計的手法等について精通し、現行の補正率の検証と見直し案の検討を実施できる技術が求められる。 また、他都市と本市の残地補償について均衡を図るため、本市以外の政令指定都市における残地補償等の情報を収集できること、並びに本市全域における各土地の価格バランス及び個別具体的な価格形成要因に精通していることが必要である。 さらに、補償額算定基準の継続性、連続性を確保するため、現行の補正率の策定基礎として平成8年度に北海道用土地利用連絡協議会事務局(北海道開発局)が当該事業者へ委託した「残地補償算定要領(超過小宅地)を策定するための調査(以下「前回調査」という。)」の調査成果との整合性を図りつつ当該成果を改変することから、前回調査の成果品又はオリジナルデータを保有し、かつ著作権者人格権を行使されない者でなければならない。 以上から、本件役務の調達は競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、当該事業者と随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部用地管理課 011-211-2552
H31. 4. 24	防災・安全交付金事業 西2丁目線動態観測業務	株式会社エーティック	2,667,600	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	駐輪場工事は、平成27年12月の契約発注後、仮設工事を中心に施工を進めているところであるが、地下鉄構造物や周辺構造物への影響の有無を確認するべく、左記業者が平成29年度に受託した業務において、計測機器の設置と、独自に開発した計測システムによって、24時間の計測監視をしてきたところである。 本業務は、平成31年度も引き続き、地下鉄構造物や周辺構造物への工事による影響の計測監視を行う業務であり、影響の有無について、未計測期間を発生させること無く円滑に確認していくためには、独自に開発した計測システムを構築した左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局土木部業務課 011-211-2612
H31. 4. 17	防災・安全交付金事業西2丁目線地下自転車等駐車場整備工事等監督支援業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	1,404,000	H31. 4. 8	H31. 4. 8 ~ R2. 3. 31	駐輪場工事の監督支援を行うことにより的確な工事施工を確保するためには、施工管理において実施設計における設計内容・意図を適切かつ確実に施工業者へ伝達し、現場状況に応じた詳細箇所の調整等を施工業者を行う必要がある。 左記業者は、駐輪場工事に関わる実施設計を受注し、工事内容に精通していることから、円滑かつ適切な監督支援の履行を行う上で、もっとも適している。 【支援対象工事】 ・西2丁目線(南1条線～南2・3条中通線間)地下自転車等駐車場整備工事 ・地下自転車等駐車場換気躯体新設工事 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建設局土木部業務課 011-211-2612
R1. 6. 5	公共土木積算システム保守運用業務その1	株式会社コンピュータ・システム研究所	1,683,504	H31. 4. 22	H31. 4. 22 ~ R2. 3. 27	「公共土木積算システムARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されている。また、上記システムは、左記業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局土木部業務課 011-211-2612
R1. 6. 19	(仮称)札幌市建設産業活性化プランの作成及び検討委員会等運営補助業務	一般社団法人 北海道開発技術センター	8,208,000	R1. 5. 9	R1. 5. 9 ~ R2. 3. 31	本業務は、平成32年春に策定予定の「(仮称)札幌市建設産業活性化プラン」を作成する業務であるが、昨年度、「(仮称)札幌市建設産業活性化プラン」の策定に係る検討及び意見交換会運営補助業務」を発注する際には、専門性の高い内容であるとともに、意見交換の結果等を踏まえ、背景・課題等を的確に捉えて短期間で取組を集約・整理する能力を測定する必要があることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)により実施したところである。 その結果、2者から提案があり、プラン全体の構成をわかりやすくまとめる能力やプランを作成する上での提案能力において、一般社団法人北海道開発技術センターが最も優れていると判断されたことから、昨年度業務を当該業者に委託している。 また、当該業者は、本プランと密接に関連し、連携して進めていく必要がある「札幌市冬のみちづくりプラン2018」(平成30年12月策定)に係る業務を受託している。 本業務は、昨年度のプランの検討状況や意見交換会での意見・要望等を反映し、平成32年春の策定に向けてスピード感をもって進める必要がある。昨年度業務や「札幌市冬のみちづくりプラン2018」と密接に関連していることから、それらの業務で蓄積したノウハウのほか、検討内容を熟知している左記業者が唯一履行可能な業者である。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局土木部業務課 011-211-2612

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.6.19	札幌市清田区里塚地区ほか市街地復旧支援業務	株式会社復建技術コンサルタント	108,000,000	R1.5.10	R1.5.10 ~ R2.3.29	<p>本業務は、里塚地区における工事支援ならびに当該地区と類似した他地区の復興計画の策定支援を行う業務である。</p> <p>先ず、里塚地区工事支援については、今年の6月から施工される地盤改良工事の施工工程毎に三次元浸透流解析を伴う施工管理が必要となるが、当該解析は極めて高度な技術力と実績が求められる。また、地盤改良工事の詳細設計付工事としたことにより、受注者が行う詳細設計の内容が改良効果の精度や設計変更額に大きく反映されることとなり、この内容を専門的視点から第3者の立場で公平に照査する必要がある。そのため、工事工程に併せてこれらの業務を円滑かつ迅速に実施するためには、昨年度に行った里塚地区での対策工を検討してきたプロセスや知見が不可欠となる。</p> <p>また、里塚地区同様、液状化対策や滑动崩落対策などが考えられる美しが丘地区や里塚圏内地区等の復興計画策定支援においても、幅広い専門的知識や国の対策事業の制度に精通していることに加えて、ベンチマークとなる里塚地区との比較検討を円滑かつ適切に実施しながら各地区における対策工の検討を進めていく必要がある。</p> <p>以上のことから、東日本大震災(仙台市、千葉市)や熊本地震(益城町)などで対策工を検討した実績を有し、昨年度の緊急調達(役務)「清田区里塚地区 市街地復旧計画策定業務」を受注した左記業者に特定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建設局土木部業務課 011-211-2612
R1.8.7	北23条中通線事業損失防止調査	日本データサービス株式会社	3,834,000	R1.7.1	R1.7.1 ~ R1.10.31	<p>業務は、北23条中通線歩道バリアフリー工事とともない、沿道への振動及び家屋の状況を確認し、事業損失の影響を評価する業務である。</p> <p>業務対象となる家屋については、西5丁目線の電線共同溝工事と北23条中通線が交差する角地に位置している。</p> <p>左記業者は、昨年に行っている西5丁目線の電線共同溝工事の事業損失調査を履行中である。当該工事においても、沿道地権者との調整等の結果から、同様の調査が必要となった。</p> <p>本業務は、北23条中通線歩道バリアフリー工事の工程上、先行している西5丁目線の事業損失の事前調査と事後調査の間に調査を行う事となる。このため、沿道地権者との確認や調整など密接に行う必要があるため、他の業者が受注した場合、入れ替わりに確認などを行うこととなると、地権者への混乱を招く恐れがある。また、限られた時間の中で、西5丁目線の調査とも進捗などの整合を図っていく必要があることから、一貫した業務履行の必要性が求められる。</p> <p>以上のことから、契約の性質が競争入札に適さないため、上記選定業者を契約の相手方として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612
R1.11.13	3・3・83山本通予備修正検討業務	北武コンサルタント株式会社	4,510,000	R1.9.10	R1.9.10 ~ R2.3.6	<p>当初、平成24年度に実施した「3・3・83山本通予備検討業務」では、山本跨線橋の設計条件について、周辺道路構造条件等を勘案し、既設橋の道路縦断線形は変更せず、新橋については既設橋と同一の道路縦断線形を設計条件とし、北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という。)と協議のうえ検討を進めていた。</p> <p>しかしながら、平成28年度に実施した「防災・安全交付金事業 3・3・83山本通山本跨線橋橋梁実施設計」において、再度 JR北海道と協議を重ねた結果、維持管理面からも、JR跨線部の桁下高さの確保が必要となり、当初計画の道路縦断線形を一部変更し、山本跨線橋の新橋の設計を実施している。</p> <p>山本跨線橋の既設橋についても、維持管理面等から新橋と同一道路縦断線形への変更が必要であることから、平成24年度に実施した山本跨線橋の既設橋の予備検討内容を一部修正する必要があるが生じた。</p> <p>この業務を行うにあたって、予備検討業務及び新橋の実施設計の受託者は、現地状況及び設計内容を熟知しており、委託費削減及び検討期間の短縮を図ることができることから、当該業者を特定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612
R1.11.13	新琴似11条橋復旧検討業務	株式会社アイネス	5,038,000	R1.9.26	R1.9.26 ~ R2.3.23	<p>令和元年発注の防災・安全交付金事業屯田橋ほか1橋補修工事において、新琴似11条橋の現地調査を行ったところ、主桁(車道部)の損傷が著しく、安全性が確保できていないことが判明したことから、現在、車両通行止めを行っている。</p> <p>地域住民への影響を考慮し、早期の供用再開に向け、迅速な対応が求められており、一刻も早く新琴似11条橋の損傷状況を把握し、復旧に向けた詳細調査・検討を行う必要がある。</p> <p>については、平成27年度に新琴似11条橋ほか2橋補修実施設計を受託し、現地状況及び設計内容を熟知している左記業者が業務の検討をすることで、検討期間の短縮、経費の節減を図れることから、当該業者を契約の相手方として選定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612
R1.11.13	西2丁目線地下自転車等駐車場路面管理業務	岩田地崎建設株式会社	22,880,000	R1.10.31	R1.10.31 ~ R2.3.31	<p>本工事区間については、地元商店街設置の歩道ロードヒーティングが、駐輪場工事に伴い使用出来なくなっていることから、代替の仮設ロードヒーティングマットを設置するところである。</p> <p>しかし、地元商店街から精度の高い路面管理を求められており、仮設ロードヒーティングマット端部など、臨場の人力除雪が必要であること、また、3月下旬のマット撤去は、現場の天候状況に応じてタイミングよく行う必要があることから、下記の理由により、駐輪場工事を受注している特定共同企業体の代表者である当該業者を指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路面管理は、積雪状況や商店街の要求に応じて対応する必要があるが、当該業者は、駐輪場工事を受注しており、現地状況に精通していることから、迅速に対応することができる。 ・当該業者は、夜間施工で工事を行っているが、現場管理は昼夜を問わず行っているため、終日臨機に対応することができる。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612
R1.12.4	四ツ峰トンネル補修	株式会社シビテック	2,035,000	R1.11.21	R1.11.21 ~ R2.1.31	<p>現在施行中の道道小樽定山線四ツ峰トンネルほか1トンネル補修工事について、「三者検討会に関する平成18年度からの本実施」(平成18年5月9日方針決定)に基づき、平成29年度に同工事の実施設計を受託した左記業者が、三者検討会を実施しながら、今年度発注の施工条件等検討業務を進めている。</p> <p>内巻補強工の施工において、トンネル断面の詳細計測を行った結果、施工管理上必要となる寸法に余裕が無く、問題があることが判明した。三者検討会による検討及び関係機関との協議を行った結果、既設道路の横断・平面形状の変更が必要となり、このことについて詳細検討が必要となった。</p> <p>また、内巻補強工の製品製作を行うにあたって、工事期間が限られていることから、早急な対応が必要である。</p> <p>以上のことから、実施設計及び今年度実施している施工条件等検討業務も受託している左記業者を契約の相手方として選定し、検討期間の短縮を図ることとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 2. 19	支笏火山灰で行う表面波探査試験の適用性についての研究	国立大学法人北見工業大学	3, 223, 000	R1. 12. 13	R1. 12. 13 ~ R2. 3. 25	平成30年北海道胆振東部地震により被災した地区の原因究明及び対策の検討を行うためには、当該地区造成盛土の主たる部分を構成する支笏火山灰の調査方法について学術的に未解明な要素があり、既往の知見を基本としながらも、土の特性を踏まえた上での高度な判断が必要となる。 研究担当者の代表として予定している北見工業大学地球環境工学科の川尻峻三准教授は降雨・地震・融雪水の影響を受けた土構造物の変状・崩壊メカニズムの解明に関する研究を数多く行っており、加えて、今年度より北見工業大学に創設された地域と歩む防災研究センターのセンター長として各被災地の調査に携わり公共施設管理者へ技術的なアドバイスを等を行っていることから、当該研究の実施にあたっては、同准教授の知識と経験が必要であると判断される。 従って、当該研究は地方自治法施行令第167条の2第1項(契約の目的を達成させるために、技術やノウハウ等の優れた者と契約がすることが必要不可欠であるもの)に該当するため随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2. 2. 19	盛土材として使用されている支笏火山灰の液化特性や盛土内に設置されている暗渠管の影響などについての研究	国立大学法人北海道大学	4, 224, 000	R1. 12. 13	R1. 12. 13 ~ R2. 3. 25	平成30年北海道胆振東部地震により被災した地区の原因究明及び対策の検討を行うためには、当該地区造成盛土の主たる部分を構成する支笏火山灰の液化特性や各種試験方法について学術的に未解明な要素があり、既往の知見を基本としながらも、土の特性を踏まえた上での高度な判断が必要となる。 研究担当者の代表として予定している北海道大学大学院工学研究院の渡部要一教授は地盤環境、長期圧密、軟弱粘土、地盤調査などを専門として多くの研究を行うと共に、北海道胆振東部地震被害において、地盤工学会に設置された「平成30年北海道胆振東部地震による地盤災害調査団」の副団長や清田区里塚地区復旧に係る技術的アドバイザーを務めるなど、被災状況に係る十分な知見を有していることから、当該研究の実施にあたっては、同教授の知識と経験が必要であると判断される。 従って、当該研究は地方自治法施行令第167条の2第1項(契約の目的を達成させるために、技術やノウハウ等の優れた者と契約がすることが必要不可欠であるもの)に該当するため随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2. 2. 19	既存の地盤補強材を活用した不等沈下対策についての研究	国立大学法人北見工業大学	4, 840, 000	R1. 12. 20	R1. 12. 20 ~ R2. 3. 25	平成30年北海道胆振東部地震により切盛境界部で不等沈下による被害が発生した美しが丘地区や月寒東地区の対策工の選定については、既存の変状抑制対策を基本としながらも、地下水への影響や土質・材料の特性も踏まえた先例の無い検討となり、高度な技術的判断が必要となる。 研究担当者の代表として予定している北見工業大学地球環境工学科の川口貴之准教授は降雨・地震・融雪水の影響を受けた土構造物の変状・崩壊メカニズムの解明や既往の地盤補強材を活用した土構造物安定工の開発・実験・評価に関する研究を数多く行っている。 加えて、発災直後に地盤工学会北海道支部の「地盤災害緊急調査団」として各被災地を調査し、被災状況を把握されていること、昨年度実施した、里塚地区の市街地復旧対策の検討に技術的アドバイザーである山下教授とともに多くの助言をいただいていることから、当該研究の実施にあたっては、同准教授の知識と経験が必要であると判断される。 従って、当該研究は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(契約の目的を達成させるために、技術やノウハウ等の優れた者と契約がすることが必要不可欠であるもの)に該当するため随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2. 4. 30	四ツ峰トンネルプレキャスト覆工版保管業務(その2)	株式会社I H I 建材工業	1, 617, 000	R2. 3. 31	R2. 4. 1 ~ R2. 11. 30	平成31年度にトンネル補修工事で製作したプレキャスト覆工版について、製作した左記業者が令和2年3月31日を履行期間とした保管業務を履行中である。 プレキャスト覆工版は令和2年度のトンネル補修工事において設置予定であるが、当該路線が冬期間夜間通行止めになる時期まで設置することが出来ないことから、引き続き保管が必要である。 他の業務で保管することになった場合、施設間の移動に輸送費が発生することや、製品の移動による破損のリスクもあることから、引き続き同業者が保管することにより、業務の円滑な実施を確保する上で、最も有利と認められる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
H31. 4. 24	量置駅自由通路整備業務(月額契約)	株式会社ベルックス	1, 088, 640	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R1. 9. 30	当該業務は、「地方自治法施行令第167条の17」および「札幌市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第39号)」により、長期継続契約による履行を実施してきたところである。 札幌管第1551号(平成26年9月26日通知)より、更新時期を迎える長期継続契約について、契約期間中の価格変動リスクの軽減や、年度末に集中する契約事務の分散化を図るため、原則として履行終期を9月末として10月から長期継続契約を開始することとしている。そのため、長期継続契約による既発注業務で3月末に終わるものについては、現在の受注業者との協議が整えば、10月初めより新たな長期継続契約を締結するため、それまでの半年間、随意契約で業務を履行することも可能とされていることから、左記業者と半年間の延長契約を結ぶものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局土木部道路維持課 011-211-2632
R1. 7. 10	橋梁長寿命化修繕計画更新及び橋梁管理システム改修業務	株式会社建設技術研究所	22, 010, 400	R1. 7. 5	R1. 7. 5 ~ R2. 2. 21	橋梁長寿命化修繕計画(以下、「計画」という。)は、左記業者が開発した札幌市版の橋梁マネジメントシステム(以下、「BMS」という。)を活用し、劣化予測、健全度評価、優先順位付け、工法の選定、予算規模、コスト削減効果の算出を行い策定したものである。今回の計画更新作業では、最新の点検結果や修繕工事の実績等に基づき、上記一連の作業を行うことになるが、これについてはBMSの改修が一連の作業として不可欠であることから、当該システムを熟知していることが必須条件となる。左記業者はBMSを開発し、システムを細部まで精通しており、本業務を唯一遂行することが可能業者である。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局土木部道路維持課 011-211-2632
R1. 10. 30	路面性状データ更新業務	ニチレキ株式会社	7, 370, 000	R1. 10. 21	R1. 10. 21 ~ R2. 3. 19	本業務は現在運用している「路面性状地図システム」について、今年度実施している路面性状調査結果や補修工事履歴を含む路線に関する各種データの更新等を行うものである。更新にあたっては、本システムを開発し、細部にわたり精通している左記業者が、唯一履行可能な業者である。したがって、上記選定事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 3. 18	駅前広場・自由通路清掃業務	特定非営利活動法人障害者自立支援団体麦の会	7, 370, 000	R2. 3. 2	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、左記事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 3. 18	特別地域清掃業務(南地区)	特定非営利活動法人障害者自立支援団体麦の会	14, 520, 000	R2. 3. 2	R2. 3. 19 ~ R2. 11. 30	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、左記事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 3. 18	特別地域清掃業務(北地区)	社会福祉法人 草の実会	3, 674, 000	R2. 3. 6	R2. 3. 19 ~ R2. 11. 30	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、左記事業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 3. 25	札幌市街路灯電灯料金等補助金交付申請書の受付等に関する業務	札幌市街路灯組合連合会	6,600,000	R2. 3. 10	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	補助金の申請は、1ヵ月間に約700団体からの申請が集中するため、短期間に膨大な事務を迅速かつ適正に処理する必要がある。したがって、本業務の実施に当たっては、業務に精通しているとともに、各申請団体および北海道電力(株)等との密接な連携が必要となる。 以上のことを踏まえ、下記に掲げる理由により、その性質が競争入札に適さないため、同連合会に特命することとした。 (1) 同連合会は、補助申請を行う町内会・街路灯組合の連合体であり、各団体の街路灯設置位置情報など本申請の受付に必要な情報を管理しているが、このような団体及び業者はほかに存在しない。 (2) 同連合会は、街路灯の普及育成を行うことにより、住民の保安と福祉の増進を図ることを目的に設立された非営利団体であり、団体の日常的な業務として、町内会等における街路灯の設置維持管理に関する支援を行っており、本業務を熟知している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 3. 25	札幌市アスファルト発生材再生処理管理業務(その2)(単備契約)	世紀東急工業株式会社	355,652,000	R2. 3. 10	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は、道路工事等から発生するアスファルト発生材を集積保管し、それを原材料として100%再生合材と再生骨材I型を生産する業務である。 上記業務を遂行するには、100%再生プラントを所有し本市の要請に基づき迅速に出荷できること、かつ隣接して発生材を管理する堆積場を確保出来ることが条件であり、その条件を満たす再生プラントは、市内にある7再生プラントのうち3プラントしかありません。 一方、本市発注工事にて使用する再生合材等を安定供給するには、最低3プラント体制が必須です。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、3プラントのうち1つを所有する左記業者を特命することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 3. 25	札幌市アスファルト発生材再生処理管理業務(その3)(単備契約)	道路工業株式会社	388,025,000	R2. 3. 10	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は、道路工事等から発生するアスファルト発生材を集積保管し、それを原材料として100%再生合材と再生骨材I型を生産する業務である。 上記業務を遂行するには、100%再生プラントを所有し本市の要請に基づき迅速に出荷できること、かつ隣接して発生材を管理する堆積場を確保出来ることが条件であり、その条件を満たす再生プラントは、市内にある7再生プラントのうち3プラントしかありません。 一方、本市発注工事にて使用する再生合材等を安定供給するには、最低3プラント体制が必須です。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、3プラントのうち1つを所有する左記業者を特命することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 3. 25	札幌市アスファルト発生材再生処理管理業務(その1)(単備契約)	東亜道路工業株式会社	598,279,000	R2. 3. 11	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は、道路工事等から発生するアスファルト発生材を集積保管し、それを原材料として100%再生合材と再生骨材I型を生産する業務である。 上記業務を遂行するには、100%再生プラントを所有し本市の要請に基づき迅速に出荷できること、かつ隣接して発生材を管理する堆積場を確保出来ることが条件であり、その条件を満たす再生プラントは、市内にある7再生プラントのうち3プラントしかありません。 一方、本市発注工事にて使用する再生合材等を安定供給するには、最低3プラント体制が必須です。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、3プラントのうち1つを所有する左記業者を特命することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 4. 1	札幌市アスファルト再生事業総括管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	19,965,000	R2. 3. 16	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	別途発注する「札幌市アスファルト発生材再生処理管理業務(その1~3)」において生産される再生合材と再生骨材I型は、札幌市の所有物であり、その生産調整を行う再生事業総括管理業務の履行については、利害にかならない公共的な立場で調整ができ、かつ再生合材等の品質管理を行うための専門知識と経験を有している必要がある。 上記法人は、札幌市を公的な立場で補完、代行する目的で昭和58年度に設立された一般財団法人であり、アスファルト再生事業において、総括管理の実績があり、専門知識、公平性を持ち備えていることから、当該業務を履行できるのは上記法人のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適さないものに該当することから、左記業者を特命することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 4. 15	立体横断施設清掃業務(1工区)	特定非営利活動法人ライツ	1,760,000	R2. 3. 16	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	障害者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 4. 15	立体横断施設清掃業務(4工区)	株式会社オアシス	1,320,000	R2. 3. 19	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	障害者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 4. 15	立体横断施設清掃業務(3工区)	特定非営利活動法人とらくろ	2,420,000	R2. 3. 24	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	障害者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 4. 8	札幌市中沼路盤材リサイクルプラント総合管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	35,640,000	R2. 3. 26	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	別途発注の「札幌市中沼路盤材リサイクルプラント運転業務」及び「札幌市中沼路盤材リサイクルプラントストックパイル生産業務」において、円滑な生産、出荷調整などを行うための総合管理業務を履行するためには、利害にかならない公共的な立場で調整ができ、かつ当該プラント施設の保守管理を行うための経験や実績を有している必要がある。 左記法人は、札幌市を公的な立場で補完、代行する目的で昭和58年度に設立された一般財団法人であり、中沼路盤材再生事業において、総合管理業務の実績や、公平性を持ち備えていることから、当該業務を履行できるのは左記法人のみである。 よって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記法人を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2. 4. 15	立体横断施設清掃業務(2工区)	ゆにばーさる株式会社	2,200,000	R2. 3. 27	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	障害者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R1. 6. 19	道路ITV設備点検業務	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	2,700,000	R1. 6. 12	R1. 6. 12 ~ R1. 11. 30	本業務は、札幌市が所管する道路ITV設備の機能を確保するため、カメラの撮像、伝送機能確認等の保守点検を行うものである。カメラズーム等の遠隔操作の点検調整を行うためには、独自ソフトウェアによるなければならない。開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。左記業者は当該設備を開発・構築しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.7.3	創成トンネルジェットファン整備業務	株式会社日立インダストリアルプロダクツ	19,224,000	R1.6.27	R1.6.27 ~ R2.3.21	本業務にて整備を行うジェットファンは、(株)日立製作所が設計し製造した機器である。本業務を履行するにあたっては、機器の構造・機能を熟知していることが不可欠であるほか、適切な整備基準に基づき整備を行い、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に進めることが要求される。当該業者は2019年4月1日に(株)日立製作所より分社化し(100%出資子会社)、本業務に係る事業を継承した者で、整備に必要な開発製造業者独自の専門知識・技術情報等を唯一有しているため、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局土木部道路設備課 011-211-2635
R1.7.31	札幌駅北口駅前広場地下施設西側エレベーター整備業務	日本オーチス・エレベーター株式会社	1,458,000	R1.7.22	R1.7.22 ~ R2.2.28	本業務にて部品交換を行うエレベーターは、左記業者が設計、製造及び設置したものである。本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、部品交換後の性能の保持及び信頼性の確保を行うことが要求される。左記業者は、本業務履行における、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局土木部道路設備課 011-211-2635
R1.8.7	ガス熱源ロードヒーティング設備修繕業務	北海道瓦斯株式会社	10,994,400	R1.7.22	R1.7.22 ~ R1.11.15	本業務にて修繕を行う設備は、道路融雪用システムとして左記業者が設計・開発したものである。本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達・修繕を行い、修繕後の性能の保持及び信頼性の確保を確実に進めることが要求される。設計・開発者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な調達ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)土木部道路設備課 011-211-2635
R1.8.7	創成トンネル無停電電源装置インバータ部品交換業務	株式会社北海道ジーエス・ユアササービス	7,884,000	R1.7.24	R1.7.24 ~ R2.2.28	本業務にて部品交換を行う無停電電源装置は、(株)ジーエス・ユアサパワーサプライ(2010年に事業統合により現(株)GSユアサ)が設計し製造した装置である。本業務を履行するにあたっては、本装置に関する十分な専門知識と交換する部品の品質管理が必要となる。当該業者は(株)GSユアサの連結子会社で札幌地区における指定サービス店となっており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは当該業者に限られる。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)土木部道路設備課 011-211-2635
R1.8.7	札幌市ロードヒーティング監視制御システム機器更新業務	東日本電信電話株式会社	20,145,348	R1.7.30	R1.7.30 ~ R2.1.31	本業務は、札幌市ロードヒーティング監視制御システムの再構築を行うものであり、作業後のシステムの安定稼働、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。左記業者は、当該システムソフトウェアの設計・構築からその後の運用・保守までを一貫して担っている者であり、当該システムソフトウェアの構造・機能を熟知しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)土木部道路設備課 011-211-2635
R1.10.2	札幌駅北口駅前広場地下施設エスカレーター整備業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	14,072,300	R1.9.25	R1.9.25 ~ R2.3.31	本業務にて整備を行う昇降機は、三菱電機株式会社設計、製造及び設置したものである。本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達・整備を行い、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に進めることが要求される。左記業者は、三菱電機株式会社100%出資している昇降機の保守点検整備の専門業者であり、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)土木部道路設備課 011-211-2635
R1.11.6	都心北融雪槽水流量調節弁(AV-5.6)部品交換業務	アズビル株式会社	2,403,500	R1.10.30	R1.10.30 ~ R1.12.20	本業務にて整備を行う流量調節弁は、アズビル(旧:(株)山武)が設計、製造したものである。本業務を履行するにあたり、開発製造者の専門的な知識・技術等に基づく整備が必要であるほか、円滑な部品の調達や整備後の性能の保持及び信頼性の確保を確実に進めることが要求される。当該業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは、アズビル(株)に限られる。従って、契約の性質が競争入札に適さないことから、アズビル(株)を契約の相手方として選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)土木部道路設備課 011-211-2635
R2.2.5	ガス熱源ロードヒーティング設備整備業務	北海道瓦斯株式会社	1,864,500	R2.1.30	R2.1.30 ~ R2.3.27	本業務にて修繕を行う設備は、道路融雪用システムとして左記業者が設計・開発したものである。本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達・整備を行い、整備後の性能の保持及び信頼性の確保を確実に進めることが要求される。設計・開発者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な調達ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)土木部道路設備課 011-211-2635
R2.3.25	道道小樽登山線(ほか17線)道路情報板等保守点検業務	コイト電工株式会社	6,600,000	R2.3.11	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中の道路情報板及び冠水警報表示板の安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に進めることが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。左記業者は、当該道路情報板及び冠水警報表示板の監視・制御に関して、独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)土木部道路設備課 011-211-2635
R2.3.25	除雪情報システム保守点検等業務	札幌総合情報センター株式会社	33,000,000	R2.3.12	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時に解析等を迅速かつ確実に進めることが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。左記業者は、当該札幌市降雪情報システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.3.25	苗穂駅自由通路ほか2施設昇降機保守点検業務	株式会社日立ビルシステム	12,975,600	R2.3.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務にて保守点検を行う昇降機は、左記業者が設計、製造及び設置したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.3.25	富丘通歩道橋ほか2施設昇降機保守点検業務	フジテック株式会社	5,950,560	R2.3.16	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務にて保守点検を行う昇降機は、左記業者が設計、製造及び設置したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.4.15	流雪溝等遠方監視装置保守業務	富士電機株式会社	825,000	R2.3.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中の流雪溝等監視装置の安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該流雪溝等監視装置の制御に関して、独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、役務の提供を行う者が1人に特定されるから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.4.8	ロードヒーティング遠隔制御装置保守点検業務	株式会社電制	5,280,000	R2.3.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング遠隔制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.4.1	星置駅自由通路ほか4施設昇降機保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	10,508,520	R2.3.24	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務にて保守点検を行う昇降機は、三菱電機株式会社が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 左記業者は、三菱電機株式会社が100%出資している昇降機の保守点検整備の専門業者であり、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.4.15	ガス熱源ロードヒーティング設備保守点検業務(その1)	北海道瓦斯株式会社	12,980,000	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務にて保守点検を行う設備は、独自のガス燃焼制御方式を用いた道路融雪用システムとして、左記業者が設計及び製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 開発製造者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R1.5.22	札幌市測量情報データベースシステム改修業務	株式会社ティー・ユー・シー	4,892,400	R1.5.10	R1.5.10 ~ R1.12.27	本業務は測量情報データベースシステムで使用している機器のリース期間満了、及びOSのサポートが終了するため、新規の機器、OS使用に向けたシステムの改修を行うものである。 測量情報データベースシステムは、左記業者が本市の開発意図・目的を理解したうえで構築したものである。障害発生時における迅速かつ的確な対応がとれる本業務の履行については、当システムの全容を熟知し、当システムに関する専門的な知識、技術等を有している左記業者が唯一履行可能な業者である。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局土木部管理測量課 011-211-2562
R2.2.12	データベース地籍図根点成果入力業務	株式会社ティー・ユー・シー	2,244,000	R2.2.3	R2.2.3 ~ R2.3.23	測量情報データベースシステムは、当該業者が開発意図・目的を熟知した上で構築したものである。入力業務実施にあたっては、既存情報の修正や追加を行うため、システム上重大な障害を及ぼす恐れがあることから、システム機能確保を確実にすることが要求される。当該システム開発、保守を行い、専門的な知識、技術を有する左記業者が唯一履行可能な業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部管理測量課 011-211-2562
R2.2.12	データベース地籍図根点成果入力業務	株式会社ティー・ユー・シー	2,244,000	R2.2.3	R2.2.3 ~ R2.3.23	測量情報データベースシステムは、当該業者が開発意図・目的を熟知した上で構築したものである。入力業務実施にあたっては、既存情報の修正や追加を行うため、システム上重大な障害を及ぼす恐れがあることから、システム機能確保を確実にすることが要求される。当該システム開発、保守を行い、専門的な知識、技術を有する左記業者が唯一履行可能な業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部管理測量課 011-211-2562
R2.2.12	データベースシステム地籍図根点成果入力業務	株式会社ティー・ユー・シー	2,244,000	R2.2.3	R2.2.3 ~ R2.3.23	測量情報データベースシステムは、当該業者が開発意図・目的を熟知した上で構築したものである。入力業務実施にあたっては、既存情報の修正や追加を行うため、システム上重大な障害を及ぼす恐れがあることから、システム機能確保を確実にすることが要求される。当該システム開発、保守を行い、専門的な知識、技術を有する左記業者が唯一履行可能な業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部管理測量課 011-211-2562

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.2.12	データベース地図整備資料入力準備業務	株式会社ティ・ユー・シー	3,025,000	R2.2.3	R2.2.3 ~ R2.3.23	測量情報データベースシステムは、当該業者が開発意図・目的を熟知した上で構築したものである。入力準備業務実施にあたっては、既存情報の修正や追加を行うため、システム上重大な障害を及ぼす恐れがあることから、システム機能確保を確実に行うことが要求される。当該システム開発、保守を行い、専門的な知識、技術を有する左記業者が唯一履行可能な業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部管理測量課 011-211-2562
R2.3.25	測量情報データベースシステム保守管理業務	株式会社ティ・ユー・シー	3,520,000	R2.3.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は「測量情報データベースシステム」の安定運用を確保するため、定期保守や突発的な障害に対する速やかな復旧などシステムの継続運用に必要な作業について調達するものである。本システムは当該業者が本市の開発意図・目的を理解したうえで構築したものであり、障害発生時における迅速かつ的確な対応が必要とされる本業務の履行については、当システムの全容を熟知し、専門的な知識、技術を有する当該業者が唯一履行可能な業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部管理測量課 011-211-2562
R2.4.1	測量情報データベースシステムハードウェア保守管理業務	株式会社大塚商会	951,359	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は「測量情報データベースシステム」の安定運用を確保するため、ハードウェアに係る保守点検や突発的な障害に対する速やかな復旧などシステムの継続運用に必要な作業について調達するものである。本システムは本市が測量資料閲覧を目的に設計構築したものであり、障害発生時における迅速な対応は、当システムに専門的な知識、技術等を有する当該業者が唯一履行可能な業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部管理測量課 011-211-2562
R2.3.25	平成31年度 冬季道路等交通情報システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	50,220,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	冬季道路等交通情報システムは、札幌市が設置したマルチセンサー並びに気象庁からの気象情報等を、雪対策室をはじめ、関係部署へリアルタイムに配信することにより、除雪業務及び大雨、台風等に対する本市の防災体制に活用されているシステムである。 当該システムは、札幌総合情報センター株式会社が開発したものであり、同社のみが運用可能なことから、契約の相手方が同社に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないため、特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	平成31年度除排雪作業の効率化や生産性の向上に関する整理・検討業務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	14,990,400	H31.4.22	H31.4.22 ~ R1.12.20	本業務は、雪対策が抱える課題の解決に向け、除排雪作業の効率化や生産性の向上につながる検討・分析などを行うものであり、事業者の選定にあたっては、分析などに関する高度な知識や経験が必要ことから、知識を有する事業者を対象としたプロポーザルを実施し、最も優れた企画提案と判断されたものを契約候補者として選定することが必要と考える。 そのため、その性質及び目的が競争入札に適さないため、公募型企画競争により契約候補者を決定し、契約候補者と随意契約を締結することとしたものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	機械調査システムほか改修・運用業務	札幌総合情報センター株式会社	1,350,000	R1.5.13	R1.5.13 ~ R2.3.22	機械調査システムは、応札時の機械調査データの取込みや、道路維持除雪業務において全地区で稼働している除雪機械の集計管理をシステム化したものである。稼働ダンプ台数集計システムについては、近年のダンプ不足の動向調査をシステム化したものであり、また、稼働データ集計の事務処理軽減をはかり、円滑な業務執行に役立てるために運用している。また市民助成トラック入力システムについては、市民助成トラック貸出制度における作業の進捗状況や執行状況を、迅速かつ正確に把握するとともに、各区において入力したデータの集計作業等の事務処理の軽減をはかり、円滑な業務執行に役立てるために開発されたものである。 本業務は、これらのシステムの初期設定、調整作業、改修、運用時の障害対応等を主な業務としており、当該システムを独自に開発した者でなければ業務を遂行出来ないことから、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	札幌市除雪作業日報作成支援システム構築運用業務	札幌総合情報センター株式会社	26,244,000	R1.5.14	R1.5.14 ~ R2.3.31	本業務では、システムの構築においては、情報通信技術の分野における経験や専門的な知識を有しているかどうかを判断する必要があることから、事業者の選定にあたっては、知識を有する事業者を対象としたプロポーザルを実施し、最も優れた企画提案と判断されたものを契約候補者として選定することが必要と考える。 そのため、その性質及び目的が競争入札に適さないため、公募型企画競争により契約候補者を決定し、契約候補者と随意契約を締結することとしたものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	雪堆積場一般廃棄物処理業務(単価契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,870,560	R1.5.27	R1.5.27 ~ R1.11.30	雪堆積場内から発生した廃棄物(一般ごみ及び粗大ごみ)は、事業系一般廃棄物とされ、その収集運搬に必要な許認可を有する業者が、一般財団法人札幌市環境事業公社の他にないことから、特定随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	道路除雪執行管理・積算システム改修及び保守業務	株式会社オーベック	20,304,000	R1.6.17	R1.6.17 ~ R2.3.30	選定事業者は、道路除雪執行管理・積算システムの開発を行った業者であり、本市が進めている、除雪体制の安定化に向けた発注形態見直しに合わせたシステムの構築に、継続的に携わっている業者である。 調達する業務は、積算時期までに必要な見直しに対する検討の対応と、それに伴う積算プログラム構成の変更を行うとともに、これと連動して執行管理プログラム構成の変更などを行うものである。 従って、当該システムを開発した者でなければ、業務を履行できないことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	令和元年度札幌雪学習プロジェクト運営業務	一般社団法人 北海道開発技術センター	5,454,000	R1.6.21	R1.6.21 ~ R2.3.24	札幌雪学習プロジェクトは、市内の小中学生が冬の暮らしに関心を持つことで除雪などに対する意識が浸透することを目指し、平成27年度から雪に関する複数の学習パッケージの製作を進めている。業務の推進にあたっては、授業メニューや教材の開発をはじめ、実施校の拡大を図るための公表・周知・スケジュールの検討等が必要となり、実施手法や分析手法等において専門的知識や高度な技術が求められるため、プロジェクト立ち上げ時である平成27年度の業務委託事業者の選定にあたっては、公募による企画提案を募り、最優秀企画提案者となった左記業者と随意契約している。 過年度成果を踏まえて履行される本業務は継続性の確保が求められるものであり、過去4年間の業務を継続して良好に履行した実績をもつ左記業者は、業務内容を十分に熟知し、またプロジェクトメンバーである小学校教諭とも密な信頼関係を構築していることから、円滑かつ効果的な履行が期待できる。さらに、左記業者は本プロジェクトと関係のある寒地技術シンポジウムやふゆトピア実行委員会、ウィンターライフ推進協議会、小学校向け環境情報誌である「エコチル」の発行といった全ての関連事業に参画している唯一の業者であり、業務遂行にあたっては、左記業者のもつ様々な関連団体との強いネットワークの活用が期待される。 以上のことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないことから、左記業者と特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.3.25	札幌市道路ネットワークデータ作成業務	日本データサービス株式会社	9,720,000	R1.7.9	R1.7.9 ~ R1.12.20	本業務では、システムの構築においては、情報通信技術の分野における経験や専門的な知識を有しているかどうかを判断する必要があることから、事業者の選定にあたっては、知識を有する事業者を対象としたプロポーザルを実施し、最も優れた企画提案と判断されたものを契約候補者として選定することが必要と考える。 そのため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、公募型企画競争により契約候補者を決定し、契約候補者と随意契約を締結することとしたものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	凍結防止剤等性能調査業務	一般財団法人北海道環境科学技術センター	3,014,000	R1.8.29	R1.8.29 ~ R2.3.23	本業務は、融氷性能や腐食度などの性能規定の仕様により購入している本市の凍結防止剤について、納入された材料が本市仕様と合致した製品であるとともに、安全性を確認するために実施する業務である。 この性能規定の仕様と合致した製品であるかの確認については、納入品を任意サンプリングで確認する必要があり、短時間で結果を出す必要があることから、応札時に提出させている試験結果を基に、凍結防止剤に含まれる主成分を特定し、その量を測定することで、応札の材料と同一材料であることを判定しており、蛍光X線分析が最も有効な手法となっている。 しかし、蛍光X線による凍結防止剤の定性・定量分析を行っているのは当該機関のみであることから、当該業務については、(一財)北海道環境科学技術センターに特定随意契約することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	令和元年度札幌ゆきだるまプロジェクト運営業務	株式会社ノヴェロ	10,934,000	R1.10.15	R1.10.15 ~ R2.3.27	当該プロジェクトは、平成21年度に策定した雪対策の基本計画である「札幌市冬のみちづくりプラン」において、下記について、より効果的・効率的に活動を推進することを目的とし、同年から実施している。 1 安定的な雪対策事業の継続のため、札幌市が現在取り組んでいる「冬の市民生活ルールの確立」に向けた啓発を行う。 2 雪のある暮らしを文化として捉える意識を市民の間に醸成するため、「冬の文化の創造」に向けた取組を行う。 3 企業や地域の活動と連携し、1、2の活動を市民に幅広く浸透させる。 実施にあたっては、札幌市が取り組んでいる雪対策の取組を、市民へ効果的・効率的に広報・啓発することを目的としているため、 目的を達成するための分析・検討を踏まえた企画内容が重要である。 そのため、その性質及び目的が競争入札に適さないため、公募型企画競争により契約候補者を決定し、契約候補者と随意契約を締結することとしたものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	新雪堆積場車両管理システム運用業務	富士通株式会社	40,851,800	R1.10.17	R1.10.17 ~ R2.3.31	当該業務は、雪堆積場に運び込まれる雪の搬入量を計測するシステムの設置・管理及び運用を行うものである。 当該システムは、富士通株式会社北海道支社が独自に開発し、現在のところ同社のみが運用可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないことから、左記業者と特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	雪堆積場及び融雪施設車両管理システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	37,015,000	R1.10.18	R1.10.18 ~ R2.3.31	当該業務は、雪堆積場及び融雪施設に運び込まれる市運搬排雪車両の雪の搬入量を計測するシステムの設置・管理及び運用業務である。 当該システムは、札幌総合情報センター株式会社独自に開発し、現在のところ同社のみが運用可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないことから、左記業者と特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	令和元年度「冬の暮らしガイド」綴じ込み業務(その2)	山藤三陽印刷株式会社	2,625,739	R1.11.8	R1.11.8 ~ R1.11.29	当該業務は、別途業務で作成した冊子(冬の暮らしガイド)を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ(東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区及び手稲区版)の印刷業務受注者である山藤三陽印刷株式会社と特定随契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	道路除雪執行管理・積算システム追加改修業務	株式会社オーバック	7,040,000	R1.11.8	R1.11.8 ~ R2.3.30	当該業者は、道路除雪執行管理・積算システムの開発を行った業者であり、本市が進めている、除雪体制の安定化に向けた発注形態見直しに合わせたシステムの構築に、継続的に携わっている。 当該業者については、今年度「道路除雪執行管理・積算システム改修および保守運用業務」を受注しており、現時点において冬期の本格運用まで、必要な見直しに対する検討の対応とそれに伴う積算プログラム構成の変更に対応が可能であるとともに、これと連動して執行管理のプログラム構成の変更などに対応可能なものが当該業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約を締結することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	令和元年度「冬の暮らしガイド」綴じ込み業務(その1)	総合商研株式会社	1,580,150	R1.11.11	R1.11.11 ~ R1.11.29	当該業務は、別途業務で作成した冊子(冬の暮らしガイド)を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ(中央区、北区及び西区版)の印刷業務受注者である総合商研株式会社と特定随契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.3.25	令和元年度雪堆積場計数業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,291,120	R1.11.21	R1.11.21 ~ R2.3.31	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の就労の機会創出や社会参加の拡大などを図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.4.15	令和2年度札幌市除雪作業日報作成支援システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	4,950,000	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター株式会社が令和元年度に構築したものであり、同社のみが運用可能なことから、契約の相手方が同社に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないため、同社との特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.4.15	令和2年度冬季道路等交通情報システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	52,140,000	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	冬季道路等交通情報システムは、札幌市が設置したマルチセンサー並びに気象庁からの気象情報等を、雪対策室をはじめ、関係部署へリアルタイムに配信することにより、除雪業務及び大雨、台風等に対する本市の防災体制に活用されているシステムである。 当該システムは、札幌総合情報センター株式会社が開発したものであり、同社のみが運用可能なことから、契約の相手方が同社に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないため、特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.9.11	インターネット公園検索情報提供業務	株式会社G I S 北海道	1,566,000	H31.3.28	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務は、当該業者が著作権等を有する電子地図配信システム及び同業者が開発した関連プログラムを使用したインターネット情報提供サービスであり、本業務を遂行するためには、当該システムやプログラムの仕様等を熟知していることが必要である。 当該業者は、多くの自治体の地図情報クラウドシステムを手掛けており、上記のプログラムや詳細設計に精通しており、迅速かつ正確な運用・保守を行うことができる唯一の業者である。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の業者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)みどりの推進課 011-211-2533
H31.4.24	平成31年度 札幌市みどりの基本計画策定業務	株式会社K I T A B A	9,998,640	H31.4.15	H31.4.15 ~ R2.3.10	札幌市みどりの基本計画の改定に係る業務の履行に当たっては、みどりの保全、創出、活用についての広範かつ高度な知識と経験及び技術力が必要である。 このため、平成29年度に公募型企画競争を実施の上、当該業者と契約を締結し、同業者は平成29年度及び30年度の業務を良好に履行した。 本業務は、平成29年度及び30年度の業務と密接に関連する継続性の高い業務であり、審議会の審議経過を含めその内容を熟知していることが必要不可欠である。これを熟知する当該業者のみが、計画検討、市民グリーンフォーラム実施等の業務を円滑かつ確実に実施することができる。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の業者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局みどりの推進部みどりの推進課 011-211-2533
R1.5.15	モエレ沼公園樹林地災害復旧計画策定業務	株式会社K I T A B A	3,780,000	H31.4.26	H31.4.26 ~ R1.8.30	モエレ沼公園のデザインは、同公園のマスタープランを作成した彫刻家イサム・ノグチ氏が先行し、ノグチ氏の没後もマスタープランを継承する米国のイサム・ノグチ財団と、当時の財団理事であるジョージ・サダオ氏の監修によって、公園全体を同一のデザインコンセプトで整備してきたことが、同公園最大の魅力であり内外から高い評価を得ている。 本業務は、平成30年9月に発生した台風21号及び北海道胆振東部地震の被災を受けたモエレ沼公園の樹林地について、災害復旧計画の策定(現況調査手法の検討や、補植計画及び樹木育成計画の策定)を行うものであり、業務履行にあたっては、同公園の建設にあたって財団と交わした契約に基づき、受け継いできたデザインコンセプトを確実に継承するため、マスタープラン監修者や設計統括者の了承を得ながら進めることが、公園の魅力やブランドを保つ上で不可欠である。 株式会社K I T A B Aは、同公園の造成事業に計画段階から参画し、イサム・ノグチ財団及びマスタープラン監修者であるジョージ・サダオ氏と共に、公園開設当時から同公園への関わりを続けており、デザインコンセプトを熟知しているため、財団及び監修者の意図を尊重しながら円滑にデザイン調整が行える唯一の業者である。 このことから、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、当該業者を契約の相手方とする特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局みどりの推進部みどりの推進課 011-211-2533
R1.5.29	民有林巡視等調査業務	札幌市森林組合	1,425,600	R1.5.16	R1.5.16 ~ R2.3.20	本業務は、民有林の伐採・造林等が森林法で定める届出制度のもと、札幌市森林整備計画に沿って的確に実施されるよう、現地の巡視等の調査を行うものである。 本業務の実施にあたっては、森林関係法令や上記計画に精通するとともに、札幌市内の対象民有林の現状、所有者、施業の実施状況、林道・作業道等について最新の情報を持ち、巡視等で把握した状況を的確かつ迅速に判断できる専門性を有することが必要である。 当該業者は、北海道に作成している森林調査簿について、重要な個人情報が含まれる同資料の使用を、市町村以外で許されている唯一の法人である。また、札幌市内で森林組合法に基づく営利を目的としない森林整備を行う経済性と専門性を併せ持つ唯一の法人である。 これらのことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の業者であり、その性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建設局みどりの推進部みどりの推進課 011-211-2533
R1.12.25	モエレ沼公園レストラン厨房機器更新業務	ホシザキ北海道株式会社	1,628,000	R1.12.5	R1.12.5 ~ R1.12.18	本業務は、令和元年12月4日の一般競争入札の実施結果において、予定価格の範囲内の入札がなかったため入札不調となった。 また、今回、唯一の応札者であった(株)ビルメン日新は、これ以上応札する意思がない。 このため、これ以上競争入札を継続することが困難であり、厨房機器の更新が遅れることによりレストランの営業に支障が出るおそれがある。 当該業者は代理人が委任状を所持していなかったため入札に参加できなかったが、応札意思を有していたと認められる。 よって、当該業者を契約の相手方として選定し、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)	建)みどりの推進課 011-211-2533
R2.1.15	札幌市公園緑地GIS運用サポート業務	ESRIジャパン株式会社	1,441,000	R1.12.23	R1.12.23 ~ R2.3.31	本業務を履行するための要件は、公園緑地GISのソフトウェア「ArcGIS Enterprise」の機能、構成等を正確に把握し、ソフトウェア利用のトレーニング方法、業務課題に対するコンサルティング、最新情報や最新事例にも精通していること、および公園緑地GIS独自の機器構成、各種設定、運用保守業務の内容を熟知していることである。 「ArcGIS Enterprise」は近年リリースされた製品であり、ソフトウェアの詳細を把握し、かつ公園緑地GIS独自の設定等を熟知しており本業務を迅速かつ確実に履行可能な業者はソフトウェアの開発元である当該業者に限られるため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)みどりの推進課 011-211-2533
R2.3.11	白旗山都市環境林等総合維持管理業務	札幌市森林組合	35,750,000	R2.2.21	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務の業務地である「白旗山都市環境林」は、森林法に定める「石狩空知森林計画」区域であり、森林組合法により設立された札幌市森林組合が、現状では唯一、整備を担っている。そのため、森林整備に必要な知見及び森林関係法令に精通している当該組合が、業務地の林小班ごとの樹種、林齢等の森林状況や林道などの地形等を熟知している。 また、業務内容にある「ふれあいの森の管理運営」には、現地に精通した知識を必要とする森林レクリエーション・自然学習の場としての活用を図るための能力を求められており、当該組合は森林・林業の普及啓発を行ってきた実績がある。 このことから、当該組合は本業務に必要な条件を満たす唯一の業者であるため、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建)みどりの推進課 011-211-2533

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.6.17	令和2年度さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業委託業務	公益財団法人札幌市公園緑化協会	14,990,800	R2.3.26	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、市民参加の促進や活動主体間のネットワーク化を目的に掲げた「札幌市花と緑のボランティア活動促進要綱」に基づき、「さっぽろ花と緑のネットワーク事務局」を設置・運営し、市民活動の推進・支援を行うものである。 このため、緑化知識と花や緑を用いたボランティア活動に精通し、また、イベントや研修見学会の企画、会報誌の発行、そのデザインや内容などを含めた遂行能力を総合的に評価し選定することが必要不可欠である。 上記の理由により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであることから、公募型企画競争により企画提案を募り、企画競争実施委員会が契約候補者を選定したことから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) みどりの推進課 011-211-2533
R1.6.5	令和元年度 基幹業務認証システム等改修及び新サーバ移行業務	NECソリューションイノベータ株式会社	2,851,200	R1.5.30	R1.5.31 ~ R2.3.20	今回の「令和元年度 基幹業務認証システム等改修及び新サーバ移行業務」は、現在、運用している基幹業務認証システム及び連絡予約システムを改修するものであることから、システムを運用している中で作業を行わなくてはならず、障害発生時には、日々の支払処理に支障をきたさないよう迅速かつ的確に対処することが求められ、当該システムについて十分に熟知した業者でなければ改修及びそれに伴う障害対応は不可能である。 このことから、基幹業務認証システム等の開発業者であり、長期に渡ってシステムの保守管理を担い、現行の基幹業務認証システム等に最も熟知している「NECソリューションイノベータ株式会社北海道支社」以外には対応可能な業者はいないと認められ、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の「その他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものと判断される。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局経営管理部経営企画課 011-818-3452
R1.10.16	下水道河川局ホームページリニューアル業務	株式会社大塚商会	3,245,000	R1.10.10	R1.10.10 ~ R2.3.31	本業務は、下水道河川局の公式ホームページのデザイン変更、テンプレートの製作、札幌市公式ホームページ運用システム(以下、「CMS」)への適用及び動作検証を行うものである。 市民に対し、円滑かつ速やかに正確な情報提供を行うため、変更後のテンプレートがCMSで正常に動作することを検証のうえ、実装することが必要であることから、テンプレートの製作、検証及び適用を行う業者はCMSの特性や各機能の実態等を正確に把握し、システム全体を総合的に理解している必要がある。 当該事業者は、CMSのシステム設計・開発及び保守業務を担っており、上記の要件を満たし、本業務を確実に円滑に遂行できる唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452
R2.1.29	下水道河川局庁舎エレベーター保守管理業務	株式会社日立ビルシステム	1,689,600	R2.1.23	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、下水道河川局庁舎に設置されている日立製エレベーターの機能保全を目的として設備全般の保守点検及び故障時などの緊急対応や、運転中は基本的に故障させないよう予防保全を行うものである。 本業務を実施するにあたっては、本庁舎に設置されている日立製エレベーターの構造やシステムに精通する専門技術力を必要とする。 左記業者は、履行に必要とされる情報及び技術力を有し、本業務の履行実績もあり、常時迅速かつ確実に履行し、正確で安全な動作を保障できる唯一の業者である。 また、他の業者ではトラブル発生時の緊急対応や責任所在の切分けが困難であることから、左記業者を特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452
R2.4.15	下水道高速トナープリンタ保守点検業務(単備契約)	富士ゼロックス北海道株式会社	17,857,752	R2.2.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	富士ゼロックス製の複合機の保守点検は、同社が行う研修を修了した者のみが実施できることとなっている。 また、トラブル発生時に迅速な出張修理の対応を行う必要があるため、札幌市内に対応可能な事業所を持つ業者を選定する必要がある。 これらの条件を満たすのは富士ゼロックス北海道株式会社のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452
R2.4.15	札幌市下水道科学館運営管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	48,292,200	R2.3.4	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、下水道の役割や重要性を市民に発信することを目的とした広報施設の運営管理業務である。効果的な情報発信や、水再生プラザの見学等の業務を安全に実施するため、事業者には、下水道事業の専門的な知識を有することが求められる。左記業者は、下水道施設や本市の下水道事業について専門的な知識と豊富な経験を有しており、雨水貯留管やポンプ施設を含む施設の案内や展示の説明等の業務について、適切かつ確実に対応することができる唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452
R1.6.5	令和元年度 財務会計システム等改修及び新サーバ移行業務	日本電気株式会社	38,056,700	R1.5.30	R1.5.31 ~ R2.3.20	今回の「令和元年度 財務会計システム等改修及び新サーバ移行業務」は、現在運用している財務会計システム、財務活用システム、企業債システム、収入整理システム、固定資産管理システム及び固定資産整理システムを改修するものである。 そのため、現在稼働しているシステムを運用している中で作業を行わなくてはならず、障害発生時には、日々の支払処理に支障をきたさないよう迅速かつ的確に対処することが求められ、当該システムについて十分に熟知した業者でなければ、改修及びそれにともなう障害対応は不可能である。 したがって、財務会計システム等の開発業者であり、長期に渡ってシステムの保守管理を担い、現行の財務会計システム等について最も熟知している「日本電気株式会社北海道支社」以外には対応可能な業者はいないと認められ、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の「その他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものと判断される。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局経営管理部財務課 011-818-3412
R1.6.5	令和元年度 資金管理システム等改修及び新サーバ移行業務	株式会社ティー・ユー・シー	3,630,000	R1.5.30	R1.5.31 ~ R2.3.20	今回の「令和元年度 資金管理システム等改修及び新サーバ移行業務」は、現在運用している資金管理システム及び備品管理システムを改修するものである。 そのため、現在稼働しているシステムを運用している中で作業を行わなくてはならず、障害発生時には、日々の支払処理に支障をきたさないよう迅速かつ的確に対処することが求められ、当該システムについて十分に熟知した業者でなければ、改修及びそれにともなう障害対応は不可能である。 したがって、資金管理システム等の開発業者であり、長期に渡ってシステムの保守管理を担い、現行の資金管理システム等について最も熟知している「株式会社ティー・ユー・シー」以外には対応可能な業者はいないと認められ、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の「その他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものと判断される。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局経営管理部財務課 011-818-3412
R2.8.12	資金管理システム等保守業務	株式会社ティー・ユー・シー	1,353,000	R2.2.13	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務の対象となるシステムは、下水道事業に必要不可欠なものであり、このシステムの保守については、障害発生時に迅速かつ的確に対処することが求められることから、当該システムについて十分な知識と経験を有する業者でなければ対応は不可能である。 この条件を満たす業者は、資金管理システム及び備品管理システムを開発した業者である「株式会社ティー・ユー・シー」のみである。 なお、同社は令和元年度にも当該委託業務を受託しており、誠実に履行している。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 財務課 011-818-3412

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 8. 12	下水道基幹業務システムサーバ機器保守業務	日本電気株式会社	5,225,000	R2. 2. 13	R2. 4. 1 ~ R3. 1. 31	当該業務の対象となる下水道基幹業務システムサーバ機器は、下水道事業全体で共有し使用しているものであり、障害等により使用不可となれば影響が甚大であることから、障害発生時に的確かつ迅速に対処することが必要であり、そのためには、製品及びシステム構成を熟知し、部品の供給も迅速かつ確実にこなすことが必要である。 この条件を満たす業者は、保守対象機器の製造、販売元である「日本電気株式会社北海道支社」のみである。 なお、同社は令和元年度にも当該委託業務を受託しており、誠実に履行している。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 財務課 011-818-3412
R2. 8. 26	財務会計システム等保守業務	日本電気株式会社	9,878,000	R2. 2. 13	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	当該業務の対象となるシステムは、日々の子算執行及び出納事務を行うために必要不可欠なシステムであることから、その保守については、障害発生時に迅速かつ的確に対処することが求められる。 そのため、当該システムについて十分な知識と経験を有する業者でなければ対応は不可能であり、この条件を満たす業者は当該システムを開発した「日本電気株式会社北海道支社」のみである。 なお、同社は令和元年度にも当該委託業務を受託しており、誠実に履行している。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 財務課 011-818-3412
R1. 12. 11	札幌市河川環境整備計画検討業務	株式会社建設技術研究所	8,987,000	R1. 11. 8	R1. 11. 8 ~ R2. 3. 27	公募型企画競争を実施し、入選者として選定されたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	下) 事業推進部河川事業課 011-818-3414
R1. 12. 18	札幌市河川環境整備計画検討業務	株式会社建設技術研究所	8,987,000	R1. 11. 8	R1. 11. 8 ~ R2. 3. 27	公募型企画競争を実施し、入選者として選定されたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	下) 事業推進部河川事業課 011-818-3414
R1. 6. 19	河川管理システム保守管理業務	株式会社オーベック	1,320,000	R1. 5. 30	R1. 5. 31 ~ R2. 3. 31	河川管理システムは、河川を管理するための情報を格納しており、管理業務を行う上で欠かせないシステムとなっている。この業者は当該システムの再構築業者であり、システムプログラム等の構造及び各機能の特性などを細部に渡り正確に把握しているとともに、システム全体を総合的に理解している。そのため、システムの正常な保守管理を、安全かつ迅速に作業ができる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下水道河川局事業推進部河川管理課 011-818-3415
R1. 10. 9	河川許認可原簿及びしゅん功図等のマイクロフィルム及びデータ作成業務	情報創造事業協同組合	3,630,000	R1. 9. 5	R1. 9. 6 ~ R1. 11. 30	当該業務は、主に札幌市が結んでいる単価契約(マイクロフィルム撮影等)の業務であり、その後の検査図作成を一連として行う必要がある。この業者は、札幌市競争入札資格参加者名簿の一般サービス業(速記・筆耕・複写等)の登録業者であり、かつ単価契約(マイクロフィルム撮影等)の締結業者である。また、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けた中小企業協同組合法に基づく事業協同組合となつている。そのため、加盟している会社において作業を分割することが可能であり、履行期間内に確実に業務を実施することが期待できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R1. 12. 25	河川管理システム改修業務	株式会社オーベック	7,150,000	R1. 12. 11	R1. 12. 12 ~ R2. 3. 23	河川管理システムは、河川を管理するための情報を格納しており、管理業務を行う上で欠かせないシステムとなっている。この業者は当該システムの再構築業者であり、システムプログラム等の構造及び各機能の特性などを細部に渡り正確に把握しているとともに、システム全体を総合的に理解している。そのため、システム改修によるシステム内部への影響を考慮しながら作業ができる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R2. 1. 8	河川管理システムデータ登録業務	株式会社オーベック	2,530,000	R1. 12. 19	R1. 12. 20 ~ R2. 3. 23	河川管理システムは、河川を管理するためのいろいろな情報を格納しており、業務を行う上で必要不可欠なシステムとなっている。左記業者は、当該システムの再構築業者であり、システムプログラム等の構造及び設定を細部に渡り正確に把握していることから、河川許認可原簿やしゅん功図等のデータ登録を安全かつ迅速に作業ができる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R2. 4. 22	河川管理システム保守管理業務	株式会社オーベック	1,320,000	R2. 2. 13	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	河川管理システムは、河川を管理するための情報を格納しており、管理業務を行う上で欠かせないシステムとなっている。この業者は当該システムの再構築業者であり、システムプログラム等の構造及び各機能の特性などを細部に渡り正確に把握しているとともに、システム全体を総合的に理解している。そのため、システムの正常な保守管理を、安全かつ迅速に作業ができる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R2. 3. 18	河川情報システム保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	6,600,000	R2. 3. 4	R2. 4. 1 ~ R3. 4. 1	現在、稼働中である河川情報システム及びサクシュ琴似川監視制御システムは、左記業者が受注し独自ソフトウェアの開発を行い構築したものである。 本システムの安定的な運用、各プログラムの動作確認及びシステム異常時のプログラム解析等を迅速かつ的確に行うためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、開発業者である左記業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R1. 8. 7	下水道管路緊急補修業務(屯田8条8丁目)	道興建設株式会社	31,350,000	R1. 6. 20	R1. 6. 21 ~ R2. 3. 17	屯田中部区画整理38号線に埋設されている既設下水道管(φ600合流管)の一部が北海道胆振東部地震(H30. 9. 6)により損傷したため、現在、災害復旧工事(工事名:創成川処理区北25条東15丁目ほか下水道災害復旧工事、工期:H31. 4. 22~R2. 2. 17、請負業者:道興建設(株))が稼働中である。 この度、同路線の災害復旧工事の対象外区間において道路陥没が頻発していたことから、西部下水管理センターにて下水道管内のテレビカメラ調査を行ったところ、既設下水道管の継目が大きく開き、管内に地下水、及び管周の土砂を大量に引き込んでいる事が判明した。このまま放置していると、道路陥没等が発生して重大事故の誘因となりがねないため、早急に応急処置を行う必要があると判断された。 通常、競争入札による場合、契約事務、及び資機材や施工業者の手配に時間が掛かり、その間に重大事故が発生する事が危惧される。左記業者は災害復旧工事の請負業者であり、現場状況を把握しており、現場着手準備も進んでいることから、早期に当該応急処置に対応する事が可能である。 併せて、本業務を災害復旧工事に対する追加業務とすることで、経費も削減できる。 以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定に基づき、本業務は左記業者に特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号)	下) 事業推進部管路保全課 011-818-3451
R1. 8. 14	下水道台帳管理システム移行業務	国際航業株式会社	43,505,000	R1. 7. 25	R1. 7. 26 ~ R2. 3. 6	左記業者は、下水道台帳管理システムに関連するマッピングソフト(せせらいん)等の著作権及び業務に必要な知識を有しており、本業務を遂行できる唯一の業者である。よって、本業務は契約の性質又は目的が競争入札に適さない。 以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に基づき左記業者に特定する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号)	下) 事業推進部管路保全課 011-818-3451
R2. 3. 11	下水道台帳管理システム保守管理業務	国際航業株式会社	14,905,000	R2. 2. 20	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	下水道台帳管理システムに関連するマッピングソフト(せせらいん)等の著作権及び業務に必要な知識を有しており、本業務を遂行できる唯一の業者である。 よって、本業務は契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから特定といたしたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部管路保全課 011-818-3451

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.12.11	下水道処理施設維持管理支援システム機能改善業務	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	4,477,000	R1.11.21	R1.11.22 ~ R2.3.31	本業務は、当該システムの機能改善を行い、使用環境を向上させるものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者が当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者と判断できることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2.3.4	西部スラッジセンター焼却灰処理業務(単価契約)	岡本興業株式会社	84,375,500	R2.1.24	R2.4.1 ~ R3.3.31	(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(燃え殻一破砕)の本市又は北海道の許可を受けていること。 (2)西部スラッジセンターから発生する焼却灰の全量を、年間を通して継続的に受け入れ可能で、資材化の処理ができること。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2.3.4	定山溪水再生プラザ脱水汚泥セメント資源化業務(単価契約)	太平洋セメント株式会社	46,175,800	R2.2.6	R2.4.1 ~ R3.3.31	(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(汚泥一焼成)の本市又は北海道の許可を受けていること。 (2)定山溪水再生プラザの脱水汚泥の全量を、年間を通して継続的に受け入れ可能で、セメント資源化して処理できること。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2.3.4	手稲沈砂洗浄センター洗砂処理業務(単価契約)	岡本興業株式会社	16,740,460	R2.2.17	R2.4.1 ~ R3.3.31	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(汚泥一造粒固化)の本市又は北海道の許可を受けていること。また、処理方式において、「無機性汚泥に限る」ことを条件としていないこと。 手稲沈砂洗浄センターから搬出する洗砂を、年間を通して継続的に受入可能であり、全量を資材化して処理できること。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2.3.11	下水道施設図面検索システム保守業務	株式会社サンコー	1,699,500	R2.2.20	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者が当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者と判断できることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2.3.18	下水道処理施設維持管理支援システム保守業務	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	21,230,000	R2.2.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者が当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者と判断できることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2.3.18	東部スラッジセンター流動砂運搬業務(貨物鉄道)(単価契約)	日本貨物鉄道株式会社	2,156,440	R2.2.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業務(燃え殻)の道の許可があること。 (2)鉄道による貨物運搬業を行っていること。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2.4.1	汚泥処理施設総括管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	1,421,200,000	R2.3.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	左記法人は、札幌市を公的な立場で補完、代行する目的で設立された一般財団法人であり、汚泥処理施設の運転当初から下水汚泥の脱水・焼却等の運転管理、補修業務、総合調整などの業務を担っており、総括管理を行うことに必要な、次の技術力・ノウハウを有している。 ・運転管理業務履行業者の的確な指導・監督 ・適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理 ・適切な運転方法・汚泥量などの調整 ・脱水汚泥、焼却灰等の適切な品質管理 左記法人は、これらの技術力・ノウハウなどを活用し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R1.7.24	創成川水再生プラザ第2処理施設ブロウ風量計修理	メタウォーター株式会社	1,485,000	R1.7.19	R1.7.19 ~ R1.12.20	創成川水再生プラザ第2処理施設ブロウ風量計の製造メーカーは富士電機(株)である。富士電機(株)は当該機器の構造や技術・知識を有した唯一のメーカーであり、他のメーカーでは、互換性が無く信頼性を保持した修理を行うことができない。 富士電機(株)製風量計の北海道でのメンテナンス会社は、メタウォーター(株)北海道営業所であることから同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局事業推進部創成川水処理センター 011-736-6371
R1.8.7	創成川水再生プラザシーケンサ等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	5,445,000	R1.7.24	R1.7.25 ~ R2.3.13	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.9.11	電磁クラッチSMC-60-01(EM-10用)	株式会社栗本鐵工所	1,996,500	R1.8.29	R1.8.29 ~ R2.3.30	当該部品は、伏古川水再生プラザの低放汚水流入ゲート用部品であり、他社の製品では形状や取付け部の寸法等が異なり、かつ互換性が無いことからゲート開閉装置へ組み込むことが出来ない。以上の理由により、上記製品を特定したい。なお、当該製品は設計・製造者である株式会社栗本鐵工所が販売をしており、他には取り扱っていない業者が無いため、同社を特命することとしたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.9.11	創成川水再生プラザ監視装置修理	株式会社明電エンジニアリング	1,430,000	R1.8.29	R1.8.29 ~ R2.3.13	今回交換対象となっているミラーディスクは、(株)明電舎製であり、現在使用中のメーカーと異なる製品を購入すると、監視装置の性能の保持が出来ないため、上記のミラーディスクを特定することと致したい。なお、本ミラーディスクは(株)明電エンジニアリング北海道支店の専売製品であり、他に取扱業者がない。また、今回対象機器である監視装置のメンテナンス会社は(株)明電エンジニアリング北海道支店であり、(株)明電舎から保守業務を移管された唯一の業者である。 以上のことから、本監視装置修理を(株)明電エンジニアリング北海道支店に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.9.18	茨戸水再生プラザ1,3系反応タンク風量調節弁修理	株式会社前澤エンジニアリングサービス	1,155,000	R1.9.5	R1.9.5 ~ R1.11.22	当該機器は前澤工業(株)製の機器であり、本業者が設計から製造まで一貫して携わっており技術的に精通している。 本修理にあたり、機器の構造、各規定値等製造者でしか判らない部分の修理であることから、他業者では修理を行うことが出来ない。 また、前澤工業(株)製設備の北海道でのメンテナンス会社は(株)前澤エンジニアリングサービス北海道営業所であり、保守業務を移管された唯一の業者であることから同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.9.25	茨戸水再生プラザシーケンサ等点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	5,060,000	R1.9.12	R1.9.13 ~ R2.3.16	本業務は、施設の運転監視操作、遠方監視システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。 本業務を確実に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である三菱電機(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.9.25	創成川水再生プラザ高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	2,585,000	R1.9.12	R1.9.13 ~ R2.3.13	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定機によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力及び技術者を有し、迅速かつ確かな履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.9.25	茨戸水再生プラザ高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	6,875,000	R1.9.12	R1.9.13 ~ R2.3.16	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。 履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。 このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、迅速かつ確かな履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.10.23	茨戸水再生プラザNo.3ブロウ用電動機修理	株式会社明電エンジニアリング	1,540,000	R1.10.10	R1.10.11 ~ R2.3.27	当該機器は株式会社明電舎製であり、設計から製造まで一貫して携わり技術的に精通している業者は株式会社明電舎のみである。 本修理にあたり、機器の構造、各規定値等製造者でしか判らない部分であることから、他業者では修理を行うことが出来ない。 また、株式会社明電舎製電動機の北海道でのメンテナンス会社は株式会社明電エンジニアリング北海道支店であり、保守業務を移管された唯一の業者であることから、同社に特命することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.10.30	創成川水再生プラザ貯留管施設No.1~3雨水返送ポンプ吐出弁開閉装置修理	株式会社栗本鐵工所	1,815,000	R1.10.17	R1.10.17 ~ R2.2.28	当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから製造元の(株)栗本鐵工所に特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.10.30	茨戸水再生プラザ監視制御装置部品	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,980,000	R1.10.17	R1.10.18 ~ R2.3.27	今回の監視制御装置部品の購入においては、この装置を設計・開発した三菱電機株式会社のみが技術・知識を有した唯一のメーカーであるので、製造メーカーである三菱電機株式会社を特定した。また、三菱電機株式会社製監視制御装置部品の北海道で唯一の販売店は、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北海道支社であり、他に取扱業者がないことから、同社に特命することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.12.25	創成川水再生プラザ第1処理施設800号No.2汚水ポンプ電動機ブラシ引揚装置修理	株式会社明電エンジニアリング	1,155,000	R1.12.5	R1.12.5 ~ R2.3.19	当該機器は(株)明電舎製であり、他のメーカーでは部品形状の違いなどから、互換性がなく取付ができないため、(株)明電舎製を特定したい。なお、(株)明電舎製電動機の北海道でのメンテナンス業者は(株)明電エンジニアリング北海道支店であり、保守業務を移管された唯一の業者であることから、同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.1.8	東雁来雨水ポンプ場シーケンサ等点検業務	東芝インフラシステムズ株式会社	1,265,000	R1.12.11	R1.12.12 ~ R2.3.30	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。 本業務を確実に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 このことから、左記業者が、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.12.18	茨戸中部中継ポンプ場データベース装置部品	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,980,000	R1.12.12	R1.12.12 ~ R2.3.30	当該装置の製造者は三菱電機(株)であり、その構造や各設計規定値の技術・知識を有した唯一のメーカーである。当該装置は他メーカーの製品では信頼性を保持できないため、三菱電機(株)製を特定したい。 なお、三菱電機(株)製データベース装置部品の北海道での唯一の販売店は、三菱電機プラントエンジニアリング(株)東日本本部 北海道支社であり、他に取扱業者がないことから、同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R1.12.18	茨戸東部中継ポンプ場燃料タンク液面指示計修理	株式会社工技研究所	1,247,400	R1.12.12	R1.12.12 ~ R2.3.9	当該機器は(株)工技研究所が設計製造および設置までを一貫して行い、既設重油タンクの特性や設備条件を考慮して専用設計した特殊品である。そのため、他業者では修理を実施することが出来ないため同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.1.29	伏古川水再生プラザNo.3・4低段汚水ポンプ用ブラシ引揚装置修理	東芝インフラシステムズ株式会社	1,507,000	R2.1.23	R2.1.24 ~ R2.3.31	本修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として、他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると、製造業者以外では施工が困難である。今回修理するブラシ引揚装置の製造業者は、(株)東芝であるが、同社は東芝インフラシステムズ(株)に社名が変更されているため、同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.5.22	中央監視装置HDD修理	東芝インフラシステムズ株式会社	1,998,000	R1.5.9	R1.5.9 ~ R1.8.30	当該機器の製造者は株式会社東芝(現東芝インフラシステムズ株式会社)である。同社は、その構造や各設計規定値の技術・知識を有した唯一のメーカーであり、試験調整及び今後の性能保証も勘案すると、ほかのメーカーでは、信頼性を保持した修理を行うことができない。よって、東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社に特定することとした。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局事業推進部豊平川水処理センター 011-871-5121
R1.5.22	高段汚水ポンプ井水位計No.1修理	東芝インフラシステムズ株式会社	1,533,600	R1.5.9	R1.5.9 ~ R1.8.30	当該機器の製造者は株式会社東芝(現東芝インフラシステムズ株式会社)である。同社は、その構造や各設計規定値の技術・知識を有した唯一のメーカーであり、試験調整及び今後の性能保証も勘案すると、ほかのメーカーでは、信頼性を保持した修理を行うことができない。よって、東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社に特定することとした。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局事業推進部豊平川水処理センター 011-871-5121
R1.5.22	シーケンサ用品	東芝インフラシステムズ株式会社	1,976,400	R1.5.9	R1.5.9 ~ R1.9.27	今回購入する上記製品は、豊平川水再生プラザの(株)東芝製シーケンサ装置のコントローラ本体に必要な構成部品である。このためメーカーや品番が異なる製品の場合、取り付けの不能や、本来の動作機能が補償されないことから、設計製造した(株)東芝のみが技術・知識を有した唯一のメーカーであり、他メーカーでは製作・納品することができない。よって、今回の購入部品は(株)東芝製を特定したい。また、(株)東芝製シーケンサ部品の北海道で唯一の販売店は、東芝インフラシステムズ(株)であり、他に取扱業者はないことから、同社に特定することとした。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局事業推進部豊平川水処理センター 011-871-5121
R1.8.21	豊平川水再生プラザ第1処理施設シーケンサ等点検業務	東芝インフラシステムズ株式会社	2,827,000	R1.5.23	R1.5.24 ~ R1.12.20	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性を維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実に円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者が、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)豊平川水処理センター 011-871-5121
R1.7.24	豊平川水再生プラザ特別高圧受変電設備(精密)点検業務	株式会社明電エンジニアリング	3,402,000	R1.6.6	R1.6.7 ~ R1.9.27	本業務の対象となる設備は、特別高圧電気(電圧66,000V)を受電し、施設内の各設備に電源を安定して供給するための受変電設備である。本業務は、当該設備の機能を長期にわたって維持するための定期点検であり、履行に当たっては、受変電設備の機能を一時的に停止した上で分解点検、動作確認、測定等を行い、終了後、速やかに機能回復し復働させる必要があり、当該設備固有のプリント設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、迅速かつ的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局事業推進部豊平川水処理センター 011-871-5121
R1.7.3	第1処理施設管床排水ポンプNo.2用C/Cほか修理	東芝インフラシステムズ株式会社	1,397,000	R1.6.20	R1.6.20 ~ R1.11.1	当該機器の製造者は株式会社東芝(現東芝インフラシステムズ株式会社)である。同社は、その構造や各設計規定値の技術・知識を有した唯一のメーカーであり、試験調整及び今後の性能保証も勘案すると、ほかのメーカーでは、信頼性を保持した修理を行うことができない。よって、東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社に特定することとした。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局事業推進部豊平川水処理センター 011-871-5121
R1.7.24	初沈汚泥引抜ポンプNo.4修理(豊平川水再生プラザ)	古河産機システムズ株式会社	1,954,800	R1.7.18	R1.7.19 ~ R1.9.30	当該ポンプの製造者は古河産機システムズ株式会社である。本修理に当たっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で高度な技術力が必要であり、試験調整及び今後の性能保証も勘案すると、他のメーカーでは、信頼性を保持した修理を行うことができない。したがって、本修理を古河産機システムズ株式会社に特定したい。また、古河産機システムズ株式会社製品の北海道で唯一のメンテナンス会社は、古河産機システムズ株式会社札幌支店であることから同社に特定することとした。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局事業推進部豊平川水処理センター 011-871-5121
R1.9.25	豊平川水再生プラザ第1処理施設ほか1施設高圧電動機等点検業務	東洋電機製造株式会社	2,772,000	R1.9.12	R1.9.13 ~ R2.3.19	本業務は、水処理施設の主ポンプ用高圧電動機、自家発電機の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者が当該設備に関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、迅速かつ的確な履行が実施できる唯一の業者と判断できることから特定と致したい。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)豊平川水処理センター 011-871-5121
R1.11.20	豊平川水再生プラザ第1処理施設ブロウNo.1~3用高圧電動機等点検業務	東芝インフラシステムズ株式会社	2,530,000	R1.11.7	R1.11.8 ~ R2.3.19	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、迅速かつ的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.1.15	豊平川水再生プラザ第2処理施設高圧電動機等点検業務(月額契約)	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,595,000	R1.12.26	R2.1.6 ~ R2.3.27	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である三菱電機(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、迅速かつ的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.2.19	第2処理施設ブロウ数制御盤タッチパネル修理(豊平川水再生プラザ)	三機工業株式会社	1,100,000	R2.2.6	R2.2.6 ~ R2.3.13	本修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた機能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として、他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると、製造業者以外では修理が困難であることから製造元の三機工業(株)に特定することとした。また、(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)豊平川水処理センター 011-871-5121

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	水処理施設総括管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	125,070,000	R2.3.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、札幌市が行ってきた水処理施設運転管理業務の監理・監督を札幌市に代わり行う業務であり、次のマネジメント能力等が必要である。 (1) 対象となる各施設の運転管理業務の履行業者を的確に指導・監督できる (2) 対象となる各施設の安定かつ効率的な運転、適切な施設維持のための計画策定・執行管理を行うことができる。 (3) 各施設の運転状況、運転条件の変更を的確に把握し、運転方法などの調整を図ることができる。 左記の法人は、札幌市を公的な立場で補完、代行する目的で昭和58年度に設立された一般財団法人であり、既に汚泥処理施設の総括管理業務で得たマネジメント能力を有しており、下水道のスペシャリストとして継続的に業務に携わることが可能な唯一の者であることから特定とした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R1.5.22	手稲水再生プラザ2系高級処理流量計修理	東芝インフラシステムズ株式会社	1,296,000	R1.5.9	R1.5.9 ~ R1.9.30	当該株式会社東芝(現東芝インフラシステムズ株式会社)製電磁流量計は、反応タンクに流入する高級処理水量を測定する装置であり、機器の自動制御等に用いる等重要な役割を果たしており、施設の運転管理に必要不可欠な機器である。 この装置の修理に当たっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で高度な技術情報及び技術力が必要であり、試験調整及び性能保障も勘案すると、他のメーカーでは信頼性を保持した修理を行うことができない。 このため、当該機器の製造者である東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下水道河川局事業推進部新川水処理センター 011-611-5305
R1.10.23	手稲水再生プラザ計装設備点検業務	株式会社アトラン	5,995,000	R1.8.22	R1.8.23 ~ R2.3.20	本点検業務は、毎年度行っている点検業務であり、今年度は一般競争入札により告示し、7月31日に開札を行ったが入札参加者がなく、不成立となった。 よって、競争入札に付し入札者がいないことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により特定随意契約とし、前年度本業務の履行実績もあり、迅速かつ的確な履行が実施できる左記業者を相手方とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R2.4.8	手稲水再生プラザ高圧電動機等点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	4,620,000	R1.9.12	R1.9.13 ~ R2.3.27	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって制度の高い診断調査等を行うものである。 履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報、ノウハウを有することが必要不可欠である。 このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報、ノウハウを有する製造業者である三菱電機株式会社から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、迅速かつ的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R2.4.22	新川水再生プラザ第1処理施設ほか高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	5,280,000	R1.9.19	R1.9.20 ~ R2.3.27	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって制度の高い診断調査等を行うものである。 履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報、ノウハウを有することが必要不可欠である。 このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報、ノウハウを有する製造業者である株式会社明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、迅速かつ的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R2.5.13	新川水再生プラザ仮設発電機設置業務	株式会社日立製作所	58,872,000	R1.10.9	R1.10.9 ~ R2.3.30	新川水再生プラザの常用発電機整備故障に伴い、今後停電が発生した場合、下水処理が不能となり市民生活に甚大な影響を与えることから、至急、仮設発電機を設置し不測の事態に備える必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R1.11.27	汚泥スクリーン部品	株式会社西原環境	1,485,000	R1.11.7	R1.11.7 ~ R2.2.25	当該汚泥スクリーンは(株)西原環境製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから、互換性がなく取付できないため(株)西原環境製を特定したい。なお、本製品の北海道で唯一の販売店は(株)西原環境 北海道支店であり、他に取扱業者はないことから、同社に特命することとしたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R1.12.4	第2処理施設No.2、No.3プロロ制御盤修理(新川水再生プラザ)	三機工業株式会社	1,870,000	R1.11.19	R1.11.19 ~ R1.12.13	当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると、製造元以外の施工は困難であることから製造元である三機工業(株)に特定を致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R2.1.15	新川水再生プラザ第2処理施設No.3プロロタッチパネル修理	三機工業株式会社	1,727,000	R1.12.26	R1.12.26 ~ R2.2.14	当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると、製造元以外の施工は困難であることから製造元である三機工業(株)に特定を致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R1.7.24	社会資本整備総合交付金事業令和元年度大規模盛土造成地変動予測調査業務(第二次スクリーニング計画)	株式会社復建技術コンサルタント	22,880,000	R1.7.10	R1.7.10 ~ R2.3.25	当該業務による大規模盛土造成地の調査に関する優先度検討は、幅広い専門知識を用いて被害形態とその危険要因を把握する必要があるが、北海道胆振東部地震において里塚地区で発生した被害は、深層部の液状化という全国的にも非常に珍しいものである。そのため、今後の優先度検討にあたっては、国のガイドラインを参考にしつつ札幌市の地域特性に応じた評価基準を確立することが最も重要である。評価基準の確立のためには、市街地復旧推進室が行う復旧支援業務と統一的な評価検討を行うことができ、災害発生メカニズムに精通し、市内各所で被災した要因について十分な知見を有することが不可欠である。 また、被災地区の住民に対しては寄り添った対応を行うべきであり、住民が安心して生活するためにも降雪期を迎える今秋までに被害要因の調査状況について説明ができるよう、短期間で被害要因を把握し、優先度評価を実施する必要がある。 上記選定事業者は、他都市(名古屋、さいたま市等)でも同種業務の受注実績があり、さらには本業務と密接に関係する復旧支援業務を行う、市街地復旧推進室から「清田区里塚地区市街地復旧計画策定業務(平成30年度)」及び「札幌市清田区里塚地区ほか市街地復旧支援業務(令和元年度)」を受託しており、札幌市の被災状況やその原因分析及び復旧の方策など、札幌市における地震被害の地域特性と対策に十分精通している。そのため、本業務の履行に際し、復旧支援業務と統一的な評価検討を行うことができ、履行品質が十分に確保できるとともに札幌市の地域特性を踏まえた被害要因の把握が速やかに行える業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都市局市街地整備部宅地課 011-211-2512

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.6.5	札幌市借上市営住宅入居者移転支援業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	22,377,600	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>入居者募集、家賃管理等の業務を行う札幌市営住宅等の管理業務(以下「本業務」という。)の実施においては、個人情報の適正な管理・市営住宅の入居者移転支援業務は、契約期限満了を迎える借上市営住宅について、入居者の他の市営住宅等への移転斡旋、移転料の支払い等の移転支援、対象団地自治会への共益費補助などの自治会支援業務を行う。当該業務の実施においては、個人情報の適正な管理や多様化する入居者ニーズへの対応が求められることから、市営住宅の状況・制度を熟知した者が処理する必要がある。また、既存団地の入居決定や住み替え、自治会対応、移転拒否の際の法的措置等、本市固有業務と密接不可分の関係があること、借上市営住宅は市内各所に点在し、入居者の移転先も市内全域の市営住宅を対象としていることから、業務を遂行するためには市営住宅管理のノウハウを有している者が全市統一的な対応を行う必要がある。</p> <p>札幌市住宅管理公社は、昭和52年に本市の全額出資により設立した一般財団法人であり、現在も市営住宅の施設管理業務、入居者募集事務・住替事務、家賃管理等の入居者に係る人的管理業務を受託していることから、入居者の移転を支援するために必要な入居・退去手続きに係る調整や自治会への説明会等、業務を遂行するためのノウハウを有している。また、計42箇所の集会所等に管理人を配置しているため、移転先の市営住宅の速やかなあわせ等、入居者のニーズに応え利便を図るための体制も整備されている。については本事業者は、市営住宅の状況・制度の熟知、業務に必要なノウハウの集積、全市統一的かつ速やかな対応といった上記の条件を満たし、さらに、当該業務を受託するための組織体制が整備されている唯一の業者であると判断されることから、特定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都市局市街地整備部住宅課 011-211-2806
R1.7.10	令和元年度札幌版次世代住宅性能評価業務(単備契約)	一般社団法人北海道建築技術協会	2,154,600	R1.6.11	R1.6.11 ~ R2.3.31	<p>札幌版次世代住宅性能評価申請書類の確認や本市に対する技術的助言等を行う本業務は、建築技術に関する専門的な知識や経験に加え、客観的な立場による公平な判断が求められ、さらに、迅速で確実な業務履行が必要となる。</p> <p>一般社団法人北海道建築技術協会は、高度な建築技術、知識を有する設計者、施工者、学識経験者を会員とする団体であり、当該協会が行う業務は、特定の事業者を対象として行われるものではなく、複数の事業者の技術的知見に基づいて、客観性・公平性を有するものである。</p> <p>また、市内に活動拠点を有し、過年度における当該業務を支援した実績があるとともに、「BIS(住宅等の温熱環境条件に関して高度の専門知識を有し、正しい設計、精度の高い施工方法等を指導できる技術者の資格)」の唯一の認定機関でもある。</p> <p>以上により、当該協会は本業務を公平な判断のもと、迅速かつ確実に行うことができる唯一の業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都市局市街地整備部住宅課 011-211-2807
R1.7.31	市営住宅給水設備更新・火災戸復旧修繕業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	19,147,700	R1.7.22	R1.7.22 ~ R2.3.31	<p>入居者募集、家賃管理等の業務を行う札幌市営住宅等の管理業務(以下「本業務」という。)の実施においては、個人情報の適正な管理、多様化する入居者ニーズへの対応、市民サービスの更なる向上が求められることから、市営住宅の状況・制度を熟知し、業務に精通した者に本業務を委託し、一元的に処理させる必要がある。また、本業務のうち、入居者募集業務、家賃管理業務及び駐車場管理業務については、本市固有業務(入居決定、家賃決定及び駐車場使用料の滞納に対する法的措置等)と密接不可分の関係があるため、本市条例の内容を熟知し、業務を遂行するためのノウハウを有している者が全市統一的な対応を行う必要がある。当該業者は、昭和52年に本市の全額出資により、札幌市民の住生活環境の向上のために必要な事業及び住宅、団地、その他の公的施設の管理に関する事業を実施するために設立された法人であり、長年にわたり本業務を実施していることから、市営住宅の状況・制度を熟知し、業務を遂行するために必要なノウハウを有している。また、これまでも適正に本業務を遂行している。したがって、当該業者は本業務を確実に実施できる唯一の業者であるため、特定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都市局市街地整備部住宅課 011-211-2806
R1.8.14	市営住宅総合管理システム サーバ機器等更新業務	富士通株式会社北海道支社	14,300,000	R1.8.1	R1.8.1 ~ R1.12.31	<p>入居者募集、家賃管理等の業務を行う札幌市営住宅等の管理業務(以下「本業務」という。)の実施においては、個人情報の適正な管理・市営住宅の入居者移転支援業務は、契約期限満了を迎える借上市営住宅について、入居者の他の市営住宅等への移転斡旋、移転料の支払い等の移転支援、対象団地自治会への共益費補助などの自治会支援業務を行う。当該業務の実施においては、個人情報の適正な管理や多様化する入居者ニーズへの対応が求められることから、市営住宅の状況・制度を熟知した者が処理する必要がある。また、既存団地の入居決定や住み替え、自治会対応、移転拒否の際の法的措置等、本市固有業務と密接不可分の関係があること、借上市営住宅は市内各所に点在し、入居者の移転先も市内全域の市営住宅を対象としていることから、業務を遂行するためには市営住宅管理のノウハウを有している者が全市統一的な対応を行う必要がある。</p> <p>札幌市住宅管理公社は、昭和52年に本市の全額出資により設立した一般財団法人であり、現在も市営住宅の施設管理業務、入居者募集事務・住替事務、家賃管理等の入居者に係る人的管理業務を受託していることから、入居者の移転を支援するために必要な入居・退去手続きに係る調整や自治会への説明会等、業務を遂行するためのノウハウを有している。また、計42箇所の集会所等に管理人を配置しているため、移転先の市営住宅の速やかなあわせ等、入居者のニーズに応え利便を図るための体制も整備されている。については本事業者は、市営住宅の状況・制度の熟知、業務に必要なノウハウの集積、全市統一的かつ速やかな対応といった上記の条件を満たし、さらに、当該業務を受託するための組織体制が整備されている唯一の業者であると判断されることから、特定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都)市街地整備部住宅課 011-211-2806
R2.4.15	令和2年度市営住宅総合管理システム運用・保守業務	富士通株式会社	7,128,000	R2.3.24	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>市営住宅総合管理システムは市営住宅の全入居者の情報を一元的に管理しているものであり、本市が行う市営住宅管理業務に不可欠なことができず、万一システムに不具合が出た際には業務に支障が出ることと見られず、入居者にも多大な迷惑をかけることにつながりかねないため、保守環境の整った最適な環境でシステムが利用でき、有事の際も安全で迅速に対応できる環境になければならない。当該業者は、平成9年度に本システムを開発し、その後の保守業務及び改修業務を受託しており、他部局のシステムとの情報連携を含めた本システム全体の詳細な仕様を熟知していることから、調査分析・設計工程が必要最小限で済むものであり、費用を抑えることができるものである。仮に、他の者が本件業務を受託した場合は、本システムの詳細分析や動作確認など、本業務の実施に係る期間及び経費が膨大となることや、障害発生時における復旧に多くの時間を費やし、市営住宅管理業務に重大な支障をきたすことから、当該業者に特定することとする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807
R2.4.15	改良5店舗賃貸料の収納等に関する事務	札幌市光星飲料店協同組合	1,014,445	R2.3.24	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>札幌市光星飲料店協同組合(以下「組合」という。)は、改良5店舗の店舗業種の多くがスナック等の風俗営業種であり、他の店舗と異なり営業時間が深夜にまで及ぶことから、当該組合を通じて店舗管理に関する指導等を行うことが適切と判断されたことにより、当時所管していた区画整理部の要請で昭和46年に設立されたものである。現在においても、当該店舗の業種はスナック等の風俗営業種が多く(30店舗中25店舗)、営業時間が深夜にまで及ぶことから、入居者の賃貸料支払いの便宜及び職員の時間外の支払催進事務等を軽減させるため、当該店舗内の事務所を有し、かつ、夜間の収納体制が整っている唯一の団体である組合を事業者とし、収納事務を含めた店舗管理に関する事務を委託することが適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	札幌市営住宅等の管理業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	620,513,300	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	入居者募集、家賃管理等の業務を行う札幌市営住宅等の管理業務(以下「本業務」という。)の実施においては、個人情報の適正な管理、多様化する入居者ニーズへの対応、市民サービスの更なる向上が求められることから、市営住宅の状況・制度を熟知し、業務に精通した者に本業務を委託し、一元的に処理させる必要がある。また、本業務のうち、入居者募集業務、家賃管理業務及び駐車場管理業務については、本市固有業務(入居決定、家賃決定及び駐車場使用料の滞納に対する法的措置等)と密接不可分の関係があるため、本市条例の内容を熟知し、業務を遂行するためのノウハウを有している者が全市統一対応を行う必要がある。当該業者は、昭和52年に本市の全額出資により、札幌市民の住生活環境の向上のために必要な事業及び住宅、団地、その他の公的施設の管理に関する事業を実施するために設立された法人であり、長年にわたり本業務を実施していることから、市営住宅の状況・制度を熟知し、業務を遂行するために必要なノウハウを有している。また、これまでも適正に本業務を遂行している。したがって、当該業者は本業務を確実に実施できる唯一の業者であるため、特定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807
H31.4.24	市有建築物保全業務	一般財団法人 札幌市住宅管理公社	2,391,951,100	H31.4.4	H31.4.5 ~ R2.3.31	(一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当たっては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都市局建築部建築保全課 011-211-2816
R2.4.22	中央体育館解体工事周辺調査	株式会社補償セミナー	1,045,000	R1.7.4	R1.7.5 ~ R2.3.16	中央体育館解体工事の実施に当たり、現在、「中央体育館解体工事周辺調査」を実施しているが、新たに2棟を追加して家屋調査を行う必要が生じた。 当該工事の影響の調査、とりまとめについては、当該調査業務で行う振動・騒音調査を踏まえて、一体的に行う必要があることから、本業務は、当該調査の委託業者である当該業者が行うのが最も適格である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	都)建築部建築保全課 011-211-2816
R2.4.22	市有建築物保全業務その2	一般財団法人 札幌市住宅管理公社	23,428,900	R1.12.5	R1.12.6 ~ R2.3.31	(一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当たっては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都)建築部建築保全課 011-211-2816
R2.4.22	建築部工事図面等電子データ化業務	株式会社サンコー	5,940,000	R2.1.9	R2.1.10 ~ R2.3.31	図面検索システムとは複数年度分の工事図面等を、一元管理することで、複数のユーザーが大量の図面データから効率よく検索・活用できるよう平成17年度に建築部の業務委託により(株)サンコーが開発したものである。 本業務は工事図面やしゅん工写真等の電子化を行いシステムのサーバにデータ登録を行う業務であり、同社はサーバ内でのデータベース化への移行作業も含め、長年にわたり図面の電子データ化登録作業を履行しており、本システム及びデータの整理方法を熟知している。 また、本システムは教育委員会、住宅管理公社で運用されている図面管理システム内のデータと統合し相互に運用されており、各々(株)サンコーとの随意契約を締結していることから整合性を確保することが容易で、万一データ喪失した場合のバックアップ対応等を行うことも可能である。 上記のことから、本業務を確実にかつ円滑に遂行できる唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都)建築部建築保全課 011-211-2816
R1.5.22	業務第5号 平成31年度耐震診断等補助事業関連業務	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	9,900,000	H31.4.15	H31.4.15 ~ R2.3.19	左記の団体は、建築士法に基づく「建築士事務所業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市における唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他になく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都市局建築指導部管理課 011-211-2859
R1.5.22	業務第6号 平成31年度耐震診断員派遣事業関連業務(単価契約)	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	14,055,800	H31.4.15	H31.4.15 ~ R2.3.19	左記の団体は、建築士法に基づく「建築士事務所業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市における唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他になく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都市局建築指導部管理課 011-211-2859

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.5.8	札幌市消防局法律相談業務	弁護士 木下 尊氏	1,220,800	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	年々行政処分等の件数が増加し、内容もより複雑化する昨今においては、迅速かつ的確な解決が市民サービスのうえで重要であり、そのためには豊富な知識と経験に裏打ちされた専門家の意見ないし助言が不可欠である。左記の者は特殊で難解とされる消防関係法令のみならず広く消防行政を熟知しており、平成17年度より、消防法令違反処理等に係る法的措置や消防業務防務事案に対する法的見解を含めた助言のほか、本市の代理人として消防関係訴訟で勝訴するなど、現在まで多種多様な事案に対応してきた実績があり、消防行政に係る相談件数は市内随一である。以上ことから、本業務を受託できる者は左記の者をおいて他にいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	消防指令システム保守業務	富士通株式会社	54,021,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当システムは、開発者のパッケージ製品を石狩振興局独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	石狩管内多重無線システム保守業務	日本電気株式会社	5,820,600	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当システムは、開発者のパッケージ製品を石狩振興局独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	消防情報管理システム保守業務	富士通株式会社	8,844,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当システムは、本市独自の仕様と製造者独自の技術で開発されていることから、当該システムを的確に点検し、障害発生時には迅速に対応できる者は、システムの仕様やプログラミングに精通している開発者以外にいない。以上ことから、本件については、当該システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	ヘリコプターTV伝送システム等保守業務(その2)	池上通信機株式会社	2,452,500	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当システムは、開発者のパッケージ製品を本市独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	地震体験コーナー保守業務	株式会社SPフォーラム	1,765,800	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務の対象となる展示機器は、本市独自の仕様と製造者独自の技術で製作された精密機器であり、当該機器を的確に点検し、障害発生時には迅速に対応できる者は、機器の仕様やプログラミングに精通している製造者以外にいない。以上ことから、本件については、当該機器を製造・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	レオナルド式AW139用EPICナビゲーションデータベース更新業務	株式会社海外物産	1,593,540	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	航空機の整備は、自家用航空機整備の指針(平成16年10月13日 国土交通省航空局技術部航空安全課長)に基づき整備基準が示されており、同指針では、航空機の整備は製造者が定めたメンテナンスマニュアル等に従って行い、航空機に装備する部品は製造者が定めた正規部品等を取り付けることとされている。本市が保有するレオナルド社製AW139型ヘリコプターに装備されているフライトマネージメントシステムは、HONEYWELL社製であり更新データも HONEYWELL 社製となるが、国内では左記業者のみがHONEYWELL社製EPIC DATABASEの販売を承諾されている唯一の日本企業であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	ヘリコプターTV伝送システム等保守業務(その3)	三井物産エアロスペース株式会社	4,503,400	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当システムは、開発者のパッケージ製品を本市独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	気象情報等提供業務	株式会社ウェザーニューズ	1,700,400	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本市消防航空隊が使用する安全運行に必要な気象情報は、通信衛星を経由したリアルタイムでの配信、画面表示が可能な「航空気象情報システム」による気象情報であり、同システムを開発した左記業者以外に、同様の業務を提供できるものがないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	消火体験コーナー・煙避離体験コーナー保守業務	株式会社ウチダテクノ	2,921,200	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務の対象となる展示機器は、本市独自の仕様と製造者独自の技術で製作された精密機器であり、当該機器を的確に点検し、障害発生時には迅速に対応できる者は、機器の仕様やプログラミングに精通している製造者以外にいない。以上ことから、本件については、当該機器を製造・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	火災予防普及啓発等業務	公益財団法人札幌市防災協会	175,490,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務は防災業務関係者の育成や応急手当の普及講習、展示室のアテンドなど多岐にわたる業務であるが、これを確実に履行するには、消防業務全般に深く精通し、かつ、講習等を実施するために必要な資格者を擁している必要がある。左記団体は消防関連事業を多数展開し、その実績は市内でも突出しているとともに、講習等の実施に必要な資格者も多数確保していることから、本業務を受託できる者は左記団体をおいて他にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	位置情報通知システム(統合型)提供業務	東日本電信電話株式会社	3,658,998	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務で提供を受けるデータは左記業者が所有し、他の業者から供給不可のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	保安三法情報管理システム保守業務	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	1,863,900	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当システムは、本市独自の仕様と製造者独自の技術で開発されていることから、当該システムを的確に点検し、障害発生時には迅速に対応できる者は、システムの仕様やプログラミングに精通している開発者以外にいない。以上ことから、本件については、当該システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	病院遠隔支援システム保守業務	株式会社エスピービー	1,915,452	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当システムは、開発者のパッケージ製品を本市独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	石狩管内消防救急無線システム保守業務	富士通株式会社	53,628,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当システムは、開発者のパッケージ製品を石狩振興局独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	ヘリコプターTV伝送システム等保守業務(その1)	日本電気株式会社	10,322,300	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当システムは、開発者のパッケージ製品を本市独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	衛星地球局機器保守業務	日本電気株式会社	6,234,800	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当該機器は、開発者のパッケージ製品を本市独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.5.8	消防局庁舎等塵芥収集運搬業務	一般財団法人 札幌市環境事業公社	6,533,340	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	札幌市内で事業系一般廃棄物の収集運搬の許可を受けているのは、(一般)札幌市環境事業公社のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	聴覚障がい者向けメール119番提供業務	北海道総合通信網株式会社	1,543,698	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	当システムは、消防指令システムに連携し聴覚障がい者からの119番通報を受付けるためのシステムであり、当局が要求する機能を満たすシステムを提供している業者は左記業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.8	高所監視カメラ機器保守業務	東日本電信電話株式会社	2,561,500	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務の保守対象機器は「N T T大通西4丁目ビル」に設置されており、当該ビルは通信ネットワークの拠点として左記業者が所有・管理し、セキュリティ確保のため、左記業者以外による設置工事及び保守業務を認めていないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.5.15	回転翼航空機(AW139型)の定期耐空検査等に係る整備業務	東邦航空株式会社	40,292,640	H31.4.22	H31.4.22 ~ R1.8.13	東邦航空株式会社は、当該機体をイタリアのレオナルド社から輸入した際の国内工場として、新規組立及び修理改造作業を実施した当該機体を熟知している事業者である。 また、機体本体及びエンジンなどは、納品検査完了日(平成29年3月1日)から3年間又は1,000飛行時間のうち、いずれか早い到来時期まで保証期間が設けられており、保証期間内に瑕疵が発見された場合は、三井物産エアロスペース株式会社を介して東邦航空株式会社での修正作業となる。 仮に当該整備業務を他の事業者と契約し、整備途中で瑕疵が発見された場合は、その部品等を東邦航空株式会社へ搬入し、修正作業を行い、再び契約事業者の工場へ戻すことになるため、履行期間が長期化し、整備費用も増大する。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、東邦航空株式会社と随意契約をする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.6.12	平成31年度B型肝炎等健康診断及び予防接種	公益財団法人 北海道結核予防会	2,601,830	R1.6.3	R1.6.3 ~ R2.3.26	本業務は、B型肝炎に感染の恐れがある職員を対象とし、B型肝炎の予防を目的に抗原・抗体検査を実施し予防接種が必要と判断されたものにワクチン接種するものである。このため、本業務の円滑な実施には以下の事項が必要条件となり、札幌市内においてこれらすべての条件を満たすことができるのは、北海道結核予防会のみであることから、上記のものを指名する。 1 業務として勤務時間中に検査・接種を行うため巡回が必要。 2 出勤等により受診者の人数や日程が流動的なため、これら現場勤務の特殊性に柔軟に対応できること。 3 抗原・抗体のない職員の感染リスク回避から、実施日程に偏りがあり、一度に大量の人数に対応できる設備・体制が整備されていること。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.6.12	消防車両架装部点検業務(その1)	株式会社北海道モリタ	1,109,160	R1.6.6	R1.6.6 ~ R1.9.20	本業務の対象となる架装部は、製造業者独自の技術等で製作されており、各装置を安全に利用するためには、各装置の構造を熟知した者の確かな点検が必要である。加えて、点検・整備に必要な架装部設計図の著作権は製造業者が有し、製造物責任(P L)法第3条に基づく責任も製造業者にあると定められていることから、本契約の相手方は架装部を製造した左記の者以外に適当な者は存在せず、契約の性質上は目的が競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.6.26	人事給与総合システムとのデータ連携に伴う消防情報管理システム改修業務	富士通株式会社	3,289,000	R1.6.12	R1.6.12 ~ R2.3.31	本業務で改修対象となる消防情報管理システムは、当該業者のパッケージ商品を本市仕様カスタマイズしたものであり、システムのソースコード等の著作権は開発元である同社が有し、同社以外が改修することはできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消防局総務部施設管理課 011-215-2030
R1.10.2	消防局庁舎における電力調達契約(単価契約)	北海道電力株式会社	14,249,597	R1.9.17	R1.10.1 ~ R2.9.30	本市における電力調達契約については、平成28年度より札幌市電力調達契約事務取扱要領(平成28年3月9日財政局契約管理担当局長決裁、以下「要領」という。)第2条第1項の規定に基づき、一般競争入札又は随意契約の方法により締結することとされている。消防局庁舎においては、平成29年度から令和元年度にかけて大規模修繕を実施しているため、電力調達契約を行うにあたり必要な履行期間における適切な使用電力量を算定することができないことから、競争入札に付することが適当ではないと認められる(札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第6号)。そのため、北海道電力株式会社を相手方として契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-205-3205
R1.10.2	南消防署における電力調達契約(単価契約)	北海道電力株式会社	2,542,163	R1.9.17	R1.10.1 ~ R2.9.30	本市における電力調達契約については、平成28年度より札幌市電力調達契約事務取扱要領(平成28年3月9日財政局契約管理担当局長決裁、以下「要領」という。)第2条第1項の規定に基づき、一般競争入札又は随意契約の方法により締結することとされている。南消防署においては、平成31年1月12日から新庁舎にて運用を開始しているところであり、電力調達契約を行うにあたり必要な履行期間における適切な使用電力量を算定することができないことから、競争入札に付することが適当ではないと認められる(札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第6号)。そのため、北海道電力株式会社を相手方として契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-205-3205
R2.3.25	ウォーターカッター車 筒倉修理	田井自動車工業株式会社	1,584,000	R2.3.10	R2.3.10 ~ R2.3.27	車両下部腐食により架装部の一部が脱落する危険があり、走行に支障があるため緊急に修理するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R2.4.1	水車博覧会修理	田井自動車工業株式会社	1,498,750	R2.3.11	R2.3.11 ~ R2.3.30	車両架装部腐食のため、火災現場等の活動に支障があるので緊急に修理するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R2.4.1	水車博覧会筒倉修理	田井自動車工業株式会社	1,320,000	R2.3.17	R2.3.17 ~ R2.3.30	車両架装部腐食のため、火災現場等の活動に支障があるので緊急に修理するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R1.10.2	中央区役所庁舎における電力調達契約(単価契約)	北海道電力株式会社	17,318,987	R1.9.2	R1.10.1 ~ R2.8.17	本市における電力調達契約については、平成28年度より札幌市電力調達契約事務取扱要領(平成28年3月9日財政局契約管理担当局長決裁、以下「要領」という。)第2条第1項の規定に基づき、一般競争入札又は随意契約の方法により締結することとされている。中央区役所庁舎においては、令和2年度7月の移転を予定しているため、電力調達契約を行うにあたり、必要な履行期間における適切な使用電力量を算定することができないことから、競争入札に付することが適当ではないと認められる(札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第6号)。そのため、現在の中央区役所庁舎における電力調達契約の受注者との随意契約を検討したところ、当該受注者は現契約満了後に事業を撤退することが決定しており、以後の契約は不可能であることが判明した。加えて、本契約においては契約期間が1年未満となるが、民間事業者においては1年以上の契約が原則的取扱いとなることから、北海道電力株式会社を相手方として臨時電力により契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 市民部総務企画課 011-205-3205
R2.3.18	中央区役所一般廃棄物収集運搬業務(単価契約)(単価契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,363,670	R2.3.6	R2.4.1 ~ R3.3.31	事業系一般廃棄物については、札幌市環境局が策定した一般廃棄物処理実施計画に基づき、廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備することを目的として収集運搬体制を札幌市環境事業公社に一元化している。よって、当該事業が履行可能なものは左記業者のみであり、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 市民部総務企画課 011-205-3205

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.1	中央区役所設備運転保守管理業務	ホクビサービス株式会社	17,021,290	R2.3.10	R2.4.1 ~ R3.3.31	中央区役所庁舎内の設備は様々な不具合が生じているが、約1年後に移転を控える中、コスト等を勘案しこれらの修繕を見送り、設備保守業者の手动操作により維持管理を行っている。また、当該手动操作の対象設備やその操作方法は多岐にわたり、専ら設備保守業者のノウハウに依拠しているところである。 本件業務が適正に履行されないことは、区役所庁舎の開庁、即ち市民生活に多大な影響を与えることとなり、何よりも安定した履行が第一に優先されるものである。 以上より、本件業務を適正かつ安定的に履行できる事業者は現受託者であるホクビサービス株式会社のみであり、その性質・目的が競争入札に適さないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 市民部総務企画課 011-205-3205
H31.4.24	中央区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	11,642,400	H31.4.5	H31.4.8 ~ R1.11.29	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	中央区土木部維持管理課 011-614-5800
R1.10.9	苗穂駅自由通路窓ガラス清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	1,133,000	R1.9.27	R1.10.1 ~ R1.11.30	苗穂駅自由通路は、JR本線に架かる通路(空中歩廊)であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を取ったうえ、き電停止(線路上の電気系統の遮断)を行って線路閉鎖(一定区間に列車等を入れない)の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。 更に、作業上の不備(清掃用具の落下や施設の破損など)によって、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。 このことから、左記事業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R1.11.13	南大橋補修検討業務	株式会社構研エンジニアリング	5,830,000	R1.10.29	R1.11.1 ~ R2.1.30	南大橋は昭和38年に架設され、12時間の車両交通量が18,647台(平成16年11月調査)と、多くの市民・観光客に利用されるとともに、緊急輸送道路に位置付けられる主要な幹線道路にある橋梁である。しかし、本年度の橋梁点検において、PC鋼材の劣化が懸念されるとの報告があり、これらの状況を踏まえた橋梁全体の構造的な耐久力の確認、および補修方法の検討が必要な状況である。 本検討においては、既設部分の構造を正確に把握することが必須となるが、左記業者は平成16年の耐震補強工事、平成23年の橋梁補修工事の設計を担当しており、南大橋の構造に精通しているとともに、直近南大橋に施された工事の内容を熟知している業者であり、本役務を遂行できる唯一の業者である。 ついで、本役務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定のうち「その契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するため、左記業者一特命することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R1.11.13	釧路地区雪堆積場管理業務	野田・ソリトン特定共同企業体	37,950,000	R1.10.31	R1.11.1 ~ R2.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R1.11.13	釧路東部地区雪堆積場管理業務	札幌建設運送株式会社	16,720,000	R1.10.31	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R2.4.8	令和2年度麻生まちづくりセンター運営業務	麻生まちづくり協議会	9,294,000	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。麻生まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「麻生まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	北) 市民部地域振興課 011-757-2407
R1.5.15	北区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	15,542,604	H31.4.10	H31.4.12 ~ R1.11.30	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在が札幌市内にあるもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	北区土木部維持管理課 011-771-4211
R1.11.6	上篠路第2地区雪堆積場管理業務	共同・丸新特定共同企業体	48,510,000	R1.10.28	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	北) 土木部維持管理課 011-771-4211
R1.11.6	拓北第2地区雪堆積場管理業務	テクノ・共立・大東・日本マーキング特定共同企業体	89,100,000	R1.10.28	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	北) 土木部維持管理課 011-771-4211
R2.8.19	東区役所・東区民センターじん茶(一般ごみ等)収集運搬業務(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,905,047	R2.3.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市において、事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者は左記事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	東) 市民部総務企画課 011-741-2409

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 8. 19	東区民センター分室清掃・警備業務	株式会社日立ビルシステム	1,379,400	R2. 3. 30	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	東区民センター分室として本市が区分所有している北10条市街地住宅併存施設(通称「村川ビル」)は、本市のほか、JBEホールディングス株式会社、株式会社北洋銀行の3者による共有物件である。当該物件の共用部分、付属施設及び敷地の維持管理については、JBEホールディングス株式会社が株式会社北洋銀行負担分を含め株式会社ゴーランドに委託しており、そのうち共用部分の清掃及び警備は、株式会社ゴーランドが、株式会社日立ビルシステム北海道支社に業務委託している。については、市専有部分である東区民センター分室の清掃及び警備についても、共有部分の清掃・警備を担っている株式会社日立ビルシステム北海道支社に委託し、清掃・警備業務を一体的に行わせることが、合理的かつ経済的に極めて有利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、随意契約(特定)とし、左記事業者から見積を徴したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	東)市民部総務企画課 011-741-2409
R2. 8. 19	札幌市東区民センター分室維持管理業務	株式会社ゴーランド	3,151,093	R2. 3. 30	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	東区民センター分室として本市が区分所有している北10条市街地住宅併存施設(通称「村川ビル」)は、本市のほか、JBEホールディングス株式会社、株式会社北洋銀行の3者による共有物件である。当該物件の共用部分、付属施設及び敷地の維持管理については、JBEホールディングス株式会社が株式会社北洋銀行負担分を含め株式会社ゴーランドに委託しており、そのうち共用部分の清掃及び警備は、株式会社ゴーランドが、株式会社日立ビルシステム北海道支社に業務委託している。については、市専有部分である東区民センター分室の清掃及び警備についても、共有部分の清掃・警備を担っている株式会社日立ビルシステム北海道支社に委託し、清掃・警備業務を一体的に行わせることが、合理的かつ経済的に極めて有利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、随意契約(特定)とし、左記事業者から見積を徴したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	東)市民部総務企画課 011-741-2409
R2. 4. 8	元町まちづくりセンター運営業務	札幌市東区元町まちづくり連合会	9,623,000	R2. 3. 30	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。元町まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「札幌市東区元町まちづくり連合会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に不適なため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	東)市民部地域振興課 011-741-2429
H31. 4. 17	東15丁目・屯田通ほか路面下空洞探査業務	ジオ・サーチ株式会社	3,780,000	H31. 4. 8	H31. 4. 8 ~ R1. 5. 31	当該業務は、平成30年9月6日に発生した地震により被災した東15丁目屯田通において、融雪後の安全確認のため空洞調査を行うものである。左記業者は、当該路線の路面下空洞調査を発生直後から4度実施しており、これまでの路面下の変状を熟知していることから、新たな空洞や広がりなどに対して速やかに比較、判定できるとともに、現地踏査に係る作業を省略するなど経費を節減することができる。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	東区土木部維持管理課 011-781-3521
R1. 11. 13	上篠路地区雪堆積場管理業務	丸彦渡辺・東舗特定共同企業体	121,550,000	R1. 10. 29	R1. 11. 1 ~ R2. 7. 31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	東)土木部維持管理課 011-781-3521
R1. 11. 13	エモレ地区雪堆積場管理業務	大同・中大・岩田地崎・板谷特定共同企業体	19,965,000	R1. 10. 30	R1. 11. 1 ~ R2. 7. 31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	東)土木部維持管理課 011-781-3521
R1. 11. 13	エモレ東地区雪堆積場管理業務	市川 三綱・光和 楠木特定共同企業体	20,350,000	R1. 10. 30	R1. 11. 1 ~ R2. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	東)土木部維持管理課 011-781-3521
R2. 3. 18	栄町駅交通広場清掃業務	ホクビサービス株式会社	1,188,000	R2. 3. 9	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	・当該業務箇所は清掃面積が狭小のため、作業の所要時間が1時間に満たないこと。 ・そのため、当該業務箇所だけに人員配置を行う場合、作業員の移動時間等を含めると市の積算価格での執行は現実的に難しいこと。 以上のことから、当該業務箇所と隣接している、札幌市交通局が発注している地下鉄栄町駅構内の清掃業務を請け負っている業者に随時することにより、作業員の共有化が可能となり、本業の積算価格で確実に遂行できると認められることから左記業者に特定したい。 なお、相手方のホクビサービス(株)は地下鉄栄町駅構内の清掃業務を平成30年10月1日から3年間の業務を受注しています。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	東)土木部維持管理課 011-781-3521
H31. 4. 10	「平成31年度東区災害時要配慮者支援ネットワーク運用事業」補助業務	株式会社K I T A B A	3,618,000	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	本業務は、大規模災害発生時に設置する福祉避難場所の円滑な運営を目的として、平成30年度に作成した特別介護老人ホーム7施設の「福祉避難場所運営マニュアル」(以下「マニュアル」という。)の案に基づき、実地訓練による検証を経てマニュアルを完成させるとともに、介護老人保健施設(5施設)について、各施設の状況や職員体制に即したマニュアル案を作成するなど、災害時に配慮が必要な高齢者を受け入れる福祉避難場所の円滑な設置・運営の補助を行うものである。 本業務は、平成29年度及び30年度に実施した「東区災害時要配慮者支援ネットワーク運用事業」の継続業務であることから、履行に当たっては、これまでの検討経緯や施設との連絡調整、マニュアルの内容等について熟知した上で業務を行う必要があるだけでなく、関係者との密接な連携や信頼関係を有している必要がある。 当該事業者は、平成29年度及び30年度に非常に良好な成績で業務を履行した者であり、当該事業者以外が当該業務を行う場合、これまでの検討経緯等の把握や関係者との関係構築等に多大な時間を要し、効率性が著しく損なわれることにより年度内に業務を履行することが極めて困難となる。 上記の理由により、当該事業者が本業務の履行に必要な要件を満たしている唯一の事業者であり、契約の目的又は性質が競争入札に不適なため、特定随意契約によるものとする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	東区保健福祉部保健福祉課 011-741-2459

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.6.26	区民協働スペース活用イベント企画運営業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	1,998,920	R1.6.12	R1.6.12 ~ R2.3.31	本業務は、にぎわい創出の拠点として白石区複合庁舎内に整備した区民協働スペースの利用を促進するため、当該スペースのみならず、区民センターや隣接する民間施設のスペースなどを一体的に活用したイベントを定期的に開催することで、話題性・集客性・まちづくり活動に対する意識を高め、区民協働スペースを広くPRするものである。 本業務の実施にあたっては、区民協働スペースを広くPRする等、情報発信効果を高める工夫が必要であり、多様な年齢層が楽しめるイベントを行うための企画力や豊富な経験が求められる。 このことから、公募型企画競争(プロポーザル方式)により企画提案を公募し、実施委員会での審査により委託候補者を決定し、随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	白石区市民部地域振興課 011-861-2422
R2.4.30	白石区複合庁舎まちづくりイベント広場管理運営・企画調整業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	4,224,000	R2.3.27	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、白石区複合庁舎内に整備した「まちづくりイベント広場」(以下「広場」という。)において、広場利用者が効果的なイベントを実施することができるよう、イベント運営・企画の補助、広場で従事するボランティアの育成・管理等を行うコーディネーターを配置するものである。 本業務の実施にあたっては、白石区複合庁舎まちづくりイベント広場等利活用協議会(以下「協議会」という。)での議論を踏まえ、多世代交流の積極的な推進が必要となることから、子どもや若者と地域を結ぶ活動をする児童会館や若者支援センターなどの支援機関との連携が必須となる。加えて、広場の利活用は、協議会における協議を経た上で決定することとなるため、協議会とも密接に連携しながら、その理念や意向に沿った企画運営を行うことが求められる。 当該法人は、札幌市内の児童会館を管理運営する唯一の団体であるほか、若者の支援機関として、「ポプラ若者活動センター」を白石区複合庁舎の隣接地に開設している。また、協議会の構成員でもあることから、協議事項を正確に把握し、その内容を着実に反映させることができる。 本業務の条件を満たす者は当該法人のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	白)市民部地域振興課 011-861-2422
H31.4.24	白石区自転車誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	13,995,828	H31.4.5	H31.4.8 ~ R1.11.27	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	白石区土木部維持管理課 011-864-8125
R1.7.3	白石駅自由通路・柏山跨線人道橋窓ガラス清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	1,620,000	R1.6.18	R1.6.20 ~ R1.11.30	白石駅自由通路及び柏山跨線人道橋は、JR本線に架かる通路(空中歩廊)であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラス清掃については、JR線路上での作業となることからJR北海道の許可を取らうえ、き電停止(線路上の電気系統の遮断)を行って線路閉鎖の措置をし、かつ限張り等を配置するなどの措置が必要である。さらに作業上の不備によっては列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり左記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況であることから左記業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	白石区土木部維持管理課 011-864-8125
R2.3.25	柏山跨線人道橋清掃業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	2,448,000	R2.3.12	R2.4.1 ~ R3.3.31	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	白)土木部維持管理課 011-864-8125
R1.6.19	厚別区自転車誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	6,415,431	H31.4.8	H31.4.9 ~ R1.11.30	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の就業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	厚別区土木部維持管理課 011-897-3800
R1.12.25	ふれあい広場あつべつ既存ステージ検討業務	株式会社ドーコン	5,076,000	R1.7.11	R1.7.16 ~ R1.9.30	平成7年設計の既存ステージに常設屋根を増設するにあたり、既存ステージが現在の建築基準法の基準に適合している建築物であることを確認する必要がある。当時の設計資料は部分的にしか残っていないため、この確認を確実に行うことができるのは、当時の設計事業者であり、設計ノウハウや設計思想を引継ぎ理解している株式会社ドーコンに限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	厚)土木部維持管理課 011-897-3800
R1.12.18	もみじ台南地区雪堆積場管理業務	ケンウン・北日本・佐興・柴田特定共同企業体	38,940,000	R1.10.30	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	厚)土木部維持管理課 011-897-3800
R1.11.13	真駒内第2地区雪堆積場管理業務	富浦・宮田・園建・北海道ライン特定共同企業体	11,517,000	R1.10.30	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊)土木部維持管理課 011-851-1681
R1.11.13	西園第2地区雪堆積場管理業務	丸葉山下・杉原・北央道路特定共同企業体	21,890,000	R1.10.30	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊)土木部維持管理課 011-851-1681
R1.11.13	海川南地区雪堆積場管理業務	水谷・藤井・大伸・内村・光輝特定共同企業体	73,238,000	R1.10.31	R1.11.1 ~ R2.8.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊)土木部維持管理課 011-851-1681
R1.12.4	札幌ドーム関連道路施設等維持除雪業務	株式会社札幌ドーム	4,083,200	R1.11.26	R1.12.1 ~ R2.3.31	本業務は、札幌ドームの敷地に接続する札幌ドーム羊ヶ丘連絡橋等の冬期路面維持管理を行うものであるが、現在委託中の『札幌ドーム関連道路施設等維持管理業務』と同一区域である。そのため、複数の受託者が同時に業務を履行した場合、連携が図れないため非効率で緊急対応も遅くなるほか、経費面でも不利であることから、『札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定書』の第4条及び第10条に従い現在受託している当該業者と随意契約を締結するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	豊)土木部維持管理課 011-851-1681

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.8	札幌ドーム関連道路施設等維持管理業務	株式会社札幌ドーム	6,006,000	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、札幌ドーム歩道橋及び札幌ドーム前広場の清掃・監視カメラ及び非常警報装置や札幌ドーム歩道橋エレベーターの点検作業等があり、札幌ドーム運営(イベント)との連携の必要性が高いことから、他の受託者が同時に業務を履行した場合、連携が図れない等、非効率であり、緊急対応時にも対応が遅くなるほか、経済面も不利である。また、これらのことを踏まえたうえで、平成13年5月に締結された「札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定」の第4条及び第5条で維持管理について(株)札幌ドームに委託するものとされていることから当該業者に委託することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R1.11.6	真栄芙蓉地区雪堆積場管理業務	開発運輸・坂井・鈴木東建特定共同企業体	24,640,000	R1.10.28	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R1.11.6	有明地区雪堆積場管理業務	株式会社東陽工業	14,080,000	R1.10.28	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R1.11.6	有明第2地区雪堆積場管理業務	新立大一・山王・北土・公清 特定共同企業体	51,150,000	R1.10.28	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R1.11.6	白旗山第3地区雪堆積場管理業務	ノースロード株式会社	12,870,000	R1.10.28	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R1.11.6	白旗山地区雪堆積場管理業務	丸エム南・新太平洋・ST特定共同企業体	22,330,000	R1.10.29	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R1.11.6	白旗山第2地区雪堆積場管理業務	真栄・松平・園建・南香園特定共同企業体	24,695,000	R1.10.29	R1.11.1 ~ R2.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R2.5.20	藻岩下まちづくりセンター運営業務	札幌市南区藻岩下地区連合会	9,240,000	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 藻岩下まちづくりセンターの所管区域において、この要件を満たす団体は、札幌市南区藻岩下地区連合会のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 市民部地域振興課 011-582-4723
R2.5.20	澄川まちづくりセンター運営業務	澄川地区連合会	9,294,000	R2.3.30	R2.4.1 ~ R3.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 澄川まちづくりセンターの所管区域において、この要件を満たす団体は、澄川地区連合会のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 市民部地域振興課 011-582-4723
R2.5.20	真駒内まちづくりセンター運営業務	真駒内地区連合会	9,204,000	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 真駒内まちづくりセンターの所管区域において、この要件を満たす団体は、真駒内地区連合会のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 市民部地域振興課 011-582-4723
R2.5.20	石山まちづくりセンター運営業務	石山地区まちづくり協議会	9,214,400	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 石山まちづくりセンターの所管区域において、この要件を満たす団体は、石山地区まちづくり協議会のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 市民部地域振興課 011-582-4723

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.5.20	芸術の森地区まちづくりセンター運営業務	芸術の森地区連合会	9,222,000	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 芸術の森地区まちづくりセンターの所管区域において、この要件を満たす団体は、芸術の森地区連合会のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 市民部地域振興課 011-582-4723
R2.5.20	廉舞まちづくりセンター運営業務	廉舞まちづくり協議会	9,218,400	R2.3.31	R2.4.1 ~ R3.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 廉舞まちづくりセンターの所管区域において、この要件を満たす団体は、廉舞まちづくり協議会のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 市民部地域振興課 011-582-4723
H31.4.24	南区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	3,765,762	H31.4.10	H31.4.15 ~ R1.11.22	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高齢者の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターで市内に所在がある当該事業者とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	南区土木部維持管理課 011-581-3811
R1.11.20	廉舞地区雪堆積場管理業務	南輝・おおしま特定共同企業体	16,720,000	R1.10.29	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R1.11.20	真駒内地区雪堆積場管理業務	南輝建設株式会社	23,540,000	R1.10.29	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R1.11.20	藤野地区雪堆積場管理業務	浅野・豊松吉特定共同企業体	14,696,000	R1.10.29	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R1.11.20	駒岡地区雪堆積場管理業務	有限会社ソニア工業	13,504,260	R1.10.29	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R1.12.11	藻岩山スキー場南斜面休憩舎管理業務	株式会社りんゆう観光	2,640,000	R1.12.4	R1.12.10 ~ R2.3.31	・当業務は、施設来場者に対する安全管理のみならず、緊急事態や傷病者の発生時等、不測の事態の際に迅速かつ確実に対応する必要がある業務である。(株)りんゆう観光は、藻岩山スキー場管理運営協議会の構成員であり、同社職員が、全体の責任者である藻岩山スキー場管理事務所長として選出されており、藻岩山スキー場を総合的に運営している。また同社は、現地北側の会社事務所にも多くの人員を配置しており、市民ロッジとも連携した緊急対応等が可能であること。 ・(株)りんゆう観光は、昭和35年に藻岩山スキー場にリフトを敷設し、これまで長年にわたり施設管理や運営を行っており、併せて場内パトロールや駐車場の管理なども実施していることから、利用者に対するニーズの把握や情報提供等が的確に実施することが可能であり、休憩舎の管理運営において利用者のサービス向上に最も寄与する団体であること。 ・以上のことから当団体は、本業務を委託できる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R1.12.11	定山溪三笠スキー場ロッジ等管理業務	一般社団法人 定山溪観光協会	1,562,000	R1.12.4	R1.12.20 ~ R2.3.31	・当法人は、定山溪地区の観光の健全な発展に寄与することを目的とした公益法人であり、長年にわたり定山溪三笠スキー場を良好に維持管理しており、極めて信頼の高い団体である。 ・当法人は、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録のない者であるが、ロッジ近傍に事務所・人員が配置され、定山溪地区を熟知しており、ホテルや旅館、各種施設等が加盟していることから、緊急時や傷病者発生時に迅速かつ加盟者間の連携対応が可能であるため、利用者保護が図られ、また札幌・定山溪観光の情報提供やニーズの把握を行うことができ、観光振興と一体となった管理運営ができる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R2.4.1	エドウィン・ダン記念館説明案内業務	エドウィン・ダンの会	2,101,000	R2.3.16	R2.4.1 ~ R3.3.31	当団体は、エドウィン・ダンおよび北海道開拓当時の知識が豊富であり、かつ真駒内地域の歴史に精通しており、エドウィン・ダン記念館において、館内展示物およびエドウィン・ダンについての説明案内等を的確に履行できる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R2.4.1	西区役所ほかじん茶(一般ごみ、資源化ごみ)収集運搬業務(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	2,156,935	R2.3.19	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市において、事業系一般廃棄物の収集運搬許可を有しているのは、当該業者のみであることから、同者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 市民部総務企画課 011-641-6921
R1.11.13	西野平和地区雪堆積場管理業務	花井柳川・HCD・勇特定共同企業体	23,650,000	R1.10.29	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.11.13	前田第2地区雪堆積場管理業務	八甲・丸源三上特定共同企業体	13,970,000	R1.10.30	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R1.11.13	福井地区雪堆積場管理業務	北陽・北海道ロード・佐野特定共同企業体	21,505,000	R1.10.30	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R1.11.13	平和地区雪堆積場管理業務	株式会社坂ノ下興業	12,650,000	R1.10.30	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R1.11.13	平和第2地区雪堆積場管理業務	株式会社坂ノ下興業	15,785,000	R1.10.30	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R2.4.8	手稲区総合庁舎廃材搬出処理業務(単備契約)(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,018,916	R2.3.17	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市では、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備する事を目的に、収集運搬体制を一元化しており、事業系一般廃棄物収集搬許可業者は(一財)札幌市環境事業公社のみとなっていることから、本業務を行うことができる者として(一財)札幌市環境事業公社に特定されるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 市民部総務企画課 011-681-2425
R1.11.13	前田第3地区雪堆積場管理業務	スペース・男・日本庭園特定共同企業体	26,950,000	R1.10.29	R1.11.1 ~ R2.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R1.11.13	山口東地区雪堆積場管理業務	大八拓殖・東海建設・全幸特定共同企業体	10,978,000	R1.10.30	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R1.11.13	手稲山口地区雪堆積場管理業務	大泉組・大八拓殖工業特定共同企業体	48,730,000	R1.10.30	R1.11.1 ~ R2.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R1.11.13	前田地区雪堆積場管理業務	丸源三上・八甲・北造コン特定共同企業体	30,745,000	R1.10.30	R1.11.1 ~ R2.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R1.6.26	知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座実施業務	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	3,996,000	R1.6.3	R1.6.3 ~ R2.2.28	本業務は市長公約及びアクションプラン掲載事業であり、また平成19年度の事業開始から10年を経過する実績を有しており、平成31年度もこれを確実に実施する必要があること、受講対象者が知的障がい者であるため、カリキュラムの編成や研修講師の選定など、知的障がい者への特別な配慮が必要であること、平成26年度に本事業の今後のあり方について関係者と意見交換を行った際、効果的な募集方法の確立や講座終了後の就労機会への拡充など、財政的な制約の中でも新たな創意工夫が求められていることなどから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第9条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの(別添1参照)」に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本事業を著実に実施するために必要な業務実績、業務体制、業務スケジュールなどに加え、事業目的を達成するに当たり、独自性や有効性を盛り込んだ提案を募った上で、その良否を実施委員会で審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手稲区保健福祉部保健福祉課 011-681-2478
R1.5.15	市立札幌開成中等教育学校単位制支援システム保守業務	株式会社札幌ウチダシステム	1,736,640	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務の実施にあたっては、単位制支援システムの開発コード、プログラム構成等を熟知している必要があり、これらの技術的な知識や経験を持たない業者からの調達では、プログラム構成の把握等に膨大な時間と費用を要し、障害発生時に迅速に対応できないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、当該業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教育委員会生涯学習部総務課 011-211-3826

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1.5.15	札幌市学校用ネットワーク回線調達業務	東日本電信電話株式会社	79,168,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	各市立学校及び幼稚園の学校用ネットワークにおいては、本市が整備したネットワーク設備に本業務にて調達する公衆回線を接続することによって、学校間、学校とネットワークセンター間等の拠点間の通信を実現している。 本業務によって調達する回線は、既存の本市ネットワーク設備に接続できるものである必要があるが、本要件を満たすことのできる回線を有するのは当該事業者のみである。 以上から、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教育委員会生涯学習部総務課 011-211-3826
R1.5.15	札幌市学校用ネットワークセンター運用管理業務	札幌総合情報センター株式会社	216,540,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務を行うにあたっては、本ネットワーク固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、ネットワーク、機器の設定状況の把握等に、膨大な時間と費用を要することから、障害発生時に迅速に対応ができないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教育委員会生涯学習部総務課 011-211-3826
R1.5.15	北海道新聞データベース	株式会社道新デジタルメディア	1,269,691	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	北海道・札幌の地域情報を多く含む北海道新聞の記事情報を提供できる唯一の事業者であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教育委員会生涯学習部総務課 011-211-3826
R1.12.4	幼児小連携なかよしキャンプ事業運営業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	1,801,800	R1.8.6	R1.8.6 ~ R2.3.25	本事業は、同じグループに幼児(年長児)と小学生(5年生)を配置して活動をするため、充実した内容のプログラムを企画し、安全に実施していくためには、自然体験活動のみならず、子どもの発達や学校教育等にも精通した人材のほか、子どもの体調管理やアレルギー対応を行うことのできるスタッフを配置する必要がある。また、危機管理の一環として、荒天時においても代替の活動へスムーズに移行することができるよう、各会場の付近に、適切な施設を用意する必要がある。 左記の事業者は、児童会館のほか、青少年山の家などの指定管理者として、子どもたちを対象とした自然体験活動事業や、市内小学5年生の宿泊学習の受入元を行っており、参加者の食物アレルギー対応も日常的に行っている。 このように、豊富な経験と人材を擁するとともに、市内全域に利用可能な施設を持っているなど、事業の実施に必要な条件の揃った事業者は他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習推進課 011-211-3872
R2.4.30	札幌市生涯学習総合センターエスカレーター整備業務	ジャパンエレベーターサービス北海道株式会社	2,201,787	R1.9.30	R1.9.30 ~ R2.3.31	本件は、札幌市生涯学習総合センター内のエスカレーター1・2号機について部品交換による整備を実施するものである。エスカレーターについては、その性質上、利便性だけでなく徹底した安全管理が求められる。故障時の対応についても、当該機器の日常的な動作状況を把握している保守点検事業者によらなければ、確実な故障箇所の特定とその整備を履行することができない。また、保守点検事業者と故障時の整備業者を同一とすることで、万一の事故発生時においても確実に原因究明を行うことができる。同センターのエスカレーター1・2号機の保守点検については、平成26年度から現在に至るまでジャパンエレベーターサービス北海道(株)が行っており、当該事業者以外に現在の機器状態を正確に把握し、安全かつ確実に整備を実施できる事業者は存在しないことから、当該事業者と随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習推進課 011-211-3871
R1.7.17	学校図書館等蔵書データ整備業務(単備契約)	株式会社図書館ネットワークサービス	4,595,719	R1.5.24	R1.5.24 ~ R2.3.31	図書館を管理するためのマークは日本では数種類のフォーマットがあるが、札幌市立学校図書館では、図書館の蔵書管理の体制が電算化されて以降、ブックデータ(株)のBマークを使用している。他社マークの使用には、札幌市立学校図書館システムの改修費用のほか、既存図書館のデータやバーコードラベル作成費用が新たに生じることとなり、Bマークの継続使用が経済的である。 さらに、平成24年7月に(株)図書館ネットワークサービスとブックデータ(株)が北海道地区総代理店契約を結んでおり、道内でのBマーク作成、販売は(株)図書館ネットワークサービスに限定されている。 以上のことから、本業務を履行できるのは、(株)図書館ネットワークサービスをおいて他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教育委員会生涯学習部学校施設課 011-211-3831
R2.1.29	令和2年度児童・生徒結核検診業務(単備契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	11,036,602	R1.12.27	R2.4.1 ~ R3.1.31	札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に健康診断を取扱品目として登録されているものに調査をした結果、当該業務を履行できると回答した業者が左記1者のみであったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3841
R2.1.29	令和2年度児童・生徒心臓検診業務(単備契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	30,200,500	R1.12.27	R2.4.1 ~ R3.1.31	札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に健康診断を取扱品目として登録されているものに調査を実施した結果、当該業務を履行できると回答した業者が左記1者のみであったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3841
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(北区2)	札幌集団給食事業協同組合	461,180,500	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。 上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」;平成31年1月25日教育長決裁) 「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。 よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(北区1)	札幌集団給食事業協同組合	464,315,500	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(西区)	札幌集団給食事業協同組合	572,000,000	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(豊平区)	札幌集団給食事業協同組合	585,131,800	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(東区)	札幌集団給食事業協同組合	652,300,000	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(中央区1)	札幌集団給食事業協同組合	286,962,500	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(清田区)	札幌集団給食事業協同組合	366,300,000	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(厚別区)	札幌集団給食事業協同組合	379,057,800	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(南区)	札幌集団給食事業協同組合	403,700,000	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(手稲区)	札幌集団給食事業協同組合	433,372,500	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(白石区)	札幌集団給食事業協同組合	446,147,900	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(中央区2)	札幌集団給食事業協同組合	91,740,000	R2.3.5	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R2.4.22	令和2年度札幌市学校給食調理等業務(中央区3)	北日本フードサービス株式会社	48,818,000	R2.3.6	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和元年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和2年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
H31.4.24	市立札幌開成中等教育学校無線LAN環境及びファイアウォール保守業務	株式会社NTT東日本-北海道	3,564,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務は、市立札幌開成中等教育学校(以下「中等教育学校」)の教育用ネットワークに構築した無線LAN環境の保守を行うものである。</p> <p>この業務目的を達成するために必要な要件として、設備・機器の設定変更等を行う必要があるため、これまでの中等教育学校におけるネットワーク構成を熟知していることが挙げられる。</p> <p>さらに、契約の相手方には、学校におけるICT環境構築に携わった経験があり、中等教育学校におけるネットワーク構成を熟知していることに加え、今後の生徒数の増加や教育内容の変化に対応したネットワーク環境の構築と維持管理について、臨機応変かつ即時に対応できる知識、技術及び人員体制を有していることが必要である。</p> <p>これら全ての条件を満たす者は、中等教育学校の弱電工事施行者で、これまでの中等教育学校のネットワーク環境を熟知し、他の市立学校におけるICT環境構築や運用保守等に豊富な経験・知識を有する、上記相手方のほかに存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教育委員会学校教育推進課 011-211-3851
R1.5.8	市立札幌開成中等教育学校無線LAN環境及びファイアウォール保守業務	株式会社NTT東日本-北海道	3,564,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	<p>本業務は、市立札幌開成中等教育学校(以下「中等教育学校」)の教育用ネットワークに構築した無線LAN環境の保守を行うものである。</p> <p>この業務目的を達成するために必要な要件として、設備・機器の設定変更等を行う必要があるため、これまでの中等教育学校におけるネットワーク構成を熟知していることが挙げられる。</p> <p>さらに、契約の相手方には、学校におけるICT環境構築に携わった経験があり、中等教育学校におけるネットワーク構成を熟知していることに加え、今後の生徒数の増加や教育内容の変化に対応したネットワーク環境の構築と維持管理について、臨機応変かつ即時に対応できる知識、技術及び人員体制を有していることが必要である。</p> <p>これら全ての条件を満たす者は、中等教育学校の弱電工事施行者で、これまでの中等教育学校のネットワーク環境を熟知し、他の市立学校におけるICT環境構築や運用保守等に豊富な経験・知識を有する、上記相手方のほかに存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教育委員会学校教育推進課 011-211-3851
R1.6.12	「令和度進路探究学習オリエンテーリング事業」に係る運営業務	北海道私立専修学校各種学校連合札幌支部	9,230,780	R1.5.29	R1.5.29 ~ R1.10.31	<p>ア 本事業は、最大1,660名の生徒を対象とすることから、生徒の多様な体験希望及び一か所当たりの受入体制を考慮すると、職業体験先と調整の上83講座以上を準備する必要がある。また、準備した講座の生徒用パンフレットを作成した上で、希望参加生徒の調整をするものである。</p> <p>イ 札幌を中心とする石狩管内にある専修学校89校中83校で組織されている北海道私立専修学校各種学校連合札幌支部は、平成25年度から本事業の業務委託を受け、幅広い職種と指導に必要な人員を、夏休み期間中に揃えられる団体である。実施後のアンケート調査の分析からも、1000人近くの生徒が、自分の興味・関心に応じて様々な分野の職業体験を行い、教育的な視点のもとに進路探究学習のねらいを達成し、個々の発達段階を踏まえたキャリア教育を実施することができていることが分かる。また、北海道でも平成21年度から、道内の中学生を対象とした職業体験を専修学校を活用して行う「次世代人材職業体験推進事業」を同連合会に業務委託しており、同連合会は、職場体験に係る生徒の希望の集約、専修学校や各種学校への連絡・調整などの事務手続に関してもノウハウをもっている。</p> <p>ウ 左記連合会札幌支部以外にも民間企業等の活用も考えられることから、企画等を手掛ける企業に打診したが、いずれも「対象人数が多い割りに準備や実施期間が短い中で職業体験先を調整準備するのは困難」との回答であり、現時点において対応可能な民間企業等はないものと考えられる。</p> <p>エ 以上のことから、同連合会札幌支部に業務委託し、その加盟校において職業体験を実施することが適当と考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教育委員会学校教育推進課 011-211-3851

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R1. 9. 4	市立札幌開成中等教育学校無線認証装置更新業務	株式会社NTT東日本-北海道	2,094,120	R1. 8. 9	R1. 8. 9 ~ R1. 10. 31	本業務は、市立札幌開成中等教育学校(以下「中等教育学校」)における外部インターネット接続については、教育用ネットワークに構築した無線LAN環境を経由して行っているが、不正なアクセスが行われないよう、電子証明書を発行し、これをタブレット端末に埋め込むことにより、学校が指定した端末のみ接続を許可することができる状態になっている。 このアクセスの認証を行っている認証装置のサポートが2019年10月31日に終了するため、サポート終了前に新規認証装置への更改を行うものである。 この業務目的を達成するために必要な要件として、これまで使用していた設備・機器の設定変更等を行うとともに、既存の機器に影響を極力与えずに対応する必要があるため、これまでの中等教育学校におけるネットワーク構成を熟知していることが挙げられる。 さらに、契約の相手方は、校務ネットワーク等の現存ネットワークへの影響を最小限に抑えながら安定的に業務を遂行するため、学校におけるICT環境構築に携わった経験を有し、今後の教育内容の変化に対応したネットワーク環境の構築について、臨機応変かつ即時に対応できる知識、技術及び人員体制を有し、適切な管理体制がとられていることが必要である。 これら全ての条件を満たす者は、中等教育学校の弱電工事施行者で、これまでの中等教育学校のネットワーク環境を熟知し、他の市立学校におけるICT環境構築や運用保守等に豊富な経験・知識を有する、上記相手方のほかに存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教育推進課 011-211-3851
R2. 2. 12	令和2年度市立高等学校入学者選抜問題用紙等	市町村立高等学校入学者選抜学力検査問題頒布会	1,715,250	R2. 1. 31	R2. 1. 31 ~ R2. 2. 28	市町村立高等学校入学者選抜学力検査問題頒布会(以下「頒布会」という。)が頒布する問題用紙は、各市町村立高等学校の入学者選抜検査の便宜を図るため、道立高等学校で使用するものと同一であり、その価格が全道において一律である。札幌市立高等学校入学者選抜及び札幌市立中等教育学校後期課程編入入学者選抜学力検査において、生徒の学力を公平に測るには、道立高等学校と同一の問題用紙等を使用する必要があるため、その購入は頒布会のみで可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教育推進課 011-211-3851
R2. 4. 1	札幌市視聴覚センター管理運営業務	公益財団法人札幌市生涯学習振興財団	11,005,500	R2. 3. 23	R2. 4. 1 ~ R3. 2. 28	本業務を実施するにあたり、履行者は次の要件を満たすことが必要である。 (1) 教材貸出しの際に、学校の視聴覚教育の経験あるいは造詣が深い職員から、学校へ適切な貸出相談(アドバイス)の実施が可能なこと(教材貸出先の8割以上が学校関係であるため) (2) 必要な業務として、市販品では代替できない教材の自主制作があり、その際に学校教育に必要な自主作品を制作するため、教職員等への適切な助言・指導が可能なこと (3) 学校における視聴覚教育の技術向上を目指し、放送技術講習会、教職員等を対象とした研修会等の実施が可能なこと 公益財団法人札幌市生涯学習振興財団は札幌市の生涯学習管理施設の管理運営を行うための専門機関として平成11年に設立されており、メディアプラザを有しているなど視聴覚関連事業等において、利用する学校や市民のニーズに対応できる専門性を有している。 同財団の他には上記3つの要件を満たす団体や機関はないことから、札幌市視聴覚センターの管理運営業務を委託できるのは、公益財団法人札幌市生涯学習振興財団1者のみであり、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教育推進課 011-211-3851
R2. 4. 22	令和2年度教職員等健康診断業務(単価契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	48,014,105	R2. 3. 27	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市教育委員会が実施している教職員の定期健康診断業務は、対象者が8,300名程度と非常に多数であり、健診区分及び検査項目についても多岐にわたっている。本件業務の履行にあたっては、年間を通じて受け入れ可能な施設の提供、充分な人数の医師や保健師等の配置や受診者の実情に応じて予約変更等の希望にも柔軟に対応できる実施体制の構築が必要である。札幌市内において求められる条件を満たすことができるのは、札幌市職員共済組合と北海道結核予防会であるが、札幌市職員共済組合は、本市正規職員及び会計年度任用職員の健康診断を実施することから、新たに教職員8,300名の健康診断を受け入れる体制にはない。以上の理由により、受け入れ可能な施設は北海道結核予防会のみとなることから、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教職員課 011-211-3853
R2. 4. 22	令和2年度札幌市立学校会計年度任用職員健康診断業務(単価契約)	札幌市職員共済組合	5,763,296	R2. 3. 30	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本市における健康診断業務については、平成5年1月11日の市長助役会議において、札幌市職員共済組合が健康管理センターを建設のうえ任命権者と一体的に職員等(教職員を除く)の健康管理を実施する方針を決定し、平成8年度から健康管理センターで札幌市職員共済組合が健康診断を実施する現在の体制となっている。本件業務については、競争入札に付することは、以下の理由から適しておらず、特定随意契約とすることとし、札幌市職員共済組合のみを参加者として選定する。 1 健診受診率の維持向上 健康管理センターでは、本市が必要と認める健診項目や本市職員の健診日程調整等に柔軟に対応することが可能であり、職員の健診受診率の維持向上が期待できる。 2 健診結果データの経年管理による効果的な事後指導、健康教育等の実施 健康管理センターでは、健診結果データを毎年で管理しており、個々の健診結果に応じた保健師等の事後指導や統計分析を基にした健康教育を効果的に実施することが可能である。 3 保健事業との共同実施による効果的・効率的な予防・健康づくり 札幌市職員共済組合は、保険者として人間ドック等の保健事業を実施しているところ、本市職員の健康診断と共同で実施することにより、効率的に受診することが可能である。また、札幌市職員共済組合が健診結果等のデータを分析し、効果的・効率的な保健事業を実施することにより、本市職員の効果的・効率的な予防・健康づくりが期待できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教職員課 011-211-3853
R2. 4. 22	令和2年度札幌市立高等学校・中等教育学校・特別支援学校日直代行業務(単価契約)	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,086,432	R2. 3. 30	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	選定基準とした「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第2項に規定するシルバー人材センターで、当該業務を委託することにより、高齢者の就労の機会創出や生きがいの充実、社会参加の拡大等に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 学校教育部教職員課 011-211-3853
R2. 4. 22	令和2年度札幌市立中学校日直代行業務(単価契約)	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	70,685,064	R2. 3. 31	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	選定基準とした「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第2項に規定するシルバー人材センターで、当該業務を委託することにより、高齢者の就労の機会創出や生きがいの充実、社会参加の拡大等に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 学校教育部教職員課 011-211-3853
H31. 4. 24	平成31年度新刊書誌データ	株式会社図書館流通センター	4,403,600	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31	本市図書館システムである「札幌市蔵書検索・予約システム」は、左記企業が作成する書誌データ「TRC-MARC」の使用を前提として開発、運用しており、当データを使用しなければ、図書館の登録は不可能である。よって、本契約の相手方は書誌データの開発・導入等を手がけている当該企業に特定されており、契約の性質又は目的が競争入札に適用しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教育委員会中央図書館運営企画課 011-512-7330

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
H31.4.24	平成31年度デジタル絵本運用支援業務	丸善雄松堂株式会社	4,455,000	H31.4.1	H31.4.1 ~ R2.3.31	本業務は、えほん図書館において、タブレット端末を用いたデジタル絵本閲覧及び上映、行事等に使用可能なデジタル絵本コンテンツの提供、デジタル絵本を用いたワークショップの実施といった、総合的なデジタル絵本による読書環境を整備し、その実績を調査・検証するものであり、平成31年度も引き続き実施するものである。 本業務を受託するにあたっては、本業務において使用可能な著作権処理済みの既刊絵本のコンテンツや読み聞かせ等の図書館特有の使用に対応したコンテンツの提供が必要となる。これらコンテンツは大日本印刷株式会社で作成されており、提供ができるのは唯一、同社グループで、教育・学術事業を行っている丸善雄松堂株式会社のみである。また、本業務は複数年(平成28年度～平成31年度)に渡り、かつ効果におけるデジタル絵本の活用方法について調査・検証することも含まれており、本業務を一体的かつ効果的に履行できるのは左記業者において、他にない。 以上ことから、本業務を履行可能であるのは丸善雄松堂株式会社のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教育委員会中央図書館運営企画課 011-512-7330
H31.4.17	図書館システム回線V P N網変更に係る回線敷設およびネットワーク設定業務	日本電気株式会社	3,636,306	H31.4.8	H31.4.8 ~ R1.7.31	本業務は、現在運用している札幌市図書館電算システムに使用する回線のネットワーク設計および構築を行う作業であるため、本業務を履行するには当システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 当該事業者は、当システムの詳細設計、開発、運用保守を受託した業者であり、上記仕様等を熟知し、今年度の「札幌市図書館システム運用・保守業務」を受託している。本業務を行う者は当該事業者以外にないことから、要件を満たすことができる唯一の業者であり、迅速かつ安全、確実に業務履行できるのは当該事業者において他にない。 よって、本契約の相手方は当該事業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、当該事業者から見積書を徴して、随意契約することが妥当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教育委員会中央図書館運営企画課 011-512-7330
R1.9.18	令和元年度子ども読書チャレンジプロジェクト等企画運営業務	株式会社インサイト	5,060,000	R1.7.1	R1.7.1 ~ R2.3.31	本業務は、乳幼児から一般に至るまで、各年齢に応じた読書活動推進事業を実施し、読書の楽しさに触れ、読書の大切さを知る契機創出を図ることを目的としている。そのため、本業務の実施にあたっては、読書推進の目的に沿った効果的な事業とするための企画力や技術力が求められることから、価格を単独指標とした競争入札等に適しない。業者の選定については、公募型プロポーザル方式(企画競争)を採用し、複数の事業者より当事業に係る企画提案を募り、選考の結果、最も適当と認められる企画提案を行った事業者と業務委託契約を締結したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R1.10.2	図書館電算システム更新業務	日本電気株式会社	69,458,180	R1.9.12	R1.9.12 ~ R2.2.29	本業務は、平成25年度より稼働している図書館電算システム(以下「システム」という。)の機器の老朽化に伴い、令和2年1月に機器更新を行うところ、現行システムを新機器環境に移行するとともに、ソフトウェアのアップグレードおよび一部機能改修を行うための諸作業を行うものであるため、本業務を履行するには当システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 当該事業者は、現行システムである平成25年度既調達業務「札幌市図書館電算システム再構築業務」並びに平成25～30年度に実施している「札幌市図書館システム運用・保守業務」を受託し、確実に履行した実績がある。また、平成31年度において「札幌市図書館システム運用・保守業務」を受託し、業務を履行中であり、これらの当該業務においては、システムの一連の開発工程における業務分析、設計、製造等を行っており、本業務がこれらを引継いで統合的に作業するものであることから、上記要件を満たすことができ、迅速かつ安全、確実に業務履行できるのは当該事業者において他にない。 よって、本契約の相手方は当該事業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適さないことから、当該事業者から見積書を徴して、随意契約することが妥当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.1.8	令和2年(1～3月)札幌市図書館システム運用・保守業務	日本電気株式会社	12,330,615	R1.12.19	R2.1.1 ~ R2.3.31	本業務は、平成25年度より稼働している図書館電算システム(以下「システム」という。)の安定稼働及び安定した運用を行うことを目的とするものであり、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 当該事業者は、現行の本市図書館システム(以下「システム」とする。)である平成25年度既調達業務「札幌市図書館電算システム再構築業務」並びに平成25年度～平成30年度に実施している「札幌市図書館システム運用・保守業務」を受託し、誠実に確実に履行した実績がある。また、令和元年度(平成31年度)において「札幌市図書館システム運用・保守業務」(4月～12月)及び「図書館電算システム更新業務」を受託し、業務を履行中であり、これらの当該業務においては、システムの一連の開発工程における業務分析、設計、製造等を行っており、本業務がこれらを引継いで統合的に作業するものであることから、上記要件を満たすことができ、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者において他にない。 よって、本契約の相手方は当該事業に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適さないことから、当該事業者から見積書を徴して、随意契約することが妥当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.22	中央図書館1階・2階・3階トイレ自動ドア装置修繕	フルテック株式会社	1,188,000	R1.12.24	R1.12.24 ~ R2.3.31	本業務対象の自動扉開閉装置はフルテック(株)製であり、左記業者は同装置に対する専門的知識、技術等を有し制御器の設定を行う外部記憶入力装置を操作できる自動ドア施工技能士を有している。また、消耗部品や駆動装置等の交換時期の把握、故障発生時の交換部品の確保が容易である。よって、同装置の信頼性確保及び安全管理の観点から、左記業者を契約の相手方として特定することは妥当と考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.11.11	電子書籍(TDLSコンテンツ)	株式会社図書館流通センター	2,088,301	R2.1.29	R2.1.29 ~ R2.1.31	通常、個人向けに販売されている電子書籍は、購入者本人に対して提供するものであり、その利用が限定されている。一方、公共図書館では紙媒体の書籍と同様、すべての登録利用者に対して提供できることが必要である。現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利(複写権および公衆送信権)を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一人に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.1	中央図書館エレベーター設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム	1,795,200	R2.3.10	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務の対象エレベーターは(株)日立製作所製であるが、業務を履行するにはあたっては専門技術者がエレベーターシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、他の業者ではメーカーが独自開発したプログラムの把握等は困難と考える。また、左記業者は遠隔監視装置の設置により、普段の運行状態の監視並びに走行性能診断及び利用状態診断等も行っていることから、迅速な異常の把握や故障発生時の交換部品の確保が容易である。よって、エレベーターの信頼性確保、安全管理の観点及び特殊な状況下で業務を実施できる本市登録業者は、メーカーと提携関係にある左記業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330

令和元年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.22	中央図書館・埋蔵文化財センター自動ドア装置部品交換及び修繕業務	フルテック株式会社	990,000	R2.3.11	R2.3.11 ~ R2.3.31	本業務対象の自動扉開閉装置はフルテック(株)製であり、左記業者は同装置に対する専門的知識、技術等を有し制御器の設定を行う外部記憶入力装置を操作できる自動ドア施工技能士を有している。また、消耗部品や駆動装置等の交換時期の把握、故障発生時の交換部品の確保が容易である。よって、同装置の信頼性確保及び安全管理の観点から、左記業者を契約の相手方として特定することは妥当と考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.1	図書・情報館商用データベース(CD-Eyes50)	株式会社東京商工リサーチ	1,122,000	R2.3.12	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該データベースは、別紙申立書のとおり、販売代理店には委託せず、サービス提供元の事業者が直接契約、請求業務等を行っており、当該事業者以外に本業務を履行する業者は存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.8	新刊書誌データ	株式会社図書館流通センター	4,444,000	R2.3.18	R2.4.1 ~ R3.3.31	本市図書館システムではデータベース上の書誌情報を、現在使用している「TRC MARC」が独自で取り入れている「利用対象」「ジャンル」「装丁の特徴」「受賞情報」「書評情報」「児童用内容紹介」「学習件名」などを含む約70フィールド(約300サブフィールド)をもって構成しており、これに「個人名」をはじめとした7種の典拠情報、及び内容詳細、目次情報を連携させて、膨大な蔵書に対し、様々な角度から「目的の1冊」を検索することを可能としている。上記の高度な検索性を維持しつつ、年間約8万件に及ぶ新刊情報を追加、活用していくには、全国の多数の公共図書館で導入実績のある、「TRC MARC」の新刊書誌データの使用をこれまで同様に継続することが不可欠であり、本市図書館システムが同書誌データの使用を基に構築している側面からも、供給できる者は開発、販売している選定事業者1者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.8	令和2年度デジタル絵本運用支援業務	丸善雄松堂株式会社	4,455,000	R2.3.24	R2.4.1 ~ R3.3.31	えほん図書館では、平成28年度から令和元年度まで、図書館におけるデジタル絵本を活用した読書環境の整備と活用について、実際に運用しながら調査検証を行ってきたところである。 本業務は、これまでの調査検証結果を踏まえ、今の時代のニーズに合わせた取組として、えほん図書館及び中央図書館において、子どもの読書推進と来館促進のため、絵本をテーマとしたデジタル機器を活用したワークショップの開催が行えるように行事等においてデジタル絵本を使用できる環境を整備するものである。 本業務を受託するにあたっては、本業務において使用可能な著作権処理済みでおかつ読み聞かせ等の図書館特有の使用に対応した既刊絵本のコンテンツの提供が必要となる。上記コンテンツは大日本印刷株式会社で作成しており、提供ができるのは唯一、同社グループ企業で、教育・学術事業を行っている丸善雄松堂株式会社のみである。 以上から、本業務を履行可能なのは丸善雄松堂株式会社のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.15	令和2年度札幌市図書館システム運用・保守業務	NECソリューションイノベータ株式会社	49,322,460	R2.3.24	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、平成25年度より稼働している図書館電算システム(以下「システム」という。)の安定稼働及び効率的な運用を行うことを目的とするものであり、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 本業務をこれまで受託してきた事業者のグループ内の業務見直しにより、システム事業を当該事業者へ事業譲渡し、システム開発から販売・サポートまでの一貫した体制の引継ぎを行う旨の意思を示しているところであり、上記要件を満たすことができ、迅速かつ安全、確実に業務を履行することができるのは当該事業者においてほかにいない。 よって、本契約の相手方は当該事業者にて特定され、契約の性質または目的が競争入札に適さないことから、当該事業者から見積書を徴して、随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.15	山の手図書館清掃業務	社会福祉法人札幌会	8,276,400	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.15	西岡図書館清掃業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	9,350,000	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	就労を希望するひとり親家庭の母等に対して、その就労の機会又は就労に必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.15	曙図書館清掃及び除雪業務	特定非営利活動法人 地域生活支援グループ・共働友楽舎	9,266,730	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.15	新琴似図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌会	8,482,100	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.15	滝川図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌会	8,440,300	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.4.15	東札幌図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌会	8,440,300	R2.3.25	R2.4.1 ~ R3.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.11.11	電子書籍 (TRCコンテンツ)	株式会社図書館流通センター	1,123,588	R2.3.30	R2.3.30 ~ R2.3.31	通常、個人向けに販売されている電子書籍は、購入者本人に対して提供するものであり、その利用が限定されている。一方、公共図書館では紙媒体の書籍と同様、すべての登録利用者に対して提供できることが必要である。現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利(複製権および公衆送信権)を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一者に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.11.11	電子書籍 (JDLコンテンツ)	株式会社図書館流通センター	1,541,266	R2.3.30	R2.3.30 ~ R2.3.31	通常、個人向けに販売されている電子書籍は、購入者本人に対して提供するものであり、その利用が限定されている。一方、公共図書館では紙媒体の書籍と同様、すべての登録利用者に対して提供できることが必要である。現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利(複製権および公衆送信権)を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一者に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 4. 15	令和2年度中央図書館もみじ台図書コーナー運営業務	日興美装工業株式会社	1,549,900	R2. 3. 31	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	もみじ台図書コーナーの設置箇所を含むもみじ台管理センターは、平成24年に財)札幌市住宅管理公社から寄附を受け、本市(財産：まちづくり政策局都市計画部、運営調整：市民文化局地域振興部)が所有しながら、公募によって選定された管理運営団体に貸付を行うことで管理運営を行っている。 図書コーナーについても当該事業者が包括的な運営を委ねることでサービスの質の向上や運営上の効率化が図られることから、当業務はもみじ台管理センター管理運営団体募集要項において受託業務となっている。 平成28年からの管理運営期間は令和2年3月31日で完了するが、プロポーザルによる公募が中止となり、ひとまず令和2年度については現管理運営団体と単年度契約を行うことになったことから随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)中央図書館運営企画課 011-512-7330
R1. 11. 13	令和元年度職員採用試験における就職活動サイトの広告掲載業務、合同企業説明会等参加の登録業務	株式会社マイナビ	1,100,000	R1. 10. 30	R1. 10. 30 ~ R2. 3. 27	本市への就職を意識していない民間企業等を志望する学生を含め、本市を志望する学生を掘り起こし、本市採用試験の受験者数を増加させ、より有為な意欲のある人材を確保するため、標記案件を調達することとし、この案件の選定基準を下記のとおり定める。 1 札幌市内で開催する合同企業説明会は特に重要なため、最大規模の動員が見込まれ、効果的な広報ができる市内の大規模な会場で説明会を開催すること 2 民間企業等がインターンシップなどを通して、早い時期から積極的に学生との交流を図っていることから、本市としても学生が本格的に就職活動を行い始める令和2年3月より早い段階に接触することが効果的であるため、仕事や働き方について考えるイベントを令和2年3月より前に札幌市内で実施すること 3 技術系職種は全国的に採用競争が激化しており、本市としても技術系学生への広報を強化しているため、土木職・建築職に特化した説明会を札幌市内で開催すること 4 本市申込者の中には首都圏及び関西圏の大学に通う学生が一定数おり、また、道外の新たな本市志望者の掘り起こしを行う上で首都圏及び関西圏での広報活動は重要であるため、北海道へのU・Iターンを希望する学生向けのイベントを首都圏及び関西圏の会場で開催すること 上記選定基準を全て満たすのは、(株)マイナビ北海道支社のみであることから、(株)マイナビ北海道支社を契約の相手方として特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	人)任用課 011-211-3143
R1. 5. 29	札幌市議会議員控室レイアウト変更業務	大丸株式会社	11,534,400	H31. 4. 22	H31. 4. 22 ~ R1. 5. 6	1 業種が大分類「卸小売業」中分類「家具・建具・什器」に登録されている者の中で、電気・水道工事を実施できる業者であること。 2 過去3年間に市役所のレイアウト変更業務の受託実績がある業者であること。 3 上記1、2の条件を満たす業者のうち、業務受託可能であったのは、大丸(株)1社のみであった。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	議会事務局総務課 011-211-3162